

令和5年第1回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期29日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月14日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針演説 ○ 報告第1号から議案第37号までの48議案を一括上程・提案理由説明 ○ 議案第1号から同意第6号までの詳細説明 【 散 会 】
2月15日	水	休 会	○ 議事整理
2月16日	木	休 会	○ 議事整理
2月17日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から議案第30号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号から同意第6号までの質疑 ○ 議案第31号から議案第37号までの詳細説明 ○ 議案第38号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 議案第39号の追加上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
2月18日	土	休 会	○ 市の休日
2月19日	日	休 会	○ 市の休日
2月20日	月	休 会	○ 議事整理
2月21日	火	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
2月22日	水	休 会	○ 議事整理
2月23日	木	休 会	○ 市の休日
2月24日	金	休 会	○ 議事整理
2月25日	土	休 会	○ 市の休日
2月26日	日	休 会	○ 市の休日

2月27日	月	休 会	○ 議事整理
2月28日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から請願第2号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第1号から同意第6号までの討論・採決 ○ 議案第31号から議案第39号までの質疑・委員会付託 ○ 発議第1号及び発議第2号の上程・趣旨説明・質疑 【 散 会 】
3月1日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
3月2日	木	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
3月3日	金	休 会	○ 議事整理
3月4日	土	休 会	○ 市の休日
3月5日	日	休 会	○ 市の休日
3月6日	月	休 会	○ 議事整理
3月7日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（石川、永木、山森） 【 延 会 】
3月8日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（豊田、村上、中山、原田） 【 延 会 】
3月9日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野（正）、入江、高橋） 【 散 会 】
3月10日	金	休 会	○ 議事整理
3月11日	土	休 会	○ 市の休日
3月12日	日	休 会	○ 市の休日
3月13日	月	休 会	○ 議事整理
3月14日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第31号から議案第37号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第1号及び発議第2号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月14日 (火)

令和５年第１回宇城市議会定例会（第１号）

令和５年２月１４日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸報告
日程第４		施政方針演説
日程第５		専決処分の報告について（報告第１号から報告第５号まで）
日程第６	議案第１号	令和４年度宇城市一般会計補正予算（第８号）
日程第７	議案第２号	令和４年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第８	議案第３号	令和４年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第４号	令和４年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第５号	令和４年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第３号）
日程第１１	議案第６号	令和４年度宇城市水道事業会計補正予算（第４号）
日程第１２	議案第７号	令和４年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第１３	議案第８号	令和４年度宇城市民病院事業会計補正予算（第３号）
日程第１４	議案第９号	宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１０号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１１号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１２号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第１３号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	議案第１４号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 0	議案第 1 5 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 6 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 7 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 8 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 9 号	宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について(宇城市立豊野保育園の建物等)
日程第 2 6	議案第 2 1 号	財産の取得について(学校給食センター食器及び食器かご等購入)
日程第 2 7	議案第 2 2 号	財産の取得について(学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入)
日程第 2 8	議案第 2 3 号	権利の放棄について(平成 2 6 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権)
日程第 2 9	議案第 2 4 号	権利の放棄について(市営住宅家賃等の債権)
日程第 3 0	議案第 2 5 号	権利の放棄について(水道料金の債権)
日程第 3 1	議案第 2 6 号	権利の放棄について(病院事業の債権)
日程第 3 2	議案第 2 7 号	指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)
日程第 3 3	議案第 2 8 号	市道の路線の廃止について
日程第 3 4	議案第 2 9 号	市道の路線の認定について
日程第 3 5	議案第 3 0 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 3 6	同意第 1 号	副市長の選任について(浅井 正文氏)
日程第 3 7	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田 信幸氏)
日程第 3 8	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川 玲子氏)
日程第 3 9	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中村 久美子氏)
日程第 4 0	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 敏

行氏)

日程第4 1 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 郁夫氏)

日程第4 2 議案第3 1号 令和5年度宇城市一般会計予算

日程第4 3 議案第3 2号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第4 4 議案第3 3号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 5 議案第3 4号 令和5年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第4 6 議案第3 5号 令和5年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第4 7 議案第3 6号 令和5年度宇城市水道事業会計予算

日程第4 8 議案第3 7号 令和5年度宇城市下水道事業会計予算

日程第4 9 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 德 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	杉 浦 正 秀 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） ただいまから、令和5年第1回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、11番、三角隆史君及び12番、坂下勲君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月14日から3月14日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの29日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、議長の諸般の報告として、1ページから6ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和4年10月分から12月分までが提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりです。

次に、陳情等について申し上げます。去る2月2日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した2件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

また、1月26日に、くまもと農業委員会女性委員の会から、農業委員会への女性登用に関する要望書の提出があつておりますので、その写しをお手元に配布しております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、記録的寒波の影響について報告します。

1月24日火曜日からの10年に一度と言われた寒波により、市内は24日火曜日夜から積雪に見舞われました。

この影響により、25日水曜日午前2時40分から午前9時30分の間、国道3号が松橋町の博物館ネットワークセンター下交差点から宇土市の県道川尻宇土線交差までが、除雪のため全面通行止めとなり、市内各所で大渋滞が発生しました。

また、25日水曜日午前10時から26日木曜日午前9時34分の間、不知火ウキウキ線を積雪による車両通行困難のため、不知火支所付近から宇土市の県道川尻宇土線との交差点までを全面通行止めに、25日水曜日午後7時から26日木曜日午前10時の間、通称フルーツロードを同じ理由で、松橋町のあおば病院付近から豊野町の県道小川嘉島線との交差点までを全面通行止めとしました。

さらに、氷点下の冷え込みにより、市内各所で水道管凍結に伴う漏水が多発し、配水池の水量低下が著しかったことから、26日木曜日から2月1日水曜日まで、一部地域で減圧給水による給水制限を行いました。

寒波の襲来は予想できることから、防災行政無線やメール、LINEを使用した早めの呼び掛けを行っていたものの、結果として日常生活に支障を来すこととなったため、次回はより早めに、丁寧に注意喚起を行ってまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。

県内では、年末から増加傾向にあった新規感染者数が減少に転じており、市職員も同様の傾向にあります。病床使用率も低下しており、保健医療への負荷は一定程度緩和されつつあります。

そのような中、1月27日金曜日、政府の新型コロナ対策本部にて新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、特段の事情が生じない限り、大型連休明けの本年5月8日月曜日に、現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が決定されました。今後、医療費の取扱いやワクチン接種について、国の動向を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を報告します。

2月8日水曜日現在、3回目の接種率は74.2%、4回目の接種率は53.2%であります。

11月14日月曜日から開始した5回目の接種率は31.1%、また11月19日土曜日から開始した6か月以上の乳幼児対象の接種率は3.4%となっております。

今後も、最新の情報を広報紙やホームページ等で発信してまいります。

次に、物価高騰対策商品券並びにマイナ商品券について報告します。

11月1日火曜日から販売及び交付を開始しました2つの商品券について、物価

高騰対策商品券は94.7%を販売、マイナ商品券は対象者の97.8%に交付しました。

国の交付金を活用して本年度2回実施したこの商品券事業は、冷え込んだ市内経済の活性化に一定の成果を与えたものと思っております。

次に、マイナンバーカードの状況について報告します。

1月31日火曜日現在の本市の交付率は57.4%であり、交付率向上のため2月末までを強化月間として、平日の夜間及び休日交付に取り組んでおります。一方で申請率は、マイナ商品券事業を含む集中キャンペーンの効果もあり、70.7%という県内14市中2位まで高まっております。

国が行っているマイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限が2月末まで延長されたことに伴い、本年度末まで更なる申請率及び交付率の向上を目指します。

次に、熊本県広報コンクールの結果について報告します。

1月16日月曜日に開催された熊本県広報コンクールで、広報うきが2年ぶり3回目のグランプリを受賞しました。

審査員から、「身近な問題を集めている」「レイアウトがしっかりして見やすい」「読者に知ってほしいことや取材の意図がはっきりしている」などの評価をいただき、大変嬉しく思っております。今後も、「『載せる』のではなく、『伝える』わけでもなく、『伝わる』ものをつくる」をモットーに、魅力ある紙面づくりに取り組んでまいります。

最後に、郡市対抗熊日駅伝の結果について報告します。

1月29日日曜日に開催された第40回熊日郡市対抗女子駅伝の結果は第3位であり、2月12日日曜日に開催された第49回郡市対抗熊日駅伝の結果は第7位でした。

選手のうち、女子の1人は区間賞を取る快走でした。選手の皆様の健闘を称え、関係者の皆様の御苦労に心から御礼申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

日程第4 施政方針演説

○議長（溝見友一君） 日程第4、施政方針演説を議題とします。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 令和5年第1回宇城市議会定例会の開会にあたり、施政方針を

申し上げます。

令和4年、世界経済は新型コロナウイルス感染症からの景気回復を受けて、各種需要が一気に拡大しました。

日本国内でも、原材料価格の高騰や原油高、記録的円安を背景にした物価高騰に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、資源・エネルギー、食料品も高騰しています。

市では昨年、国による支援策と併せて市の独自事業として、新型コロナウイルス感染症並びに物価高騰により低迷する市内経済の活性化と家計・事業者支援の両面から、2度のプレミアム付商品券事業による経済対策を大胆に行いました。

令和5年度も、第2次宇城市総合計画に掲げる将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を目標に、市民の皆様に住んでよかったと感じていただけるよう、市民目線で事業を展開してまいります。

加えて、第2期宇城市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる、市の理念を象徴するフレーズ「UK IN I SUM」を展開し、市外在住者に向け、子育てするなら宇城市と実感していただける施策や、宇城市に「集う」「暮らす」「活躍する」関係人口を創出する取組を実施してまいります。

さらに、世界最大手の半導体企業TSMCの新工場稼働を見据え、半導体関連のみならず、幅広い企業誘致に取り組み、新たな雇用の創出から人口流出の抑止、世帯、人口の増加といった好循環を目指します。

内閣府の令和5年1月の月例経済報告によれば、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとされており、withコロナの下での各種政策の効果もあり、持ち直しが期待されています。しかし、世界的な金融引締めが続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクを抱えており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

同様に、九州経済産業局の九州経済の基調判断によると、九州の景気も緩やかに持ち直しているとされており、個人消費は持ち直し、雇用は改善しているものの、一部に厳しさが見られる状況にあります。

このような情勢の中、国の令和5年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2022及び2021に基づき、経済・財政一体改革の着実な推進を行う一方、重要な政策の選択肢を狭めず、歳出全般にわたって施策の優先順位を洗い直し、かつ無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化するとされています。

具体的には、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX（グリーントランスフォーメーション）への投資及びDXへの投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや

食料を含めた経済安全保障を徹底し、重要な政策について重要政策推進枠の措置がなされております。

これに加えて、年頭の首相施政方針演説では、新しく発足することも家庭庁の下で、6月に策定される骨太の方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増の大枠が提示されることが表明されました。

地方財政対策の主なものとしては、地方交付税の総額が令和4年度を上回る18.4兆円確保されており、また、地域のデジタル化の推進費としてデジタル田園都市国家構想事業費が創設され、そのメニューの1つである地域デジタル社会推進費の事業期間が延長されるとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円が積み増しされます。さらに、地域の炭素化の推進費として脱炭素化推進事業費及び脱炭素化推進事業債が創設されます。

本市の財政状況は、経常収支比率は依然として高い水準にあり、財政の硬直化が懸念されるものの、民営化の推進や施設の統廃合、滞納整理強化などの行財政改革の取組の成果が出ています。これにより財政調整基金等を徐々に増資でき、財政健全化判断比率の指標は健全段階に位置しており、他の類似団体と比較しても遜色ない良好な状況です。

令和5年度一般会計の収支見通しは、歳入面で、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税等が減収する見込みであるため、地方交付税や市債などにさらに依存するとともに、財政調整基金を一定程度取り崩し、予算編成する状況です。歳出面では、社会保障関係費の増大やデジタル関係経費及び公債費の増嵩により、経常収支比率は高い水準を見込んでいます。さらに、教育施設の改築、宇城広域連合エネルギー回収型処理施設の改築、道路・橋りょうなどの社会資本の長寿命化や維持管理、防災・減災・国土強靱化に要する費用、情報システムの再構築などの実施により、厳しい財政運営を予想しています。

そのような中であっても、第2次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標に基づき、限られた財源を最大限に有効活用することはもちろんのこと、デジタルの力や多様な地域資源も最大限に活用し、国営緊急農地再編整備事業や市道大野川リバーサイドロード線整備事業、松橋駅西・小川駅西の開発事業など、重点施策事業と位置付けた事業に注力するとともに、デジタル技術や民間活力を活用した行財政改革に取り組み、学校の改築事業や給食費の無料化、子ども医療費助成の対象年齢拡大など、市の将来を担う子どもたちに関する分野には特に傾注してまいります。

目指すのは、住んでよかった、住みたいと思えるまちです。この実現に向け、本年度も精一杯、皆様と共に取組を進めてまいります。

第2次宇城市総合計画及び第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに

予算編成方針に基づき、令和5年度の重点施策の概要について申し上げます。

はじめに、再生・発展するまちづくり分野です。

熊本地震発災から約7年が経過しようとしている中、市民生活を最優先とした復旧・復興から取り組み、昨年、復興の総仕上げとして本庁舎の改修工事が完了いたしました。防災機能の強化、省エネ化に加え、証明書発行や公金の支払いにデジタル技術を活用し、より市民の利便性が高い庁舎へと生まれ変わりました。

令和5年度からは、安心・安全なまちづくりの視点を踏まえつつ、再生・発展する分野は、以下5つの基本目標を横断的な取組として位置付けます。

1つ目に、育てるまちづくり分野です。

国は、過去最低と見込まれる出生数の反転に向け、次元が異なる少子化対策に舵を切り、子ども予算を将来的に倍増させる方針を示しています。

子どもは地域の宝であり、市の将来を担う大切な人財です。

市としても子育て支援には真摯に向き合うとともに、子育て・教育の支援制度・環境・施設の充実、定住人口の増加にもつながることから、「子育てするなら宇城市」を念頭に、重点的に取り組んでまいります。

具体的には、高校3年生まで拡充した子ども医療の助成費、保育所等の施設整備事業費、保育所等の副食費無償化事業費、小川中学校建て替え事業費、松橋中学校建て替え事業費などを計上しております。

2つ目に、住み続けるまちづくり分野です。

全ての市民に、ちょうどいい住みやすさを実感していただくため、医療・福祉、健康、環境については引き続き充実を図り、将来にわたり安全で安心して住み続けられる環境の整備を図ってまいります。

具体的には、さしより野菜推進事業費、定期予防接種業務委託費、宇城広域連合環境再生センター費などを計上しております。

また、これまで68年にわたり地域医療に貢献してきた宇城市民病院の運営を、本年から宇城総合病院を運営する黎明会様にお任せすることになりました。これまでも、様々な行政サービスの分野で民間のサービス力を活かした市民満足度の向上に努めており、今回も、熊本県地域医療拠点病院であり、災害拠点病院でもある黎明会宇城総合病院様に変えて大変期待するところであります。

3つ目に、持続するまちづくり分野です。

人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化などの社会構造の変化へ対応するため、好循環する経済を生み出し、都市機能を維持向上するための社会基盤の整備が必要です。加えてTSMCの進出による経済効果を最大限享受できるよう、土地の有効利用策の検討を始め、農業と共存しながら稼ぐ力を引き出す経済・産業政策の実現

を目指します。

また、引き続き行財政改革を進めるとともに、業務改革、意識改革に取り組み、市民目線に立った、時代の潮流に負けない行財政運営を行います。

具体的には、農業次世代人材投資、新規就農者育成事業費、国営緊急農地再編整備事業費、市道大野川リバーサイドロード線整備事業費、松橋駅西周辺開発整備基本構想策定業務費などを計上しております。

4つ目に、選ばれるまちづくり分野です。

宇城市は、総人口は減少しているものの、一昨年から転出者より転入者が多くなる社会増に転じています。推測される要因として、継続したシティプロモーション事業、不知火美術館・図書館リニューアルなどによる子育て世帯に向けた政策実現の効果、空き家バンクの積極的なPRなどが挙げられます。また、移住・定住だけでなく、企業の進出も増加し、大幅な投資が見込まれています。この良い流れを最大化するための取組を引き続き強化してまいります。

具体的には、シティプロモーション事業費、企業誘致関係補助金、産業用地適地調査業務委託費などを計上しております。

最後に、活躍するまちづくり分野です。

市民一人一人が主体となったまちづくりを推進するとともに、男女共同参画社会の実現やスポーツによる地域の活性化、市民の皆様の生涯にわたる学びの機会の創出のため、誰もが自由に学べる環境を整えてまいります。

昨年4月にリニューアルオープンした不知火美術館・図書館では、行政が関与せずとも、市民が主体となった様々なイベントが企画され、市内外から多くの来場者を集めています。まさしく市民が主体となるモデルケースであり、そうした環境をつくることで新たなまちづくりの形が見えてまいりました。今後も、市民が楽しく集え、活躍できる事業の創出を検討してまいります。

具体的には、男女共同参画社会関係費、図書館・美術館指定管理業務、企画展開催費、不知火グラウンド照明取り替え費、ふれあいスポーツセンター観覧席設置費、eスポーツ拠点施設整備費などを計上しております。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響による経済活動の停滞、少子高齢化の進行、就労形態の変化、人々の価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

市としては、新たに求められるニーズに的確に対応しながら、これまで育んできた教育、子育て、医療、健康、スポーツ、まちづくりなどの魅力を一層深化させていく必要があります。

市が直面する課題が複雑化・多様化していく中、従来の行政の在り方を絶えず見

直していくことが求められており、改革にあたっては断腸の思いで決断を行っております。

ただ、全ては市の持続的発展のためです。市民から市の舵取りを負託された責任の重みを胸に、今後も重点事業をはじめ、取組を強化すべき施策を大胆かつ慎重に市職員と共に一丸となり推進してまいります。

改めて、市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和5年度の重点施策と予算の概要を申し上げました。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（溝見友一君） これで、施政方針演説を終わります。

—————○—————

- | | |
|-------|--|
| 日程第5 | 専決処分の報告について（報告第1号から報告第5号まで） |
| 日程第6 | 議案第1号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第7 | 議案第2号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第3号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第4号 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第5号 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第6号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第7号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第8号 令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第9号 宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第10号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第13号 宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第14号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 |

		営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 5 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 6 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 7 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 8 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 9 号	宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）
日程第 2 6	議案第 2 1 号	財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）
日程第 2 7	議案第 2 2 号	財産の取得について（学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入）
日程第 2 8	議案第 2 3 号	権利の放棄について（平成 2 6 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権）
日程第 2 9	議案第 2 4 号	権利の放棄について（市営住宅家賃等の債権）
日程第 3 0	議案第 2 5 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 3 1	議案第 2 6 号	権利の放棄について（病院事業の債権）
日程第 3 2	議案第 2 7 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）
日程第 3 3	議案第 2 8 号	市道の路線の廃止について
日程第 3 4	議案第 2 9 号	市道の路線の認定について
日程第 3 5	議案第 3 0 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 3 6	同意第 1 号	副市長の選任について（浅井 正文氏）
日程第 3 7	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）
日程第 3 8	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）
日程第 3 9	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久

美子氏)

日程第40 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 敏行氏)

日程第41 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 郁夫氏)

日程第42 議案第31号 令和5年度宇城市一般会計予算

日程第43 議案第32号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第44 議案第33号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第45 議案第34号 令和5年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第46 議案第35号 令和5年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第47 議案第36号 令和5年度宇城市水道事業会計予算

日程第48 議案第37号 令和5年度宇城市下水道事業会計予算

○議長(溝見友一君) 日程第5、専決処分の報告について(報告第1号から報告第5号まで)、日程第48、議案第37号令和5年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 本日から令和5年第1回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告が5件、予算案件として、補正予算では令和4年度宇城市一般会計補正予算など8件、当初予算では令和5年度宇城市一般会計予算などの7件、条例案件として宇城市情報公開条例の一部改正など11件、その他案件として財産関係3件、権利の放棄4件、道路の認定・廃止2件などの計11件、最後に同意案件として副市長の選任同意など6件、合わせて48件をお願いするものでございます。

令和5年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ332億2,700万円余としています。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(溝見友一君) 市長から提案理由の説明が終わりました。

まず、専決処分の報告について、報告第1号から報告第3号までの説明を求めます。

○土木部長(梅本正直君) それでは、議案集11ページから12ページです。報告第1号について説明します。

令和4年10月10日、午前12時30分頃、宇城市三角町宮崎ため池付近の市

道を走行中、舗装部が損傷しており車両通過時道路が陥没、車両の底部を損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は131,450円です。

なお、損害賠償金については全国町村会総合賠償保険から補填されています。

以上で説明を終わります。

次に、議案集13ページから15ページです。報告第2号専決処分の報告について説明します。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、分割により支払う旨の申出があったため、訴え提起前の和解の申立てにより家賃等の支払いを求め、滞納の解消を図るものです。

なお、当案件につきましては、令和5年2月2日に裁判所へ申立てをしましたが、令和5年2月10日に滞納者から滞納額全額の納付があったため、裁判所への申立ては取り下げます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集16ページから18ページです。報告第3号専決処分の報告について説明します。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、市からの再三の納付指導を行ったにもかかわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対して訴えの提起を行い、家賃等の支払い及び住宅明渡しを求めるものです。

このことについて、令和4年12月28日付けで専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第1号から報告第3号までの説明が終わりました。

次に、報告第4号及び報告第5号の説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集19ページをお願いいたします。報告第4号本庁舎北側駐車場における車両損傷に係る損害賠償の額の決定について説明いたします。

令和4年12月14日に本庁舎北側駐車場で、突風が吹き、荷物を載せた台車が動き出し、相手車のバンパーに衝突し破損したことで、市に賠償責任が生じました。損害賠償額は75,800円です。

なお、損害賠償金については全国町村会総合賠償保険から補填されます。

以上で説明を終わります。

続いて、議案集21ページをお願いします。報告第5号本庁舎周辺草刈りによる車両損傷に係る損害賠償の額の決定について説明いたします。

令和4年10月14日に本庁舎周辺草刈りを実施した際、草刈り機の刃で飛ばした小石等が、本庁舎北側駐車場に駐車していた車のフロントガラスに直撃し、ガラ

スが破損し、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は5,918円です。

なお、損害賠償金については全国町村会総合賠償保険から補填されます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第4号及び報告第5号の説明が終わりました。

これで、専決処分の報告について（報告第1号から報告第5号）までを終わります。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、議案第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第1号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号）

について説明します。別冊で配布しております令和4年度宇城市各会計補正予算書、一般会計補正予算（第8号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,817万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ360億9,129万3千円としております。

また、第2条で継続費、第3条で繰越明許費、第4条で債務負担行為、第5条で地方債をそれぞれ補正しております。

補正の内容につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費の増減や入札等による執行不用額の減額、国の補正予算の成立等に伴い、新たに生じた財政需要に対する予算対応などとなります。

そのほか、基本的には本年度の最終補正となりますので、予算全般にわたり収入支出の見込みを精査した上で、予算の増減を調整しております。

続いて、予算書の6ページをお願いします。第2表、継続費補正です。1追加で、小川中学校グラウンド整備事業、松橋中学校校舎建て替え事業を紙面のとおりに追加しております。国の第2次補正予算に関連し、事業費予算の一部を前倒して予算対応するため、継続費を追加するものです。

予算書の7ページに移ります。第3表、繰越明許費補正です。1追加で、生活困窮者自立支援事業ほか25件を、7ページから8ページにかけて紙面のとおりに追加しています。また、国補正予算（第2号）に関連する事業については、金額欄に※印を表示しております。次に、2変更で、道路維持単独事業ほか2件を紙面のとおりに変更しています。

続いて、9ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正です。1追加で計9件、2変更で9ページから10ページにかけて計12件を紙面のとおりに補正しています。

続いて、11ページをお願いいたします。第5表、地方債補正です。1追加で、

農林水産業施設災害復旧事業費を追加し、２廃止で、熊本地震復興基金事業費ほか１件を廃止しております。

次に、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

３５ページをお願いいたします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節１２委託料の生活困窮者自立相談支援機能強化事業委託料４１３万６千円は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により生活が困窮される方や、生活困窮者自立支援金の受給終了者などに対して、柔軟な相談支援の体制や支援制度の機能強化を目的に行う国補正予算関連の事業となります。財源は、国の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金４分の３を活用します。

続いて、４０ページをお願いいたします。款３民生費、項５母子福祉費、目１母子福祉費、節１８負担金補助及び交付金の熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金２，０９８万円は、物価高騰による生活支援として、ひとり親世帯や住民税均等割非課税世帯に対し、１世帯当たり２万円、第２子以降の児童一人当たり５千円を加算して給付する県独自の事業です。財源は、県支出金で全額賄われます。

続いて、５１ページをお願いいたします。款７土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費で１億８００万円余を補正しております。節１４工事請負費の道路維持工事費１億１，４００万円の追加は、主に、国補正予算関連の補正となります。財源は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金、補助裏に地方債の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用しております。

続いて、５２ページをお願いします。同じく目３道路新設改良費で８，２８４万８千円を補正しております。国補正予算関連として、節１４工事請負費の道路新設改良工事費１億２，８９０万円を追加しております。財源は、社会資本整備総合交付金、補助裏に公共事業等債を活用しております。

続いて、目４橋りょう維持費で２，６５０万円を補正しております。節１２委託料の橋りょう点検業務委託料１，１００万円、測量設計業務委託料１，５５０万円は、主に国補正予算関連の補正となります。財源は、社会資本整備総合交付金、補助裏に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用しております。

続いて、５８ページをお願いします。款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費のうち、節１０需用費の消耗品費５２２万円、５９ページに移ります。節１２委託料の消毒業務委託料６５万２千円、節１７備品購入費７１１万９千円は、国補正予算関連の補正です。

同じく項３中学校費、目１学校管理費、節１０需用費の消耗品費２３４万円、節１２委託料の消毒業務委託料１４万２千円、６０ページに移ります。節１７備品購入費の庁用器具購入費３２１万８千円も国補正予算関連の補正になります。感染症

流行下における学校教育活動の体制整備の事業費予算で、財源は、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金2分の1を活用します。

同じく目3学校建設費で12億4,800万円余を補正しています。第2表の継続費補正でも説明しましたが、国の第2次補正予算に関連するもので、事業費予算の一部前倒しの補正となります。補正の内容につきましては、小川中学校建て替え事業関連が、節14工事請負費の小川中学校グラウンド整備工事費9,306万8千円と、小川中学校旧校舎解体工事費3億3,444万3千円となります。

その他の補正予算につきましては、松橋中学校建て替え事業関連の補正となります。財源につきましては、公立学校施設整備費の国庫負担金や国庫補助金、地方債として、学校教育施設等整備事業債と合併特例債を活用します。

また、それぞれの補正予算には、継続費または繰越明許費の設定を併せて行っています。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入予算を説明します。特定財源は、歳出予算において説明しておりますで、一般財源の主なものを説明します。

15ページをお願いします。款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金で2億5,400万円余を補正しております。県からの通知等による増額となっております。

23ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で11億1,100万円余を減額しています。今回の補正において、人件費の減額や入札等による不用額の減額、先ほど説明しました地方消費税交付金などの歳入の増額により、財源不足額が減少したものです。

24ページをお願いします。款21諸収入、項6雑入、目4国庫県支出金過年度収入、節1総務費過年度収入で3億1,200万円余を補正しております。平成28年熊本地震復興基金交付金の県支出金の清算金で、令和3年度末に事業が完了した交付金事業の収入となります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案第2号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,516万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,621万9千円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の4,136万6千円の減額は、現年課税分の減少によるものです。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の9,819万5千円の減額は、療養給付費、高額療養費等の支出見込みが減となったことによる普通交付金の減額と、特定健康診査等負担金の支出見込み減、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の減額等によるものです。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の3,141万9千円の減額は、国県繰入額の確定による減額です。減額の主なものは、保険基盤安定繰入金保険者支援分956万3千円、職員給与費等繰入金555万2千円、出産育児一時金等繰入金295万5千円、財政安定化支援事業繰入金1,672万3千円です。同じく項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,925万4千円の増額は、財源不足による基金取崩しに伴うものです。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の536万6千円の減額は、郵便料の支出見込み減、共同電算処理手数料の減、レセプト点検業務委託料の見込み減によるものです。

8ページから9ページの款2保険給付費、項1療養諸費2,213万7千円の減額、同じく項2高額療養費7,323万5千円の減額、同じく項4出産育児諸費443万2千円の減額、同じく項6傷病手当諸費35万9千円減額は、いずれも実績額及び今後の見込額により減額するものです。

10ページに移ります。款5保健事業費、項1保健事業費263万9千円の減額の主なものは、人間ドック業務委託料の執行見込みによる減額です。同じく項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費1,364万3千円の減額は、執行見込みによる減額です。

11ページに移ります。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金207万5千円の減額は、執行見込みによる減額です。同じく項2繰出金、目2直営診療施設勘定繰出金の110万円の減額は、市民病院事業会計において支出の予定がなくなったため、110万円全額を減額するものです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

引き続き、議案第3号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,747万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,892万円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料の993万8千円の減額は、年金特別徴収の対象となる者の見込み数の減などによるものです。同じく目2普通徴収保険料823万9千円の増額は、対象者数の増加によるものです。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1保険基盤安定事業繰入金の921万4千円の減額は、保険基盤安定事業の負担金決定による減額です。同じく目2事務費繰入金の168万円の減額は、人件費及び一般管理費の実績見込みによる減額です。

款6諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金の80万円の減額は、調定実績見込みを基に減額するものです。同じく項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入の408万1千円の減額は、健診受託事業収入見込みを減額するものです。

次に、歳出を説明します。7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の151万8千円の減額の主なものは、給料、時間外手当、期末手当、共済費等の減額と委託料の減額です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の1,091万3千円の減額の主なものは、歳入で申しあげました保険基盤安定負担金決定による減額です。

8ページに移ります。款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費の408万1千円の減額は、特定健康診査業務の見込みによる減額です。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金の80万円の減額は、保険料還付金の歳出見込みを基に減額するものです。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第2号及び議案第3号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第4号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ

れ3億2,053万5千円を減額し、総額をそれぞれ73億7,867万9千円とするものです。

歳出の主なものから説明します。8ページです。

款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費から、目6特定入所者介護サービス等費までについては、給付実績見込みにより増減をしております。

9ページです。項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費から目3包括的支援事業・任意事業費についても、実績見込みにより減額をしております。

次に、6ページからの歳入について説明します。

款1保険料では、実績に合わせて7,132万8千円を減額しています。

款3国庫支出金で、項1国庫負担金と項2国庫補助金は、歳出に応じて法定の割合で減額をしています。

款4支払基金交付金から、7ページの款5県支出金及び款8繰入金までにつきましても、歳出に応じて法定の割合で減額をしています。

以上で、議案第4号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第5号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第3号）について説明します。予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ12万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,305万4千円とするものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお開きください。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分12万7千円を減額しています。今年度の当初予算額と貸付収入見込額との差額を減額したものです。

次に、歳出を説明します。7ページをお願いします。

款1育英事業費の節11役務費において、支払督促申立に伴う郵便料8,000円を増額しています。

節20貸付金において、家計急変対応分を除いた不用額266万円を減額しています。奨学金申請額の確定によるものです。

節24積立金については、歳入と歳出の差引額252万5千円を奨学基金に積み立てるものです。

以上で、議案第5号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号及び議案第7号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第6号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）について説明します。資料は、別冊の宇城市水道事業会計補正予算（第4号）、1ページをお願いします。

まず、第2条収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款水道事業収益で2,485万5千円を減額しています。主なものは、市道改良工事等の受託収益の減額です。同じく支出では、第1款水道事業費用で、補正予定額6,780万6千円を減額しています。市道改良受託工事等の減額及び各費目における事業実績見込みによる減額となります。

続いて、2ページをお願いします。第3条資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入で6,460万円を減額しています。同じく支出でも、第1款資本的支出で、収入と同額6,460万円を減額しております。建設改良事業における不用額及び企業債等の事業財源の減額となります。

続いて、3ページをお願いします。予算額の変更に伴いまして、第4条企業債では企業債の限度額を、また第5条他会計からの補助金では、補助を受ける金額について、併せて減額補正を行っています。

以上で、議案第6号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第7号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。資料は、別冊の宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）、1ページをお願いします。

まず、第2条収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益で1,392万8千円を減額しています。主なものは、市道改良工事に伴う受託収益の減額です。同じく支出では、第1款下水道事業費用で6,905万8千円を減額しています。市道改良受託工事等の減額及び各費目における事業実績見込みによる減額となります。

続いて、2ページをお願いします。第3条資本的収入及び支出です。収入においては、第1款資本的収入で8,600万円を増額しております。また、支出でも、第1款資本的支出で7,764万6千円を増額となっております。補正の主な内容としましては、国の令和4年度補正予算（第2号）の内示を受けました、高良雨水ポンプ場整備に係る事業費及びその財源の増額となります。

続いて、3ページをお願いします。予算額の変更に伴いまして、第4条企業債、また第5条他会計からの補助金について、併せて補正を行っております。

以上で、議案第7号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第6号及び議案第7号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 8 号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 議案第 8 号令和 4 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）について説明します。資料は、別冊の宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）、1 ページをお願いします。

予算の総額について説明します。

第 2 条収益的収入及び支出です。収入において、第 1 款病院事業収益の既決予定額に補正予定額 1 億 3, 2 0 0 万円余を増額し、収入予定額を 5 億 5 0 0 万円余としています。支出では、第 1 款病院事業費用の既決予定額に補正予定額 5, 8 0 0 万円余を減額し、支出予定額を 4 億 1, 5 0 0 万円余としています。

今回の補正は、4 月からの診療実績による病院事業収支の減額及び今年 3 月の病院事業廃止に伴う事業会計閉鎖に向けた予算の調整を行うものです。収入の増額は、事業の廃止に伴う退職給付引当金戻入益 2 億 4, 4 0 0 万円余の追加が主な要因です。その他につきましては、入院患者数の減により収益、費用ともに減額しております。

2 ページに移ります。第 3 条資本的収入及び支出です。収入において、第 1 款資本的収入の既決予定額に補正予定額 5, 8 0 0 万円余を増額し、収入予定額を 1 億 5, 4 0 0 万円余としています。支出では、第 1 款資本的支出の既決予定額に補正予定額 2, 4 0 0 万円余を増額し、支出予定額を 1 億 5, 8 0 0 万円余としています。市民病院建物改修及び解体工事に県病床機能再編推進事業補助金を財源とし、仮設診療所設置工事等に係る経費を増額しております。

続いて、3 ページをお願いします。第 4 条企業債です。病院事業の廃止決定により国民健康保険による診療施設事業による機器購入を取りやめたため、企業債の借入を廃止するものです。

第 5 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、病院事業廃止に伴う人件費の減により、職員給与費として補正予定額 3, 4 9 4 万円を減額しています。

最後に、第 6 条他会計からの補助金は、救急医療告示病院の認定について、期間満了に伴い 9 月に辞退したこと等による減額です。

以上で、議案第 8 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 8 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 9 号から議案第 1 1 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集 2 3 ページ、資料集 6 ページをお願いします。

令和 5 年 4 月 1 日から、全国の地方公共団体等に適用される個人情報の保護に関する法律の改正及び市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、市情報公開条例の一

部を改正するものです。

主な改正は２点です。１点目は、市情報公開条例の中で関連する規定の整備です。個人情報保護制度の規定と共通する用語及び手続の規定とその期間を統一します。

２点目は、情報公開審査会の手続規定の見直しなどです。条文中の用語を行政不服審査法の表現に沿うものにし、審査請求者の定義を市民の方をはじめ、市行政に直接影響する方に整えるものです。

以上で説明を終わります。

続いて、議案集２６ページをお願いします。議案第１０号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、市民病院の民間移譲に伴い、医師等に支給される手当を廃止するものです。併せて、５５歳に達した職員に対して実施している昇給抑制について、詳細に規定するものです。

以上で説明を終わります。

続いて、議案集２８ページをお願いします。議案第１１号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員の給与等について、給料表や期末手当に関し、改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第９号から議案第１１号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第１２号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集３０ページ、説明資料集１９ページです。議案第１２号については議案集により説明いたします。

宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、宇城市民病院の在り方検討委員会を設置し、令和３年９月１７日市長からの諮問を受け、１０月１３日に第１回の委員会を開催し、計４回の審議を行いました。令和４年１月２０日に答申書を市長に提出しました。８月１９日には、事業譲渡先である社会医療法人黎明会と基本協定を結び、令和５年３月３１日をもって宇城市民病院を廃止することとしています。

このことにより、当該委員会はその役割を終えましたので、今回の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第１２号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 13 号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集 31 ページから 32 ページ、説明資料集 20 ページから 23 ページです。議案第 13 号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案集で説明します。

令和 4 年 12 月において、本庁 1 階ロビーの会計課窓口横に自動精算機を設置しました。さらに、本年 4 月からは、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を開始し、納付しやすい状況となります。しかしながら、こちらに記載しております宇城市税条例、宇城市介護保険条例、宇城市国民健康保険税条例、宇城市後期高齢者医療に関する条例、それぞれの条例で納期の取扱いが異なっておりましたので、納付者の更なる利便性の向上のため、納期を「1 日から同月末日まで」などに統一するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 13 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 14 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集は 33 ページから 36 ページ、説明資料集は 24 ページから 29 ページになります。議案第 14 号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、説明資料集を基に説明いたします。

今回の改正は、厚生労働省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等及び内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、国の改正に準じて本市の当該条例を改正するものです。

改正の主な内容は、家庭的保育事業者等においては、利用乳幼児等の安全の確保のために、設備の安全点検、職員の研修及び訓練など、利用する乳幼児等の安全に関する事項についての計画を策定し実施することとされたものです。また、児童虐待防止の観点から、省令等において懲戒権限に関する規定が削除されたことから、本市の当該条例においてもその規定を削除しております。

以上で、議案第 14 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 14 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 15 号から議案第 17 号までの詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案集 37 ページから 38 ページ、説明資料集 30 ページです。議案集を御参照ください。議案第 15 号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本件は、国の社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、

令和４年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和５年４月から全国一律で５０万円に引き上げるべき」との意見を踏まえ、健康保険等の加入者の出産育児一時金の額が引き上げられたことに伴い、宇城市の国民健康保険における出産育児一時金の額を改正するものです。

今回の改正につきましては、これまで４０万８千円としていた出産育児一時金、産科医療補償制度対象施設での分娩の場合は４２万円でございます。これについて、出産に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として８万円引き上げ、４８万８千円、産科医療補償制度対象施設におきましては５０万円とするものです。

なお、引上げ後の額については、令和５年４月１日以後に出産した被保険者が対象となります。

以上で、議案第１５号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案集３９から４０ページ、説明資料集３１から３５ページをお願いします。議案集を御参照ください。議案第１６号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、令和５年度以降の国民健康保険税の税率を見直すことに伴う条例改正です。

本市の税率は、平成３０年度及び平成３１年度に県が宇城市に対して示した標準税率より税率を引き下げており、歳出に対し歳入が不足する分につきましては、国民健康保険財政調整基金を取り崩して歳入に充てることにより、国保税率を低く抑えてきたところです。しかしながら、この基金につきましても、本年度の収支不足を補うために取り崩す予定としており、本年度末で使い切る見込みです。

国民健康保険の財政につきましては、歳出のうち、国県からの交付金や法律で定められた一般会計からの繰入金等で賄うことができない分については、被保険者から国民健康保険税を徴収して運営に充てることとされております。

以上のことから、今後も安定した国保の運営を行うためには、国保税の税率の引上げを行うほかはないとの判断に至ったところです。

平成３０年度において国保の制度改正が行われており、国保の運営主体が県に変更されております。県は毎年、市町村が県に納める納付金を集めるために必要とされる市町村の標準的な保険料率を示すこととされております。市町村はこの標準保険料率を参考として、実際の保険税率を算定することとされていることから、今回、この標準保険料率を基準として保険税率を設定することとしました。

基礎課税額につきましては、所得割額１００分の８．９５、均等割額３０，９００円、平等割額２１，３００円。後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割額１００分の３．００、均等割額１０，２００円、平等割額７，１００円。介護納付

金課税額につきましては、所得割額 100 分の 2.76、均等割額 18,100 円。
以上が、今回の国保税率改正の内容です。

物価高騰などの中、国保世帯に与える影響は少なくはありませんが、今後の国保運営を安定的に行うためにやむを得ないものであることを御理解いただきたいと考えております。

改定に先立ちまして、令和 4 年 12 月 21 日に、宇城市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し、今回上程した内容で税率を改正することにつきまして諮問をしております。協議会においては、「国保を安定的に運営するためには、熊本県が示した標準保険料率を基準に税率を見直すべき」との答申をいただいております。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

引き続き、議案集 41 ページ、説明資料集 36 ページをお願いします。議案集を御参照ください。議案第 17 号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴う条例改正です。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例について、改正により条文が削除されたことに伴い、附則第 5 条が附則第 3 条に繰り上がったため、宇城市後期高齢者医療に関する条例第 2 条第 9 号において引用している「附則第 5 条」を「附則第 3 条」に改正するものです。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 15 号から議案第 17 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 18 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） それでは、議案集 42 ページ、説明資料集 37 ページです。

議案第 18 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明します。

平成 28 年熊本地震により建設された小川仮設住宅を市営住宅として利活用を行うため、令和 4 年度に移築、令和 5 年度より新仲の江団地として住宅管理を開始するため、条例を改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 18 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 19 号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集 43 ページをお願いします。議案第 19 号宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について説明します。

宇城市農産物処理加工センターは、令和 5 年 3 月 31 日で指定管理期間が満了し

ます。この施設は、地域の活性化や福祉向上など地域貢献に寄与することを目的としていますが、築25年を経過し、建屋、調理器具ともに老朽化が著しい現状にあります。

そこで、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした提案を広く募り、現状有姿にて売却を行うため、本条例の廃止をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第19号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第20号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の44ページをお願いいたします。

本件は、宇城市立豊野保育園を令和5年4月1日から民間移譲することに伴い、既存の建物及び附帯設備を無償で譲渡する議案を提案するものです。

財産の所在、熊本県宇城市豊野町糸石2997番地。種別、建物。細目、宇城市立豊野保育園、鉄骨造平家建、延べ床面積1351.60平方メートルほか附帯設備を含みます。相手方住所、熊本県葦北郡芦北町大字吉尾197番地。商号又は名称、社会福祉法人千隆福社会、代表者氏名、理事長本村憲裕。

建物及び附帯設備譲渡の検討にあたり、施設の建物評価鑑定を実施しましたところ、5,890万円の評価額が算出されていますが、当該施設は平成13年度に改修された施設であり、今後も恒常的に多額の維持管理費用が発生することが見込まれております。

また、豊野地区の児童数の減少により、豊野保育園の入園者数も年々減少傾向にあり、今後の安定的な園運営と持続可能な保育体制の維持のために、建物及び附帯設備の無償による譲渡を提案するものであります。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第20号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第21号及び議案第22号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集45ページ、説明資料集38ページ、39ページをお願いします。議案第21号財産の取得について説明します。

本案件の学校給食センター食器及び食器かご等購入は、三角・小川地区の単独調理場を学校給食センターに統合することに伴い、学校給食センターの厨房機器及び洗浄・消毒機器の規格に合う備品を使用する必要があるため、食器及び食器かご等を新たに購入するものであり、令和5年1月11日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容としましては、財産、学校給食センター食器及び食器かご等。数量が全41種類、8,571個。納入場所、宇城市学校給食センター。取得価格、2,37

1万1,270円税込です。契約の相手方住所、熊本市東区錦ヶ丘9-26。商号又は名称、株式会社中西製作所熊本営業所、代表者氏名、所長福田広。

なお、本契約の工期設定にあたっては、納品後にクラスごとの仕分け作業等に要する日数を確保することとして適正工期を確保するため、繰越明許費を設定し、令和5年8月10日を予定しています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号財産の取得について説明いたします。議案集46ページ、説明資料集40、41ページになります。

本案件の学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入は、三角・小川地区の単独調理場を学校給食センターに統合することに伴い、学校給食センターの厨房機器及び洗浄・消毒機器の規格に合う備品を使用する必要があるため、配送用の食器及び食器コンテナを新たに購入するものであり、令和5年1月11日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、財産、学校給食センター食器用・食缶用コンテナ。数量、食器コンテナ7台、食缶コンテナ8台。納入場所、宇城市学校給食センター。取得価格、1,947万円税込です。契約相手方住所、熊本市東区錦ヶ丘9-26。商号又は名称、株式会社中西製作所熊本営業所、代表者氏名、所長福田広。

本契約の工期設定にあたっては、納品後に学校ごとの仕分け作業等に要する日数を確保することとして適正工期を確保するため、繰越明許費を設定し、令和5年8月10日を予定しています。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第21号及び議案第22号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集47ページ、説明資料集42ページをお願いいたします。議案第23号平成26年度臨時福祉給付金の返還に伴う権利の放棄について、議案集を基に説明いたします。

本案は、平成26年度消費税率の引上げに伴い給付されました臨時福祉給付金を受給した後、資格を喪失したことが確認され、返還対象となる者が死亡し、相続人が不存在であることから、債権回収の見込みのない元受給者に係る1件10,000円の金銭債権の放棄をするため、議決を求めるものです。

以上で、議案第23号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第23号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集の48ページ、説明資料集43ページです。議案第

24号権利の放棄について説明します。

市営住宅使用料等を滞納したまま死亡し、債権回収の見込みのない元入居者に係る1件の金銭債権の放棄をするものです。なお、今回、権利の放棄をお願いします対象者は、相続人全員が相続放棄を行っており債権の請求ができません。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第24号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第25号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案集49ページ、説明資料集は44ページから45ページをお願いします。議案第25号権利の放棄について説明します。

本案は、水道料金の債権について、破産法第253条第1項に基づく自己破産による免責決定及び倒産に係る13件、民法第915条に基づく、債務者死亡後の相続人による相続放棄及び相続人不在に係る2件、合計15件の金銭債権の放棄をするため議決を求めるものです。

以上で、議案第25号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第25号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 議案集は50ページ、説明資料は46ページから55ページです。議案集を御参照ください。議案第26号権利の放棄（病院事業の債権）について説明します。

本案は、宇城市病院事業の診療費等の未収金のうち、本人が死亡若しくは行方不明、または相続人が不在・不明等の理由により回収が非常に困難であると判断される金融債権につきまして、その権利を放棄するために議決を求めるものです。

放棄する債権額等は、平成19年から令和元年12月31日までに発生した未収金208件、344万1,509円です。放棄の時期は令和5年3月31日としております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集51ページです。議案第27号指定管理者の指定について説明します。

宇城市不知火温泉ふるさと交流センターの管理について、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

当該法人は、これまでの指定管理者であった不知火温泉有限会社が倒産した後、それを引き継ぐ形で令和３年４月から指定管理者として管理運営を行っていますが、イベントを積極的に開催するなど、集客力向上に努めるとともに、特産品の柑橘類のブランド化も進め、生産者の所得向上にも寄与しています。

なお、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者審査会において、慎重に審査がなされ、指定管理者の手続きに関する条例で規定されています選定基準を満たしていると判断されております。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第２７号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第２８号及び議案第２９号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集５２ページ、説明資料集５６ページから５８ページです。議案第２８号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第１０条第１項及び第２項の規定に基づく市道の路線の廃止は、三角町の下千切線、小川町の堅横・古堤線及び河江２号線、以上の３路線です。

下千切線につきましては、一般車両の往来がないことから、地元協議の結果により路線を廃止するものです。

堅横・古堤線につきましては、道路幅員が２メートル以下と狭小で、一般車両の往来もないことから、地元協議の結果により一旦廃止し、再度、認定するものです。

河江２号線につきましては、県道下郷北新田線改良工事に伴い、市道延長が必要なため、一旦廃止し、再度、認定するものです。

以上で説明を終わります。

次に、議案集５３ページ、説明資料集５９ページから６０ページです。議案第２９号市道の路線の認定について説明します。

道路法第８条第１項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、小川町の堅横・古堤線及び河江２号線、以上の２路線です。

堅横・古堤線につきましては、道路幅員が２メートル以下と狭小で、一般車両の往来もないことから、起点を変更して認定するものです。

河江２号線につきましては、県道下郷北新田線改良工事に伴い、市道延長が必要なため、終点を変更して認定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第２８号及び議案第２９号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第３０号から同意第６号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集５４ページをお願いします。議案第３０号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明しま

す。

本議案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち住民の交通災害見舞金に関する事務から、令和５年６月３０日をもって玉名市が脱退することに伴うものです。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更を行うには、議会の議決を経る必要があることから提案を行うものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、同意第１号の副市長の選任について説明します。議案集５５ページ、資料集６１ページです。

本案は、現副市長が平成３１年４月１日付けで就任され、令和５年３月３１日までの任期であることから、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。

今回、副市長として選任同意をお願いするのは、浅井正文氏でありまして、人格が高潔で、行政運営に関し優れた見識を有するものであります。

副市長の選任については、議会の同意を得る必要があるため御提案するものです。

以上で、同意第１号の説明を終わります。

○副市長（浅井正文君） よろしく申し上げます。

○総務部長（天川竜治君） 続いて、同意第２号から第６号の固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して説明します。議案集５６ページから６０ページ、説明資料集６２ページから６６ページに履歴書を載せております。

本案は、現委員の５人が令和５年３月２３日をもって任期満了となりますので、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。次の任期は、令和５年３月２４日から令和８年３月２３日までの３年間です。

まず、再任についてですが、前田信幸氏、中川玲子氏の２人は、人格・識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員には申し分ない方々ですので、選任同意をお願いするものです。

次に新任についてですが、中村久美子氏、園田敏行氏、園田郁夫氏は、長年宇城市役所に勤務され、税に関する知識が豊富であります。また人格・識見ともに優れた方々ですので、選任同意をお願いするものです。

以上で、同意第２号から第６号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第３０号から同意第６号までの詳細説明が終わりました。

説明の途中でありますが、この後、残余の議案第３１号から議案第３７号までの詳細説明につきましては、２月１７日の本会議において求めることといたします。

—————○—————

日程第４９ 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第49、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2月15日水曜日及び16日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日2月15日及び明後日16日は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時50分

第 2 号

2月17日（金）

令和５年第１回宇城市議会定例会（第２号）

令和５年２月１７日（金）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１	議案第１号	令和４年度宇城市一般会計補正予算（第８号）
日程第２	議案第２号	令和４年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３	議案第３号	令和４年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第４	議案第４号	令和４年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５	議案第５号	令和４年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第３号）
日程第６	議案第６号	令和４年度宇城市水道事業会計補正予算（第４号）
日程第７	議案第７号	令和４年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第８	議案第８号	令和４年度宇城市民病院事業会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第９号	宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０	議案第１０号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１	議案第１１号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第１２号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１３号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１４号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１５号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１６号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１７号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 8	議案第 1 8 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 9 号	宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について(宇城市立豊野保育園の建物等)
日程第 2 1	議案第 2 1 号	財産の取得について(学校給食センター食器及び食器かご等購入)
日程第 2 2	議案第 2 2 号	財産の取得について(学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入)
日程第 2 3	議案第 2 3 号	権利の放棄について(平成 2 6 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権)
日程第 2 4	議案第 2 4 号	権利の放棄について(市営住宅家賃等の債権)
日程第 2 5	議案第 2 5 号	権利の放棄について(水道料金の債権)
日程第 2 6	議案第 2 6 号	権利の放棄について(病院事業の債権)
日程第 2 7	議案第 2 7 号	指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)
日程第 2 8	議案第 2 8 号	市道の路線の廃止について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	市道の路線の認定について
日程第 3 0	議案第 3 0 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 3 1	同意第 1 号	副市長の選任について(浅井 正文氏)
日程第 3 2	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田 信幸氏)
日程第 3 3	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川 玲子氏)
日程第 3 4	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中村 久美子氏)
日程第 3 5	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 敏行氏)
日程第 3 6	同意第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 郁夫氏)
日程第 3 7	議案第 3 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 8	議案第 3 2 号	令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計予算
 日程第 4 1 議案第 3 5 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計予算
 日程第 4 2 議案第 3 6 号 令和 5 年度宇城市水道事業会計予算
 日程第 4 3 議案第 3 7 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計予算
 日程第 4 4 議案第 3 8 号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を
 改正する条例の制定について
 日程第 4 5 議案第 3 9 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）
 日程第 4 6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	1 1 番 三 角 隆 史 君
1 2 番 坂 下 勳 君	1 3 番 高 橋 佳 大 君
1 4 番 高 本 敬 義 君	1 5 番 溝 見 友 一 君
1 6 番 園 田 幸 雄 君	1 7 番 福 田 良 二 君
1 8 番 河 野 正 明 君	1 9 番 入 江 学 君
2 0 番 豊 田 紀代美 君	2 1 番 中 山 弘 幸 君
2 2 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

1 0 番 山 森 悦 嗣 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 窪 田 潤 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副 市 長 浅 井 正 文 君
 教 育 長 平 岡 和 徳 君 総 務 部 長 天 川 竜 治 君

市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	杉 浦 正 秀 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第 44、議案第 38 号及び日程第 45、議案第 39 号であります。

-----○-----

日程第 1 議案第 1 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 2 議案第 2 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 3 議案第 3 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 4 議案第 4 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 6 議案第 6 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第 8 号 令和 4 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 1 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 8、議案第 8 号令和 4 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 9 議案第 9 号 宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 9、議案第 9 号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○8 番（原田祐作君） ただいま議題となっております、議案第 9 号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてなのですが、条例と法との関連性を考えたときに疑義が生じたので、質疑をいたします。

提案理由の関連する条例というのは何かという点と、法との関連性を考えたときに、この情報公開について知る権利を拡大するものか、若しくは制限をかけるものなのかという点についてお答えをお願いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） まず、関連法と整合性がなかった点についてお答えいたします。

1 点目は、情報公開手続の迅速化です。個人情報保護法施行条例において、請求

から開示までの期間延長を従来の４５日から３０日までと短縮しました。これに合わせて情報公開条例においても同様に短縮し、公開までの期間を短縮するものです。

２点目は、行政不服審査法との用語整備です。審査会に諮問する実施機関を条例上は「諮問実施機関」とし、一方、審査会の上位法である行政不服審査法では「審査庁」としております。審査会において条例と法の両方を照らし合わせて手続きをしていくことがあり、審査会委員に、より分かりやすいものにするものです。

次に、情報公開の対象者が拡大するのか、制限されるのかについてお答えいたします。

従来どおりでございます。どなたでも市の保有する情報を公開します。今回の改正で、請求者の定義に当てはまらない方・団体などにつきましては、任意的提供という形で市の情報を公開するものです。

定義を定めた理由は、市民の方、市外であっても市と関係のある方々の手続きを優先するためです。本条例の第１条に定める目的の中に「市民の知る権利を尊重した市政運営の公開を図り、市民と市との理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、市政の発展に資することを目的とする。」とあることから、請求者の定義付けを行うものです。しかしながら、それ以外の方・団体であっても市の保有する情報を公開するものです。

開示請求では違いは生じないのですが、審査会委員による審査が必要になるまで発展すると時間と予算が必要となるため、市民の方、市と関係のある方のみを審議させていただくことになります。

一方、個人情報の開示請求は、本人又はその法定代理人でないと請求できないものであるため、市がその本人の情報を保有している限り、先ほど説明しましたとおり定義付けが不要となります。

○８番（原田祐作君） 今、お答えいただいた中で、市側の一定の意図は理解ができました。ただ、この関連性があるかどうかは議論が分かれると思いますが、上位法である情報公開法では、「何人も」というふうに定義付けをしてあります。このことについては多少疑義が残っておりますので、あとは委員会での議論を見守り、判断をしたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、議案第９号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第１０ 議案第１０号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員
の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第１１ 議案第１１号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 12 号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 13 号 宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 14 号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 15 号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 16 号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 17 号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 18 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 19 号 宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 10、議案第 10 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 19、議案第 19 号宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第 20 議案第 20 号 財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）

○議長（溝見友一君） 日程第 20、議案第 20 号財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○8 番（原田祐作君） ただいま議題に上っております、議案第 20 号財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）についてですが、これまでの民営化の経緯について考えたときに疑義が生じたので、質疑をさせていただきます。

前回、詳細説明において建物の評価額においては御説明がありましたが、その建物の耐用年数、またそこにある備品等の取扱いについてはどうなるのかというのが分かりません。ここを教えてください。お願いします。

○福祉部長（岩井 智君） 現在の豊野保育園の園舎は、豊野村立豊野幼稚園の園舎と

して昭和54年に建築されまして、平成13年に保育園園舎としてリニューアルし改修された施設であります。この平成13年の改修時には、主に調理室、子育て支援センター部分が改修をされ、保育室、遊戯室が増築されております。

園舎本体は鉄骨造でありまして、法定耐用年数は鉄骨の厚さにより19年から34年と定められておりますが、豊野保育園の園舎は34年というような法定の耐用年数でございます。

附帯設備につきましては、主に空調、電気、給排水等の設備であり、今年度実施しました建物評価鑑定結果では、詳細説明のときに申し上げましたけれども、建物及び附帯設備を合わせた評価額は5,890万円と算出されております。

しかしながら、今後増嵩が予測される維持管理費用や民営化後の持続可能な園運営のためにも、建物・附帯設備・備品を無償により譲渡することが妥当ではないかというふうに判断をしております。

また備品ですが、主に幼児用机及び椅子、三輪車、ベビーベッド、ピアノなどがあり、購入時期が様々ということもありまして、現時点での正確な評価額を算出することは困難であります。

無償譲渡の根拠としましては、これまで本市が取り組んできました公共施設の見直し方針に基づき民営化をしてきました5つの園についても、移管先法人に無償譲渡・貸与していること、また今後利用していく園児や保育士の施設及び備品等の継続的な利用が、良好な保育環境の円滑な引継ぎと安定的な園運営につながるものであると判断し、無償による譲渡というふうに判断しております。

○8番（原田祐作君） 市側、執行部の意図は一定程度理解しました。ただ、これまでの無償譲渡されてきた経緯とのバランス等と経済的な負担等を考えたときに、若干まだ疑義が残るところであります。ここも委員会での議論を待ちたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、議案第20号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第21 議案第21号 財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）

日程第22 議案第22号 財産の取得について（学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入）

日程第23 議案第23号 権利の放棄について（平成26年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権）

日程第24 議案第24号 権利の放棄について（市営住宅家賃等の債権）

日程第25 議案第25号 権利の放棄について（水道料金の債権）

日程第26 議案第26号 権利の放棄について（病院事業の債権）

日程第 27 議案第 27 号 指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）

日程第 28 議案第 28 号 市道の路線の廃止について

日程第 29 議案第 29 号 市道の路線の認定について

日程第 30 議案第 30 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（溝見友一君） 日程第 21、議案第 21 号財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）から、日程第 30、議案第 30 号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第 1 号から議案第 30 号までにつきましては、お手元に配布しております、令和 5 年第 1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 31 同意第 1 号 副市長の選任について（浅井 正文氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 31、同意第 1 号副市長の選任について（浅井正文氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第 1 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第 32 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）

日程第 33 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）

日程第 34 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）

日程第 35 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）

日程第 36 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫

氏)

○議長（溝見友一君） 日程第32、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、日程第36、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田郁夫氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号から同意第6号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号から同意第6号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第37 議案第31号 令和5年度宇城市一般会計予算

日程第38 議案第32号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第39 議案第33号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第40 議案第34号 令和5年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第41 議案第35号 令和5年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第42 議案第36号 令和5年度宇城市水道事業会計予算

日程第43 議案第37号 令和5年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第37、議案第31号令和5年度宇城市一般会計予算から、日程第43、議案第37号令和5年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

まず、議案第31号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。はじめに、総務部長に説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第31号令和5年度宇城市一般会計予算について説明をいたします。

当初予算の内容については、各部、所管ごとの説明となりますが、総務部所管に入る前に、令和5年度の予算編成の考え方、予算総額などについて説明をいたします。

令和5年度の予算編成にあたって、国においては、先の第2次補正予算と一体とし、経済財政運営と改革の基本方針に基づき、物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、メリハリの効いた予算編成としております。

本市においても、国の第2次補正予算に関連する予算対応を12月補正に続き、本定例会にも補正予算を計上し、物価高や感染症対策等の事務事業について、当初予算と一体として対応していくところでございます。

このような中、今後も安定した財政運営の下で必要な行政サービスを着実に進めるためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的で効果的な予算執行を全庁的に取り組んでいかなければなりません。

歳入面では、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市は、国の動向に左右される経済状況にあり、熊本地震の復旧・復興事業をはじめ、施設の老朽化に伴う大規模改修や建て替え事業などの影響で増加傾向にある地方債残高は、後年度の財政負担の増加が危惧されるところでございます。

また、普通建設事業の財源に有効活用してきた合併特例債は、令和5年度で発行限度額に達する見込みであり、今後は、財源確保の更なる工夫が必要であると考えます。

続いて歳出面では、少子高齢化社会の進行や各種扶助費の増加など、社会保障経費が年々増嵩していく中、様々な行政課題や多様な市民ニーズに応えていくためには、時代に即した真に必要な事務事業の洗い出しや、効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、歳出の徹底した無駄の排除と予算の重点配分などに取り組むことが重要です。

これらを踏まえ、令和5年度予算は、限られた財源を最大限有効活用することを前提に、単に慣習・慣例による予算要求とせず、事務事業の分析・評価、優先度を見極めながら、部局間の横断的な調整を図った予算編成としております。

それでは、一般会計予算について説明をします。令和5年度宇城市一般会計予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を332億7,175万3千円としております。また、歳入歳出予算の主な増減理由については、別途配布の予算附属資料で御確認いただきますようお願いします。

8ページをお願いします。第2表、繰越明許費です。款9教育費、項2小学校費で、不知火小学校施設解体工事6,246万9千円を設定しております。本解体工事につきましては、令和5年度から令和6年度にかけ、年度をまたいで執行することが予想されるため、繰越明許費を設定するものです。

9ページに移ります。第3表、債務負担行為です。令和5年度中に契約などを行い、令和6年度以降の支出を約束する予算になります。9ページから15ページにかけて、各事項について期間と限度額を紙面のとおり設定しております。

16ページをお願いします。第4表、地方債です。総務管理施設整備事業費から、下から2行目の保健体育施設整備事業費までは、普通建設事業の特定財源になります。また、末尾の臨時財政対策費は、用途を特定しない一般財源となっており、地方債の合計で33億770万円を限度額としております。

それでは、これから総務部所管の予算における歳入の主なものについて説明をいたします。

20ページをお願いいたします。款2地方譲与税から、22ページ、款11地方交付税までの予算については、国の地方財政計画などに基づいて積算をしております。

22ページの中段をお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で、普通交付税97億1,000万円、特別交付税5億2,800万円余を計上しております。普通交付税は、前年度比で1億1,000万円の増額、特別交付税は1億400万円余を増額としております。

39ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で17億3,900万円余を計上しております。当初予算における財源不足を基金からの繰入れで収支を調整しています。

44ページをお願いします。款22市債、項1市債です。16ページの第4表、地方債では、事業の目的ごとに限度額を設定していますが、ここでは、歳出予算科目の款ごとにそれぞれ予算を計上しております。

45ページをお願いします。目7臨時財政対策債で1億2,800万円余を計上しております。前年度比で1億7,150万円の減額となりますが、その要因は、国の地方財政計画において、地方交付税総額が前年度比で増額確保されたことにより、臨時財政対策債の発行が抑制されたもので、その分、普通交付税が増額交付される見通しでございます。

次に、歳出の主なものについて説明します。47ページの下段をお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で14億2,900万円余を計上しております。この費目では、総務部、市長政策部等の職員人件費、職員手当等、共済費、職員全体の退職手当組合負担金などの人件費を計上しております。

49ページに移ります。節12委託料の末尾に行政事務等業務委託料1億1,100万円余を計上しております。行政区の取扱事務に係る業務委託料です。

53ページをお願いします。同じく目5財産管理費で1億4,800万円余を計上しております。本庁、支所、松合出張所、公用車、普通財産の維持管理経費などの予算になります。

62ページをお願いします。同じく目11情報システム運営費で2億800万円余を計上しております。業務の全庁的な電算システム経費や情報通信費、ライセンス使用料などの予算になります。

続いて、186ページをお願いします。款11公債費、項1公債費、目1元金で44億3,300万円余を計上しております。前年度比で8,096万3千円の増額

としております。学校給食センター建設事業や戸馳大橋架替事業、防災拠点センター関連事業の元金償還の開始などが増額要因となっております。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務部長の説明が終わりました。次に、市長政策部長に説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の歳出の主なものを説明します。予算書は55ページになります。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費11億2,600万円余を計上しています。内容としましては、56ページの節12委託料のふるさと納税事務一括代行業務委託料4億4,100万円余は、寄附見込額8億円に対する寄附返礼品、送料、手数料等を含む代行業務委託料です。

次に57ページです。節18負担金補助及び交付金、ページは58ページになります。上から4行目、バス運行対策費補助金1億3,200万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し損失補填として補助するもので、財源の一部として、県補助金678万円余を見込んでおります。

また、説明欄下の用地取得補助金2,820万円及び施設等建設補助金5,476万円は、立地協定を締結した企業の投資額に対する企業誘致関係の補助金です。

その下、節24積立金2億9,100万円余は、ふるさと応援寄附の見込額から返礼品調達費や委託料等の経費を差し引いた額になります。

次に、歳入の主なものを説明します。予算書は38ページになります。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金8億円を想定し、計上しております。

以上で、市長政策部所管分の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 市長政策部長の説明が終わりました。次に、市民部長に説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） それでは、市民部所管について説明します。

まず、歳入を説明します。予算書の19ページをお願いします。

款1市税は、項1市民税、項2固定資産税などの地方税全体で60億4,100万円余を見込んでいます。前年度当初予算に比べ1,365万円の減です。

予算増減の内訳につきまして、各項の比較の計の欄を申し上げます。項1市民税で323万4千円の減、項2固定資産税で3,731万9千円の減、項3軽自動車税で1,207万9千円の増、20ページに移りまして、項4市たばこ税で1,482万4千円の増です。

次に、歳出を説明します。66ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１６社会保障・税番号制度対策費は５，６６６万７千円で、主に会計年度任用職員報酬やマイナンバーカード取得促進業務委託料になります。特定財源としましては、総務費国庫補助金から充当されます。補助率は１０分の１０です。

６７ページに移ります。下段になります。項２徴税費、目１税務総務費は３億１，６００万円余、前年度と比較しますと約９３０万円の増になります。主には人件費でございます。

６８ページに移ります。そのほかといたしましては、節１２委託料が７，６４７万２千円で、固定資産評価業務委託料５，８５４万４千円や各種システム改修の委託料などになります。

７０ページをお願いします。下段になります。項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費は１億６，５００万円余、前年度比３９８万６千円の減で、主に人件費になります。

そのほかとしましては、７１ページの節１２委託料６，５４６万５千円は、窓口業務委託料４，７６８万５千円や戸籍システム保守業務委託料５９８万３千円などになります。

１４３ページをお願いします。款８消防費、項１消防費、目１常備消防費は８億６，３００万円余、前年度比約３，６００万円増で、ほとんどが宇城広域連合常備消防費負担金です。

次に、目２非常備消防費は１億５，６００万円余、前年度比約１，７９０万円の増です。主には、節１報酬５，１１４万円の消防団員報酬や節８旅費１，９０９万８千円で、これは消防団の消火活動に従事した際の費用弁償などになります。

以上で、市民部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 市民部長の説明が終わりました。次に、福祉部長に説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の予算について説明いたします。

歳出の主なものから説明します。予算書の８０ページをお願いいたします。

款３民生費、項２障害者福祉費、目２障害者自立支援費の総計で２５億４００万円余を計上しています。主に、８１ページの説明欄の障害福祉サービス等給付費、児童発達支援給付費、日常生活用具給付費、８２ページの上から２つ目の公費負担診療報酬扶助費などの経費となります。

８３ページから８４ページに移ります。項３老人福祉費、目３介護保険費の総計で１１億５，２００万円余を計上しています。介護施設及び地区公民館への施設整備等に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助、また介護保険特別会計への繰出金

などの経費となります。

８７ページに移ります。項４児童福祉費、目２児童手当費で、前年度実績等により８億７，７００万円余を計上しております。

同ページの目３子ども・子育て支援費で、前年度比１億３，１００万円余増の３０億６００万円余を計上しております。民間保育所等の運営費、障害児保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援拠点事業などに要する経費となります。

９２ページに移ります。項５母子福祉費、目１母子福祉費で前年度実績等により３億円余を計上しております。主に、ひとり親家庭等に対する助成と児童扶養手当の経費であります。

９５ページに移ります。項６生活保護費、目２生活保護扶助費で、前年度実績等により８億５，８００万円余を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。３７ページになります。

款１７財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入２，８１６万５千円のうち、松橋・河江・不知火・青海・豊野各保育園の土地貸付収入として８８７万３千円を計上しております。

４０ページに移ります。款２１諸収入、項３貸付金元利収入、目１災害援護資金貸付金収入として２５５万４千円を計上しております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 福祉部長の説明が終わりました。次に、保健衛生部長に説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） それでは、保健衛生部所管について主なものを説明します。

まず、歳出から説明します。予算書の７８ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目３国民健康保険費、節２７繰出金は５億７，４００万余、前年度比２，５１６万８千円増で、全て国保特別会計への基準内繰出金です。

８０ページに移ります。項２障害者福祉費、目１障害者福祉総務費、節１９扶助費のうち、重度心身医療費助成金１億２，１００万円余は、重度心身障害者の医療費助成で県２分の１負担です。

８５ページに移ります。項３老人福祉費、目４後期高齢者医療費は１３億１００万円余、前年度比６，５２４万３千円増で、主に、節１８負担金補助及び交付金の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金９億４，５００万円余（市負担１２分の１）や、節２７繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金３億１，５００万円余などです。

96ページに移ります。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、97ページの節18負担金補助及び交付金で、下から3行目、公的病院等運営助成補助金1億800万円余は、不採算医療等の機能を担っている公的病院に対し、地元自治体が助成を行うものです。

98ページに移ります。同じく目2予防費、節12委託料2億2,000万円余は、定期予防接種や任意予防接種などの15種類のワクチン接種委託費が主なものです。なお、新型コロナワクチン接種業務委託料については、国から指示がまだ来ておりませんので計上しておりません。

99ページ、目3母子衛生費、節19扶助費のうち、子ども医療扶助費は、前年度比508万5千円減の1億4,900万円余を計上しております。助成の対象でございますけれども、医療費助成について、助成の対象を18歳までに拡大しております。

100ページに移ります。目4健康増進事業費、節12委託料8,731万8千円は、がん検診推進事業や集団検診業務委託料が主なものです。

104ページに移ります。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費は1億3,200万円余、前年度比1,825万8千円の増で、主に人件費や広域連合各種事業費負担金です。

106ページに移ります。同じく項3清掃費、目1清掃総務費は8億4,100万円余で、前年度比1億6,700万円余の増を計上しています。主に、節18負担金補助及び交付金の広域連合宇城クリーンセンター費負担金5億4,100万円余、広域連合環境再生センター費負担金1億4,300万円余などです。

次に、歳入を説明します。27ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節2一般廃棄物処理手数料6,577万円は、ごみ袋の販売代金です。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金のうち国民健康保険保険基盤安定負担金7,123万4千円は、歳出で説明しました国保特別会計への基準内繰出金の特定財源です。

31ページの款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金のうち国民健康保険保険基盤安定負担金2億2,700万円余も同様でございます。同じく節3老人福祉費負担金のうち後期高齢者医療保険基盤安定負担金2億400万円余は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の特定財源です。

32ページに移ります。項2県補助金、目2民生費県補助金、節2障害者福祉費補助金のうち重度心身障害者医療給付費補助金6,053万7千円は、重度心身障害者医療費の県負担分です。

以上で、保健衛生部所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 保健衛生部長の説明が終わりました。次に、市民病院事務長に説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 市民病院所管の予算について歳出から説明します。予算書は１０１ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目７病院費に２億７，６００万円余を計上しております。

１０３ページをお願いします。節１４工事請負費に、外来診療機能譲渡のための建物改修及び解体に係る工事費２億８００万円余を計上しています。残余の合計６，７９６万９千円は、令和５年３月３１日をもって病院事業会計を打ち切ることにより発生します病院事業費用の未払金です。

次に、歳入を説明します。３３ページをお願いします。

款１６県支出金、項２県補助金、目３衛生費県補助金、節１保健衛生費補助金で、病床機能再編推進事業費補助金３，２９２万６千円を計上しています。

４３ページをお願いします。款２１諸収入、項６雑入、目５雑入、節１雑入に病院事業未収金１億６，７００万円余、同じく病院事業剰余金１億７，１００万円を計上しています。

以上で、市民病院所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 市民病院事務長の説明が終わりました。次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明します。

１０９ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費１億２，９００万円余を計上しています。

１１０ページに移ります。中でも、節１８負担金補助及び交付金１億２，３００万円余の主なものは、次ページの農業次世代人材投資事業補助金３，４５０万円と新規就農者育成総合対策事業補助金４，１６２万５千円による、経営が不安定な就農直後の５年間の資金面の支援です。

１１３ページをお願いします。目８農地総務費１億９，８００万円余を計上しています。

１１４ページに移ります。主なものは、節１８負担金補助及び交付金、説明欄中段の多面的機能支払事業補助金１億７，４００万円余です。農道、水路及び農業施設の補修や管理などの地域共同活動を支援する補助金で、現在８１行政区で取り組まれています。

１１５ページをお願いします。目１２ほ場整備事業費１億８，６００万円余を計

上しています。

116ページに移ります。主に、節24積立金の国営緊急農地再編整備事業基金1億6,200万円です。事業最終年度、12年後の令和16年度になりますが、20億円を超える事業負担金の支出が予定されていますので、基金を創設し、計画的に財源確保を行うものです。

117ページをお願いします。目13湛水防除事業費2億300万円余を計上しています。主には、節18負担金補助及び交付金、説明欄の県営湛水防除事業負担金9,262万5千円です。松橋町、小川町の3か所の排水機場の建屋と排水ポンプの更新です。

122ページをお願いします。項3水産業費、目4漁港改良費1億7,000万円余を計上しています。主には、節14工事請負費1億6,600万円余で、田井ノ浦漁港海岸堤防の老朽化対策と内潟片島漁港物揚げ場の改修工事です。

下段です。款6商工費、項1商工費、123ページに移ります。目3商工振興費6,372万円1千円を計上しています。124ページに移ります。主には、節18負担金補助及び交付金4,889万5千円で、商工会補助金、祭り補助金及びコロナ対策に係る中小企業特別融資の利子補給補助金です。

125ページをお願いします。目4観光費9,134万2千円を計上しています。主なものとして、節12委託料5,121万6千円で、126ページに続きます施設管理業務委託料や指定管理業務委託料です。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 経済部長の説明が終わりました。次に、土木部長に説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 土木部所管の説明を行います。

歳出の主なものから説明します。予算書の131ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で2億6,400万円余を計上しております。道路維持補修に要する費用です。節12委託料4,193万8千円の主なものは、市道の除草業務、樹木伐採、維持工事に必要な測量設計業務の委託料などです。

132ページに移ります。節14工事請負費の1億2,700万円余で、道路の舗装打換えなどを実施するものです。目3道路新設改良費で7億9,300万円余を計上しております。主なものは、節12委託料の5,535万円で、測量設計業務委託を実施するものです。

133ページに移ります。節14工事請負費の5億7,800万円余は、道路改良事業に要する費用で、交付金などを活用し実施する道路の新設、拡幅や通学路の

歩道設置、カラー舗装工事などを実施するものです。

目4 橋りょう維持費で1億600万円余を計上しております。老朽化した橋りょうの適正な維持管理をするため、主なものは、134ページの節14 工事請負費6,300万円で、橋りょうの補修工事を実施するものです。

項3 河川費、目1 河川総務費9,216万5千円の主なものは、節12 委託料3,667万7千円で、県河川護岸等除草業務委託料及び135ページの梅雨時期に設置する仮設ポンプ設置費用です。目2 河川維持費4,004万4千円は、市が管理する河川の維持管理に要するものです。

136ページに移ります。目3 河川改良費に1億5,300万円を計上しております。主に、節14 工事請負費1億2,900万円余で、河川の護岸工事などを実施するものです。

137ページに移ります。項5 都市計画費、目1 都市計画総務費6,326万2千円の主なものは、節18 負担金補助及び交付金1,848万1千円で、138ページの戸建木造住宅耐震総合支援事業補助金などです。目3 駅周辺開発推進事業費919万1千円の主なものは、節12 委託料652万3千円で、139ページの松橋駅のエレベーター保守点検業務委託料や松橋駅駐車場管理業務委託料などです。目4 公園費5,658万1千円の主なものは、節12 委託料2,200万1千円で、市が管理する公園の草刈り業務などの公園管理業務委託料などです。

140ページに移ります。項6 住宅費、目1 住宅管理費9,706万6千円は、市営住宅の維持管理に要する費用です。

142ページに移ります。目2 住宅建設費1億1,300万円余は、主に、節14 工事請負費1億900万円余で、市営住宅の改修工事や解体工事費などです。項7 防災対策事業費、目1 急傾斜地崩壊対策事業費1,150万円は、節18 負担金補助及び交付金で、土砂災害危険区域から住宅を移転する補助金です。

186ページに移ります。款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 公共土木施設災害復旧費3,500万円は、災害発生時の初期対応に要する費用です。

続きまして、歳入の主なものの説明をします。24ページになります。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目6 土木使用料で1億7,900万円余を計上しております。主に、節6 住宅使用料1億5,100万円余で、市営住宅などの使用料です。

29ページに移ります。款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 土木費国庫補助金5億5,800万円余を計上しております。節1 道路橋りょう費補助金3億3,100万円余は、道路改良、橋りょう維持事業等に関する交付金及び補助金です。

節３住宅費補助金１億６，７００万円余で、主に、住宅補修事業の社会資本整備総合交付金及び災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金などとなっております。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 土木部長の説明が終わりました。次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 教育部所管の予算を説明します。

まず、歳出の主なものについて説明します。１５１ページ下段から１５２ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目３教育振興費で１億７，８００万円余を計上しています。主なものはＩＣＴ教育関連事業として、節１２委託料でＩＣＴ支援包括提携事業委託料など４，２８６万２千円です。節１３使用料及び賃借料で、教師や小中学生用のパソコン、タブレットの賃借料など１億２，３００万円余になります。

１５３ページ、目４語学指導費で、外国語指導助手派遣業務委託料３，５１１万２千円を計上しています。

１５３ページ中段に移ります。項２小学校費、目１学校管理費、節１報酬、会計年度任用職員報酬８，８１６万８千円は、特別支援教育支援員など５０人分の報酬になります。

１５６ページ、１５７ページをお願いします。目３学校建設費で４億９，０００万円余を計上しています。主なものは、１５７ページ、節１４工事請負費で、不知火小学校屋内運動場改築工事及び施設解体工事費になります。

１６０ページをお願いします。項３中学校費、目３学校建設費で２３億９，３００万円余を計上しています。主なものは節１２委託料で、松橋中学校校舎棟改築設計業務委託１億３，７００万円余、節１４工事請負費で、小川中学校校舎等改築工事３億３，０００万円及び松橋中学校校舎棟改築工事１７億６，３００万円余が主なものです。

次に、１６１ページ、１６２ページに移ります。項４社会教育費、目１社会教育総務費で１億８，４００万円余を計上しています。主なものは、節１４工事請負費で大岳地区生涯学習センター解体工事８，１２３万９千円です。

１６６ページをお願いします。目５図書館費で１億４，６００万円余を計上しています。主なものは、節１２委託料、図書館指定管理業務委託料１億３，７００万円余です。

１７０ページ、１７１ページをお願いします。項５文化費、目５松橋総合体育文化センター費で６，１２９万円を計上しています。主なものは、節１２委託料、松橋総合体育文化センター指定管理業務委託料５，９７６万９千円になります。

175ページ下段から177ページになります。項6保健体育費、目3グラウンド費で1億3,600万円余を計上しています。主なものは、177ページの節14工事請負費で、不知火グラウンド照明器取り替え工事5,200万円及びふれあいスポーツセンター観覧席設置工事2,351万4千円になります。

184ページをお願いします。項7学校給食費、目4給食センター費で1億7,500万円余を計上しています。主なものは、節12委託料で、給食調理配送業務委託料1億600万円余になります。

続きまして、歳入の主なものを説明します。28ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3教育費国庫負担金4,165万4千円を計上しています。これは、節1小学校施設整備費負担金で、不知火小学校屋内運動場建て替え事業分になります。

30ページをお願いします。項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金で2億7,700万円余を計上しています。主なものは、節3中学校費補助金、公立学校施設整備費補助金2億6,200万円余です。これは松橋中学校建て替え事業分になります。

以上で、教育部所管の予算説明及び議案第31号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 教育部長の説明が終わりました。

これで、議案第31号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます

次に、議案第32号及び議案第33号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案第32号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算について詳細説明をします。特別会計予算書の1ページをお願いします。

令和5年度国民健康保険特別会計の予算総額は、第1条、歳入歳出それぞれ78億3,426万6千円とするものです。

まず、歳入を説明します。8ページをお願いします。

款1国民健康保険税は、今定例会に条例の改正を提案しておりますが、県が示した標準保険税率を基準として税率を設定し、前年度比1億465万5千円増の15億4千万円余を計上しております。

9ページ、10ページに移ります。款3県支出金は、市が負担する保険給付費分

の普通交付金や財政状況や事業に対しての特別交付金などです。前年度比 3 億 4, 7 0 0 万円余減の 5 6 億 9, 5 0 0 万円余を計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金として、前年度比 2, 6 5 9 万 4 千円増の 5 億 7, 4 0 0 万円余を計上しました。

次に、歳出を説明します。1 2 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、職員人件費、被保険者証の印刷・発送に要する経費及びレセプト点検業務の委託料等として、前年度比 2 3 7 万 4 千円減の 6, 7 0 7 万 3 千円を計上しました。

1 3 ページに移ります。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費から 1 5 ページの項 6 傷病手当諸費までです。前年度比 3 億 2 0 0 万円余減の 5 5 億 5, 9 0 0 万円余を計上しました。

1 5 ページ、1 6 ページに移ります。款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分から項 3 介護納付金分までです。県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度比 1, 9 4 7 万 7 千円減の 2 1 億 1, 1 0 0 万円余を計上しました。

1 6 ページから 1 8 ページに移ります。款 5 保健事業費、項 1 保健事業費から項 2 特定健康診査等事業費までです。人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比 8 0 2 万 8 千円減の 7, 3 7 5 万 3 千円を計上しました。特定財源として、県特別交付金 3, 4 2 2 万 4 千円が補助されます。

以上で、議案第 3 2 号についての詳細説明を終わります。

引き続き、議案第 3 3 号令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明します。予算書の 1 ページをお願いします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 億 4, 3 9 0 万 6 千円と定めるものです。

まず、歳入を説明します。6 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料は、県後期高齢者医療広域連合で算出しています。前年度比 3, 1 8 9 万 7 千円増の 6 億 7, 5 0 0 万円余を計上しています。

款 4 繰入金は、保険料軽減分を国県及び市が公費で負担する保険基盤安定事業繰入金 2 億 7, 2 0 0 万円余のほかに、人件費等に係る事務費繰入金及び市独自で追加した健診費用を集団健診事業繰入金として含め、前年度比 9 2 1 万円増の 3 億 1, 5 0 0 万円余を計上しています。

7 ページに移ります。款 6 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料から項 4 雑入ま

です。項3受託事業収入は、県広域連合からの委託事業に係る経費として、高齢者の健診受託事業収入3,046万3千円と保健・介護予防受託事業収入2,143万3千円を計上しています。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の展開において、個別訪問指導を拡充するために、会計年度任用職員の医療専門職を配置する経費を含んでおります。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費は4,546万7千円で、主に人件費です。

9ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として、被保険者から納入された保険料6億7,500万円余と、歳入の6ページに計上された保険基盤安定事業繰入金と同額の2億7,200万円余を保険基盤安定負担金として計上しています。

款3保健事業費は、県広域連合からの委託事業で、高齢者の特定健康診査として3,083万円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の事務費1,566万3千円等を計上しています。

以上で、議案第33号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第32号及び議案第33号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第34号令和5年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度は、歳入歳出それぞれ総額73億4,815万3千円とするもので、前年度比で9,280万3千円の増額です。

歳入から説明します。7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料は13億9,300万円余で、65歳以上の第1号被保険者を約19,800人と見込んでおります。

次に、同ページの款3国庫支出金から10ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金までは、国・県・市の法定負担率分を計上しております。

10ページの同項、目5低所得者保険料軽減繰入金9,708万4千円は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合によるものです。

次に、歳出を説明いたします。14、15ページです。

款2保険給付費、項1保険給付費の総計は69億900万円余で、前年度比で7,061万8千円を増額しており、目2介護サービス等給付費負担金の63億2,500万円余が主なものとなります。

15ページから17ページにかけての項2地域支援事業費の総計は2億2,900万円余で、前年度比で626万2千円を増額しており、15、16ページ、目2

一般介護予防事業費の一般介護予防事業委託料の一般と債務負担を合わせた6,376万6千円、16ページの目3包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業委託料の一般と債務負担を合わせた1億284万6千円が主なものになります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第35号令和5年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。予算書1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,169万1千円と定めるものです。

まず、歳入から説明します。6ページをお願いします。

款1使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料7,000円は、これまでの実績に基づき計上しています。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、奨学基金の定期預金利子収入として3,000円を予定しています。

一番下の款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として、滞納繰越分を含め1,167万8千円を予定しています。

次に、歳出を説明します。7ページをお願いします。

款1育英事業費の節11役務費は、郵便料、口座振替手数料及びコンビニ収納代行手数料として24万8千円。節20貸付金は、令和5年度の奨学貸付金として474万円を見込み、入学支度貸付金として300万円、合わせて774万円を見込んでいます。

節24積立金は、奨学基金元金積立金として、歳入と歳出の差引額370万円、奨学基金利子積立金として3,000円、合わせて370万3千円を計上しています。

なお、令和5年度の奨学貸付金は、令和3年度から令和4年度までの継続者5人と、新規貸付者を8人と見込んでいます。また、入学支度貸付金は、新規貸付者を10人と見込んでいます。

以上で、議案第35号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第35号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第36号及び議案第37号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第36号令和5年度宇城市水道事業会計予算について説明します。同じく別冊の特別会計予算書、令和5年度宇城市水道事業会計予算1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第3条、収益的収入及び支出です。収入において、第1款水道事業収益の予定額を13億3,065万4千円としています。水道料金や他会計補助金、長期前受金戻入などが主なものとなります。

2ページに移ります。同じく支出では、第1款水道事業費用の予定額を13億2,940万6千円としています。水道施設の運転・維持管理経費や減価償却費、企業債利息が主なものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入の予定額を1億8,911万3千円としています。企業債や繰出基準に基づく他会計出資金、また国庫補助金が主なものとなります。同じく支出では、第1款資本的支出の予定額を4億3,611万3千円としています。施設の改良や拡張等の建設改良費、企業債元金償還金が主なものとなります。

3ページに移ります。第5条、債務負担行為です。水道施設使用薬剤購入ほか4件について、期間、限度額を設定しております。

第6条、企業債では、建設改良事業の財源とするため、起債の限度額等について、紙面のとおり設定しております。

同じく第7条では一時借入金の限度額を、また、ページが移りまして、4ページの第8条から第11条にかけまして、予定支出の各項の経費の金額の流用など、各項目において限度額や制限等を定めております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

続いて、議案第37号令和5年度宇城市下水道事業会計予算について詳細説明します。別冊の特別会計予算書、令和5年度宇城市下水道事業会計予算1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第3条、収益的収入及び支出です。収入におきまして、第1款下水道事業収益の予定額を13億899万4千円としています。下水道使用料、また繰出基準に基づく他会計補助金、長期前受金戻入などが主なものとなります。

2ページをお願いします。同じく支出では、第1款下水道事業費用の予定額を15億957万6千円としています。下水道管渠や処理場の維持管理に要する経費、また減価償却費や企業債利息が主なものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出です。収入におきまして、第1款資本的収入の予定額を8億689万5千円としています。企業債や国庫補助金などの建設改良事業の特定財源及び繰出基準に基づく他会計からの出資金が主なものとなります。

同じく支出では、第1款資本的支出の予定額を12億9,572万4千円として

おります。下水道管渠や処理場及び雨水ポンプ場の建設改良費や企業債元金償還金となります。

3 ページに移ります。第 5 条では、債務負担行為における期間・限度額について、また、第 6 条では、企業債における限度額等について紙面のとおりに設定しております。

4 ページをお願いします。水道事業会計と同様に、第 7 条から第 10 条にかけては、一時借入金などの限度額及び制限等について定めております。

以上で、議案第 37 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 36 号及び議案第 37 号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

**日程第 44 議案第 38 号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を
改正する条例の制定について**

日程第 45 議案第 39 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（溝見友一君） 日程第 44、議案第 38 号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第 45、議案第 39 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します追加議案は、条例案件として、国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について 1 件、予算案件として、一般会計補正予算 1 件で、内容は宇城広域連合の関係市町負担金に係る歳入歳出予算の追加補正でございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第 38 号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 追加議案集の 4 ページから 6 ページ、説明資料は 4 ページから 11 ページです。議案集を御参照ください。

議案第 38 号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

4 月から国民健康保険宇城市民病院の外来診療機能を社会医療法人黎明会に承継するにあたり、2 月 1 日をもって病床をゼロとし、病棟を仮設診療所に改修する工事に着手しております。

これにより、患者を入院させるための施設を有しないものは「診療所」と規定す

る医療法第1条の5第2項に基づき、「病院」を「診療所」に改める必要が生じました。そこで、関連する国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例、宇城市民病院事業の設置等に関する条例、国民健康保険宇城市民病院条例、以上3つの条例につきまして、入院に関する事項を除き、名称、診療科目などを現状に合わせた条文の一部改正を提案するものです。

以上で、議案第38号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

これから議案第38号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

本案は、民生常任委員会に審査を付託します。

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第39号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第9号）について説明します。別冊で配布しております令和4年度宇城市各会計補正予算書、一般会計補正予算（第9号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,748万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を363億1,877万7千円としております。

補正の内容は、宇城広域連合からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業について、国の補正予算（第2号）に関連し、令和5年度に予定していた建設費等を一部前倒しする旨の連絡があり、宇城広域連合の関係市町負担金に係る歳入歳出予算の追加補正を行う必要性が生じたものです。

続いて、予算書の7ページをお願いします。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金補助及び交付金で、宇城広域連合宇城クリーンセンター費負担金2億2,748万4千円を追加しております。エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業について、国の令和4年度補正予算（第2号）に該当し、事業費の負担が軽減されるため、令和5年度予算の一部を前倒して今回補正するものです。国補正による前倒し効果は、広域連合全体で6,458万円、宇城市負担の影響額で3,856万円の一般財源が削減される見込みです。

次に、歳入予算を説明します。6ページをお願いします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で2億2,748万4千円を補正しております。歳入歳出予算の財源調整となります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第３９号の詳細説明が終わりました。

本案は、２８日の本会議において審議いたします。

—————○—————

日程第４６ 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第４６、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週２０日月曜日から２７日月曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、来週２０日から２７日まで
は休会することに決定しました。

なお、明日１８日及び明後日１９日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時４５分

第 3 号

2月28日 (火)

令和５年第１回宇城市議会定例会（第３号）

令和５年２月２８日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１	議案第１号	令和４年度宇城市一般会計補正予算（第８号）
日程第２	議案第２号	令和４年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３	議案第３号	令和４年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第４	議案第４号	令和４年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５	議案第５号	令和４年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第３号）
日程第６	議案第６号	令和４年度宇城市水道事業会計補正予算（第４号）
日程第７	議案第７号	令和４年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第８	議案第８号	令和４年度宇城市民病院事業会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第９号	宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０	議案第１０号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１	議案第１１号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第１２号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１３号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１４号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１５号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１６号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１７号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18	議案第 18 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 19 号	宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 20	議案第 20 号	財産の無償譲渡について(宇城市立豊野保育園の建物等)
日程第 21	議案第 21 号	財産の取得について(学校給食センター食器及び食器かご等購入)
日程第 22	議案第 22 号	財産の取得について(学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入)
日程第 23	議案第 23 号	権利の放棄について(平成 26 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権)
日程第 24	議案第 24 号	権利の放棄について(市営住宅家賃等の債権)
日程第 25	議案第 25 号	権利の放棄について(水道料金の債権)
日程第 26	議案第 26 号	権利の放棄について(病院事業の債権)
日程第 27	議案第 27 号	指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)
日程第 28	議案第 28 号	市道の路線の廃止について
日程第 29	議案第 29 号	市道の路線の認定について
日程第 30	議案第 30 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 31	議案第 38 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 32	請願第 2 号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書
日程第 33	同意第 1 号	副市長の選任について(浅井 正文氏)
日程第 34	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(前田 信幸氏)
日程第 35	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川 玲子氏)
日程第 36	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中村 久美子氏)
日程第 37	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 敏行氏)
日程第 38	同意第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 郁

夫氏)

- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度宇城市一般会計予算
日程第 4 0 議案第 3 2 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 1 議案第 3 3 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2 議案第 3 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 4 3 議案第 3 5 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 4 4 議案第 3 6 号 令和 5 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 4 5 議案第 3 7 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 4 6 議案第 3 9 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算 (第 9 号)
日程第 4 7 発議第 1 号 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 8 発議第 2 号 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について
日程第 4 9 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 坂 元 大 介 君 | 2 番 四 海 公 貴 君 |
| 3 番 村 上 真由子 君 | 4 番 河 野 真 理 君 |
| 5 番 吉 良 邦 夫 君 | 6 番 田 中 美 君 君 |
| 7 番 嘉古田 茂 己 君 | 8 番 原 田 祐 作 君 |
| 9 番 永 木 誠 君 | 10 番 山 森 悦 嗣 君 |
| 11 番 三 角 隆 史 君 | 12 番 坂 下 勳 君 |
| 13 番 高 橋 佳 大 君 | 15 番 溝 見 友 一 君 |
| 16 番 園 田 幸 雄 君 | 17 番 福 田 良 二 君 |
| 18 番 河 野 正 明 君 | 19 番 入 江 学 君 |
| 20 番 豊 田 紀代美 君 | 21 番 中 山 弘 幸 君 |
| 22 番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員 (1人)

- 14 番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 窪 田 潤 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	杉 浦 正 秀 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市民部次長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 令和 4 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ |

いて

- 日程第 19 議案第 19 号 宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）
- 日程第 21 議案第 21 号 財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）
- 日程第 22 議案第 22 号 財産の取得について（学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入）
- 日程第 23 議案第 23 号 権利の放棄について（平成 26 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権）
- 日程第 24 議案第 24 号 権利の放棄について（市営住宅家賃等の債権）
- 日程第 25 議案第 25 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 26 議案第 26 号 権利の放棄について（病院事業の債権）
- 日程第 27 議案第 27 号 指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）
- 日程第 28 議案第 28 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 29 議案第 29 号 市道の路線の認定について
- 日程第 30 議案第 30 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 31 議案第 38 号 国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 請願第 2 号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 1 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 32、請願第 2 号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書までを一括議題とします。

去る 2 月 17 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、条例案件 4 件、その他案件 3 件の

合計9件であります。委員会を2月21日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第8号）、歳入の法人事業税交付金及び地方消費税交付金について、委員から「大幅に増額されているが、交付はこの時期しかないのか」との質疑に対し、執行部から「法人事業税は年に3回、地方消費税は年に4回の交付がある。今回、12月までの実績と、過去3年間の3月期の交付見込みを基に補正した」との答弁がありました。これに対し、委員から「今回、1年分を一括で補正したということだが、歳入は適時行うべきではないのか。そのために年4回の定例会がある。交付金が入って、予算がいくらになったのか、補正予算が出てこない限り議会も分からない。市の予算状況を把握するためにも、適時、補正は必要ではないかと思う」との意見がありました。

次に、教育費の松橋中学校校舎建て替え事業について、委員から「松橋中学校の新築に対し、造ったばかりのテニスコートを造り替えるとの説明を受けたが、これは二重投資になるのではないか」との質疑に対し、執行部から「校舎の配置計画については、基本構想にて技術室棟及びテニスコートを取り壊して、その位置に校舎を建設する案や、仮設校舎を建設して現在の校舎の位置に建設する案など、複数の案を比較し、工期、経済性、引っ越しなどの学校運営に与える影響などを総合的に比較し、本市にとって最も有利となる現在の案とした」との答弁がありました。

また、同事業の委託料で、埋蔵文化財本調査業務委託料について、委員から「1億5,000万円の増額があるが、現在どのような状況なのか」との質疑に対し、執行部から「現在、松橋中学校校舎建て替えにあたり、用地の数か所で試掘を行っている。そこで土器などの文化財が発見された場合は、本格的な調査が必要になるが、今のところ文化財は発見されていない。仮に全面的に出てきた場合は全面的に発掘調査が必要となるため、最大限の予算を計上した」との答弁がありました。それに対し、委員から「高額ではあるが文化財保護も重要なことであるため、しっかりした根拠に基づき、きちんとした積算を基に慎重に予算執行を行うことが必要である」との意見がありました。

次に、議案第9号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「改正後も従来どおりでほとんど変わらないとの説明を受けたが、どう見ても情報公開を制限しているように思えるがどうか。また、情報請求は誰でもできるのか」との質疑に対し、執行部から「情報請求があれば全ての方に提供するという点では変わらない。ただし、開示内容に不服がある場合の審査請求に関しては、市

民や市に関係する方の分に限るという方針である」との答弁がありました。

次いで、討論を諮ったところ、「この改正は情報を制限することにつながっていると思う。周りから見て、宇城市の情報開示に対する姿勢が問われると思うので、改正に対しては賛成できない」との反対討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件4件、その他案件3件の合計9件については、全て可決すべきものと決定しました。

次に、先の令和4年第4回定例会において、継続審査となっておりました請願案件1件について、審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書については、前回の審議では「現在、国で支援の動きがあるため、その動向を見ながら継続して審議を行うべき」として、継続審査に至ったものであります。

今回の審議で出された意見の概要は、「国の支援があるが、それには期限があり、どうしても小規模事業者の負担増になることから、この請願書は採択すべき」また一方「国の動向を見て、ここまで審査を延期したことから、国からも支援策を提示されているので、それに従うべき」との意見がありました。

次いで、討論の有無を諮ったところ、討論はありませんでした。採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件、その他案件5件の合計10件であります。委員会を2月21日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第8号）の林業総務費の有害鳥獣駆除業務委託料について、委員から「増額になった理由と、今後の事業の方向性はどう考えているのか」との質疑に対し、執行部から「近年駆除数が多かった令和2年度より、12月時点で上回り、想定外に増えたため増額する。また、今後は猟友会へ提供し

ている監視カメラを利活用するための講習会等に力を入れ、事業の改善を図りたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「IT活用を推進し、より合理的な事業を行えるよう、有害鳥獣駆除を行ってもらいたい」との意見がありました。

次に、議案第19号宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について、委員から「指定管理から売却へ向かった理由は何か」との質疑に対し、執行部から「建物・備品等が老朽化し、市での運営は難しくなり、老朽化が進む前に施設を必要とする業者へ譲渡し、活用してもらうのがよいと判断した」と答弁がありました。また、委員から「売却先はどのような方法で選定予定なのか」との質疑に対し、執行部から「地域の活性化、雇用の創出、福祉の向上を目的に建設された施設であり、現在行っている地域活動については、引き続き行ってもらえることを条件の1つとし、1月31日にプロポーザル方式で選定されている。3月末に契約を行い、4月1日以降に受渡しを行う予定である」との答弁がありました。

次に、議案第18号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「仲の江団地は廃止すると理解していたが、そこに新しく建設するという意思決定までの経緯と構想はあるのか」との質疑に対し、執行部から「長寿命化計画では用途廃止の予定であるが、小川駅西の整備が完了し、駅に近く立地条件が良いことと、将来的には移住・定住を視野に入れ、今後、子育て世帯が入居できる住宅として建設した。間取りについては、2棟4戸で1戸が2LDK約56平米程度である。新仲の江団地には、仲の江団地の入居者に移転してもらい、解体を進めていく予定である。また、市営住宅整備の今後の在り方として、民間の住宅等も含め、地域に合った用途と需要、建設位置等について計画を作成していく方向である」との答弁がありました。これに対し、委員から「地域のニーズに合った住宅整備を進めてもらいたい」と意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件2件、その他案件5件の合計10件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件6件、その他案件3件の

合計 14 件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号一般会計補正予算（第 8 号）のうち、社会保障・税番号制度補助金について、委員から「マイナンバーカードの申請率及び交付率は現在どの程度か。また、交付率を上げるための今後の対応はどのように考えているか」との質疑に対し、執行部から「物価高騰に伴う経済対策の商品券とタイアップしたマイナ商品券の支給以来、国が正式に受理している申請率では、令和 5 年 1 月 31 日現在で 70.7%まで伸びている。以前は県内の 14 市で最下位だったのが、現在は 2 位まで上り詰めた。交付率は 57.4%であり、3 月 31 日までに 70%を目指している。今後、市としてもマイナンバーカードの普及率を向上させたいので、特に高齢の方でどうしても窓口に行くことが困難であることや、スマートフォンを所持していない方も多く、自身で写真を撮りに行くことが困難な方が多くおられる。この問題への対策として、自動車をレンタルして出向き、申請者の写真を撮ることも含め申請をサポートする出張申請サポートを計画している」との答弁がありました。これに対して、委員から「県内 14 市中最下位から第 2 位になった、所管部署の職員の努力を高く評価したい」との意見がありました。

次に、議案第 26 号権利の放棄（病院事業の債権）について、委員から「これまでの滞納整理はどのような形で行ってきたのか」との質疑に対し、執行部から「該当の患者が診察で来院したときに、未収金について相談をしている。また、時効が成立していない債務者には、過去にも発送をしているが、改めて納付お願いの通知を発送している」との答弁がありました。また、委員から「相手方が法人の場合は倒産、廃業をしているという理解でよいのか」との質疑に対し、執行部から「倒産しているのかどうかは不明である。法人番号が確認できる法人については追跡調査をしたが、法人番号が確認できない法人については追跡することができていない」との答弁がありました。

次に、議案第 16 号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「物価高騰等の状況の中で標準税率まで急激に上げることは、金額が大きいこともあり、市民の理解が得られるのは大変厳しいと感じる。これまでどのような協議があったのか」との質疑に対し、執行部から「これまでの 3 年間はコロナの影響を考慮し、基金を繰り入れることで税率を据え置くという判断をしている」との答弁がありました。また、委員から「一般会計からの繰入れはどのようなペナルティがあるのか」との質疑に対し、執行部から「条件としては、決算が赤字になった年度の翌年度から 2 年以内に赤字の解消ができない場合ペナルティが課されるということになっている。内容は、赤字解消計画の策定と宇城市が赤字であるという

ことの公表、交付金の減額である。交付金の減額については、厳密な金額は不明だが、ペナルティの対象となるのが保険者努力支援制度という交付金である。来年度の交付金の見込みとしては3,600万円余りを受け入れることになっており、減額されるのは1割程度だと推測している」との答弁がありました。また、委員から「基金が赤字になるというのは予測できたことなので、その時点で議員及び市民へ周知説明をして、理解を求めながら進めるべきだった。税率については段階的なアップをしてほしい。不足する財源については一般会計からの投入も致し方ないと考える」との意見がありました。

討論では、「コロナ禍及び物価高騰で大変な状況にある市民が多い中で、国民健康保険税の支払いを大幅に増額すると、市民の皆様の理解が得られないのではないかと思うので、この条例改正には反対する」との反対討論がありました。

採決の結果、本委員会に付託された、予算案件、条例案件、その他案件14件のうち、議案第16号を除く13件については全て可決すべきもの、議案第16号については否決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号）から、議案第8号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第2号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長

報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第3号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第8号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第9号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。まず、21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第9号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、市民等及び情報に関係のない者に対して情報の開示を制限する

ことを目的としていると私は理解をいたします。私は制限をすること自体、明確な理由があれば必ずしも悪いとは思いません。今回の改正の理由は、執行部によれば、条例の趣旨に沿って市民への開示を優先するためということであります。年間の請求件数が何百件とあるのであれば、そういう考え方もあるかもしれませんが、令和2年に1件、令和3年が1件、内訳は、市内・市外それぞれ1件ずつであります。それによる審査会の開催が市外の方による請求に対し、8回という報告を受けております。この実績から、執行部の言う市民への対応を優先するためという説明は理解ができません。今回の改正により、明らかに情報の開示に制限がかかるにもかかわらず、執行部は従来とは変わりはないという答弁で、制限することを認めておりません。しかも今回の宇城市が改正するような条例になっている自治体は、全国で251団体で32%ということであり、まさに少数派であります。今、宇城市の情報開示に対する姿勢が問われております。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（溝見友一君） 次に、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上っております、議案第9号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてに、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、第5条において「何人も」というふうに規定をし、広く日本国全ての国民の知る権利を保障していた条例を5つの具体的な条件を設け、市民と市の利害関係者に限定する改正となっております。国の定める地方自治法によって定められた地方公共団体が、国の定める情報公開法では、広く国民全てに知る権利を保障している、これを制限するような方向に条例を改正するということは、これは宇城市の情報公開に対する後ろ向きな姿勢を示しているというふうに捉え兼ねられません。具体的にこの制限によって、市外に事業所を持つマスコミや若しくは各地方公共団体の様々な情報を収集し研究する教育機関、このような機関に対して情報公開が行われないこととなります。さらに今回の改正で、第31条、しきりに執行部の皆さんは任意で情報は提供するというふうに申し上げていらっしゃいますが、この条文についても、任意で提供する情報の範囲は広く一般的に公開された情報に限ると、このような規定があります。そもそも広く一般に公開された情報は、この情報公開条例によって制限されるような情報ではありません。この条例改正については、この宇城市が情報に対してどのように今後取り組むのかという姿勢が問われております。私としては、今情報公開、非常に平等性が叫ばれる社会においてはそぐわない改正であると、このように判断をしております。どうかこの点を皆様十分に御理解いただきまして、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で、反対の討論を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第 9 号の討論を終結します。

これから、議案第 9 号宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 10 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 15 号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 11 号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第12号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第13号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第14号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第15号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第16号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。まず、12番、坂下勲君の発言を許します。

○12番（坂下 勲君） ただいま議題となっております、議案第16号について、私は反対の立場で討論をいたします。

まず、17日の保健衛生部長からの詳細説明を受け、税率を引き上げる必要性については理解したところです。部長からの説明のように、これまで投入してきた基金が底をついたことにより、税率を引き上げなければ国保財政が滞るとのことです。であるならば、基金残高については事前に把握できたはずであり、段階的な引上げも視野に入れた計画が必要だったのではないかと考えます。なお、税率の引上げ幅を抑え、段階的な引上げとした場合の財源には、一般会計からの財源投入もやむなしと思います。一市民の立場としては、急激に税率を引き上げることは、今、この状況から市民の理解を得るには、非常に厳しい施策ではないかと考えます。一気に税率を引き上げるのではなく、税率の引上げ幅を抑え、段階的な引上げとした場合に不足する分については、一般会計からの財源投入することを検討すべきと考えます。私は、今後、段階的な引上げによる国保財政の適正な運営をすべきであるという理由から、本案に反対します。議員諸氏の御賛同を賜りますようお願いし、反対討論を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、2番、四海公貴君の発言を許します。

○2番（四海公貴君） 議案第16号について、反対の立場で通告しましたので討論いたします。

今回の国民健康保険税率を引き上げる必要性は十分に理解をいたします。しかし、この時期に、県が示す標準税率並みへの引上げについては、コロナ禍における国民健康保険加入者の所得状況や現下の物価高騰の状況を鑑みれば、特に子育て世代に与える影響が余りにも大きく、理解を得るには非常に厳しいものがあると考えます。そのため、加入者に与える影響を抑えるため、段階的な税率の引上げということであれば、賛意を考える余地はありますが、今ここで標準税率並みに引き上げる今回の改正案には賛成できません。国民健康保険制度の見直しを含め、国への要望を行うべきということを申し添え、議案第16号に反対いたします。議員の皆さんの賛同をお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第１６号の討論を終結します。

これから、議案第１６号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は否決です。議案第１６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、議案第１６号は否決しました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時４５分

再開 午前１０時５５分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第１７号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第１９号宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１７号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１８号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第19号宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第20号財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。まず、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上がっております、議案第20号財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、これまで宇城市が行ってきた公立保育園の民営化に伴う無償譲渡であるというふうに理解をしております。しかしながら今回の無償譲渡については、これまでとは全く条件が違うというふうに私は認識をしております。これまでの松橋または河江保育園等は、耐用年数も過ぎており、建て替えが前提条件の無償譲渡でありました。その建て替えまたは新しく園舎を新築し、既存の園舎を取り壊す、これに大きな費用が掛かる、その費用負担を少しでも軽減し、その後の保育園運営が円滑に進むようにということで、無償譲渡が行われてきました。ここについては、一定の理解をしております。しかしながら、今回の豊野保育園は、耐用年数もまだ残っており、資産価値も5,000万円を超える資産価値がある。そしてまた無償譲渡をする執行部の説明が、今後保育園児の減少も考えられると、このことを鑑み安定的なというような説明がありました。園児の減少に伴う経営というのは、これは相手方の都合であり、こういったものはこれまでの受入先の皆さん、受入先の事業者には配慮はなかったと私は理解をしております。さらに、これまでの公立保育園の受入先は、全て市内の事業者であり、市内と深く根づいた事業者の皆様。今回

は、市外の事業者が受入先となっております。このことから、これまでの受入先の事業者のとの平等性、また今この宇城市は先ほどの個々の財政、またほかの財政、非常に厳しい財政状況にあるという中においては、やはり市民の財産である建物は適正に処分、処理の手続きを踏むべきであると、このように考えます。このような観点から、今回のこの議案第20号につきましては、私は反対をいたします。どうか皆様、この点を理解していただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第20号の討論を終結します。

これから、議案第20号財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第20号は可決しました。

これから、議案第21号財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）から、議案第38号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第21号財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第21号は可決しました。

これから、議案第22号財産の取得について（学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２２号は可決しました。

これから、議案第２３号権利の放棄について（平成２６年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２３号は可決しました。

これから、議案第２４号権利の放棄について（市営住宅家賃等の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２４号は可決しました。

これから、議案第２５号権利の放棄について（水道料金の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２５号は可決しました。

これから、議案第２６号権利の放棄について（病院事業の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２６号は可決しました。

これから、議案第２７号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２７号は可決しました。

これから、議案第２８号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２８号は可決しました。

これから、議案第２９号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２９号は可決しました。

これから、議案第30号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第30号は可決しました。

これから、議案第38号国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の討論に入ります。討論はありませんか。

○21番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の消費税インボイス制度の導入は、もともと小規模事業者を保護するために設けられた免税制度を廃止するのが目的と考えます。この制度の導入により、小規模事業者にとって事務負担が増えるだけでなく、実質的な増税となり、日本経済とりわけ地方経済にとって大きな打撃となることは明らかであります。また、インボイスを発行できなければ、取引を敬遠されることも予想され、さらには消費税分の値引きを要求されることも考えられます。例えば、給料が1,000万円以下のプロスポーツ選手などに影響があると思われます。今回政府は支援策を用意しておりますが、3年間という期限があり、影響があることには変わりはありません。様々な分野で影響が想定されますが、一番重要なことは、経済情勢が悪いときに増税す

ることは、最も愚かな政策であるということでもあります。日本は1990年代半ばからこれまで、GDPがほぼ横ばいで推移しております。それに比べ、米国はじめ諸外国は、緩やかではありますが着実に増加しております。これを人口問題と関連付ける人もありますが、私は明らかに政策の誤りだと考えております。このような政策の誤りを棚に上げ、弱い者から税金をしばり取ろうとする政策には到底賛同することはできません。よって、今回の消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付する請願書は、採択すべきものと考えます。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

○3番（村上真由子君） ただいま議題となっております、請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について、私も賛成の立場で討論いたします。

このインボイス制度は、もう皆様も御存じのとおりのことだと思いますので、説明は割愛させていただきますが、先ほど中山議員からもありましたが、1,000万円以下の事業者さん、また農家さんたちですね、そういう1,000万円以下の方々を保護する意味で今まで行われていたところが、このインボイス制度によって保護されなくなるようになってしまうのではないかと、とても危惧しております。この宇城市に、果たしてその1,000万円以上の事業者さん、農家さんがどれぐらいいらっしゃるのか、すみません、私の勉強不足で調査しておりませんでしたが、実際、これからまた新しく頑張っていこうと思われる若き情熱のあるフリーランスの方や、そして細々と頑張っていらっしゃる、売上げは低いですが、伝統工芸品を守っていかれようとしている老夫婦の方とか、そのような方々にすごくデメリットが生じるものではないかと思っております。また、21日の衆議院議員の財務金融委員会でもありましたが、再生エネルギー電力の買取り等にも、もしこれがインボイス制度によって損失がどんどん大きくなってくると、いずれ負担するのは国民皆さんになってくると思われます。今は、1,000万円以下の事業者さんたちに負担が大きくなるのではないかという声もありますが、実質的に長期の面で見てみると、国民そして我々市民にも負担はくると思います。2、3年後ぐらいですね、短期で見ると税収はすごく上がると思います。ただ、それ以降、長期の目で見てみると、もしかすると廃業をされる方が増えてくるかもしれません。結局、最初に上がった税収とは比べものにならないくらいの景気の悪化が予想されるかもしれません。現在、コロナ禍でもありますし、また物価高でもあります。このような時期に一生懸命頑張っていらっしゃる若い方々や、そして農家さんたち、事業者さんたち、そこに負担を強いるようなインボイス制度、これは可能であれば実施延期になって

いけばと思います。

先ほどの総務文教常任委員会の委員長報告で、国からの支援策もあるので従うべきという意見があったとありましたが、国からの支援策、確かに期間限定ではありますが、今話は出ております。ただ、もし国からそうやってするから従うべきだったら、我々市議会議員は必要でしょうか。我々は市民の方を向いて、宇城市の市民のために頑張っていく市議会議員ではないかと思っております。よって、今回私は、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付する、この請願書を採用すべきだと思います。議員各位におかれましては、どうぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の討論とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで討論を終結します。

これから、請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を採用します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択です。請願第2号は、採用することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第33 同意第1号 副市長の選任について（浅井 正文氏）

○議長（溝見友一君） 日程第33、同意第1号副市長の選任について（浅井正文氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第1号副市長の選任について（浅井正文氏）を採用します。採決は起立によって行います。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 4 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田 信幸氏）

日程第 3 5 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）

日程第 3 6 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）

日程第 3 7 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）

日程第 3 8 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫氏）

○議長（溝見友一君） 次に、日程第 3 4、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、日程第 3 8、同意第 6 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田郁夫氏）までを一括議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（前田信幸氏）から、同意第 6 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田郁夫氏）までを一括して採決します。採決は起立によって行います。同意第 2 号から同意第 6 号までは、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第 2 号から同意第 6 号まではこれに同意することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 24 分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第 3 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度宇城市一般会計予算

日程第 4 0 議案第 3 2 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 1 議案第 3 3 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 2 議案第 3 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 4 3 議案第 3 5 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第４４ 議案第３６号 令和５年度宇城市水道事業会計予算

日程第４５ 議案第３７号 令和５年度宇城市下水道事業会計予算

日程第４６ 議案第３９号 令和４年度宇城市一般会計補正予算（第９号）

○議長（溝見友一君） 日程第３９、議案第３１号令和５年度宇城市一般会計予算から日程第４６、議案第３９号令和４年度宇城市一般会計補正予算（第９号）までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第３１号から議案第３９号までについては、お手元に配布しております、第１回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第４７ 発議第１号 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４８ 発議第２号 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第４７、発議第１号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第４８、発議第２号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定についてを一括議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（石川洋一君） まず、委員会条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

本案は、先の令和４年第３回定例会におきまして、国民健康保険宇城市民病院使用料徴収条例を廃止する条例の制定に伴い、宇城市議会委員会条例第２条第２項第３号から市民病院を削除する必要があることから、本条例の一部を改正するための提案であります。

次に、宇城市長の専決事項の指定について申し上げます。

本案は、既存の専決事項に第５項として、議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約について、軽微な変更に関し条件を付した変更契約の締結事項を追加するものであります。市長が処理すべき事務事業の迅速化及び簡素化を図るなど、執行部との双方の合意による改正であります。

以上、発議第１号及び発議第２号について、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（溝見友一君） 石川議会運営委員長からの趣旨説明が終わりました。

これから、発議第1号及び発議第2号の質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第49 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第49、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3月1日水曜日から、来週6日月曜日までは、議事整理及び常任委員会のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、3月1日から6日までは、休会することに決定しました。

なお、土曜日、日曜日は市の休日のため、休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時28分

第 4 号

3 月 7 日 (火)

令和5年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和5年3月7日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（2人）

14番 高本敬義君	16番 園田幸雄君
-----------	-----------

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、22番、石川洋一君の発言を許します。

○22番（石川洋一君） 皆さん、おはようございます。新志会の石川でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの第8波が、ようやく底が見えてまいりました。しかし依然としてウイルスは変異を続け、終息には至っておりません。議会、執行部が共に情報の共有を図りながら、市政の重要課題として位置付け、市民の命、生活を守ることが求められていると思います。また、少子化が深刻さを増しております。日本の人口は今後10年間で1,000万人が減少に転じ、40年後には人口8,000万人との見通しがありましたが、さらに出生数が80万人を切る状態となり、深刻な状況となっております。国の対策を期待するとともに、宇城市においても更なる少子化対策を進めることが求められていると思います。少子化の進行と同時に、全国の過疎化が同時進行をしております。データによりますと、令和4年4月現在の過疎市町村数は885自治体です。1,718市町村の51%にあたりますけれども、過疎市町村の人口はといいますと1,162万人、全人口の9%に過ぎません。しかしその面積は、国土の6割を占めております。過疎地域の大部分が農村、漁村地域で、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保持、地球温暖化の防止など多面的機能を発揮して、国民生活にとって重要な役割を果たしておりますことを冒頭に申し上げ、質問に入りたいと思います。今日は、1番目に前回質問した事項について、その後どのような進捗があるのかをお聞きし、2番目に過疎問題について、市長並びに執行部の考え方をお聞きしたいと思います。最後に、給食費の完全無料化について質問をいたしますので、簡潔な答弁を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは1番、令和3年9月定例会の一般質問において、市長より多くの答弁をいただきました。そこで、①の高規格道路整備について、事業の進捗状況と対策室の設置についてと高速道路への接続について、3点についてどのように進めてこられたのかお聞きをしたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 熊本天草幹線道路の一部区間である宇土三角道路13.5キロメートル区間の整備については、令和3年3月に新規事業化されてから、国直

轄事業として国土交通省にて事業を実施していただいております。

まず、事業経過についてですが、令和3年10月には、三角町区長を対象に測量作業に先立つ地元説明会を開催しております。コロナ禍ではございましたが、感染拡大に配慮しながら複数回に分けて実施いたしました。

また、令和4年2月には、道路整備の基準となる測量作業着手にあたり、国土交通省八代河川国道事務所、熊本県、宇土市、宇城市4団体の共催により、中心杭打ち式を三角防災拠点センターにおいて開催したところです。

御質問の事業進捗については、道路計画の基準となる基準点等の設置や路線測量業務、水文や地質調査業務、道路予備設計業務など、道路設計に必要な業務が着々と進められていると伺っております。

次に、当該事業に対する対策室等の設置についてでございますが、宇城市としても重要な事業と位置付けており、専属の必要性について認識していることは変わりありません。

国とともに事業を推進する上で、アクセス道路や関連する市道整備などの市が建設すべき部分の必要な事務量をできるだけ早期に把握するよう努め、必要に応じ対策室を設けるのか、既存の部署の人員を増員して対応するのか、必要性も含め検討を図ってまいります。

今後、宇城市としましては、道路整備促進のための予算が長期安定的に確保されることや、事業事務を安定的に執行するための国の人員体制の充実・強化などの宇土三角道路が早期開通するために必要な要望を行っていくほか、国、熊本県、宇土市や熊本天草幹線道路沿線自治体と連携し、当該事業が進捗するよう努めてまいります。

○市長（守田憲史君） 熊本県、熊本市により、新熊本広域道路交通計画が令和3年6月に策定されましたが、おおむね20年から30年先を対象とした計画・構想に、天草地域や宇城西部地区と松橋インターチェンジを結ぶ路線の記載がない状況は、令和3年9月の石川議員一般質問で答弁したとおりでございます。

宇城市としましては、その後、毎年2回ある熊本県市長会への提出議案として提案を続けています。熊本県都市財政課長会議経由でございます。石川議員地元の三角町、その郡浦インターチェンジから松橋インターまでの高規格道路建設を期待するところです。まずは、新広域道路交通計画等の広域道路計画に記されるように、天草方面から九州縦貫自動車道松橋町インターチェンジ間の高速交通体系の整備実現に向け、尽力してまいります。

○22番（石川洋一君） ありがとうございます。まず、①について、三角宇土道路13.5キロが整備区間となりまして、丸2年が経過をしようとしております。さ

らには3か所にインターチェンジが計画されておりまして、周辺の地域の市民の皆様にとりましては、路線に対して大きな関心を持っておられます。今後、国はどのようなスケジュールを持っているのか、承知されていればお知らせいただきたい。

○土木部長（梅本正直君） 今後のスケジュール等についてという御質問でございますが、今後のスケジュール等につきましては、これが国の直轄事業でございますので、国の動向を市としましても注視してまいりまして、国が今後のスケジュール等の公表を了解されましたら、すぐにでも地元及び関係機関等へ情報の共有をしてまいりたいというふうに思っております。

○22番（石川洋一君） 高速道路も高規格道路、非常に複雑なスケジュールが必要だろうというふうに思いますが、やはり先ほど申し上げたように、インターチェンジであり、道路線上に大体地域の方はもう予測されているんですね。予測の中で、いろいろお話がありますけれども、我々は決定したことしか話せませんので、なかなか地域の方々に説明するまでに至っていないですね。4月に入りまして、高規格道路特別委員会で上京しまして、国会議員の先生方にもお会いをして、何らかの情報を得て帰りたいなと思っておりますけれども、行く理由は、丸2年間1億円ずつ予算を付けていただいておりますので、その御礼とそして路線がどういうふうな方向のスケジュールで進んでいくか、特別委員会、執行部で情報を共有しながら、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、執行部においては、情報については的確な情報を我々にもお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、対策室の設置について必要性を検討していくとの答弁をいただいておりますけれども、これにつきましても、今後必要とされる事務量、業務量というのは非常に大きなものがあると思います。当初予算でも750億円いう予算がありますので、それをどう分けて、どういうふうな使い道があるのかということも非常に気になるところですけれども、宇城市がやらなければいけないのは、やはりインターチェンジから基幹道路へのアクセス、こういったものが非常に重要な仕事になると思いますし、本線道路の道路用地の買収についても、地元としてやはり地元自治体として、協力体制を万全に立てていかなければなりませんので、そういった部分でも対策をする課が必要ではないかということで、今までも申し上げておりますので、時期が来ましたら市長にも是非こういった部署を選定していただいて、対応していただきたいというふうに思います。

それから市長から答弁いただきましたけれども、新熊本道路交通計画が高規格道路と松橋のインターを結ぶ計画に入らなければこの計画は実現しない、そのとおりだと思うわけですね。市長には今後とも半島の振興、宇城市の発展に御努力をいただきたいと思いますが、まずは、この計画に乗る対策をまず立てないといけないだ

ろうと思いますので、私たちも重要なポイントだと思います。高規格道路ができて
も松橋には行けないという道路であっては、どうかなと思いますので、宇城市全体
の発展と天草地域の発展と、そしてさらには宇城市全体の発展のためには、この構
想は非常に重要だと思いますし、市長も自ら発言してこられましたので、なお一層
の御努力を期待したいというふうに思います。

次に、②の三角東港の振興についてですが、前回の答弁において、東港を核とし
た取組を続ける中で、地域と人との関わりを深めていくとともに、天草地域と連携
した周遊型・滞在型の観光・定住・移住対策に取り組んでいくとのことでありまし
たが、その後の経過また今後の計画についてお尋ねしたいと思います。また、海上
自衛隊の誘致の願いもしておりますが、その後の経過についてもお聞きをしたい
と思います。

○市長政策部長（元田智士君） 三角東港につきましては、令和３年度から大きな変化
は見受けられてはおりませんが、今年度は、みすみ港祭りの３年ぶりの開催や、今
年１月には県と連携し、宇土市をスタートし三角東港をゴールとするマラソンとピ
クニックを併せたイベント「マラニック」を行い、大いににぎわいを見せたところ
です。

現在、県や上天草市、宇土市とＪＲ三角線の活性化対策についても定期的に協議
を行い、天草と連携した周遊型、滞在型の観光施策について検討しているところで
す。

また、移住・定住策に関しましても、今年度から任用しました地域おこし協力隊
を活用し、引き続き空き家の掘り起こしを積極的に行い、移住・定住対策にも努め
てまいります。

次に、佐世保海上自衛隊の自衛艦については、三角港への停泊に関する要望事項
としており、今後も継続して要望してまいりたいと思います。

○２２番（石川洋一君） 移住・定住対策に関して、地域おこし協力隊も入っておりま
すけれども、具体的にどのような業務を行っているのかをお聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） まず、令和元年度に実施しました空き家実態調査を基
に、空き家の現況確認を行い、その所有者に空き家バンクの登録を促しております。
ほかに、ＳＮＳを活用した空き家の情報発信、空き家利活用希望者とのマッチング、
直近では熊本県の移住相談員を通じて、東京や大阪の方からの現地を視察される際
の同行なども行っております。

○２２番（石川洋一君） 成果も少しずつ出ているというふうに聞いておりますし、私
も近所にそういう方がいらっしゃるのとお話を聞きますけれども、これは三角に特
化した話ですけれども、釣りが好きだと、空き家を探してそこにもう住んでおられ

るという方がおられました。あと、仕事をしていますけれども、妻子を残して三角に来ているという釣り好きの方もいらっしゃるんですね。釣り好きというのはやはりすごいですね。それぐらいのやはり魅力のある地域なのかなと改めて感じたわけですが、大変嬉しいことだったんですけれども、地域おこし協力隊がさらに発展していったほしいなと思うんですけれども、実は1月に、北海道の栗山町を視察してまいりました。一番寒い日でした。マイナス14度か15度で、前は見えませんが、部屋の中は暖かかったけどですね、そういう場所に行ってまいりまして、こういうところによく住めるなと思うようなところだったんですけれども、元隊員の方2人に対応をいただきました。活動については冊子があるんですけれども、契約期間が終了した後、会社をつくられておられます。合同会社オフィスくりおこですね、栗山町を起こすという意味ですね。合同会社オフィスくりおこをつくられて、町の業務をかなり委託を受けてやっておられました。それが収入源ということですが、結構な人数がおられまして、やはり今の若い方は違いますね、考え方が。もういろんな改修をしたりいろんなことで、少しずつ関係人口を増やして、町の魅力を発信したいという熱意が感じられたわけですが、そういうふう退職した後、会社をつくって頑張っておられるのを見て、やはり我々もそういう方がおられれば良いなというふうに思いましたけれども、ふるさと納税の企画を見ましたが、非常に充実しておりました。冊子にあらゆるこういうものがありますよと、こういうものが送ってきますよということで、やはり見ますよね、人はね。ですから、発信というのは非常に大事ななというふうに感じたわけですが、そういうふうな活動に結び付けるように希望したいというふうに思います。

それから再々質問になりますけれども、佐世保に毎年行っているのですが、誘致の要望書を是非出すのは自由だと思いますので出していただいて、そして私たちも防衛議連がありますので、防衛議連からもそういった他の方面からお願いできるものがあるのではないかと思いますので、先ほどは艦船の停泊というのがありましたが、艦船の母港にさせていただき希望しますので、そのところは間違いのないようにお願いをしたいというふうに思います。

それから次に、③の国道266号の冠水対策について、前回の答弁で市長の方から市道のかさ上げを実施するということでしたが、その後どのように進んでいるのか、まずお聞きしたいと思います

○土木部長（梅本正直君） 金桁川下流域の国道266号は、低い土地であることが原因で、満潮時と大雨時が重なるときは、現在も3時間ほど道路が冠水して、通行ができなくなる状態が年に数回発生しております。大雨時は常に注意が必要な状況と

なっております。

令和3年度の答弁でも述べたとおり、現在の大雨時の対応としては、国道は管理者の県へ情報提供を行い、規制の措置などがされている状況で、道路の改良による浸水解消の要望を管理者の県へ、期成会を通じて毎年度継続して要望してきたところです。

しかし、県では以前に計画された計画を中断された経緯があると伺っておりますので、県と連携し、再度地元の意向確認やどのような整備が望ましいのか引き続きお願いをしております。今できる対策はないかと定期的に振興局や市役所で協議を行い、対策の検討を重ねております。その中で令和4年度に県は砂防ダムの沈砂池のしゅんせつを行いました。同時に、市では、う回路の関係から運転時間に時間的制約のあった仮設ポンプの導水路を堤防内に埋設し、常時排水できるように工事を行いました。さらに、金桁川の部分的なしゅんせつ、護岸改修を行い、効果の検証を行っているところでございます。

また、市で併せて行う予定であった市道のかさ上げは、現地での調査及び地元住民との立会い、協議を何度も行いましたが条件が折り合わず延期したところです。以前、地元では国道のかさ上げを単独で行えば、近隣の集落に冠水が広がるという地元の意見が多くあるようです。

調査では、排水機場の設置と河川の大幅な拡幅により、国道の浸水解消が可能と出ておりましたが、以前答弁しましたとおり、まずは国道の冠水は国県の事業で対応していただき、計画が中断している国道かさ上げについて、地元の理解が得られるよう市としても努力してまいりたいと考えております。

今後の対策は、金桁川氾濫の抜本的な解決にはなりません、少しでも国道や周辺の市道等の冠水時間の短縮となるように、仮設ポンプやしゅんせつの効果を見極めながら、河川のしゅんせつ等をベースに対策を考えてまいります。

さらに、現状の河川断面を基にした規模の排水ポンプ場の設置との御意見もごさいますが、浸水区域の完全な解消とはなりませんので慎重に検討を重ねているところでございます。

○22番（石川洋一君） 今後の対策として、仮設ポンプの設置あるいは河川のしゅんせつとのことですが、熊本県は国道266号の道路管理者でありますので、国道のかさ上げに前向きということもお聞きをしておりますので、宇城市も更なる話合いといいますか協議を進めていただきたいと思います。先ほどのポンプもわかりですが、やはり地元の同意というのが非常に今ネックになっているというような答弁であったかと思いますが、しっかり科学的根拠を示して、かさ上げすることによってどれだけの水位が上がるのかというレベルの話も、やはり必

要ではないかなと思います。今後、こういった対策も含めて推進をしていただきたいというふうに思います。

次に、時間が少し過ぎましたので、2番の過疎問題についてお聞きをしたいと思います。冒頭でも過疎について触れましたとおり、本市においては、合併当初から三角町が過疎指定されておりました。豊野町も過疎の指定を再度受けられております。今後の市の政策として、危機感をもって過疎問題に取り組む必要があると思っております。それでは、今日は5つの質問をさせていただいて、過疎の現状と問題を理解して、その対策について執行部並びに議会及び市民が、宇城市全体の課題として認識を深めていただきたいと思いますと考えております。

まず、①の過疎法について、どのような制度なのかをお聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎地域につきましては、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてまいりました。しかし、令和3年4月1日に第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備などがほかの地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とした法律でございます。

○22番（石川洋一君） そのとおりなんですけれども、昭和の合併が昭和29年、30年頃にあったかと思うんですけれども、それから15年を経たずして、この過疎法が成立をしたと。何かというと、合併を進めると過疎地域が増えていくということが、方程式に今なってきたわけですね。平成の合併からもう18年、かなりの過疎地指定を受けた地域が増えてきたという現状なのなんですけれども、ヒト・モノ・カネが東京や中心都市に集まる中で、地方創生法も制定されましたね。いろんな対策を宇城市としても立てられましたが、この5回目の特別措置法が施行された現在に至っておりますけれども、今後どうなっていくのかなと心配ですね。そこで、議員各位には執行部のデータなんですけれども、人口の表をお渡ししてあると思いますので、これを見ながら②の本市の人口減少の推移をお聞きしていきたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 議長のお許しをいただきまして、合併から人口の推移を机上にて配布させていただいております。

5町合併以降の各町の人口につきましては、住民基本台帳上の人口によりますと、

合併当初であります平成17年1月15日時点においては、市全体として64,366人、うち三角町が10,069人、豊野町が5,111人となっております。

令和5年1月31日時点の住基人口においては、市全体として57,463人で6,903人の減少、うち三角町が6,640人で合併当初より3,429人の減少、豊野町が3,845人で1,266人の減少となっており、特に三角町の人口減少が著しいものとなっております。

○22番（石川洋一君） 平成の合併後18年が経過して、その後の答弁のとおりでありますけれども、6,903人減少をしたと。その約50%が三角町、18%が豊野町という数字が出ているわけで、三角町は、合併が過疎進行に追い打ちがかかったことが完全に見て取れるわけですね。非常に残念なのですが、本市の西の端と東の端が非常に厳しい状態であることが、これではっきり数字で見取れますけれども、③になりますけれども、この過疎地域にどのような特別の措置があるのかをお聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎法で講じられている主な特別措置については、大きく分けて財政措置、行政措置、税制措置の3点ございます。

まず、1点目に財政措置です。国の負担または補助の特例がございまして、教育施設や児童福祉施設等については、通常50%の補助が、特例で55%へ拡充され、施設整備や地域医療の確保、集落の維持・活性化等に必要な経費については、地方財政法に定める場合以外の経費についても、過疎対策事業債をもってその財源とすることができます。

また、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の7割が交付税措置されることになっており、市町村は残りの3割を負担すればよいことになっております。

2点目に行政措置としまして、都道府県代行制度がございます。過疎地域の自治体は、財政力が弱く、技術的能力も十分でない場合も多いことから、過疎法では、本来、市町村が事業主体となって整備すべき基幹的な道路整備や公共下水道について、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができるとされております。

3点目としましては、税制措置がございます。過疎地域内に企業を誘致育成することによる所得水準の向上と雇用機会の拡大や、過疎地域内の産業の振興を目的とされております。まず1つ目に、所得税・法人税に係る減価償却の特例です。これは、製造業や情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業などの設備を建設または改修した者がある場合には、機械や装置などの設備について、個人または法人に対して特別償却を認め、所得税または法人税の優遇措置を講じております。

また、地方税の課税免除または不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置もございます。

先ほどの設備投資した事業に対する事業税や不動産取得税、固定資産税等を課税免除した場合、その減収額を基準財政収入額から控除することで、普通交付税により補填することとしております。

○22番（石川洋一君） 丁寧な説明をいただきましたけれども、今の説明で大体分かりましたけれども、過疎地域である三角と豊野は、説明のとおり優遇措置がありますけれども、そのように隣接する近隣の地域、地区も事実上は過疎ではないのかなと思うところですが、過疎地域以外での半島振興、辺地地域に対する措置があると思いますが、この点についてどのような考え方を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） まず、半島振興地域についてお答えいたします。

半島地域は、ほかの地域と比べ、人口減少や少子高齢化が進行し、今なお産業基盤や社会基盤の整備等に多くの課題を抱えています。三方を海に囲まれ、傾斜地が多く、その地理的要因から風水害や土砂災害、地震、津波等により孤立する地域が存在するなど、災害に対しても脆弱なところです。

よって、半島地域の自立的発展、市域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、併せて国土の均衡ある発展に資することを目的に半島振興法があります。

本市の三角町及び不知火町は、県が策定しています宇土天草地域半島振興計画により、半島税制が適用される地域となっています。内容としましては、事業者が製造業等の事業に供する機械、建物等を取得、改修等した場合、割増償却により5年間法人税の繰延べが可能です。また、施設や設備を新設、増設した事業者に対して、県または市が不均一課税した場合、減収額の一部を国が地方交付税により補填します。

そのほか、市税特別措置条例により、過疎地域も半島地域も優遇措置があります。現行では、重複地区においても、税制特例措置等が同じ内容となっております。

続いて辺地とは、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島等のへんぴな地域で、一定の人口要件や公共施設や医療機関、学校などへの距離が遠いなどの要件を満たす地域をいいます。なお本市では、三角地域では八柳・千房、古場、向山、山田、馬場、底江、不知火地域では古屋敷、大見が辺地に該当しております。

こうした地域間格差の是正を図ることを目的に制定された、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地総合整備計画を定めることにより、辺地対策事業債の活用が可能になり、財政上の支援が行われます。辺地債は、充当率が100%で、元利償還金の8割が交付税措置される大

変有利な地方債です。

今後、辺地地域で新たな事業を実施する際には、辺地総合整備計画の策定を視野に入れ、進めていきたいと考えております。

○22番（石川洋一君） 説明ありがとうございました、長いですね。それぐらい複雑であるし、重要だというふうに理解をいたしましたけれども、この財政措置、行政措置、税制措置を講ずることによって、過疎地域や辺地地域に生活する市民の方の定住と集落から出ていかない維持をすることが喫緊の課題というふうに思います。しっかりとこういったものを活用しながら、対応を期待したいと思います。

次に、過疎法における様々な財政支援がある中で、過疎対策事業債の発行が認められております。過疎計画に基づき実施する事業の財源として、活用が可能であるこの起債は、先ほど答弁がありましたように、事業費に対して100%の財源活用ができ、さらに後年度の元利償還に対し7割の交付税措置が施されておりまして、地方債の中で最も有利な起債であります。そこで、④の過疎対策を進める上で、財政面でも有効活用すべき過疎対策事業債をどのような活用をしてきたのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 過疎対策事業債は、宇城市過疎地域持続的発展計画に基づき実施する事業の財源として、地方債の発行が認められており、対象事業としては、主に農林道や市道、観光・教育文化施設の整備などのハード事業と、助成金や補助金、施設解体の除却などのソフト事業への財源として利用可能な地方債となります。

過疎対策事業債の活用状況については、合併以降、令和3年度決算までの発行累計額は51億1,700万円となります。その内訳について、ハード事業の発行額が49億6,500万円で、ソフト事業の発行額が1億5,200万円となります。

ハード事業の内容として、施策区分の中で最も大きいものは、農道を含む道路橋りょう整備などの交通施設の整備、交通手段の確保の区分で34億7,100万円となります。主な内訳は、市道整備が約12億円、橋りょう整備が21億6,500万円であります。施策区分では、次に、農業基盤や漁港・港湾整備などの産業の振興が7億3,400万円、次に、集会場や体育施設などの教育の振興が3億350万円の順となります。

続いて、ソフト事業は、主に用途廃止した公共施設の解体・除却事業の財源として活用しているところですが、活用事業としては、地域交通や地域医療の確保、地域の活性化など地域の持続的発展に資する事業にも活用が可能とされています。

また、起債発行額には上限額が設けられており、令和4年度の発行上限額は5,340万円、令和5年度は4,950万円となり、今後、段階的に抑制されているところでございます。

そのほかに、起債制度においては、過疎地域持続的発展計画に基づく事業の財源として、過疎対策事業債が活用できない施設整備等があり、また、国の地方債計画における計画額（予算枠）による制約もあるため、合併特例事業債など他の起債を活用するケースがあります。

これまでの過疎計画に基づく事業においては、様々な地方債を財源として有効活用しており、その発行総額は約65億円となります。

今後も、限られた財源を最大限に有効活用する手段の1つとして、引き続き、効果的に財源活用していくところでございます。

○22番（石川洋一君） 多くの財源が過疎対策に使われてきたということも認識をしておりますし、戸馳を見ますと橋に大きなお金が掛かったと、非常に地域の方も感謝されていると思いますが、されど人口は減っておりまして、なかなか過疎対策というのはハード面を充実しても、あれでもまだ駄目だということなんですよ。今地域では民間の方々が若い方々も含めて、シークルーズやJRも含めて、この前市長もシンポジウムにいらっしゃっているいろんな話が出ておりましたけれども、これだけの優遇措置を受けてあの事業が推進されれば、さらにいい形で結果が出るのではないかなと期待をしております。私も議員になって、平成2年ですので33年目なんですけど、ずっと過疎なんです。過疎の原因はいろいろありますけれども、やはり地元がですね、行政だけに頼らずに民間が力を出せる環境をつくるのが、行政に求められているというふうに思いますので、そういった部分で今多くのお金が使われているということが説明ありましたとおりですので、これが結実するように皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

それでは5番目、市長政策部、総務部から過疎法、本市の人口、特別措置の内容、過疎対策事業債の活用に答弁いただきまして、過疎問題は本市のみならず、全国的な問題であります。今後の日本の在り方に関わる重要な問題であります。少子高齢化問題と並ぶ喫緊の課題と考えておりますけれども、そこで、⑤の過疎対策事業全般にわたる担当部署が必要ではないかと、全般にわたり担当する部署が必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） これまで、三角地域のみであった特別措置法過疎地域が令和3年度に豊野地域が加わり、過疎における対策事業の範囲が広がり、本市としても地域の現状を把握し、どのように事業展開を図っていくかが課題であります。

担当部署である市長政策部企画課は、宇城市の過疎地域が持続的に発展の支援に関する特別措置法に基づき、事業を創出してまいります。

また、過疎地域であります三角、豊野の三角支所、豊野支所を中心とし、地域の現状を把握し、提案が必要であります。

今後も過疎対策は重要な政策課題でありますので、過疎地域が持続的に発展し支援できますよう、関連する部局と横断的な連携を図りながら進めてまいります。

○22番（石川洋一君） 過疎対策については、是非、組織で横断的な調整を図りながら取り組んでいただきたいのですが、やはり最重要課題に位置付ける必要があると考えます。そこで、過疎地域である三角地区、豊野地区に対して、市としてどのようにそういった部分も含めてお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎地域が持つ特徴を最大限に活用するためには、まず地域のコンセプトを決める必要があります。例えば、三角地域の場合、空き家対策で示したニーズから、移住による定住人口の増加、観光による交流人口の増加を目指すことがこれまで重要視されておりました。

しかし、近年では、地域と多様に関わる関係人口の増加を目指すことなど、時代背景や地域の特性に合わせた着色が必要になってきていると考えています。地元戸馳地域では、若手プレイヤーが積極的に事業展開をして、戸馳島を元気にしたいと活躍されていることで、交流・関係人口増加に貢献いただいております。地元三角の気運も高まりつつあると言えます。

また、豊野地域におきましては、松橋インターチェンジや宇城氷川スマートインターチェンジ、熊本市にはなりますが、城南スマートインターチェンジにも車で5分、10分圏内と近いことから、輸送面において地理的に利便性が高く、製造業や物流施設の誘致に適していることから、今後、産業用地の確保に向けて適地調査などを行い、立地的特性を活かした雇用の場の創出に取り組んでまいります。

過疎問題は、早々には解決しがたい難しい課題ではありますが、今後も官民連携を密にしながら、過疎地域の持続的な発展に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○22番（石川洋一君） 時間がちょっと押してまいりましたけれども、過疎地域が持続的に発展するためにも、市の最重要課題として認識するのであれば、市の政策をつかさどる最上位計画である総合計画の中でしっかり議論し、過疎対策を盛り込んでいただきたいと思います。市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 過疎地域においては、急速な人口減少や少子高齢化など、厳しい状況が長期にわたって継続しており、地域社会を担う人材の確保や地域経済の活性化などは喫緊の課題であると深く認識しております。

このため、過疎問題についてはしっかりと議論し、各種対策を講じていくことが最も重要なこととなりますので、現行の過疎計画を踏襲しつつ、令和7年度からの次期総合計画に向けて過疎対策についても規定するなど、三角町及び豊野町の振興の基本となるよう、しっかりと検討していきたいと考えております。

○22番（石川洋一君） よろしく願いをしたいと思います。

次に、3番の給食費完全無料化ということで、前回市長選挙において、公約として小中学校の児童生徒の給食費の無料化が出されました。2年間の間に多くの議員が質問をされました。昨年の10月から、三角・小川の自校方式をセンター方式にすることにより財源の道筋を立てられまして、その準備が進められております。先般、三角・小川のPTA会長により、無料化の早期開始の要望書が提出をされておりますけれども、ここで無料化の時期をどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 昨年10月の臨時議会において、令和6年4月からの給食費無料化、公会計化及び学校給食センターへの一本化を表明したところです。

現在、令和6年4月に向けて、配送車などの備品購入及び三角・小川地区の単独調理場の改修を行い、給食センターへの一本化の準備を着実に進めているところであります。

そのような中、去る令和5年1月10日に、石川議員はじめ、数人の有志議員の同行の下、単独調理場にて給食を実施中の三角地区・小川地区の小中学校のPTA会長が市長室に来られ、給食費無料化に対する要望書が提出され、給食費無料化の前倒しを強く要望されました。

その強い要望を受けて、令和6年4月の給食センター一本化及び公会計化に先立ち、夏休み明けであります令和5年8月30日からの給食費無料化を開始いたします。

給食費の無料化、公会計化、学校給食センターへの一本化については、これまで研究・検討を重ねてきており、給食費無料化の恒久的な財源を整理できたこともあり、給食費無料化を前倒しで実施するものです。

本市では、様々な行財政改革に継続して取り組んでいます。その1つとして、公立児童館・保育園、計10か所の保育園等の民営化、一部廃止を実施いたしました。

また、宇城市民病院についても民間へ事業を承継することができました。さらには、学校給食について、自校方式から給食センター方式への一本化を進めています。この3点について、皆さんには御了解いただきましたので、その財政効果を市民の皆様へ還元できる形で、給食費無料化を実現いたします。

1、公立保育園の民営化等、2、市民病院の民間への事業承継、3、自校方式からの給食センター方式への一本化、この3点の行財政改革の成果を市民の皆様へ還元する形で、給食費無料化を実現いたします。

○22番（石川洋一君） 大変力強い決断の発言であったと思いますし、これをお聞きになった皆さん方は大変喜ばれるのだろーと思いますけれども、これができるのはやはり今市長がおっしゃったような行財政改革が着実に進んだ結果、財政当局がし

っかり計算をされて出された結果でありますので、信用しております。しっかりこれを実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

少子化対策、移住・定住大きな効果があると思います。このことは宇城市がさらに文化度の高い市になったと言えると思います。文化度です、難しくはないんです、簡単、文化度の高い国は北欧が高いんですけど、日本は低いんですよ。文化度というのは高齢者、乳幼児、社会的な弱者にどれだけ手を差し伸べ、行政が頑張るか、これでこの尺度があります、この文化度、国の文化度。そういう意味では、この給食費の無料化を完全に実施したということは、そういう評価がおそらく宇城市には来るのではないかなと。その副産物として、定住・移住も付いてくるのではないかなという期待をしております。本当にありがとうございました。しっかりした対応を期待したいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、石川洋一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番、永木誠君の発言を許します。

○9 番（永木 誠君） 皆さん、こんにちは。会派暁の永木でございます。石川議員の後ということで大変緊張しておりますが、このまま緊張感をもって質問させていただきます。それでは議長のお許しをいただきましたので、質問をいたしたいと思います。よろしくお願いします。今回は大きな 4 点について質問させていただきます。

まず最初に、国営基盤整備についてですが、（１）の地区と全体の要望について、現在、南豊崎、浅川にて工事が始まっていますが、事業を進める中で様々な課題があると思います。各地区や全体的な要望について、どのように取り組んでいるのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 国営緊急農地再編整備事業は、令和 2 年度に事業採択を受け、本年度 10 月より工事に入っております。

事業区域を 8 工区に分け、2 工区ごとに順次事業を進めており、工区ごとに編成される換地や営農などの専門委員会を通じて、地域の要望を事業に反映させています。

要望は多岐にわたりますが、貯留する用排水路の断面拡幅や道路線形の改善など、

より利便性を求める要望が特に多い傾向にあります。

全工区に共通する要望は、全体事業費に影響いたしますので、工区の代表者で構成される事業推進委員会で審議したのち、政策提案として農林水産省や国会議員の皆様にお伝えする形になります。

先般の推進委員会では、昨今の国際情勢を背景とした食料安全保障や資材・燃料高騰など、今後の事業への影響を不安視する観点から、早期完成に向けた予算確保、干拓地域の浸水被害軽減に向けた排水機場の早期完成、農業用水確保に向けた検討の3項目を要望事項として取りまとめました。

また、用水不足解消手段の1つとして、地下かんがいと排水機能を両立した地下水位制御システムの導入を要望していましたが、九州農政局現地事業所による調査結果、本事業区域内の干拓地域は、地下かんがいに不向きな易透水性の土壌であることが判明しましたので、当該システムの導入は見送り、一般的な暗きょ排水による整備を進めていくことになっています。

今後も課題や要望事項については、地域、国と共有しながら、可能な限り取り組んでまいります。

○9番（永木 誠君） 大きく3点の項目に要望事項がありました。再質問になりますが、今後、事業が進む中で、整備条件が具体化してくると思いますが、様々な要望が出てくると思います。例えば、パイプライン給水栓にアタッチメント等で農業機械の洗車や、水路のり面の防草シート施工などが具体的な要望が聞かれます。このような地区と全体の要望対応についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 要望や課題の対応については、必要性、公平性の観点から、個人要望でなく、各工区の換地委員会や工事委員会に諮り、工区の要望と認められた事案を現地事業所へ要望していくことになります。

まずは、各工区代表の専門委員の方へ要望していただくことになります。

また、全体的な要望も同様に、各工区の推進委員へ要望をいただき、事業推進委員会で審議し国へ要望することになります。

最終的な判断は、事業の整備方針、事業対象要件、事業予算等に照らし合わせ、事業主体である国が判断し、各専門委員会へ回答することになります。

○9番（永木 誠君） 具体的な内容を委員会の方に回答するというところでございますが、コロナ感染防止の中で地権者の皆様に説明会がなされていないということもありますし、しっかりそこは分かりやすく地権者の皆様に説明をしていただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。次に、農業振興について質問いたします。農業用水の確保について、宇城地域の農業用水は大きく水稻用と施設野菜用に二分され、

渇水期以前の水稻用用水は、ため池と消火栓取水及び地下水が主な水源であります。施設園芸用水は地下水利用が主であり、渇水期後は干拓地域外や水道水、ろ過施設を用いた河川水利用が行われています。今回、基盤整備事業の中に、先ほど説明がありましたが、地下水位制御システムF O E A S（フォアス）が検討されていましたが、国の土壌調査の結果、当地区は地下かんがいシステムに適さない土壌であると判明したとお聞きしました。このシステムは、農業用水を節約できると大変期待しておりましたが、残念であります。本市は、大きな河川がなく、昔から多くのため池を利用し、常に用水不足で苦慮してきた経緯がありますが、用水不足対策については、どのような計画があるのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 本事業区域は、干拓により農地を順次拡大してきました。そのため農業用水も、ため池掛かり、河川掛かり、地下水及び循環利用と複雑な取水形態となっておりますが、先人たちが農業用水確保へたゆまぬ努力をされてきたことがうかがえます。

しかしながら、干拓によりある程度の区画は整理されているものの、現状の水路は、用排分離が行われておらず、頼りの地下水も塩水化が進んでいるなど、慢性的な用水不足は長年の懸案事項として対応に苦慮しているところです。

まずは、既存の水利を最大限に有効活用する策として、パイプラインによる用排分離を行い、排水路をコンクリートで整備するいわゆるライニングを施し、既存用水の反復利用を計画しています。

具体的には、従来の土水路をコンクリート柵渠へ整備し、土から浸透して逃げていく水を遮断させ、より多くの水量を保つよう水路断面も拡幅します。

それを揚水ポンプで汲み上げ、パイプラインで上流側へ送水することで反復利用ができるというものであります。

○9番（永木 誠君） 再質問になりますが、コンクリート製品の水路に変わり、水路断面も広がることで、現状から水量が増えることは理解いたしました。しかしながら、反復利用した水は、施設園芸用水としては利用できません。施設園芸用の良質な用水確保対策はあるのかお尋ねします。また、水田の汎用化や水路整備により、事業区域から外れた水田は、用水が使えなくなるのではないかと不安な声も聞こえてきます。事業区域外の用水確保も併せてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 良質な農業用水の確保対策は、これまでも様々な議論がなされ、県と連携し調査・対策を重ねてきましたが、決定的な対応策は見出されていません。ただ、国営事業の実施に伴い、国との連携を深めることができおり、本事業の営農計画では施設園芸作物を拡大する計画であります。

本事業区域の主力作物は施設園芸であり、施設園芸用水の確保は重要な課題であ

ります。

現在、国県を含めた関係機関で、農業用水の現状や課題を整理・共有し、対応方針について協議を行っています。本年度は、現況水路及び地下水の水質調査を実施し、塩水化の状況把握を行っています。

今後、農業用水の水質基準を確立し、用水の水質改善、地下水の除塩等が技術的に可能か否か、次に、用水の有効活用のためのＩＣＴを活用した水管理システムの導入はできないか、さらに、雨水を利用できないかを検討事項として協議していきます。

また、事業区域から外れた事業区域の影響を受ける水田に対しては、十分な調査を行い、事業前と同様の機能を残せる用水を確保する対策を行い、営農に支障が出ないように取り組んでいきます。

本市としても重要な課題である農業用水の確保、特に施設園芸用水の対策については、課題解決に向けて耕作者の皆様の声を聞きながら、引き続き国県とも協力し、改善に向けて努力します。

○９番（永木 誠君） 慢性的な用水不足を解消するには、中小河川しかない宇城地域にとって新たな水源として必要不可欠であります。また、施設園芸用水については喫緊の課題ではありますが、水質確保、労働力軽減のため、新たな取組が必要であります。様々な角度から地下水の代替えとなる水源確保の対策に取り組み、新たな事業の創設が必要と考えます。先ほど営農計画の中で施設園芸作物を拡大すると計画がありましたが、持続可能な稼げる農業を目指すには、農業用水の確保が大事でございます。問題解決に向けて引き続き国県と協力し、しっかりと取り組んでいただきますようお願いし、次の質問に移ります。

次に大きな３番、小川駅西口周辺の整備について質問します。まず、小川駅西口周辺のインフラ、宅地開発についてですが、現在、ＴＳＭＣ進出に伴い、県北地域では大規模なインフラ整備が行われていますが、県央地域におきましても、その波及効果が少しずつ見られてきていると思います。小川駅西口周辺の具体的構想についてお尋ねします。

○土木部長（梅本正直君） 国では、少子高齢化、人口減少が進んでおり、将来、市民生活を支える都市機能のサービスレベルの維持が困難となり、地域経済の衰退を招くことが危惧されております。本市においても喫緊の課題となっております。

その対応策の１つとして国は、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性の向上を図るコンパクト＋ネットワークの取組を進めております。

本市においても、令和２年度から立地適正化計画の策定に取り組んでおり、交通

結節点を拠点としたまちづくりに取り組んでいこうと考えております。

この交通結節点の1つとして、鉄軌道における駅がありますが、本市にある駅は、交通結節点として必ずしも円滑な移動や滞在するための空間が確保できているわけではございません。

そこで、この課題を解決する一環として、小川駅では松橋駅に引き続き、公共交通サービスの中核を担う交通結節点となるよう、小川駅西線、駅西口、駅前ロータリー、駐輪場の整備を令和4年度までに行いました。

さらに、令和5年度からは国道3号や周辺商業施設から、跨線橋を経て駅へとつながる県道竜北小川停車場線、市道川尻・宇土割線や市営仲の江団地周辺に、新たな道路の建設や既存道路の改良といった生活道路の整備に取り組み、小川駅西側が時代や地域のニーズに沿った、都市機能を持った魅力ある地域となるよう計画していきます。

○市長政策部長（元田智士君） 小川町の人口は、平成17年1月15日の合併時点で13,879人でしたが、その後人口を減らし、令和5年1月31日末時点では12,603人となっております。

しかしながら、イオンモール宇城近隣では、人口、世帯数ともに増加しており、また、商店街では移住してきた若者たちが空き家を改修して、個性のある住まいとし、さらには団体を立ち上げ、蚤の市を開催するなど、新たなにぎわいをみせております。

先ほど、小川駅西側の道路整備について土木部長から答弁しましたが、駅周辺は定住施策を進める住宅地として大変有望でございます。また、小川町には宇城氷川スマートインターチェンジがあり、さらには、重要港湾に指定されている八代港まで30分程度と交通、産業のインフラが整っております。

こうした居住や産業に適した地域でもあることから、定住を進めて人口を確保し、農業とバランスを取りながら、商工業を振興させることができると考えます。

今後、小川駅、ショッピングモール周辺そして商店街、スマートインターチェンジそれぞれの動線を踏まえて用途地域を指定することで、開発できる環境を整え、更なる発展を促したいと思っております。

○9番（永木 誠君） 道路整備をしっかりとすることと、先ほど市長政策部長が答弁されました小川駅、ショッピングモール周辺そして商店街、スマートインターチェンジそれぞれの動線を踏まえて、用途地域を指定するというものでありますが、これはもうこの計画に入っているという理解でいいのでしょうか。

○土木部長（梅本正直君） 小川地域の用途指定につきましては、今後進めていく計画となっております。

○9番（永木 誠君） 再質問になりますが、新たな道路の建設や既存道路の改良とのことです、道路規格や幅員などは将来を見据えた整備になるのかお尋ねします。

○土木部長（梅本正直君） 小川駅西付近に新設する道路でございますが、新設する地区内の主要道路につきましては、規格として4種4級相当、車道幅員は6メートル程度で、両側に歩道を設置いたします。

この主要道路につなぐ生活道路につきましては、幅員を5メートル程度で整備を行う予定としております。

○9番（永木 誠君） しっかりとした整備がなされるということで理解いたしました。宇城市は、令和3年度は83人の転入超過、令和4年度は168人の転入超過と、社会減から社会増に転換していると聞いています。それだけ人口が増えているということから、今後人口を増やす政策を考えていただきたいというふうに思っております。宅地開発にも力を入れていただきますようお願い申し上げます。

それでは、（2）小川町南新田交差点の信号機について質問いたします。

○土木部長（梅本正直君） 今、御質問の交差点につきましては、国道3号付近の江頭地区と宇土割地区を結ぶ道路と、河江小学校方面から川尻踏切方面への道路の交差点で、県道255号竜北小川停車場線に位置付けられており、市道川尻踏切線と市道川尻・宇土割線が接する交差点です。

この交差点は、平成27年4月にJR鹿児島本線を東西にまたぐ、県道竜北小川停車場線のバイパス区間である跨線橋が整備された際に、現在の路線管理形態となっております。併せて交差点改良工事がなされたことで、現存の信号機が設置されました。

信号機は、車両に対して江頭地区と宇土割地区を結ぶ路線にのみ設置されており、河江小学校方面から川尻踏切方面の路線は、歩行者が押しボタンで通行できるのみで、車両通行は一時停止標識に従うものとなっております。

供用開始時は交通事故も発生しており、現在は地域住民に認知され、交通事故も減少しているところですが、一方で交差点進入の際には、いまだに危険を感じることもあると伺っております。

このような中、令和2年11月に地元から宇城警察署に信号機設置の要望書が提出されましたが、交通量が不足することから設置に至っていないということです。

一方、令和3年度末に供用開始した市道小川駅西線の開通により、小川駅西側へのアクセスが可能になったり、市道北小野・出村線の道路改良工事も完了し、国道3号から県道14号への通り抜けも容易になったことから、通行量も増加傾向にあり、路線の要衝にある当該交差点の重要度は高まっていると認識しております。

今後とも、地元からも信号機設置必要性の要望の声を上げていただき、地元と一

体となり、信号機設置に向け要望していきたいと考えております。

- 9番（永木 誠君） 交通事故が減少しているとはいえ、いまだ危険を感じることがございますので、是非市の方からも4方向制御の信号機設置に向け、要望していただきますようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。大きな4番、スポーツアカデミー熊本宇城サッカーグラウンドの利用状況についてでございます。（1）のふれあいスポーツセンター（スポーツアカデミー）の一般の利用状況について質問いたします。

- 教育部長（豊住 章君） 宇城市立ふれあいスポーツセンターの利用状況についてお答えします。

人工芝サッカー場と屋内コートの合計で、令和元年度が986団体、33,147人、令和2年度が1,128団体、26,156人、令和3年度が679団体で27,243人、そして本年度が1月末現在で936団体、32,082人となっております。

- 9番（永木 誠君） 令和元年から令和4年まで説明がありましたが、その3分の2が一般利用者ということで、利用率が高いことがうかがえます。

そこで再質問になりますが、今後の利用や活用について予定があるかお尋ねします。

- 教育長（平岡和徳君） まずサッカー競技には、日本サッカーの将来を担う18歳以下の高校生年代にあたる選手で構成されたチームが参加します「高円宮杯JFA U-18サッカープレミアリーグ」というトップリーグがあります。それは、全国を東西に12チームに分けたJユースチームと、高校の強豪チームが参加する日本最高峰のリーグとなっております。こういった試合を宇城市立ふれあいスポーツセンターで開催することによりまして、選手の技術向上や心身の育成はもとより、地元の小学生にはエスコートキッズ等の導入、エスコートキッズというのは、選手と一緒に最初に入っていく子どもたちです。そして中学生にはボールボーイ等の協力等を仰ぎながら、その地元の小中学生に、全国レベルの技術を目の前で見てもらえればというふうに思っております。

既に昨年9月から、大津高校が名古屋グランパスと清水エスパレスユース、さらにそのプレミアリーグの次にあたります九州プリンスリーグでは、神村学園、サガン鳥栖ユース、こういったチームを迎えて試合を行っております。

今後につきましては、そのトップリーグのプレミアリーグにつきましては5試合、九州プリンスリーグにつきましては4試合が現時点で予定されているところです。

- 9番（永木 誠君） 先ほど教育長から説明がありました。全国レベルの大会があるということで、多くの市内外の来訪者が予想されます。

そこで、（２）の観客席の設置について質問いたします。ふれあいスポーツセンターのサッカーグラウンドは現状、南側市道の歩道で応援している人を多く見かけます。歩道での応援は歩行者の妨げにもなり、非常に危険であり、先ほど申しましたように、全国レベルの試合が行われるということでございます。たくさんの来訪者が予想されます。その危険性の解消も含めて、本年度観覧席の設置の予算が計上してありますが、それ以外の施策により解決ができないか、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） ふれあいスポーツセンターでの観覧は、現在、多くの人は南側の道路歩道部分で観覧されているのが現状です。しかし、南側市道は車の通行量も多く、歩道部分での観覧は非常に危険であると感じています。

先ほど教育長からもありましたように、今後、プレミアリーグの試合などが予定されており、多くの市外、県外からの来訪者が予想されます。その対応も含め、永木議員から御指摘がありました危険性の排除と、利便性の向上の両方を解決する必要があります。永木議員の以前からの要望にお応えして、令和５年度に北側に１２０席分の観覧席の設置と既設のフェンスの改修を行い、出入口の追加やトイレの通路整備を実施いたします。

○９番（永木 誠君） 市長、ありがとうございました。今後、歩道での応援を禁止するような注意喚起の看板を設置するなどの対策も必要ではないかと思いますので、問題解決に向け、市の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今回退職されます皆様方におかれましては、長い間宇城市の発展のため御尽力いただき、誠にありがとうございました。退職されましても、今後の宇城市の発展のため御指導いただきますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 １１時 ４３分

再開 午後 １時 ００分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１０番、山森悦嗣君の発言を許します。

○１０番（山森悦嗣君） 皆さん、こんにちは。１０番、会派彩里、山森悦嗣でございます。質問に入らせていただく前に、２月６日早朝、トルコ南東部、シリア北部の広い範囲で強い大地震が発生、その後の余震によりトルコ、シリア合わせて５２、

000人の方が亡くなられています。テントでの避難生活を余儀なくされておられる方は150万人との状況が報告されています。亡くなられた方をはじめ、甚大な被害に見舞われた方に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心から願っております。それでは議長のお許しを得ましたので、許可を得た項目につきまして質問に入らせていただきます。今回は大きく5項目、1つ目は補助金について、2つ目は新型コロナ感染者について、3つ目は学童保育について、4つ目は通学路について、そして最後の5つ目はフォレストリーヴズ熊本についてであります。

まずは、大きな1点目の補助金についてですが、以前は太陽光発電システムに対する市の補助金があったようですが、現在の県内各市の蓄電池に対する補助金の交付状況及び本市の取組について質問します。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 県内14市の蓄電池に対する補助金の交付状況は、熊本市・八代市・荒尾市・天草市・上天草市の5市が、一律5万円から15万5,000円の間で補助金を交付しております。この5市は、太陽光発電システムに対しても補助を交付しております。いずれの市も、市内から排出される温室効果ガスを2050年までに実質ゼロにすることを目的に、省エネや再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおられます。

国は、2020年10月に、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2030年度に、2013年度比で温室効果ガス46%削減を目指すことを表明しました。また、2021年5月には改正地球温暖化対策推進法が成立し、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置付けられました。

本市としましては、エネルギーの最適化による温室効果ガスの削減と、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築のために必要な施設だと思われますので、国県の動向を注視しながら、本市にとって有効な施策を研究していきたいと考えています。

○10番（山森悦嗣君） 県内の14市の蓄電池に対する補助金の交付状況は、熊本市・八代市・荒尾市・天草市・上天草市の5市が、一律5万円から15万5,000円の間で補助金を交付されているという答弁がありました。県内の状況については分かりました。特には、今年に入り12月に使用された電気料金に対して、ほとんどの家庭で電気料金の支払いが増えたのではないかと推測されます。電力自由化で値上げされた会社や値上げされてない会社、様々と思うのですが、12月の使用量については、新型コロナウイルスの影響で巣ごもりされている家庭も多く、そして12月のクリスマス寒波の影響が考えられます。何よりロシアにおけるウクライナ侵攻で、原油高騰や様々なものが値上がりしたこの1年間であったのではないかと思います。今後、電気料金が値上がりされると言われております。本市において

太陽光を設置されている御家庭では、今後蓄電池の設置を検討されている家庭も増えてくるのではないかと存じます。蓄電池に対しては、現在かなりな高額の料金が掛かっているというふうに、私自身も認識しているわけであります。今後、市の補助金がどのように変わっていくか、そして県内５市が補助を行っているので、本市でも検討されてはいかがかと再質問させていただきます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 一般的な家庭用蓄電池の蓄電容量は４．０キロワットから１６．６キロワットとされ、価格は１００万円から２５０万円と想定されています。

補助を行っている自治体の多くは、一律５万円から１５万５，０００円の間で補助金を交付しておられますが、財源は一般財源とされていますので、県内の動向に注視しながら慎重に検討していきたいと考えております。

○１０番（山森悦嗣君） 今後、補助金が交付されている５市の取組や国県の動向を注視され、財源は一般財源となりますが、今後執行部の御努力により、補助金を捻出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。これまで本市で新型コロナ感染で亡くなられた方について質問します。新型コロナ感染で亡くなられた方の状況、人数等について質問します。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 本市における新型コロナウイルスの感染状況は、令和２年８月２日に最初の感染者が確認され、令和４年９月２６日までに１１，１８６人の感染者が確認されています。

なお、令和４年９月２７日から、全国一律の全数届出の見直しにより、発生届出の対象者が限定されたため、感染者数の報告は県のみとなり、市町村別は公表されないことになっております。

また、新型コロナウイルスの感染で亡くなられた方の人数については、令和５年３月６日現在、熊本県全体で１，２９０人となっておりますが、市町村別の人数は公表されておりませんので、本市において亡くなられた方の人数については、把握できない状況となっております。

○１０番（山森悦嗣君） 新型コロナ感染で亡くなられた方の人数について、令和５年３月６日現在で１，２９０人と答弁がありました。全国での状況を、私は令和５年３月５日現在で調べた人数を発表しますが、全国的には７２，７７１人と発表されております。ただし、本市における新型コロナウイルス感染で亡くなられた方の人数については、把握できていないとの答弁でした。個人情報などの観点から致し方ないかとは思いますが、

（２）の質問に移らせていただきます。新型コロナ感染で亡くなられた方が火葬

されるときに納体袋が必要になるが、本市はその経費について把握しておられるか質問します。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等について、遺体からの接触感染を防ぐため、納体袋に収容することなどを推奨するガイドラインを出しておりました。

このたび、厚生労働省より令和5年1月6日付けで、適切な感染対策を行えば納体袋の使用を不要とするなど、制限を緩和したガイドラインの改正が公表され、各自治体・医療機関・葬儀業の関係団体などに周知が行われました。

ガイドラインの改正前においては、納体袋については、保健所を通じて医療機関に無償提供されておりましたが、ガイドラインの改正を踏まえて、現在、無償提供は終了となっております。

納体袋の経費については、袋単体では1枚当たり数千円とのことですが、葬儀会社の社員が感染しないように衛生対策を行う際には、医療機関から火葬場までの遺体搬送だけで数万円から数十万円の追加費用が掛かる場合があるとのことで、新聞報道などからの情報により把握を行っていたところです。

厚生労働省から制限を緩和した改正指針が周知されておりますが、感染対策に係る追加費用に関しては、感染防止対策に係る各葬儀会社の経営方針によるため、今後の動向について不透明な状況ではありますが、引き続き注視していきたいと考えております。

○10番（山森悦嗣君） 昨年12月15日に、「遺体を包む納体袋の使用を不要とするなど制限緩和の改革案をまとめた」と記されており、改革案では、接触感染により注意が必要とした上で、原則として納体袋の使用は求めないほか、通夜や葬儀も執り行うとした。遺体への接触を控えるとの文言をなくし、触れた場合には、手指消毒を求める。現行指針で葬儀や火葬への参列を見送るよう勧められている濃厚接触者にあたる遺族については、感染対策を条件に出席を認める。これまでコロナ感染者の死亡をめぐるのは、家族が病室で遺体と対面できなかつたり、火葬場に入れてもらえなかつたりする例があり、制限緩和を要望する声が上がっており、指針改定案に関係者からは、直接、最後の対面ができるようになれば遺族の心残りが少しでも軽減される。それに伴い、これまで葬儀会社の社員が感染しないように衛生対策を行う際には、医療機関から火葬場までの遺体搬送だけで数万円から数十万円の追加費用が掛かっていたのが、その追加費用も掛からなくなったようです。新型コロナウイルスで亡くなられた方の多くは高齢者だと感じております。これまで新型コロナウイルスで亡くなられた御遺族の方には、心からお見舞い申し上げます。

この病院から遺体を搬送する際に、火葬場で掛かった費用が数万円から数十万円と答弁されましたけれども、私が知っている葬儀屋の方に尋ねたら、確かに最初の方は15万円頂いておりました。のちに10万円に値段が下がったと言いが悪いかどうか分かりませんが、10万円頂いておりました。そして今年に入り、その掛かった費用は一切もらっていませんというような火葬場の方からお聞きしております。なかなか高齢の方がそして家族が亡くなられた方に対して、もちろん感染対策に必要な処置費用だとは思いますが、負担が大きい金額ではなかったのかなと、そういう声が全国各地から集まって、このような状況に至ったのではないかと思います。今後は、令和5年5月8日から、また2類から5類に移していくという国の方針でもあります。今後、この3年間いろんな意味でコロナに振り回された3年間だったと思いますが、今後は以前のように、少しでも前に向いていけたらというふうに思っております。

それでは、次の大きな3番目の学童保育について伺います。(1)の学童保育の移転先について質問します。新しく建設される豊野学童保育所が、旧豊野福祉センター跡地に決定した経緯についてお尋ねします。

○福祉部長(岩井 智君) 現在の豊野学童保育所が実施されております豊野町児童館は、昭和55年に建設され、築42年が経過し老朽化が進行しています。さらに、平成28年の熊本地震の際に被災したその施設の箇所については、応急的な補修を行いつつ、学童保育所として利活用している現状です。

このため、放課後児童健全育成事業については、国が示す新・放課後子ども総合プランにある学校の空き教室等を利用した事業実施に関しまして、令和元年から学校側と協議してまいりましたが、学校敷地内での事業実施はできていない現状にあります。

令和4年度に入りまして、熊本地震で使用された仮設住宅の県産材を再利用した新学童保育施設を建設する案が急浮上しまして、昨年10月に新たな施設を豊野保育園西側の旧豊野町老人福祉センター跡地に建設することについて、熊本県の許可をいただき、急遽同施設の建設が決定したところであります。

建設場所の選定に関しては、複数の候補地が浮上しましたものの、令和5年4月からの新学童保育所運営が、児童にもたらす影響が最小限にとどめられるとの見解から、早急な候補地の選定が必要な状況でございました。

このような中で、豊野保育園民営化とともに、豊野学童保育所も保育園移管先の法人へ民間委託を予定していること、また、公共施設跡地ということで給排水環境が整備されていることなどから、旧豊野町老人福祉センター跡地への移転を決定したところです。

学童保育利用児童の保護者の皆様方には、早急に学童保育所の移転に関する情報提供を行うべきでしたが、県の補助金との兼ね合いから、結果的に情報提供が移転場所の決定後となったことに対して、大変申し訳なく思っております。

また、小中学校校舎から新学童保育所までの距離が現在よりも遠方となることについて、利用児童の保護者の皆様から不安の声もいただいておりますが、利用児童には放課後時間を快適な環境で過ごしてもらいたいとの思いからの移転であり、今後は関係機関との連携を強化した上で、利用児童の安全確保に最善を尽くしてまいります。

○10番（山森悦嗣君） 県の補助金との兼ね合いから、結果的に移転場所の決定後の情報提供となったとの答弁で、私自身は理解しました。昨年末に2度、保護者説明会を開催され、保護者からは現在の場所からは少し遠くなり、横断歩道もまた1か所増え、不安の声も上がっておりました。それに伴い保護者からの要望で、横断歩道のカラー舗装の要望と保育園の西側の木を伐採してくれというような要望が上がっていたかと思います。昨日、一昨日だったか、保育園付近を見に行きましたら、木の方も伐採しており、そして早速2か所ある横断歩道もカラー舗装していただき、本当にありがとうございます。今年4月から学童が上に移転するわけでありまして、けれども、児童はもちろん保護者の方も、少し安心されたのではないかというふうに思っているわけでありまして。しかしながら、今朝のテレビの報道でも見ましたけれども、ああいう田んぼの真ん中、見通しのいいところであのような事故が起きるのかというふうに、改めて交通事故の悲惨さとそして幼い子が亡くなっていく状況を、耐え難い思いで朝から見ていたわけでありまして。交通量の多い、少ないにかかわらず、今後も引き続き安全対策には十分考慮し、学童に預ける保護者の不安を払拭していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問に移ります。移転後の学童保育所において、児童が屋外で遊ぶ場所をどう考えておられるかお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図ることを目的としております。

完成予定の豊野学童保育所南側の空きスペースについて、現在委託予定法人とその利用方法を協議しております。

子どもたちが自由に走り回れるスペースを確保しつつ、農業体験ができる畑として利用するなど、児童にとって安全かつ効果的な活用を委託予定法人とともに検討

してまいります。

また、春休み、夏休みなどの長期休暇中は、屋外の遊び場所として可能な限り安全を確保しながら、旧豊野小学校グラウンドの利用も検討してまいります。

○10番（山森悦嗣君） 完成予定の豊野学童保育所南側の空きスペースについて、現在委託先法人とその利用方法を協議しているとの答弁を聞き、今回は是非、保護者の意見も参考にしてもらいたいというふうにお願いしておきます。3月にはまだ会議があるというふうにも伺っておりますので、それも併せて今後もより良い環境をつくっていただきますよう、よろしくお願いしておきます。私自身もこれまで多くの方から子や孫の遊び場所をつくってほしいと言われております。特にこの3年間は新型コロナ感染で、人と人との距離を保ち、密にならないように言われてきた3年間だったと思います。新型コロナ感染が出る前は、お互いの家にも遊びに行き来ができていたのではないかと思います。それすら現在できない状況が続いてきたわけであります。そのような不自由な思いがあった皆さんが、近くに遊べる場所をつくってほしいと言われております。豊野からわざわざどここの場所まで行かなければいけない、あっちに行かなければいけないというふうに言われます。何で豊野にそういった場所をつくってもらえないかは、ここ1、2年の間、本当に年齢を問わず自分の方に聞かれておられました。そこで市長に、是非今後の学童保育の遊ぶ場所も含め、子どもたちが遊べる場所をつくっていただけるかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 地元の議員さんの御要望ですので、前向きに考えさせていただきます。

○10番（山森悦嗣君） 市長には振っておりませんでしたので、大変失礼しましたけど、つつい感情がこもって市長の一言をこの場所で聞きたいという思いがありまして、質問させていただきました。答弁の中身は、前向きにという市長の答弁であります。豊野町の皆さんの思いをですね、この皆さんがおられる場所で自分も走っていかねばという思いがありまして、このような流れとなったわけであります。豊野の児童数は年々減少しているのは、自分なりに聞いております。ただ、今後定住・移住も含めて、やはり豊野地区においては、出て行きたい子どもには無理矢理とか、職場もなかなかないところでとどまってくれというのも酷かなと思います。それに今後のことを考えるとやはり若者は外にどんどん出て行って、活躍の場を世界に広げていってもらいたいと、自分はそういう思いでいるわけでございます。では、豊野をどうするかというふうに皆さんからよく問われると、やはり後は移住してもらうのが現実味があるのかなと、なかなか豊野の人たちは土地を売ってもらえない時代がこれまで多くありました。「ここに家を建てたいんですけど」と言っていると、「まだここでこういう作物をつくっている」とか言われて、なかなか売って

もらえません、どこかいい場所ありませんかというふうに聞かれる場面も数多く聞きます。今後ですね、先ほど朝の一般質問で石川議員が申されたように、1,200人ほどこの17年間で豊野の人口が減っている状況でもあります。そういったことを考えると、人生80年、100年という時代の中で、私自身もう五十半ばになろうかとしている中で何ができるか、豊野の皆さんと共に考えていきたいというふうに思っております。少し長くはなりましたが、そういう思いで市長の方に質問させていただきました。

続きまして、次の質問に移ります。4番目の通学路について質問します。豊野町における通学路についてであります。令和3年12月の定例会での一般質問で質問させていただいております。その後、それぞれの小学校の校区で合同点検があったとお聞きしておりますが、実績及び優先順位についてお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 通学路合同点検についてお答えします。

全国で、平成24年4月以降に、登下校中の児童生徒が巻き込まれ死傷する交通事故が相次いで発生したことを受けて、本市では平成24年度から管内小学校の通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議し安全対策を講じてきました。

本年度におきましても、本市で策定した宇城市通学路安全プログラムにより、令和4年7月22日と8月2日の2日間、登下校時における防犯対策を含み、管内小学校12校の通学路合同点検を実施し、23か所の危険箇所を点検しております。

対策内容の主なものは、横断歩道の新設を検討する、カラー舗装を検討する、草木の伐採を実施する、防犯カメラ設置を検討する、登校班で通るよう指導する、ボランティアの見守りを継続して依頼する、子ども110番の家について周知するなどの対策を講じております。

次に、選定の優先順位です。各学校から提出された合同点検の資料を基に、所管する部署と協議を行い、危険性、緊急性等の観点から各学校2か所を選定しております。豊野小学校につきましては、7月22日に教頭先生ほか7人の協議会委員立会いの下、2か所の危険箇所を点検しております。

○10番（山森悦嗣君） 優先順位が各学校から提出された合同点検の資料を基に協議があり、各学校2か所を選定されているとの答弁でしたが、豊野小学校の危険箇所2か所の対応について質問します。

○土木部長（梅本正直君） 本年度、豊野小学校では、宇城市通学路安全プログラムに伴う調査で、令和元年度に要望のあった陣・森ノ木線のカラー舗装を、令和2年度から3年間かけて実施しております。

本年度に要望のあった安見・巡線については、令和5年度の新規要望となり、補

助事業に採択されれば、令和6年度から工事に着手できる見込みでございます。

○教育部長（豊住 章君） 2つ目の要望は、豊野支所付近の道から少し下りた竹林になります。内容は、灯りがなく夜間や夕方では犯罪が起きても見えにくい、また竹林の中に道があり、周りから見えないという内容です。その対策として、直接、学校から児童に対し、用事がなければその場所を通らないようにすることを丁寧に指導していただきました。

○10番（山森悦嗣君） 本年度に要望のあった安見・巡線については、令和5年度の新規要望となり、補助事業に採択されれば、令和6年度から工事が着工できるという答弁でしたが、安見・巡線は道幅も狭く、非常に危険性を伴う通学路というふうに私も認識しております。私からも令和6年度からの着工ができるように要望させていただきたいと思います。

2つ目の場所については、豊野支所付近から少し下りていった道と書いてあります。あの付近はちょっと民家も少なく、竹林が生い茂っているような昼間でも少し薄暗いような状況があり、また、あそこの近くには空き倉庫も存在しているわけがあります。そういったことを鑑みますと、やはり非常に昼夜を問わず危ない状況が存在していると認識しております。学校からの要望で、用事がないときは通らないでくれというふうに、児童の方には通達しているとのことでもありますけれども、それ以外に、もしよければ外灯の間隔もあの付近は私も通ってみて、少し遠いような感じがします。外灯があったからどうのこうのではありませんけれども、できる限りの対応を今後していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、豊野小中学校の通学路の見直しについて質問させていただきます。豊野小中学校の通学路について、学校とPTAとの間で事前に危険箇所の協議はあったのか。また、その後の報告は行われていたのかを質問します。

○教育部長（豊住 章君） 通学路合同点検の実施につきましては、毎年5月中に各学校へ周知し、6月中旬までに危険箇所及び要注意箇所の道路状況やその内容・写真・位置図などの資料を提出していただいております。

提出された危険箇所の選定方法につきましては、学校が危険であると判断した場所、地元の住民、行政区長等から情報提供のあった場所、またPTAの会議等を通して意見や要望等が出た場所など、各学校様々であります。

豊野小学校につきましては、以前に要望を上げたが選定・対策がなされていない場所、地元住民から意見や要望等があった場所、またPTA役員から要望等が上がった場所を反映させているところです。

次に、合同点検実施終了後の保護者への周知についてですが、点検結果を反映さ

せた防犯マップを作成し配布している学校や、児童会の中で点検結果を知らせていく学校等があります。

豊野小学校につきましては、直接、児童へ指導を行っているため、特に保護者に対して周知はしていないとのことですが、危険度の高い道路工事や歩道整備等については、学校だより等を通して保護者に周知しているところです。

通学路合同点検の事業は、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、子どもたちの安全につなげることを目的とした事業です。この事業を実施することにより、地域の生活道路の安全性も高まっています。今後も、道路管理者や警察等と連携し、通学路の安全対策を推進してまいります。

○10番（山森悦嗣君） 豊野小学校では、以前に要望を上げたが選定・対策がなされていない場所、地元住民や地元出身職員からの意見や要望等があった場所、PTA役員から要望等が上がった場所を反映させているとのことですが、そのような関連で、これまで進めてこられたというふうに理解しました。今後、周知の仕方についてもそれぞれの校区でいろいろ違うようでありますけれども、そこをどうのこうのという私自体は思いませんが、豊野小学校に関しては、直接児童への周知を指導して行っているというふうに先ほどの答弁でありましたが、特に保護者に対しての周知はしていないとの見解です。今後、小学校の特に低学年に対しては、保護者に周知をしていただく、そういったことを今後してもらいたいというふうに思っています。4月からまた新たな児童が入学してくるわけであります。そういったことを踏まえて、交通安全、そして保護者が安心して通える学校、あるいは学童につなげていていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

最後の質問になります。フォレストリーヴズ熊本についてお伺いします。旧豊野公民館、旧豊野給食センター利活用についてお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 6月議会で議決いただきました上で、令和4年8月30日に、フォレストリーヴズ熊本と旧豊野公民館及び旧給食センターの無償貸付けの契約を行っており、現在フォレストリーヴズ熊本が利用されております。

利用内容は旧豊野公民館がクラブハウスとして、また旧給食センターをトレーニング室として活用されております。

○10番（山森悦嗣君） ここで少しフォレストリーヴズ熊本について、これまでの状況を説明します。2022年1月21日に、宇城市はフォレストリーヴズ熊本と連携協定を結び、はや1年が経過したわけであります。フォレストリーヴズ熊本は2005年に熊本で誕生、2008年からVリーグに参戦し、2018年念願のV1に昇格の権利を勝ち取るまで上りつめたチームであります。その後、母体会社の倒

産により、一時的に廃部に追い込まれましたが、その後、市民クラブチームとして2019年にVリーグに復帰されました。2021年大会は1勝もできず、あと一步という惜しいところで負けた試合も数多くありましたが、私も熊本で開催された試合を2回ほど見させてもらいました。なかなかバレーボール自体が私自身も以前テレビで見ただけで、会場に行っても見た覚えはありませんし、初めての試合でもありました。本当に目の前で観戦すると臨場感もあり、わくわく感銘を受けたという思いで見させていただきました。2022年の大会では、7勝されています。宇城市においてもウイングまっばせで2試合が開催され、その1試合を観戦に行きました。フルセットの上で地元での初勝利となり、ウイングまっばせも盛り上がりました。今後はウイングまっばせの会場が満員になり、V1を目指し、地域全体で盛り上がっていったらというふうに願っております。

豊野町とフォレストリーヴズ熊本の御縁を感じており、10年間無償貸付けの契約を結んでいただいております。この10年間で是非V1リーグに昇進して、この宇城市から、豊野町から、女子バレーを通じて盛り上げていただきたいと願っております。スポーツの力は無限にあると信じています。それは、実際に目の前で観戦する、しないとではスポーツに対する熱の入れ方が全く違うと思います。昨年のカタールでの開催、ワールドカップ。そして明後日から始まるワールドベースボールクラシックが開催されます。今、日本中が野球一色となっているような感じがします。サッカーと野球とでは、日本での競技人口はバレーボールに比べ違いはあるかと思いますが、しかし、目標は大きく、そして新たな夢に向かって宇城市の皆さんと共に歩んでいきたいと思っております。旧豊野公民館をクラブハウス、また旧給食センターをトレーニング室として活用されるということです。旧豊野公民館及び旧給食センターは、利用される方がいなければ解体の予定だったと思いますが、期限ぎりぎりぐらいにこの話があり、現在の状況にあると思っております。最初に申したように、フォレストリーヴズ熊本も一時廃部されておられ、それから復活、そしてこの豊野町との出会いで、解体されずに活かされた旧豊野公民館そして旧給食センターを大事に使っていただけたらというふうに思っております。今後はクラブハウスの地域間交流を含め、地域の活性につなげていただきたいと願っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。（2）の豊野小学校体育館改修後の活用についてお伺いします。

○教育部長（豊住 章君） 旧豊野小学校体育館は、天井及びトイレ等の改修工事を行っております。3月末にしゅん工検査を行い、4月から供用開始の予定です。

利用に関しましては、フォレストリーヴズ熊本の活動が土日・祝日をメインとされており、その他の平日等は一般の社会体育団体の利用は可能となっております。

○10番（山森悦嗣君） 平日等は一般の社会体育団体の利用は可能ということで、少しは安心しました。ただ、これまで利用されていた小学生を対象にしたクラブチームが旧豊野小学校体育館を利用できず、やむを得ずトレーニングセンターへ練習の場を移しておられます。現在では、トレーニングセンターでの練習会場でいいとのことですが、この件にあったように誰に言ったらいいのか、どの部署に行って伝えたらいいのかと保護者から伺っております。

そこで再質問になりますけれども、今後フォレストリーヴズ熊本との関係を保つためにも、新たな部署といいますか人材を入れていただくようお願いします。その件について質問させていただきます。

○教育部長（豊住 章君） 現在、フォレストリーヴズ熊本との窓口となって調整を行っている担当職員はおります。フォレストリーヴズ熊本との連絡、地元団体の意見や要望をそれぞれに調整しているのが現状となります。

今後は、フォレストリーヴズ熊本、地元団体、行政が三位一体となって、お互いがスムーズな運営を行えるよう調整してまいりたいと思います。

○10番（山森悦嗣君） 是非、お互いがスムーズな運営を行えるよう調整するとのことですので、期待しております。フォレストリーヴズ熊本が来られて1年になります。そして体育館改修工事等もあり、私なりに思うのが、来年度からが再スタートになるのかなと考えておりますので、この1年間を教訓にして活かしていただいてもらいたいと願っております。

3番目の本市内の小中学校のバレーボール教室、合宿交流について伺います。

○教育部長（豊住 章君） 現時点で、小中学生へのバレーボール教室は行われていません。現在は、高校生を中心に合宿が行われており、合宿開催時には参加選手や引率者等の宿泊や食事、買い物等による交流人口の増など経済効果につながっております。

小中学生へのバレーボール教室につきましては、バレーボール協会や関係者との連携を取り、今後開催できるように努めてまいります。

○10番（山森悦嗣君） もし可能なら、4月から旧豊野小学校体育館の供用開始の予定とのことですが、フォレストリーヴズ熊本そして地元のバレーボールクラブ豊野クローバーズとのバレーボール教室を最初に開催させていただきますよう、要望させていただきます。

最後になります。（4）豊野農業者トレーニングセンターのトイレ改修について伺います。フォレストリーヴズ熊本の練習拠点が旧豊野小学校体育館であり、地元団体やクラブチームの豊野クローバーズが週5回練習されており、次年度もシード権を獲得されていることで、トレーニングセンターでの試合がこれまで同様多く計

画されております。その際にトイレが和式便器であり、また老朽化が進んでおり利用したくないという方が多くおられるようです。非常に不便に思っておられ、そこで、トイレの改修をお願いしたいのですが、市長、是非お願いします。

○市長（守田憲史君） 山森議員御指摘のとおり、豊野農業者トレーニングセンターは昭和61年建築であり、築後36年を経過しております。そのため、老朽化が進んでおり、トイレは現状、和式便器でありまして利用者に不便をかけている場面もあると認識しております。

今後、トイレの洋式化を含めた改修を前向きに検討いたします。

○10番（山森悦嗣君） 市長の前向きに検討するという事で答弁をいただきました。是非前向きにお願いしておきます。

これで私の一般質問は終わりますが、最後に今年度ここにおられる方で5人の方が退職されるとの事を伺っております。長年にわたり勤められた方に対し、これからは人生100年時代と言われております。まだまだ残りの人生は多くございます。ひとまずゆっくりされて、そして再スタートしていただきたいというふうに願って、この一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後1時55分

第 5 号

3 月 8 日 (水)

令和5年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和5年3月8日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（2人）

14番 高本敬義君	16番 園田幸雄君
-----------	-----------

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。質問に入ります前に、先般2月28日の本会議におきまして、浅井副市長が再任をされました。心からお祝いを申し上げたいと思います。今後も宇城市政さらには宇城市民のために重責を担っていただくわけでございますが、健康に留意され、ますますの御活躍をお祈りいたしたいというふうに思います。また、守田市長の諸般の報告の中にもございましたように、広報うきの「ウキカラ」が熊日賞の3回目のグランプリを受賞いたしました。審査員にも高い評価をいただき、熊日新聞にも大きく取り上げていただきました。一市民として誇りに思います。このように職員の努力が宇城市の知名度や市民に評価をいただいた場合には、是非宇城市長の表彰制度を設けていただきたい。職員の意識の向上あるいは成果に対する評価をしていただきたいと、強く御要望を申し上げておきます。また、先般の2月19日、平岡教育長の御尽力で、サッカー日本代表の森保一監督の御講演がウイングまつばせ800席満席において開催されました。私も出席をさせていただきましたが、元気よく手を上げて森保監督に質問をする子どもたちの積極的な態度を見て、感動を受けております。宇城市の子どもたちで参加した子どもたちは、その中から5人の子どもたちが登壇して、森保監督のサインを手渡しておられました。一生思い出に残ると思います。ただ、会場に行けなくて、人数の制限がありまして入れなかった子どもたちのために、何とか宇城市立の小中学校の子どもたちには、あの日の動画の配信を是非お願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げました大きくは4点について質問をさせていただきます。まず、大きな1点目は地域振興について、2点目が農業問題について、3点目が不知火美術館について、4点目が租税教室についてを質問させていただきます。

まず、大きな1点目、地域振興について、小さな1点目、地域おこし協力隊が宇城市においてこれまでどのような活動を行い、実績を上げてきたのか。また、今後どのように市政に活かしていられるお考えなのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件

不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組です。隊員は、自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年以上3年未満となっております。

これまで宇城市においては、地域おこし協力隊として採用された方は10人を超えており、確認できる分では1人の方がそのまま宇城市に定住されました。

事例としまして、地域振興課では、令和元年4月から熊本県立大学との共同事業で、大学院生2人を地域おこし協力隊として採用し、空き家に関する冊子である「いえの手帳」や空き家・空き地バンクホームページの作成に従事していただきました。

令和4年秋からも、新たに2人を採用し、空き家の掘り起こしや空き家の情報発信、空き家利活用希望者と空き家のマッチングを担っていただいております、既に500件近い空き家の調査、70人を超える所有者と接触を行っております。

また、1月20日に小川支所内にeスポーツ等が体験できるデジタル拠点としてオープンしました「うきのぼ」の運営には、市長政策課で採用した2人があたっております。

これらの取組の中には、空き家・空き地バンクホームページのように、県により広域化されたり、「うきのぼ」のように県内初であったりと、モデル的な取組となったものもあります。

これら地域おこし協力隊員の活動に要する経費は、特別交付税措置がなされることから、市としても、積極的に活用していくべきと考えております。

今後も様々な分野で活躍していただけるよう、市としても工夫を凝らしながら、取り組んでまいります。

〇20番（豊田紀代美君） 市長政策部長の御答弁にありますように、本市の空き家・空き地対策については、担当課や地域おこし協力隊の活躍で県内トップクラスの成果を上げ、他自治体から視察研修にお越しいただいているという大変ありがたいことだと思います。またeスポーツが体験できる拠点としてオープンした「うきのぼ」に2人、合計4人の地域おこし協力隊に御活躍をいただいているということの御報告でございました。私もこれまで、地域おこし協力隊と民間との活動をつなげるお手伝いをさせていただきました。地域おこし協力隊の多様な活動の提案や活動終了後の定住促進について、さらには空き家の家財や仏壇等の問題の対応、地域食堂の開設について、子ども食堂のみならず、高齢者あるいは障がい者の方を対象とした、まちづくり応援補助金を活用した民間活力と地域おこし協力隊の連携で、積極的な事業展開をさせていただいております、提案者の1人として感謝いたしております。令

和5年の当初予算で、福祉部所管で3人の地域おこし協力隊の予算計上がなされていることは承知をいたしております。地域おこし協力隊の活動は、農林水産業、環境整備、医療福祉、観光、教育、情報発信、地域づくり、スポーツ、空き家その他の多岐にわたっております。

ここで議長のお許しをいただいて、資料を机上配布させていただいております。総務省と御船町の地域おこし協力隊の資料です。御船町の資料につきましては、御船町の増田議員より提供をいただきました。地域おこし協力隊に関わる地方財政措置について。地域おこし協力隊の活動に要する経費、隊員1人を上限480万円。2点目が、地域おこし協力隊員の起業・事業の承継に要する経費、1人を上限100万円。3点目、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費、措置率2分の1、自治体向け。4点目、地域おこし協力隊員の募集等に要する経費、1団体上限200万円。令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455人増の6,015人となった。また、受け入れ自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となっております。そして隊員の約4割が女性で、隊員の約7割が20代と30代。任期終了後、何とおおよそ65%が同じ地域に定住をいたしております。これは令和3年3月末の調査時点の報告でございます。活動期間は先ほど部長からもありましたが、おおむね1年以上3年以下ということでございまして、地域おこし協力隊、地域それから地方公共団体の三方よしの取組として、地域おこし協力隊は、自身の才能・能力を活かした活動、理想とする暮らしや生きがい発見。地域は、斬新な視点、よそ者・若者・協力隊の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える。地方公共団体は、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策、住民が増えることによる地域の活性化。それから御船町の導入状況ですが、平成29年度から地域おこし協力隊の制度の活用を始め、これまでに9人の地域おこし協力隊が3年の任期を満了し、町内で起業・就業している状況です。現役隊員につきましては、令和5年2月1日時点で14人の隊員が6つの受け入れ団体に所属し、各自の活動内容、ミッションに取り組んでおります。

宇城市としましては、採用を増やし、様々な課題に取り組むべきではないかと考えております。例えば、令和2年度に熊本県とドン・キホーテを運営する株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが、県産品の国内外における販売促進や価値向上、観光の振興など、幅広い分野で相互に連携・協力する包括連携協定を締結されております。こうした動きに連動して、地域おこし協力隊による産品の販路拡大などのマーケティングを行うことも考えられます。国10分の10の補助金事業、市の財政負担がない、地域おこし協力隊の更なる利活用を進めるべきだと私は考えておりますが、市長政策部長にお考えをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、令和5年度から地域福祉の分野で3人が採用されるということになっております。それから、先ほど私が御紹介しました市長政策部で働いております4人の地域おこし協力隊、かなり個人的に能力が高い人材というふうに認識しております。

議員からも御提案がありましたとおり、アイデア次第で様々な地域課題の解決に取り組むことができると思っております。ほかの自治体の事例も参考にしながら、利活用を進めてまいりたいと思います。

○20番（豊田紀代美君） 市長政策部長に答弁は求めませんが、多岐の所管に関係する私の質問に対して、総括して市長政策部長に御答弁をいただいたことに感謝を申し上げます。実は3月3日に、県の販売拡大ビジネス課海外ビジネス展開班ともお話をしました。連携されまして事業推進の調査研究に着手していただきたいというふうに考えております。また3月6日、総務省の地域おこし担当の地域自立応援課の橋口さんにお電話をして、直接確認をさせていただきました。地域おこし協力隊の隊員の上限はどうなっているのでしょうか、あるやなしやということで御質問をさせていただきました。上限はないということでした。また、現在50人の地域おこし協力隊を採用している自治体もありますよというふうにお教えいただきました。10分の10の国庫補助、終了後の定住率は65%、定住する空き家には2分の1の国庫補助、課題の解決に取り組むことが可能と、地域の課題を解決するために取り組むことが必要だというふうに確信をいたしております。

続きまして、大きな2点目でございますが、農業問題について質問をいたします。小さな1点目。今後の農業の課題と解決についてどのようにお取組をなされていくのか、まずお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 初めに、担い手の現状を申し上げます。家族経営や法人組織など経営体の数を農業センサスの推移で見ますと、平成17年2,744件から5年周期の調査ごとに約300件減少し、直近の令和2年では1,860件まで落ち込んでおります。

経営主の年齢構成は60歳以上71%、40歳未満は3%と、著しく高齢化が進んでいることが見受けられ、農業従事者数についても、平成17年の4,999人から令和2年の3,671人へ約1,300人減少し、年齢構成は60歳以上65%、40歳未満9%となっています。

また、過去5年間の新規就農者数は年平均10人ほどであり、今後も担い手不足や高齢化がさらに進んでいくことが容易に想像できるものであります。

農業の深刻な課題は多く、特に年々高齢により離農する経営体が増える中で、労働力不足により耕作を放棄せざるを得ないほ場をいかに最小限に抑えるかは、病害

虫の発生や有害鳥獣のひそみ場の増加とも連動しており、最も重要な課題と認識しています。

ほかにも、経営規模拡大のための農地の集積・集約化、その基盤を活用し先端技術を取り入れたスマート農業の導入を視野に入れた農作業の省力化など、その多くは所得の向上による経営の安定につながるものと考えています。

そのためには、今後の担い手不足を補うため、経営規模や経営形態の別にかかわらず、地域の多くの方が参加する集落営農組織の立上げが急務であると判断しており、その準備も既に始めているところです。

農地の集積、機械の共同利用及び作業の受委託が進めば、おのずと耕作放棄地の解消、機械購入経費の大幅な削減、農作業の負担軽減などにつながっていきますので、根本的な課題解消へ向け、少しでも現状を好転させることができるのではないかと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長の御答弁にありましたように、経営主の年齢構成は60歳以上が71%で、40歳未満はわずか3%、農業従事者数においても、平成17年の5,000人から令和2年では1,300人にも減少している。さらには新規就農者数は年に平均10人程度であれば、宇城市の農業は危機的な状況であるということは、誰が考えても容易に想像できます。問題点、課題の分析はできているようですが、スマート農業は理想ではありますがこれだけ農業従事者の高齢化が加速し、40歳未満が農業従事者の9%との御報告ですので、まずスマート農業はロボットトラクターやスマホで操作をする水田の水管理システム、またセンシングデータ等の活用・解析により、農産物の生育や病害を正確に予測して高度な農業経営が可能にはなりますが、まずは集落営農組織の立上げが急務だというふうに思います。既に始めているとの御答弁でございましたので、具体的にお取組についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 来年度から、10年後を見据えた地域計画策定のための座談会をJAなど関係機関と協力して開催し、農地の集積、経営体の確保などの実現に向けた具体的な取組を議論させていただきます。その中でも、機械の共同利用や作業受委託の促進など、積極的に進めたい行政区に対しては、さらに組織立上げのサポートをさせていただきます。

○20番（豊田紀代美君） 来年度から宇城市全域で、10年後の地域の営農計画を作成する人・農地プランによる地域計画の作成を本格的に推進されるというふうにお聞きをいたしております。地域計画の作成と併せて10年後、この土地は誰が耕作するのかを地図に記入して、令和7年3月までには公表しなければならないともお聞きをいたしております。宇城市全域にこの地域計画の説明及び計画策定に向けた

説明会の開催を、本市経済部及び農業委員会、JA、宇城地域振興局、農業公社の職員が各地域に出向いて説明をされる中で、集落営農の組織の立上げも推進をしていかれると考えますが、今申し上げましたように、10年後この土地を誰が耕作をするのか、令和7年3月末までに公表するには、今後この3年間で相当本腰を入れて、人・農地プランによる地域営農計画の策定、さらには集落営農組織の立上げ等が重要な課題だというふうに思い、仕事が本当に山積しているというふうに思います。ただ、宇城市農業の生き残りをかけるためにも、経済部、農業委員会、JA、宇城地域振興局、農業公社と連携をされ、計画推進に向けて御尽力をいただくように重ねて要望をいたしておきます。

小さな2点目、農業次世代人材投資、新規就農者育成事業について、この事業はどのような補助を行うのか。また、活用した新規就農者の状況についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 農業次世代人材投資事業は、45歳までに就農に向けた農業計画を市に提出した場合、経営が不安定な間、資金面の支援として年間150万円を最長5年給付する補助事業です。平成24年から令和3年度まで実施されておりました。

本年度から新規就農者育成総合対策事業と名称が変更された際に、期間が最長3年と短縮されましたが、それを補う支援として、就農時に機械、施設、家畜などを導入した場合、最大750万円を上限とする新たな補助金が追加されています。年間150万円の補助金と併用する場合は375万円が上限ですが、支援を受ける総額で比較しますと、わずかではありますが充実されたことになっています。

また、新規就農者数は、平成25年から令和4年までの10年間で113人です。このうち支援を受けられた方は97人ですが、残念ながら支援途中で5人の方が病気や転職により離農されております。

この支援制度は、支援期間内はもとより、終了後3年から5年の間、毎年面談を行い、経営状況を確認しています。

例えば、結婚後会社勤務を辞め、配偶者の実家を引き継ぎ、デコボンやインゲンの栽培を御夫婦で営まれている方がいます。同地区内の柑橘生産者に声をかけられ共同販売を行い、それが基で法人化をするまでに至っています。所得が計画以上に増え、支援される補助金が途中で打ち切られるほど成長されております。

現在は、就農したいという若者を受け入れ、経営技術を学ばせておられますが、将来の担い手育成に携わるまでに成長されたお姿を拝見しますと、大変心強く感じ、改めて農業行政に与えられた役割を再考させられるものであります。

○**20番（豊田紀代美君）** 経済部長より成功事例の御紹介をいただき、嬉しく思いま

す。また、宇城市役所を早期退職されまして、農業経営を頑張っておられる方を複数私も存じておりますが、生き生きと頑張っておられる姿は励みになっております。逆に、松橋町出身で新規就農を目指している40歳の方ですが、宇城市は青年等就農計画認定申請書が20ページ以上もあり、他の自治体は6ページ程度であり、山鹿市では就農後の支援も充実しているということで、山鹿市で就農・定住したいというふうにおっしゃっておりました。実際調査をしてみました、本市は20ページ以上ありますので、こんなに厚いんですね、申請書が。それで菊池市は6枚です。6枚と20数枚のこの差をご覧いただければ分かると思いますが、山鹿市も同じく6ページです。そして南阿蘇村も同じく6ページです。今、御紹介しましたように、この申請書を何とか簡略化できないものか、経営状況確認以外の支援についてもお尋ねをいたしたいと思います。

○経済部長（浦田敬介君） 市が提出を求めます農業計画は、国が定めた様式に沿っています。営農計画が4枚、収支計画が2枚の合わせて6枚です。

ただ、この収支計画は、作物ごとでもなく年度ごとでもない、5年分の販売額や経費を合わせて記載するようになっていますので、計画内容を詳しく確認することができません。そこで、諸経費などが適正に積み上げてあるか否か確認できる資料として、損益計算書と類似した計画書の提出を別に求めています。

なお、県宇城振興局管内で統一されています本計画書は、どのように営農して計画達成していくのかを確認する大切な資料となります。作成にあたっては、市、県、JAが全面的に協力しておりますし、御本人も作成することにより、経営に対してより知識が深まるものと理解していますので、現在において簡略化は考えてはおりません。

また、経営状況確認以外の支援についてですが、支援期間内は県の普及指導員、JAの営農指導員等の専門職員がほ場へ出向いて状況を確認し、栽培技術に対するアドバイスを行っています。支援が終了した場合でも、要望があれば同様の現地指導を行います。

○20番（豊田紀代美君） 他の自治体と比較いたしまして、申請書が約4倍もあるということが新規就農者の負担にならなければよいというふうに思います。そこで、挫折されて他の自治体で新規就農・定住されることに関しましては、私は研究の余地があるのではないかと考えております。また先日、振興局の野菜産地づくり支援班の三牧主幹と榊参事には場でお会いし、いろいろお話をさせていただきました。市からの要請で年に2回、市職員、振興局の職員、JA職員とほ場に出向き、経営や販売等の評価表を作成し、市がまとめて冊子にされているということでございました。また、新規就農の重点的に指導が必要な場合は、ひと月に1回は行っており

ますということでした。新規就農でなくても要請があれば出向きますというお話をいただきました。そしてその中には、非常に厳しい状況の方々も実際おられるということで、お話を詳しく聞いてまいりました。20ページ以上の申請書を作成しても、現実厳しい新規就農者がおられることを事実です。私は研究の余地があるのではないかというふうに思います。

小さな4点目、農業分野での地域おこし協力隊の活動について、担い手育成や耕作放棄地を解消するために、地域おこし協力隊の活用を早急に御検討いただきたい、対応していただきたいと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 担い手の確保には大変苦慮しています。新規就農の支援に関する問合せは、例年40件ほどありますが、いわゆる農家の跡取りではない方の割合はわずかです。

先ほど申し上げました就農後の支援とは別に、農業そのものの事前研修を受けられる方には、国から年間最大150万円が最長2年間研修費として交付される制度もございます。研修受入先については、JAが窓口となり、本人の希望に合わせるなどの配慮も十分に行ってまいります。

この制度と併せて、地域支援活動に意欲のある都市地域にお住まいの方が手を上げる地域おこし協力隊の制度を活用することは、豊田議員の御指摘のとおり、農業を活性化させるための1つの方策ではないかと考えられます。

まずは、隊員がどこで何をするのかなど、自立して定住できるための制度設計を行う必要がありますので、早期実現に向け、農業委員会、JA、農業法人等と連携してまいります。この制度を通して1人でも多くの担い手を確保していくことにつながれば、今後拡大が予想されます耕作放棄地の解消に少なからず寄与できるものと感じています。

○20番（豊田紀代美君） ここで日本農業新聞の2022年6月3日付けの先進地事例を御紹介したいと思います。休耕地で作業を担う地域おこし協力隊、熊本県南阿蘇村で農地維持＋次代育成。耕作ができなくなった農地で担い手育成へ。農家の高齢化が深刻な熊本県南阿蘇村では、村以外から移住してきた地域おこし協力隊の力を借りて、耕作放棄地の発生防止と担い手不足解消の同時解決を目指すプロジェクトに乗り出した。初年度の令和4年度は10ヘクタール、令和6年度以降は30ヘクタールを管理する計画だ。任期を終えた協力隊員や新規就農者が担い手となることに期待がかかっている。村では農業従事者の4割にあたる540人が、令和7年には80歳を超える見込みだ。農地に貸出しを希望する農家は増えているが、山際など条件不利地も多く、担い手をどう確保するかが課題となっていた。この課題に対応するために、村は農業みらい公社を令和3年10月に設立、令和4年4月

に事務所を開設した。プロジェクトでは、高齢などを理由に農家が耕作できなくなった農地を、公社が一度借り受けて管理をする。協力隊員が村の職員として働きながら、農作業に従事して技術を学び、就農を目指してもらう。隊員は水稻や麦、大豆、エゴマなどを作付けする。山際ではニンニクやネギといった獣害を受けにくい品目を栽培して収益確保を目指す。このため公社が農地の仲介と担い手育成、農作業受託をできる仕組みを整えて、今後、公社が管理する農地を協力隊員の研修の場として活用し、巣立った隊員は担い手として農地を仲介していく計画です。公社で研修を受けながら就農を目指す協力隊員は、この春に4人着任した。その1人で、同県氷川町出身の鈴嶋さん、31歳は、穀類と野菜を組み合わせた多品目経営を目指されている。研修で技術を身に付けたいと話しておられる。この公社の山戸事務局長は、農地仲介の相談は、週1件ペースで寄せられている。就農希望者の自立を支援しながら、休耕地の解消を進めていきたいと展望するとあります。

ここで、農業委員会として地域おこし協力隊についてのお考えをお尋ねいたします。

○**農業委員会事務局長（岩竹泰治君）** 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地の状態や所有者の意向把握を行っており、地域の農業や農地事情に精通しております。委員が持っています新鮮な情報を地域おこし協力隊へ提供することにより、担い手の確保や耕作放棄地の解消につなげていきたいと考えております。

○**20番（豊田紀代美君）** ここで守田市長に、今後の農業と地域おこし協力隊についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○**市長（守田憲史君）** 農業の現状は、耕作放棄地解消や高齢化による担い手不足、資材の高騰、有害鳥獣対策等難しい課題が山積していますが、国営ほ場整備事業を契機に農地保全と経営所得向上に向けて、取組を新たに進めてまいります。

また、豊田議員御指摘の農業に地域おこし協力隊を活用するという試みは、受け入れ体制や地域への定着など不安な面もございますが、農業に深く関わりたい、応援したいという思いが、地域活性化の一助になればと期待するものであります。

○**20番（豊田紀代美君）** 市長、御答弁ありがとうございます。冒頭、地域おこし協力隊の予算措置でも申し上げましたように、繰返しになりますが、特別交付税で10分の10が国庫補助です。先ほど申しましたように、総務省の地域自立応援課地域おこし協力隊の担当のハシグチさんがおっしゃったように、採用については地域おこし協力隊は上限がないということです。そして、実際にその50人を採用されている自治体もあるということです。宇城市の耕作放棄地で解消できる可能性のある広さは296ヘクタール、約300ヘクタールです。300ヘクタールがどれぐらいの広さかというのがちょっと実感できないとは思いますが、戸馳島の総

面積が700ヘクタールです。ということは約半分以下ではありますが、大体そういう広さだと思っていただければ間違いないと思います。宇城市が抱えている耕作放棄地解消のために、また任期を終えた地域おこし協力隊が新規就農者そして担い手となって、宇城市の農業の活性化そして生き残りをかけた宇城市農業を支えるために、地域おこし協力隊の農業分野での活用を早急に対応していただくように強く要望をいたしておきます。

次に3点目、不知火美術館についてでございますが、まず、小さな1点目、塔本シスコさんの作品の受入状況と企画展について、教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 今月、塔本シスコさんの13枚の絵画の受入れが完了しました。大きなものとしては、130センチ×160センチの大型キャンパスに描かれた絵画2点に加え、100センチを越える作品も含まれています。次年度も受入れの計画をしていますので、積極的に進めてまいりたいと思っています。

企画展については、運営自体をCCCカルチュア・コンビニエンス・クラブに指定管理をしています。次年度の計画をお聞きしている中では、4月15日から6月11日の間、春の企画展として「塔本シスコ展」を計画しています。寄贈作品を展示するだけでなく、塔本さんが育った松橋の思い出を中心に、現代の宇城市民が作品を楽しむ展覧会、また、ゲストアーティストと市民が連携できるような内容を予定しています。

市としましても、指定管理者としっかり連携を取りながら、素晴らしい企画展となるように、協力してまいりたいと思います。

○20番（豊田紀代美君） これまで4回にわたり、宇城市議会定例会で一般質問のみならず、何とか塔本シスコさんの作品の絵画を不知火美術館へと教育部、不知火美術館長、CCC株式会社の瀬川館長と共に話し合いを重ねてまいりました。宇城市松橋町東松崎出身で91歳まで人生をまるごと絵日記のように描くと、日常の暮らしと身の回りのあらゆるものに注がれた創作エネルギー、その塔本シスコさんの絵画が、それこそ待ちに待った作品が不知火美術館へ帰ってまいりました。「お帰りなさい、塔本シスコさん」と声をかけずにはいられませんでした。2月1日の内覧会では、圧倒的な色彩力と迫力に魅了されました。以前、熊本市の現代美術館で鑑賞いたしました際は、また違った感動がございました。価値ある作品を無償でいただける千載一遇のチャンスだと、議会で強くお訴えを続けてまいりましたが、現実となり言葉では言い表せない感動でございます。塔本シスコさんの絵画のきっかけをつくってくれた友人にも感謝をしたいと思います。また、4月15日から6月11日、2か月間、春の企画展として「塔本シスコ展」を企画されているとの御報告を教育部長からいただきました。指定管理者CCC株式会社と連携をされまして、

県内外からもたくさんの方にお越しをいただき、市民の皆様に喜んでいただける素晴らしい企画展になりますように、大きな期待を寄せているところでございます。また、次年度も受入計画があるとの教育部長の御答弁でございました。収蔵庫の空きスペースが心配されますが、収蔵庫についてが1点と、塔本シスコさんのお孫さんの福迫弥麻さんのトークショーの企画は実施可能なのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 来年度寄贈を受ける作品については、せっかくの寄贈でありますので、現在収蔵している作品の整理をし、寄贈作品を全て収蔵するつもりでございます。また、4月から開催します春の企画展におきまして、塔本シスコさんの家族であります福迫弥麻さんをお呼びして、トークショーをするような計画をしています。現在、美術館スタッフが福迫さんと打ち合わせをしているところでございます。

今後も、美術館が市民の皆さんに親しめる場となりますように、美術館長をはじめ、指定管理者でありますCCC株式会社と協力して取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 小さな2点目、宇城市不知火美術館専門委員会が開催されたとお聞きをしております。塔本シスコさんの絵の寄贈について、専門委員からの御意見についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 美術館専門委員会については、当初12月に開催予定をしておりましたが、専門委員の先生方の都合や冬の企画展の都合により、遅れまして、2月1日に開催しております。

専門委員会の中では、1年間の美術館の企画展の内容や入館者数の報告を行っております。委員からは、これまでにない現代アートを取り入れた企画展やワークショップについて、質・量ともに高い評価をいただきました。

専門委員会の最後に、今回寄贈を予定していました塔本シスコさんの作品を実際に美術館に並べ、受入れの可否について御意見を伺いました。受入れについての異論はなく、地元である不知火美術館で収蔵する意義が大きいという話をされ、了解されました。また、来年度も塔本シスコさんの絵を受け入れる予定を伝え、そちらについても了承をいただきました。

専門委員会では来年度の予定についても提案し、企画展等についても了承いただきました。春には「塔本シスコ展」を計画しています。この企画展については、市民の皆さんが直接塔本シスコさんの作品に触れ、宇城市の文化がますます発展するきっかけとなることを期待しています。

○20番（豊田紀代美君） 収蔵庫についての専門委員会での議論がなかったことは、非常に残念に思っております。今後の課題だというふうに再認識をいたしました。

ここで、塔本シスコさんの春の企画展について、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 私も実際に、熊本市現代美術館で絵画を見させていただきました。今回、寄贈を受けたことにより、春の企画展で「塔本シスコ展」が開催されることは素晴らしいことであり、期待を大きく寄せています。

○20番（豊田紀代美君） 市長、御答弁ありがとうございます。宇城市不知火美術館の専門委員会でも、塔本シスコ作品を地元不知火美術館で収蔵する意義は大きいと御評価をいただき、また春の「塔本シスコ展」も御了承いただいたと、教育部長の御答弁に感謝をいたしたいと思います。宇城市民の皆様はもとより、県内外からたくさんの方にお越しいただくことが交流人口にもつながり、塔本シスコさんの圧倒的な作品に感動をいただきたいというふうに思います。是非、教育長、宇城市立小中学校の児童生徒にも、本物に触れる作品を見ていただく機会をおつくりいただきたいと要望いたしておきます。

最後の質問にまいりたいと思います。大きな4点目、租税教室についてでございますが、まず小さな1点目、本市の租税教室と今後のお取組についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 租税教室とは、租税教育推進協議会が行う租税教育の一環です。

その目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成していくことです。

具体的には、同協議会から学校に税の専門家や地域の関係団体の方々を講師として派遣していただき、クイズやDVDを通じて、税金の流れや使われ方、税金の大切さなどを学びます。また、重さ約10キロの1億円のレプリカを持つ体験なども行われます。

学校では、小学6年生、中学3年生の社会科で税についての学習を行うため、これまで、宇城地区租税教育推進協議会が中心となって租税教室が開催されてきました。

本年度は11校の小学校で開催されています。豊福小学校においては、宇土法人会女性部主催で、宇土税務署、宇城市教育委員会、小学校をオンラインでつないでの租税教室が行われました。

これは、県内でも初めての取組で、オンラインで宇土税務署長と宇城地区租税教育推進協議会会長の平岡教育長が挨拶を行い、豊福小学校の校長が講評をされました。

次代を担う児童生徒に、国の基本である税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解を広めるために、今後も、同協議会と連携しながら租税教育の推進を図ってまいりたいと思います。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁にもありましたけれども、本年の1月23日に宇土法人会女性部会の主催で、県内初めての3拠点を中継するリモートの新しい形の租税教室を開催いたしました。このコロナ禍においても実施ができるリモートの租税教室として、熊本県法人会連合会のZ o o mライセンスを活用し、豊福小学校6年1組、2組と平岡教育長、先ほど御紹介がありました宇城地区の租推協の会長をしていただいております。及び南宇土税務署長が宇城地区の租推協の副会長でもございます。3拠点のZ o o mを活用したオンライン租税教室を実施させていただきました。当日は、県内初ということで、熊本国税局から2人、それから宇土税務署から2人、現地の豊福小学校に視察にお出でいただきました。また報道関係でも熊日新聞、宇城新聞に掲載していただきました。テレビのK A Bのニュースでも放送していただき、平岡教育長、中村豊福小学校校長、教育部長、教育部の指導主事、関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。法人会女性部役員それから青年部会長、豊福小学校の教頭先生や担任の先生お二人、実は企画から実施まで相当の時間と日にち、労力を費やした租税教室でした。先日、豊福小学校の中村校長先生から、6年生の80人の感想文を頂きました。ここに持参いたしましたが、とても嬉しく感動をいたしました。これがそうでございます。この中から2人ほど御紹介をしたいというふうに思います。

租税教室の感想、この前は税金についてたくさんのことと丁寧にやさしく、詳しく、分かりやすく御説明してくださって、本当にありがとうございます。僕はあの日の租税教室で学んだことがたくさんあります。僕は税金が世の中の生活のあちこちで、いろんなところに使われているということが一番心に残りました。普段僕たちが使っている文房具にも、税金がかけられているということも知りました。税金は世界にあるということを知り、税金というものがあれば世の中の人々が助けられ、また税金がこの世界からなくなると、世の中が全てが変わるということが分かりました。これからも税金を大切にしていきたいと思います。6年1組、谷康文君。

もう1人紹介したいと思います。租税教室の感想。私は、今回の租税教室で学んだことがあります。1つ目は、租税は暮らしが豊かになり、生きやすくなるためのものということが分かりました。2つ目は、私たちが知らぬ間に関係していたことです。文房具や生活用品、そして食べ物を買うだけで納税していたということで、今回初めて知りました。私は今までものを買うときは「税を入れたら値段が高くなるから嫌だな」と思っていたのですが、この勉強で、私はまちのためにしたいと思う

ようになり、嫌ではなくなり、むしろ嬉しくなりました。今使っている教科書も机も椅子もしっかり大事に使って、これから納税をしてまちや県、国のために頑張ろうと思いました。貴重な体験をありがとうございました。このことを忘れないようにしようと思います。6年1組、坂元倖さん。これは、たまたま坂元議員のお嬢さんの作品でございます。

そこで、平岡教育長にお尋ねをいたします。県内初の3拠点の中継をしたリモート租税教室に御参画をいただきまして感謝申し上げます。当日の御感想と2月28日の校長会に、今後、複数校でリモート租税教室の御提案をしていただく旨の結果についてのお尋ねをいたしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） まずもって、この県内初の取組に御尽力いただきました関係者の方々に、心より感謝を申し上げます。感想ですけれども、紹介がありましたように、豊福小学校でのオンライン租税教室では、宇土税務署長様からの税金の種類や必要性等の丁寧な説明をいただきまして、児童からは疑問に思ったことや、それについて知りたいことを積極的に質問する様子が見え、うかがえました。主体的で熱心な児童たちの姿を見て取れました。改めて租税教室、そしてこういったオンラインの画期的な内容の意義を確認したところであります。個人的にはナイストライだったなというふうに思っているところです。

そして、複数校のオンライン租税教室についてですけれども、今後も、税務署、同協議会と連携しまして、学校側の年間計画等を把握しながら実施可能な学校につきまして精査して、積極的に取組を推進していきたいというふうに考えております。

○20番（豊田紀代美君） 教育長、本当に御答弁ありがとうございます。教育長の御指摘のとおり、学校運営の年間計画もでございます。ただ、宇土税務署長とこの間もお会いいたしましたが、非常に積極的で是非教育長の方によろしくお願ひしたいという旨の御発言もいただいておりますし、おつなぎをいたしたいと思います。法人会の方も積極的な体制づくりをさせていただいておりますので、平岡教育長には租税教室のみならず、ICT教育の一環として捉えていただき、実施可能な学校につきましては、今おっしゃっていただきましたように、積極的にお取組いただきますように、更なる推進をしていただきますように、重ねて要望いたしておきたいと思ひます。

今回は大きくは4点、1点目、地域振興について、2点目、農業問題について、3点目、不知火美術館について、4点目、租税教室について質問をさせていただきました。4点とも今後も継続すべき大切な事業と捉えております。市長、教育長、所管の部長それから農業委員会事務局長、今後も事業推進のために更なる御尽力を要望いたしておきます。

むすびに、３月３１日で退職される全ての宇城市の職員の皆様、長年、宇城市発展のためにそして宇城市民のために御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。議員として私も大変お世話様になり、たくさんの思い出をいただきました。今後も健康に留意され、次のステージで御活躍いただきますように心から祈念を申し上げます、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０５分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

３番、村上真由子君の発言を許します。

○３番（村上真由子君） ３番、会派志成会、村上です。皆さん、こんにちは。相変わらず物価の高騰が続いております。商品によっては実質値上げをされていなくても、内容量が減っているものがあつたりもしますし、また最近では、スーパーの卵がすごく値上がりをしております。まだ我々庶民の食卓と財布には厳しい日々が続きます。ここ数年では、四半世紀後の世界的な食糧難に備えてのエントモファジー、昆虫食も話題になってきております。食文化もこれからどんどんと多様化の時代になってくるのかもしれませんが、それでは早速ではございますが、議長のお許しを得ましたので、本日は大きい質問３点について質問させていただきます。まず宇城市の教育現場に関して、そして宇城市の公園に関して、そして宇城市の未来像（ビジョン）に関して、この大きく３つの質問をさせていただきます。

ここ数年、教職員のなり手不足や教職員を取り巻く労働環境についてよく耳にします。お隣の大分県では、令和５年度の公立小学校教員採用試験で２００人の採用見込み、定員だったところ、受験者数が１９８人と定員割れを起こしまして、またさらに合格者数が１５９人、採用見込み数を大きく下回ったことがニュースとなっております。この教職員のなり手不足の問題は大分県だけでなく、日本各地の教育現場でもかなり深刻になってきています。もちろん、ここ宇城市も例外ではないと思います。

大きい質問の１番、宇城市の教育現場に関してお尋ねさせていただきます。まず小さい質問の１番、宇城市の教職員の職場環境、その実情に対する認識を現在どう捉えていらっしゃるのかをお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 教職員は、日々の授業はもちろん、生徒指導、不登校児童

生徒への対応、特別な支援を必要とする児童生徒へのサポート、保護者や地域への対応など、多岐にわたっての業務があります。そのような環境の中で、教材研究や研修への参加、調査書や報告書等への対応もあります。

文部科学省の調査結果によると、令和3年度の全国の教職員が精神疾患で休職した数は、全体の0.64%に及ぶ5,897人に上ります。宇城市においても例外ではありません。もちろん、教職員の休職と多忙さが直接の関連性があると断言できるわけではありませんが、一因ということは言えるかもしれません。

また、教員不足に関することですが、熊本県教育委員会の調べによると、県において令和4年度の5月1日現在で97人が不足している状態でした。宇城市においても、産休や育休などの欠員の後、補充する教員がなかなか見つからない状況があります。昨年度は新規採用者1人が中途退職をしております。

教師の仕事は、児童生徒の頑張りの努力を間近で感じ、児童生徒の成長に触れ、共に成長できるすばらしい職業であります。宇城市の宝である子どもたちを健全に育成するため、直接関わる教師が、心身共に健康で自信と誇りとやる気を持って、児童生徒に真摯に関わることはとても大切です。そのためにも、教職員の職場環境を改善していくことは、重要であると認識しております。

○3番（村上真由子君） そうなんです、教職員の先生方の仕事、本当に今おっしゃったようにすごく多岐にわたっております。児童生徒さんに教えるだけでなく、それ以外にも今答弁にあったようないろんな仕事が増え続けています。よく言われるビルド・アンド・スクラップ、このスクラップがなくてビルド、ビルド、ビルドでどんどん積み重なっていて、やはり先生方の仕事が増え続けています。また、先ほどの答弁で宇城市においても、欠員が出てもなかなか補充する人員が見つからないとおっしゃっていましたが、実際、現職の先生方が退職された先生だったり、また休まれている先生だったりに直接電話をかけて探されているという現状も伺っております。また、昨年度採用されたうちの1人が中途退職をされた、このお話も伺いました。夢や希望を持って教職に就かれていると思うと、とても残念に思われます。労働環境の改善、これは労働者にとってとても重要な課題です。御存じのとおり、地方公務員法第58条で民間でいうところの労働基準監督署、これが県では人事委員会となっておりますが、人事委員会の設置されていない自治体、市町村では、行政の長がその職権を行使することとなっております。ですので、いま一度、監督である市長に、今の教育現場の実情をどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 全国的に教員不足となっていることは認識しています。宇城市としましては、今後も学校、教育委員会等と連携を図りながら、教職員の働きやす

い職場環境の充実に努めてまいります。

- 3番（村上真由子君） 市長、ありがとうございます。学校と教育委員会、そして市ですね、連携して働きやすい環境をと、そのようにお考えということで安心しました。宇城市の子どもたちが保育園そして幼稚園を出て、そして初めての学びの場である学校、この学校の教育現場の労働環境について、今、教職員の先生方の負担が多い部分、市長もきっと感じていらっしゃるんだなと思いました。

さて、小さい質問の2に移らせていただきますが、今、この実情の認識の中で、教職員の先生方の職場環境改善に向けたこれまでの取組について、どのようなことに取り組まれたのか、その取組についてお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 学校現場の環境改善として、行事の精選、ICT導入による事務の簡素化、留守番電話の導入、閉庁日の設定、健康診断の定期的な受診、小学校における部活動の地域移行、ストレスチェック、定時退勤日や中学校でのノー部活動デーの設定など、業務の軽減や休日の確保などに取り組んでおります。

今後も学校の実情を把握しながら、職場環境改善のためにできる限りの改革を進めていきたいと考えております。

- 3番（村上真由子君） 業務の軽減ですね、そして休日の確保、とても大事だと思います。業務内容を見直す中で本当に必要なもの、またそうでないものがあるかと思っていますので、こちらしっかりよろしく願いいたします。あと、行事の精選ですね、たぶんいろんな行事ごとが結構学校ごとにあると思うのですが、これもしっかり精選いただきますようによろしく願いいたします。

それでは、小さい質問3番に移ります。教職員の職場環境に関する課題についてはどのようにお考えでしょうか。また、今後の取組についてお願いいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 先ほど述べました、行事の精選や事務の簡素化などの取組については、改善の必要性がまだまだ残されています。今後も学校と教育委員会で実情を共有しながら、引き続き環境改善に取り組んでいきたいと考えております。

令和5年度は、宇城市の会計年度職員である生活支援員や学習支援員を、45人から50人に増やすよう計画しております。また、各学校において出張命令や出張後の復命書作成の流れが統一できておらず、異動により学校が変わると、その学校独自のやり方を一から覚える必要がありましたので、全小中学校において出張事務の流れを統一するようにしています。さらに、パソコンを利用した出勤時や退勤時の確実な打刻を継続し、教職員の勤務時間の把握や健康管理に努めてまいります。

- 3番（村上真由子君） 行事の精選、先ほども申し上げました、本当にとても大事でございますので、よろしく願いいたします。そして、先ほど申し上げましたが、先生方の仕事がビルド、ビルド、ビルドでどんどん積み重なっていくばかりでござ

いますので、こちらもしっかり御考慮いただきますようによろしくお願いいたします。来年から、支援員さんが50人に増員と、これは本当にとっても良いことだと思います。支援員さんの増員は先生方だけではなくて、宇城市の子どもたち、児童生徒さんにもすごくいいことだと思います。また、より良い教育現場になると思われます。50人、5人増えたということですね。本当にありがとうございます。また、就業時間の時間の把握でございますが、これは本当にパソコンでの確実な打刻ということでございますので、なるべく残業にならないように、早いうちに入れられたりというようなこともあるかもしれませんが、そのようなことがないようにですね、正確な時間の把握をお願いしたいと思います。業務を軽減して教職員の先生方のワークライフバランスが整うことによりまして、児童生徒の学校現場もより良くなっていくと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

では、小さい質問の4番、安全衛生管理規程の質問に移ります。安全衛生管理規程といいますのは、ごくごく簡単に言いますと、みんなで労働災害を防止しましょうとか、職場の健康そして安全を守っていこう、そのための管理体制とか決めごととかをまとめたものです。今のところ、宇城市には学校現場における教職員の方の安全衛生管理規程がないと伺っているのですが、設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） 冒頭で教育部長も答弁したように、また議員も言っておられましたけれども、学校には非常に多岐にわたっての業務があります。そういった中に教職員の健康・安全を守っていくには、現場の労働環境の具体的な改革はもちろんですけれども、労働基準法や労働安全衛生法に基づいた法的な環境整備は欠かせないところです。

今年度中に宇城市立学校職員安全衛生管理規程を制定しまして、学校における職員の安全及び健康を確保するとともに、めりはりのある快適な職場環境の形成を推進するよう実践していきたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 今年度中に制定ということで間違いないでしょうか。ありがとうございます。力強いうなずきをいただき、ありがとうございます。今年度という、もうあと1か月もないところでございますが、是非とも早急によりしくお願いいたします。と言いますのも、この安全衛生管理規程は、法令上この整備が求められていることですので、本来はもうあつてしかるべきものなんですね。ですので、早急に早急に進めていただきますように、よろしくお願いいたします。この安全衛生管理規程があることで、また教職員の先生方の働き方もよりさらに改善されると思います。ただ、つくっただけということにならないよう、有名無実のものにならないように、しっかりと運用の方も重ねてお願い申し上げます。

それでは、小さい質問5番に移らせていただきます。労働安全衛生管理体制の中で、教職員の先生方か50人以上の学校では選任しなければならない管理者だったり、また設置しなければならない機関だったりがございますが、そのうちの衛生委員会についてお尋ねさせていただきます。学校現場において教職員の先生方を支援する衛生委員会、この設置についてお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 衛生委員会とは、衛生に関する重要事項について調査審議する機関であります。

調査審議事項の具体的な例は、1つに、教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策、1つに、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策、1つに、教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策等であります。

職員数50人以上の学校においては、衛生委員会を組織付けし、月1回衛生委員会を開く必要があります。また、50人未満の学校においては、衛生推進者を選任し、施設、設備等の点検や健康診断及び健康の保持増進のための措置等を行うこととなっております。

現在、各学校においては、衛生推進者等を選任して対応しているところであります。産業医の選任及び活用についても、今後も他の自治体の取組等の好事例等を参考にしながら、適切に推進していく必要があると思っております。

○3番（村上真由子君） ちなみに宇城市内で先生の数が50人以上の学校というのは、お尋ねしてもよろしいですか。

○教育部長（豊住 章君） 松橋中学校になります。

○3番（村上真由子君） それでは、松橋中学校以外は50人未満ということですね。

先ほどの答弁にもありましたが、この衛生委員会は50人以上の学校だとマストなんですけど、49人以下とか50人未満は措置を取るという、どちらかというと努力義務的なところがありますが、先ほどおっしゃったこの衛生推進者、各学校でこの衛生推進者を選任しまして、複数校で一緒に衛生委員会のような機関として構成するのも結構1つの手ではないかと思われませんが、実際私が聞いたところではございますが、八代市、人吉市がそのような感じでされているということでした。また産業医も複数校に行かれるということも伺っております。ちょっと今産業医の話が出たのですが、宇城市の職員の産業医が、豊福の宇城市民病院の先生だったとちょっとこの間耳にしまして、また今後どういう市職員の産業医ときっと同じ産業医が教育現場の産業医にもなれるのかなと、ちょっと一瞬思っていたのですが、市民病院が今度また変わりますので、市職員の産業医についてもこれからいろいろたぶん、何か変わるとかあるかと思います。また、今度ゆっくりお尋ねさせていただければと思います。

では、50人未満だから特に診ないというわけではなく、50人未満の学校であっても、宇城市はちゃんと教職員の先生のことを考えているよと、健康安全をしっかり見ているよと認めていただけるように頑張っていたきたい、適切に進めていっていたきたいと思います。ただでさえ、なり手不足の教職の現場でございますので、国も何らかの対策をとっているところで、この宇城市がしっかり先生方の健康を安心・安全に留意しているとなれば、遠方で教員をされている方が、あっ、宇城市で教鞭を取りたいなとか、宇城市で教壇に立ちたいと思われる方もいらっしゃるかと思いますし、現在、教職を目指して頑張っている若手の方が、あっ、それなら宇城市で先生になろうと思われる方もいらっしゃるかもしれません。先生方の労働環境が変われば、先ほどから何度も申し上げていますが、児童生徒さんの、子どもたちの環境にもきっとより良い影響となると思いますので、今年度に制定される安全衛生管理規程の運用をしっかり力を入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして大きい質問2番に移ります。先日からですね、宇城市の子どもたちの遊ぶ場所、公園についての質問が出ておりますが、私も子育てをされているお母さん方から、宇城市にはちょっと子どもたちの遊ぶ場所が少ないように思いますと、そういう声をいただいております。市内を私も回っていて、空き地があったら、ここは公園かなとか思ったり、そんな感じで通っておりますが、実際のところ、宇城市の公園は大体どれくらいあるのでしょうか。また、ときどき遊具のない広場みたいな場所も見かけるのですが、もしかしたらそういうところも公園と数えられているのかもしれないので、遊具のある公園もどれくらいあるのか、併せてお答えいただけたらと思います。

○土木部長（梅本正直君） それでは、市内の公園の状況についてお答えします。

公園は、市民の活動の場、憩いの場の形成、良好な景観の形成、防災性の向上など様々な効果があり、豊かな地域づくり・地域のにぎわいの創出や活性化に欠かせない施設となっております。

現在、市が管理する公園は、都市公園及び市立公園を合わせ62公園あります。

まず、都市計画区域内にあります都市公園は9か所で、地区別には、松橋4か所、不知火2か所、小川3か所です。

また、市が条例で定めた市立公園は53か所で、地区別には、三角5か所、不知火21か所、松橋12か所、小川12か所、豊野3か所です。

また、この62公園のうち遊具のある公園は22公園で、都市公園が9か所のうち6公園、市立公園は53か所のうち16公園です。

各町でみますと、三角1公園、不知火10公園、松橋8公園、小川3公園となっ

ております。

○3番（村上真由子君） 公園の数が62、結構ありますね。ただ、以前、畳数畳分のとても小さい空き地も、公園と言っているというようなお話も聞いているので、実際お子さんたちがわあっと遊べる公園は、ちょっと限られているのかなとも思っております。遊具に関しても5町の内訳ありがとうございました。こうしてみますと、豊野が遊具のある公園がないというところですね。不知火がやはり公園の割合も多いのですが、遊具の割合も結構多いですね。たしか宇城市のホームページにも、宇城市の公園一覧のページがあったと思うんですけど、その一覧がグーグルマップでリンクされていて飛ぶことができるようになっていて、最初におっしゃった都市公園の9か所は、リンクをクリックするとそのままグーグルマップで地図に行くのですが、市立の公園の方は飛べたり飛べなかったりしますので、またこれは今回の質問と関係ないので、時間のあるときにでも一度御確認いただければと思います。お母さん方が行こうと思って、ちょっと地図を見ようと思ってもリンクしなかったりするものがありますので、よろしくお願いします。

さて、遊具に関してはまた後ほどお尋ねさせていただきますが、小さい質問の2番に移らせていただきます。今、公園の数をお尋ねしたのですが、宇城市の乳幼児・児童生徒数と公園の比率はいかがでしょうか。お願いします。

○土木部長（梅本正直君） 乳幼児・児童生徒数と公園の比率についてお答えします。

まず、乳幼児のデータは、令和4年3月31日現在の住基データを、また、児童及び生徒のデータは、令和4年5月1日の教育委員会が集計しているデータを参照しております。

まず、三角の乳幼児と児童生徒を合わせた数は590人で、一人当たりの面積に換算しますと61.08平方メートルになります。次に、不知火の数は868人で、一人当たりの面積は120.96平方メートルです。松橋の数は3,680人で、一人当たりの面積は121.86平方メートルです。小川の場合は1,635人で、一人当たりの面積は142.10平方メートルです。豊野の場合は359人で、一人当たりの面積は273.45平方メートルです。市全体では、一人当たり129平方メートルとなっております。

また、都市計画区域のある不知火、松橋、小川の乳幼児と児童生徒の合計は6,183人で、都市公園の合計面積38万2,744平方メートルとの比率は61.9平方メートルとなっております。

参考までに、都市公園法で大まかな面積基準を示してありますが、その面積基準が都市計画区域内人口一人当たり10平方メートル以上となっております。

市の都市公園9公園の面積を都市計画区域内の人口37,726人で除しますと、

人口一人当たりの面積は10.15平方メートルとなりますので、面積基準は満たしている状況でございます。

○3番（村上真由子君） 基準が満たされているということで、宇城市の子どもたちはたくさん遊べるかと思います。5町の内訳も本当にありがとうございます。豊野が比較的広めだなとちょっと思ったのですが、実際、豊野は先ほど3公園あるということだったのですが、西川、相良、誉ヶ丘ですかね、ここがどっちかといったらすごく大きい、ただ都市公園という感じではない感じではあったので、遊具もゼロというところで、ちょっと広さはあるけど、なかなか遊具がないのも厳しいのかなと思いました。三角が、一人当たりの面積、三角はもうちょっと広くあるのかなと個人的に思っていたのですが、公園の数もですけど一人当たりの面積もほかの不知火、松橋、小川、豊野に比べると、ちょっと狭い方なのかなと思いました。やはり、子育てされる方々は、やはりお子さんたちの遊ぶ場をすごく気にされているので、先日過疎問題の話も出ておりましたけれども、こちらの公園のところも力を入れていただきたいところでございます。

それでは、続きまして小さい質問の3番ですが、質問1にて遊具のある公園が22か所と伺っております。実際の遊具の数など、宇城市の公園にある遊具についてお尋ねしたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 公園の遊具について説明いたします。

まず、遊具は、子どもたちに楽しい遊びを提供する大切な道具です。遊びには、ある程度の危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しさにつながり、さらにはこれが危険を回避する能力や危険を予知する能力につながります。また、ほかの子どもと一緒に遊ぶことでコミュニケーションも育ちますし、身体や運動能力だけでなく、心も発育・発達し、創造性や主体性を向上させていきます。

次に、遊具の種類について説明いたします。

遊具は5つの種類があり、遊具A・B・C・D・複合遊具に分類されております。遊具Aは小型の鉄棒や平均台、シーソー等で、遊具Bはすべり台やブランコ等です。遊具Cはメリーゴーランドや2連のブランコ等となっております。遊具Dはローラースライダーで、複合遊具は総合ジム等となっております。

分類別の遊具の数ですが、遊具A17基、遊具B30基、遊具C14基、遊具D1基、小型複合遊具7基の合計69基です。

町ごとでは、三角町に遊具B1基、不知火町は遊具A2基、遊具B16基、遊具C4基です。松橋町は、遊具A12基、遊具B8基、遊具C9基、遊具D1基、小型複合遊具5基です。小川町は、遊具A3基、遊具B5基、遊具C1基、小型複合遊具2基となっております。

遊具は、国土交通省が示しました都市公園における遊具の安全確保に関する指針により、年1回の定期点検を実施しております。また、定期的に目視等により点検を行っていますので、この結果を基に修繕等の維持管理を行っています。

○3番（村上真由子君） 遊具AからDと複合遊具ですね。69基、各町の内訳も本当にありがとうございます。69基あるとのことですが、先日河野議員の一般質問でもありましたけど、たぶん、そのうちまだ使用できないものとかもいくつかはあるかと思われます。そうですね、三角がBが1基、やはり松橋、小川、不知火が結構遊具は多いですね。公園に子どもたちが遊びに来て、確かに広場で原っぱで走り回ったりとかですね、かけっこしたり鬼ごっこしたり、ちょっとコロナ禍でなかなか巣ごもりというか、外に出なかったりというのもあったかもしれないんですけど、やはりお子さんたちが外で元気に走ったり、遊んだりする様子を見るのはすごく私たちも嬉しく感じますので、公園の遊具、使えないものは早めに点検修理いただいて、またなるべく遊べるものを増やしていただければと思います。

続きまして、小さい質問5番に移らせていただきますが、昨年、熊本市の平成中央公園に、九州初となるインクルーシブ遊具を設置したインクルーシブ公園が誕生しております。まず、このインクルーシブという言葉なんですけど、まだなかなかじみの薄い方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に話をさせていただきますと、インクルージョン、これを直訳しますと内包するとか含むとか、包括とかそういう意味になっております。その対義語のエクスクルージョン、これは排除、除外とかいった意味合いですね。ですので、このインクルーシブはそのインクルージョンの形容詞表現なのですが、いわゆるみんな一緒にとか、誰も排除せず、仲間はずれせずにみんな含めてとかそういった意味でございまして、障がいのある方もない方もみんな一緒にできるといった意味合いとなっております。最近では、よくインクルーシブ教育という単語で聞かれたことのある方もいらっしゃるかもしれません。このインクルーシブ遊具を備えたインクルーシブ公園でございますが、宇城市ではどのように考えられているのか、お考えを伺いたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） それでは、インクルーシブ公園についてお答えします。

質問内容と少々重複する箇所もございますが、熊本市南区にある平成中央公園にインクルーシブ遊具を九州初として整備しております。インクルーシブとは、分け隔てのない、包み込むような、包摂的という意味がございまして。当該市の公園整備は、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しんで遊べるように整備されております。

宇城市では、令和元年度に宇城市公園長寿命化計画を策定し、この計画に基づき、国の補助金を活用して、施設の長寿命化や財政負担の軽減及び平準化を目的に、施

設の改修や更新を行っております。既存の遊具につきましては、当該計画により遊具の状態を見ながら、更新などを令和6年度から実施していく予定です。

インクルーシブ公園の整備及び既存の公園へのインクルーシブ遊具の導入につきましては、これから調査研究してまいりたいと考えております。

○3番（村上真由子君） まだちょっと宇城には、このインクルーシブ公園は今のところないのですが、このインクルーシブ遊具の導入に関しましてですが、この遊具は、先ほど申し上げましたが障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく利用できるというこの遊具、実際、この本市で障がいをお持ちのお子さんが何人ほどいらっしゃるのか、お尋ねさせていただきます。

○福祉部長（岩井 智君） 児童福祉法第4条第2項に定義されます障がい児には、4つに分類がされます。まず1つ目が身体に障がいのある児童、2つ目が知的障がいのある児童、3つ目が精神に障がいのある児童、そして4つ目が、いわゆる難病と指定された疾病と診断された児童、この4つとなります。

このうち、いわゆる難病と診断された児童については、熊本県が宇城地域の全体数として管理をしていることから、本市のみ、かつ児童数について正確な数値をお答えすることは困難な状況であります。

なお、身体の障がい、知的障がい、精神の障がいのある児童の人数を把握する手法としては、手帳所有という概念ではお答え可能ですので、この手帳所有等という件についてお答えします。

本市における0歳から17歳までの手帳所有者は、令和5年1月末の数値で、身体の障がいで49人、療育手帳で220人、精神の障がいで24人の合計延べ293人で、市全体の児童に対する割合は約3%ということになります。

○3番（村上真由子君） 手帳所有しているお子さんの数ということで293人、先ほど熊本市が九州初のインクルーシブ遊具を導入されたということで、私も実際、先月の頭に現地に伺って、ちょっとお話を聞かせていただきました。導入当初はやはり古くなった遊具を新しくするときに、取替えの時期が重なったので、もう一緒にインクルーシブ遊具を導入したとおっしゃっていました。今日、すみません、写真を準備できたらよかったのですが、ちょっと私がうっかりしておりましたので説明させていただきますが、2基入っておりまして、大きい滑り台、こちらが保護者の方と一緒に登って行って、そして滑るときも保護者の方と一緒に降りられる、ちょっと広めの感じのですね。大体滑り台といたら、大体お子さんが1人でとことこっと登って、ずっと降りていくタイプの滑り台が多いのですが、そのインクルーシブ遊具は、お隣で誰かと一緒に上がって、誰かと一緒に滑られるという、そういうタイプの滑り台、大きい遊具でございまして、こちらの予算が大体1,400

万円だったと伺いました。ブランコに関しましては、シートベルトのようなちょっと堅いものを着けて、落ちないように固定をされてブランコをこぐ、これが大体500万円の予算ということでございました。かつてこの松橋は、福祉のまちと呼ばれておりまして、この宇城市がまた福祉のまちと呼ばれるまちとなりますように、先ほどの土木部長の答弁が導入への調査研究ということでございましたが、是非とも前向きに御検討いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、大きい質問3番、宇城市の未来像（ビジョン）についてお尋ねしたいと思います。今、熊本の県北・県南で人口や経済の面でちょっと格差が生じているように思われますが、この件に関して、宇城市としてどのように考えているのか、その考えをお聞かせいただきたいと思います。ただ、この場合の県北・県南の分け方ですが、行政区ではこのような分け方をしていないのは存じておりますが、市民の方には、ちょっとこちらの方が新聞などでなじみがあったので、あえてこの分け方を使わせていただいております。御了承ください。今宇城市としてこの格差をどのように考えていらっしゃるのか、よろしくお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 県北、県南でということで、人口、経済の格差が生じていると、この印象というのは、今いろんな企業立地の部分からそういうふうな見解になっているのかなというふうに思うのですが、実際に人口の増減の地域というのは、熊本市近隣の市町村に限られております。

熊本県推計人口調査結果報告によりますと、令和3年10月1日から令和4年9月30日までで、人口が増加した市町村は合志市、菊陽町、大津町、嘉島町、西原村、益城町、玉東町の7市町になります。

宇城市は人口こそ減少したものの、御船町と同様に転入者が転出者を上回る転入超過、社会増にあります。理由として、先に述べました人口が増加している市町村と同じく、熊本市に隣接し、ベッドタウンとしての位置付けにあることが要因と考えられます。

また、経済的な指標でございます一人当たり市町村民所得については、直近の令和元年度において、宇城市は245万円と熊本県内45市町村中20位ではあるものの、近年、当市における企業誘致の伸びは目覚ましいものがございます。

平成17年1月15日の5町合併以降、令和5年3月末までの約18年間で宇城市が締結した立地協定の件数は43件、立地協定に記載された設備投資の予定額は、製造業を中心に173億円になる見込みでございます。

そのうち、令和元年度に入って、宇城市が締結した立地協定件数は20件、設備投資予定額は98億円と大幅な増加となっております。

宇城市は、熊本県の北側、南側ではなく、むしろ真ん中に位置しており、県央と

表現すべきかと思いますが、そうした地理的特性を活かしながら、人口減少に歯止めをかけ、経済の発展、産業振興に努めたいと思います。

○3番（村上真由子君）　　すごく前向きな御答弁ありがとうございます。転入超過の社会増、先日、厚労省の発表で昨年度出生数が80万人を切ってしまったとあり、なかなか自然増が難しくなっているところですので、この社会増は本当にありがたいところでございます。また、立地協定も増加しているということで、こちらも本当に何よりでございます。設備投資額に関しては、原材料の高騰とかもありますので、有形固定資産等とは一概に言えないところではあるのですが、宇城市にどんどん企業が来てくれるのは本当に喜ばしいところでございます。是非とも、どんどん呼び込んでいただいて、また若い人たちの働く場とその確保につながるように、よろしくお願いいたします。

さて、小さい質問の2番でございますが、台湾の半導体企業このTSMCが熊本に今工場を建設しておりまして、県下全自治体で波及効果を望んでいるところと思います。実際、台湾ではTSMCの本社がある新竹サイエンスパーク、これには400を超えるOEMが入っておりまして、170人以上が労働に従事していらっしゃるそうです。この熊本も、その台湾のサイエンスパーク並みとはいかないにしても、それなりの規模の半導体関連事業とかが入ってくるのではないかと考えております。そこで、TSMCの熊本進出に際して、この宇城市では何らかの取組をされるのか、また関連事業についてお尋ねしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君）　　先の質問に答弁しましたように、宇城市の企業誘致の実績が大幅に伸びております。

これは、宇城市が九州、熊本の中心に位置し、市内に2か所的高速インターチェンジを有する交通の要衝であること、さらに、熊本市に隣接し、宇城市中心に向かう通勤圏内に約40万人が居住、工業高校を含む2つの高校が設置され、人材確保に適した地域であること、加工、製造に高い技術を有する企業が立地していることが理由として考えられます。

加えまして、TSMCの熊本県への進出発表を契機に、関連産業の新たな熊本進出や地場企業及び既立地企業の設備投資の動きが県下で見られており、この好機を活かすため、この度、宇城市では、企業誘致の方針、戦略を定めた宇城市企業誘致戦略を策定したところでございます。

また、工場等の事業所新設には一定の大きさ宅地が必要であり、トラック等による輸送、出入りが必要であることから、国道や県の幹線路沿いまたは高速インターチェンジ付近の土地が求められます。

しかし、こういった条件に見合う宅地が乏しく、結果として、機会損失が生じて

いることから、令和５年度に工場、事業所の誘致に必要な産業用地の適地調査を行います。土地台帳への登録と企業とのマッチングを進めていく予定でございます。

今後も、機に応じた対応により、宇城市への民間投資を促してまいりたいと思います。

○３番（村上真由子君） 答弁のとおり、宇城市にはインターが２つもありますので、物流にも何ら問題ないと思われます。また、１つネックが、半導体企業に必要だと言われている水資源の確保ですね、これがちょっと厳しいのかなといったところではありますが、いま菊陽町周辺では地価も上がってきているというところがございますので、宇城市に目を付けてくれる可能性はあるのかなと思っております。ただ、ほかの自治体もあの手この手でうちの自治体に波及効果をとっていきと思っていますので、先ほどお答えのあった宇城市企業誘致戦略、これをしっかりと進めていっていただきまして、宇城市の好機を逃さないように何卒よろしくお願いいたします。

では、小さい質問の３番目に入りますが、先ほどのお答えにもありました宇城市は社会増ではあるのですが、やはり全体的な人口増減で見るとまだ人口は減少の傾向にあります。人口や経済において県北との格差が生じていることで、将来の宇城市がちょっとどうなっていくのか、やはり不安な部分ではあります。１０年後、２０年後の宇城市の未来像についてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 現在、本市の人口は、住民基本台帳での令和５年１月３１日現在において５７,４６３人でございまして、平成１７年合併時の６４,３６６人と比較しまして、６,９００人余りが減少しております。

市が令和元年に策定しております人口ビジョンによりますと、今後、これまでの人口減少とおおむね同水準で推移すると仮定した場合、このままいけば２０６０年、３７年後になりますが、３１,８９２人になると予測されております。参考までに、８年後で５０,０００人余り、１８年後で４４,０００人余りと推計しているところでございます。

このため、今後、本市の人口減少に歯止めをかけるためにも、市の総合計画に掲げる基本目標であります「育てる」「住み続ける」「持続する」「選ばれる」「活躍する」まちづくりの横断的な取組をすることにより、本市における人口減少の大きな要因であります若年層流出を抑制し、２０４０年には本市の人口を、現在の推計である４４,０００人に対し、４８,０００人超とすることを目標としております。

なお、当然、定住人口、関係人口の増加を図っていくことも視野に入れておりますので、現在の人口減の推移は、人口ビジョン策定時の将来推計に比べ、減少率が約２０％抑制されており、今後もさらにこの減少率を抑えることが肝要でございます。

宇城市は温暖な気候に恵まれ、第一次産業に携わる方々のおかげで新鮮な美味しい食材が手に入ります。しかし、人口減の要因として、住むところ、収入を得るところが少ないことが挙げられます。子どもを安心して生み育てることができるためには、まずは生活基盤における環境整備が大切でございます。熊本市周辺の自治体と比較して、土地の価格が安く幅広い価格帯である有利性を活かしまして、新卒者が働ける場の確保や雇用創出のための企業誘致に取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、松橋駅、小川駅においては、熊本市の通勤圏内であり、周辺開発により住宅地の確保が進めば、人口の増加を見込むことができます。雇用確保のために、人がいるところに企業は動き、企業があるところに就業者が集まり人口が増えていきますので、これらの開発にも引き続き力を入れていきます。

市の将来の明るい展望に向けて、市民一人一人が「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）宇城」と思える将来都市像を目指して鋭意努力してまいりたいと思います。

○3番（村上真由子君） 人口減少を何とか抑えてですね、住みやすい宇城市に来てもらう、とても大事なことです。また、人が多いところに企業が来るというのは、もう実際事実でございまして、企業もなかなか人が少ないところにボランティアで来てくれるというところは、本当に少ないところです。ですので、やはりまずもっと人を呼び込むような政策を進めていただければと思います。またT SMCの波及効果、先ほど申しましたどの自治体も喉から手が出るほど欲しいものだと思いますので、いろいろな方向性も並行して行っていっていいのかなと思っております。先ほどの答弁で、宇城市の温暖な気候に恵まれて、第一次産業に携わる方々のおかげでおいしい食が手に入るとありましたけれども、今、この宇城市ですね、農業、漁業と食を守ってくださっている方も多くいらっしゃいます。宇城市で生産されている農林水産物はどのようなものがあるか、お答えいただければよろしいでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 本市では、多種多様な農産物が生産されています。土地利用型作物の米、麦、大豆はもとより、柑橘類では温州ミカン、不知火、夏みかん、ポンカン、文旦類があります。落葉果樹では、ナシ、ブドウ、柿、クリ、モモ、イチジク、マンゴー等です。施設栽培が多い野菜類については、トマト、キュウリ、カボチャ、ナス、スイートコーン、アスパラガス、イチゴ、メロンのほか、ショウガやレンコンなど様々です。

畜産についても、肉用牛や生乳、鶏卵。水産物の水揚げは、コノシロ、太刀魚、スズキ、カキ等が主なものとなっています。

○3番（村上真由子君） 本市では、本当にこのような多種にわたる農林水産物が生産

されております。冒頭でも申し上げましたが、これから四半世紀後、世界的な食糧難が来るということでございますので、よそのところでは今コウロギなどのエントモファジー、昆虫食が今考えられているとかもあります。この宇城市はたくさんこのような農林水産物もありますし、今の国の食料自給率が38%ぐらいでございますので、実際、熊本はそれより多いとは思いますが、まだ宇城市の食料自給率も100%には程遠いと思われますので、TSMCの波及効果もちろん大事ですが、今回、先ほどの豊田議員の一般質問にもありましたが、農業の新規就農者を増やしたりだとか、例えばこの宇城市の中で自給率を100%にすれば、よそでなかなか食料が手に入らないところが、宇城市を見たときに、あっ、宇城市では食べ物が食べられる、宇城市が市民の誰一人として飢えさせない、そのような感じで進めていかれると、またよそのところからも流入される人口増加の可能性もあるのではないかと思います。是非とも、市を挙げてのこの第一次産業への取組も御一考いただければと思います。20年、30年先、さらに、その先の宇城市のため、また次世代、次々世代、さらにその先の世代の宇城市の市民の皆さんのためにも未来に続く宇城市を是非ともよろしく願いたいと思います。

お時間が迫っておりますが、最後になりましたけれど、今日31日に退職される職員の皆様、今まで市のため、市民のため、本当にありがとうございました。今後とも、御健康に留意されまして、次のステージでの御活躍を心よりお祈り申し上げますとともに、今後の宇城市をどうぞよろしく願います。

以上で、本日の私の一般質問を終えさせていただきたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 宇城市民の会の中山でございます。通告に従いまして、早速質問に入ります。

まずは、給食センターへの統合について質問をいたします。（1）納入業者への説明についてをお尋ねいたします。昨年の市長選挙における守田市長の最大の公約でありました給食費の無料化が、来年の4月から実施されることになっておりましたが、昨日の答弁で今年8月31日から実施するとの報告がありました。また、令

和6年4月からこれまでの自校式給食が廃止され、全て学校給食センターに統合されることとなります。それに伴い、これまで食材や燃料などを納入していた事業者にとりましては、仕事がなくなることになります。これまで関係者としてPTAの役員へは2回意見交換なるものが行われてきたようですが、納入業者に対して説明は行われてきたのか、もしまだなら、今後予定はされているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、給食センター及び各単独調理場に物資を納入する業者については、毎年納入を希望する調理場ごとに業者登録及び契約を行い、各調理場において登録された業者の中から物資の発注を行っているところです。

今後につきましては、令和6年4月から給食センターへの一本化及び公会計化が開始されるため、本市の契約のルールに則った業者登録制度と契約方法により物資を納入することになります。

業者登録制度と契約方法については、国の示すガイドラインや他の自治体の制度も参考にしながら、本市契約部局とも協議を行っているところでございます。

御質問の納入業者への説明は、現段階での決定事項について3月に開催する物資契約会にて行う予定ですが、その後も随時説明会などを開催し、納入業者の御意見や御要望も参考にしていきたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） まだということでございますけれども、そういうところが私に言わせれば不親切だと言わざるを得ないと思います。当然皆さんも知っておられますが、影響を受ける当事者には、いち早くお知らせすることが当然だろうと思います。今回の統合により、三角、小川の業者には大きな影響があると思われます。特に三角においては、過疎地域で唯一の商店を営んでいる方もおられます。そういう方の営業に支障を来すようなことになってしまつては、地域にとっても死活問題になりかねません。そこで、影響を最小限度に抑えるために、何か対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 食材の調達については、これまで調理場ごとに発注を行っていましたが、公会計化する今後は、本市の財務会計や入札・契約のルールにより調達することになります。

これは、公会計により給食費に係る予算を市の一般会計に組み込むことで、給食会計の透明化と競争原理に基づく公正で公平な契約を行うことができるためであります。

しかしながら、納入業者の中には小規模な店舗なども含まれており、既存の業者登録制度や入札制度には参加できない可能性もありますので、なるべく多くの市内業者が参入できるような、新たな業者登録制度を模索しているところでございます。

○21番（中山弘幸君） 今、なるべく多くの市内業者が参入できるような新たな業者登録制度と、物資調達方法に関する制度の検討を行っているところであるという前向きな答弁をいただきましたので、この点につきましては、厳しく指摘をしておきたいと思います。

次に、今後の対応についてお尋ねいたします。納入業者に対しての説明は、現段階での決定事項について、3月に開催する物資契約会にて行う予定であるという答弁がありました。先ほど業者の意見も聞きたいという答弁もありましたが、くれぐれもこれが単なる行政の報告で終わらないようにお願いいたします。おそらく業者の方も言いたいこともあるだろうと思います。しかし、行政の決定事項に対しては、なかなか異論を唱えるわけにはいかない。それに様々な事情もあると思いますので、是非先ほど答弁されましたように、単なる決定事項の説明ではなく、納入業者の立場に立って耳を傾ける姿勢で、納入業者の皆さんの声を聞く機会をつくっていただきたいと思いますけど、再度御答弁をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、今後の物資の納入については、公会計化と給食センターへの一本化に伴い、本市の入札・契約のルールに則って行わなければなりません。

しかしながら、給食食材は安心・安全で低廉なものを安定して納入していただく必要があります、単に価格のみの競争でなく、質と量と価格を総合的に判断する必要があります。

また、今後は給食センターで一括して物資を注文するため、必然的に1回当たりの納入量が大量になり、業者の規模によっては大量の物資を確保できないことも想定されます。

そのため、契約部局などの関係部局と協議するとともに、国のガイドラインや先行して公会計化を実施している他の自治体の例など参考にしながら、なるべく多くの市内業者が参入できるような、新たな業者登録制度と物資調達方法に関する制度の検討を行っているところであります。

○21番（中山弘幸君） 是非とも業者の声に耳を傾けていただきたいと、強く指摘をいたしまして、次の質問に移ります。

次に、シカ、イノシシの被害対策について質問いたしますけれども、（１）と（２）は併せて質問しますので、併せて答弁をお願いいたします。被害額、捕獲頭数の傾向、また、イノシシの生息状況の推移について御答弁をお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 有害鳥獣の被害額は、県が取りまとめを行う野生鳥獣による農作物の被害状況調査から知ることができます。

本市は、イノシシによる被害が最も多く、この被害額は令和元年度から令和3年

度にかけて3,283万円、2,778万円、2,537万円と推移しています。シカについても、令和元年度から528万円、358万円、317万円と推移し、いずれも減少傾向となっています。これは、ワイヤーメッシュ柵や電気柵など農業者自らが行う防衛策が普及したためだと考えられます。

なお、被害にあった作物は、野菜、果樹の全てに及んでいます。

捕獲頭数は、イノシシが令和元年度から令和3年度にかけて、1,931頭、2,410頭、2,042頭と3年で初めて減少しました。しかしながら、令和4年になってからは、前年を上回るペースで捕獲されています。シカは、422頭、686頭、708頭と増加しており、アナグマは2年から捕獲を開始しましたので57頭、74頭ですが、令和4年は187頭まで増えています。

イノシシの生息状況の推移ですが、市では把握できておりませんが、捕獲頭数で確認しますと、三角が毎年最も多いようです。あと小川、豊野がほぼ同数で、不知火、松橋と続きます。

生息頭数との整合性は必ずしも取れませんが、一般的に生息の分布状況は同様だと推測されているようです。

○21番（中山弘幸君） 次に、3番に移ります。被害額が減少しているのは、答弁のとおり、特に電気柵の普及だと思います。しかし、捕獲頭数から推測し、三角が一番多いというのはある意味驚きでございます。今は、電気柵が効果を発揮し、何とか被害を抑えていると言えますが、これがいつまでもつか、効果が続くという確証もありません。また、猟友会や農家ハンターの方々にも、献身的に捕獲・駆除に当たっておられますが、なかなか生息数も減っていないと推測されます。現在でも農地のみならず、住宅地まで侵入してきている状況にあり、今後人的な被害が出ることも想定されます。

そこで、今後新たな対策を考える時期に来ているのではないかと考えますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市が行っています対策は、猟友会への捕獲委託と国の補助金を利用した電気柵の設置などの自己防衛策への支援です。

猟友会は箱わなでの捕獲が主ですが、会員の高齢化が顕著ですので、捕獲確認の見回り作業を少しでも軽減するために、わな捕獲センサー95台も導入いたしております。ほかに獣検知センサーカメラ17台も導入していますので、今後もこれら先端技術の活用も積極的に行う予定です。

現在、農林水産省は、効果的な捕獲技術の開発、鳥獣被害の少ない営農管理手法の研究、鳥獣の侵入経路遮断技術の開発も進めているほか、ドローンを利用した生息実態調査や、衛星利用測位システムいわゆるGPSを活用した首輪による獣類の

行動範囲・パターンの把握等、ICT技術を利用した行動範囲の図面化の構築も検討しています。

こうした技術が実用化したならば、県やJA、猟友会等と協議し、本市の被害状況に合わせて導入したいと考えています。

○21番（中山弘幸君） 更なる新しい技術の導入を期待しております。

次に（４）のシカの生息状況と対策についてお尋ねをいたします。先ほどシカの捕獲頭数の報告がありましたが、三角、不知火においてはほとんど実績がありません。しかし、近年三角においても多くの目撃情報があります。資料をお配りしておりますのは、昨年の１２月頃、三角の本町において確認されたシカの写真です。拡大しておりますので、ちょっと見にくいですが、昨年の１２月頃、私も写真の提供を受けて初めて見た次第であります。今、対策を強化しておかなければ、近い将来取り返しのつかないことになる可能性があります。聞くところによりますと、イノシシとは違い、電気柵も今のままでは効果がないということですし、樹木の新芽を食べることから、イノシシよりもたちが悪いと思います。

そこで、シカの生息状況と対策についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） シカの捕獲数を３年度の地域別実績で見ますと、松橋町６４頭、小川町３６７頭、豊野町２７７頭となっており、これまでも同様に３町での実績しかありませんでした。

ただ、近年三角町と不知火町でもたびたび目撃されており、本年度に入って不知火町で１頭捕獲されています。このことから宇土半島にもシカの生息が広まっていると推測されます。

シカは秋頃が繁殖期で、早ければ１歳から、遅くとも３歳までにはほぼ全ての個体で繁殖ができるようになり、春から夏にかけて１頭を出産します。繁殖力が強いため、全く捕獲をしないと４年で２倍に増えると言われております。

イノシシほど賢くはなく、２、３回通過している獣道にわなをかけるなど、個別の捕獲はしやすいとのことですが、追い込んで集団で捕獲する囲いわなでは余り実績は出ていないようです。

どのような対策を実施すれば効果があるのかについては、どの自治体も苦慮していますので、猟友会や県と先進地の事例を確認しながら対策を講じていきます。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。守田市長が初当選された平成２５年当時、三角においてはイノシシはわずかな生息数でした。それがあっという間に増えて現在に至っている状況であります。シカについても同じようなことにならないように、今対策を強化する必要があります。守田市長に、是非その点についての見解を一言お願いいたします。

○市長（守田憲史君） 部長答弁のとおりです。

○21番（中山弘幸君） 議長、ちょっと注意してください。

○議長（溝見友一君） そのまま続けてください。

○21番（中山弘幸君） いいです、大したことではありません。

次に、3番に移ります。新型コロナ及び物価高騰対策について質問いたします。

（1）これまで行った宇城市の独自対策についての報告を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国は、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設されました。本市においても令和2年度に約14億5,500万円、令和3年度に約4億2,800万円、令和4年度に約5億7,800万円の交付決定を受け、様々な事業を実施してまいりました。

経済対策としての主な事業は、計4回行ったプレミアム付商品券事業、市内事業者の持続化を目的とした事業持続化対策特別支援金や利子補給補助金などがございます。

○経済部長（浦田敬介君） 御承知のとおり、この3年間で4回の商品券の発行は、総額で約43億円にも上り、最も経済効果のあった支援策と感じております。

また、市が独自で行った支援策として、農業分野では農業者燃油燃料高騰対策支援事業補助金として、全ての販売農家の方へ農産物の販売額の1%補助、上限5万円を現在交付しています。受付期間は、本年2月16日から3月末日までです。

商業分野においては、新型コロナにより減収した市内の事業者や農林漁業者に対して一律10万円を給付する事業持続化対策特別支援金の交付、加えて、そのうち飲食店においては、さらに30万円の店内飲食向けコロナ対策支援金の給付を実施いたしました。

実績といたしましては、事業持続化対策特別支援金が829件で8,290万円、店内飲食向けコロナ対策支援金は142件で4,260万円の支援を行っています。

また、指定された制度資金により融資を受けた中小企業者に対する利子補給を、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別融資利子補給補助金として、令和2年度246件、3,241万3,724円、令和3年度240件、3,826万8,862円を支給しています。

○21番（中山弘幸君） （2）に移ります。これまで各種業界団体から物価高騰対策の要望が上がっていると思いますが、その報告を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 各業界からの要望につきましては、関係する団体などいくつかあっておりますが、先方の御事情も踏まえ、名称などは差し控えさせていただきます。

○21番（中山弘幸君） 先方の事情とは何なのですか。何の不都合もないと思いますよ。要望に行ったことが公表されたら問題でもありますか。市長は12月議会の追加提案のとき、原田議員の質疑に対して新宇城市政策研究会からの要望があり、政策変換をしたと答弁をしています。なぜほかの団体は公表できないのか、市長、お答えください。

○市長（守田憲史君） この問題だけにかかわらず、あらゆる方から、あらゆる団体からいろいろな要望があります。そこにはいろいろ対立する要望もございまして、そこには個人情報保護も含め、プライバシーも含め、この議場でお話するのを控えたいと思います。また、新宇城市政策研究会の勉強会、これは宇城市市議会の有志の方々の要望でありましたので、お話をしました。

○21番（中山弘幸君） 事前に執行部からの資料を頂いておりますので、答えなければ答えなくても結構ですけども、私も個人的に関係者から聞いた話もあります。業界名も言ってほしくないようなので、あえて申しませんが、宇土市でも同じ団体に支援があるので、宇城市に要望に行ったがプレミアム付商品券の事業を理由に断られたということでした。私は農業者の1人として今回の農業者に対する支援は、とてもありがたく思っております。12月の議会で、私の一般質問でも原田議員の委員会質疑でも、そのような予定は全くないと答えておきながら、12月の新宇城市政策研究会からの要望で、急に支援を決定されました。なぜ、新宇城市政策研究会からの要望が受け入れられて、他の団体からの要望は受け入れられなかったのか。この対応の違いを市長、教えてください。

○市長（守田憲史君） そのような単純な構図で発言されては大変困ります。この宇城市議会の中で、新宇城市政策研究会の議員さんのかなりの方々の御意見があり、それは高度な政治判断として、それは民意であるというところで判断をさせていただきました。各業界からいろいろな要望があり、私もお応えしたいのはありますが、コロナ対策資金は有限であります。それを市民平等に0歳児から100歳まで、全ての方々にプレミアム付商品券を4回発行させていただきました。それによってコロナ対策として、皆さんの要望にお応えしたというのが我々の見解です。

○21番（中山弘幸君） （3）に移ります。これまでの支援策としましては、先ほど答弁がありましたように、全ての事業者への一律10万円、加えて飲食業に30万円の上乗せ、また全ての事業者への利子補給などがあります。先ほども申し上げましたが、12月議会での私の質問と原田議員の委員会質疑まではプレミアム付商品券を上げて、今後の予定はないと答弁をし、その数日後には新宇城市政策研究会からの要望を受けて、農業者支援を決められました。基本的に商品券事業は、生活者支援という説明を受けておりますし、事業体支援ではありません。よその自治体で

もこれは行われております。それで、今後の予定についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 新型コロナウイルス感染症対策と物価高騰対策は、先ほど支援策で申し上げましたとおり、農業を含めて行っています。

それぞれの業界への支援については、今のところ予定はありませんが、引き続き国や県の制度を有効に活用していきたいと考えています。

○21番（中山弘幸君） 12月の議会でも同じような答弁をされたのです。そして数日後には農家支援を決定されたわけです。しかし、ほかの団体からの要望にはプレミアム付商品券事業を引き合いに出してお断りされています。この判断の違いをもうちょっと市民に分かるように説明すべきだと思います。先ほどの団体に対して私が直接確認したのが、宇土市、上天草市は助成があり、天草市、八代市でも助成をされるそうであります。この判断の違い、判断基準ですね、これをもう一回分かりやすく、市長お願いいたします。

○市長（守田憲史君） 全体的なことを考え、有限なる予算の中、コロナ対策として一番有効なのはプレミアム付商品券発行であるという意見、考えの中でそのようにいたしました。

○21番（中山弘幸君） 昨日の石川議員の質問で、給食費無料化の前倒しの実施が発表されました。これも、私の12月議会での質問に対しては、多額の予算が必要なので考えていないと答弁し、その後、三角と小川の一部のPTAの役員と議員の要望を受けて前倒しを決められました。私に言わせれば、理由にならない理由をもっともらしく言うておられましたが、これも少しおかしい話であります。何か要望する人でその判断に違いがあるのではないかと疑いたくなります。

話を元に戻しますが、物価高騰対策では、同じように苦境に陥っている業界からの要望です。しかも、同じように宇城市に拠点を置いている会社でありますので、繰返しになりますから、もうこれ以上市長に聞きませんけれども、私は、今回の判断基準には相当な疑問を持っております。昨日、給食費の無償化について市長が説明されたように、この件につきましても、私はもう少し市民に対して説明する必要があると思ひまして、次の質問に移ります。

4番の三角駅周辺及び東港地区の今後の展望についてをお尋ねいたします。（1）空き家及び空き店舗活用支援についてお尋ねをいたします。少し前の熊日新聞に、空き家対策の補助制度の拡充で成果が上がっているとの報道がありました。聞くとところによりますと、中でも三角地区が多いそうであります。私も地元議員として歓迎し、執行部の努力を大いに評価しております。しかしこの制度は、空き家・空き店舗を活用して新たに起業する場合には利用できません。そこで、この制度の適用範囲を少し広げ、新たに起業する場合にも利用できるようにすれば、さらに空き

家・空き店舗の利用が進むと考えますが、執行部の見解を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 宇城市では、空き家の利用促進を進めるための支援制度として、空き家改修等補助金がございます。これは住まいや宿泊施設としての利活用を進めるためのもので、店舗としての利用を促すためのものではありません。

また、空き店舗の場合、居住部分については空き家改修補助金を活用できますが、事業に関する部分は対象としておりません。

起業、創業については、現在、個人が創業する際の支援制度として、宇城市商工会が窓口となっています小規模事業者持続化補助金がございます。

商工会では、創業者支援として個別相談も行っており、この個別相談を受けることで、受けられる国等の優遇措置もございます。

また、ほかに宇城市独自のものとして、利子補給の制度がございます。宇城市に住所及び事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者が店舗の新築、増改築、事業に付随する機械設備導入等の資金の融資を受けた場合に金利の一部を補給する制度でございます。

なお、創業時の資金調達方法としてクラウドファンディングの活用も考えられます。事前に消費者等の反応を得ることで、製品、サービスの評価、事業の可能性を測ることができます。

目的に応じて各支援制度を使い分けることで、より良い起業がしやすくなると考えられます。

○21番（中山弘幸君） 今、説明がありました小規模事業者持続化給付金、これは私の説明では、創業時ではなく、創業後の3年以内というふうに聞いております。結局、実質的に創業時の支援は今何もないというのが現状だと認識します。そこで、先日のシンポジウムでも補助金頼みではいけないという話もありました。しかし、補助金が全て悪いということではないと考えます。特に、今三角は、少しずついい流れができていて聞いておりますし、その流れをさらに良くするためにやれることは全てやるという考えもあります。先日、三角で開催されましたシンポジウムでも、地元の人が投資することが重要という話がありました。地元や新規の起業に絞るなどの条件を付けることも考えられます。さらに投資を呼び込むために補助金を出すことも、私はできると思います。現在でも、空き家対策では、貸家目的、いわゆる事業目的でも対象になっております。なぜ、店舗や新たな事業が対象にならないのか、同じ商売目的なのにこの違いを説明してください。

○市長政策部長（元田智士君） 今回の質問の趣旨が開業時の資金調達であれば、仮に市で補助金を創設しても、補助金の交付は開業後の実績払いとなるため、結局は、自己資金か日本政策金融公庫の新規開業資金、または先ほどのクラウドファンディ

ングなど、既存の支援制度で調達することが現実的ではないかと思います。

実際に、これらの資金調達の支援制度は、相談支援や審査と連動しており、市が単に補助金を交付するよりも、事業の実現可能性、継続性を高めることにつながり、有益と考えております。限られた予算と人員の中で、市の事業も優先順位を付けざるを得ず、まずは、既存の制度を利活用していただきたいと考えます。

○21番（中山弘幸君） 言われることは理解いたします。ただ、起業をされる人も別に補助金がなければやらないということではないんですね。その補助金はプラスアルファであって、やはりある程度の自己資金は自分で確保していく、そこにやはり行政がプラスアルファの支援をすると、私はそういった宇城市に、起業を支援してやろうという気持ちの問題だと思うんですね。そこを私はほかの支援制度があるから行政はやらなくていいということにはならないと思います。私はあくまでもそのプラスアルファの支援があれば、できないこともできるとか、ちょっとこれもできるという、そういった意味で私は質問しております。

次に再質問に移りますけれども、この空き家対策の目的は、空き家の利用促進また空き家利用を通じた人口増、関係交流人口を含むということだそうですが、私は起業支援はまさにこの目的にあたると思っております。新たな制度を創設する必要もなく、空き家制度の支援の枠を少し広げるだけでいいと思います。それには条件として地元の者に限るとか、新たな起業することなどの条件を付ければいいと思います。また、過疎地に限定するとかですね、金額も100万円と同じにしなくてですね、金額も変えてもいいと思います。繰返しになりますけれども、なぜその新規事業、店舗目的にこの制度が活用できないのか、私は納得がいきませんし、整合性が取れないと思います。そのところを今後いい方向に制度を変えていくというか、そういった考えはないですか。

○市長政策部長（元田智士君） 法的にできないことは確かにないのですが、前の質問でもお答えしたとおり、私たちは限られた予算をどういうふうにするかというのを考えております。先ほど申し上げたとおり、クラウドファンディングだったり、いろんな金融機関から借りることは可能なんですよね。そういった支援もできますし、ただ、国の考え方の中でも、簡単にただ起業しますというだけでお金を貸してくれるわけではない。それに対して行政はそのノウハウを教える支援をすると、そしてある程度起業をした後に、軌道に乗った場合に補助金を出すと、そういったやり方をしているので、私たちはそれが正しいやり方だと思っておりますし、補助金の制度もありますので、まずそちらを活用いただきたいというふうに考えます。

○21番（中山弘幸君） 私もですね、別に補助金を出すことにこだわっているわけではないのです。ただ、プラスアルファの宇城市の支援する、私は支援の問題だと理

解しています。

次に、(2)の民間との連携についてお尋ねいたします。先日、三角で開催されましたシンポジウムは、官民連携をテーマにしたもので、実際にまちづくりに携わっておられ、実績を上げておられる方々の話にはとても共感をするところが多くありました。宇城市からも市長をはじめ、多くの執行部が参加されておりました。

そこで、今後ＪＲ九州と株式会社シークルーズが行われる事業に対して、どのように関わっていかれるのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） ２月２６日に株式会社シークルーズが主催し、宇城市も後援をしました三角にぎわいづくりシンポジウムには、３００人ほどの参加申込みがありまして、三角防災拠点センターに多くの方にお越しいただきました。

このシンポジウムは、ＪＲ九州が駅を起点としたにぎわいづくりに取り組む九州ドリームステーションの連動企画で、にぎわいパートナーであるシークルーズが三角駅、三角東港を含んだエリアでのにぎわいづくり、まちづくりに携わっていく、そのキックオフイベントとして開催されました。

官民連携をテーマにしており、まちづくり事業に取り組む民間団体代表の基調講演に加え、熊本県副知事、国土交通省、ＪＲ九州ほか、官民の関係者によるパネルディスカッションには、市長も登壇しております。

現在、三角では地元の若い世代や外部の観光事業者による様々な取組が進んでいます。宇城市としては、そうした三角の活性化、振興に取り組む方々がチャレンジしやすい環境を整えたいと思っております。

例えば、シンポジウムでも三角における滞在時間が課題として取り上げられましたが、宿泊ニーズや飲食のニーズに対して、宿泊施設、店舗が少ないという要因があります。

一方、三角では空き家を改修して宿泊施設としたい事業者もあり、市が住宅市場に出回っていない空き家を掘り起こし、観光事業者に紹介することで、宿泊施設として活用される事例も出ております。いわば、三角での滞在時間、宿泊ニーズのボトルネックとなっていた宿泊施設不足を官民の連携、役割分担で解決したと言えます。

また、老朽化した空き家は、景観、安全上の問題となる可能性があります。既に市の補助制度の支援により、三角町全体で６件、三角駅周辺で２件が解体撤去されております。解体され、更地になることで、跡地が利活用されることも考えられます。こうした環境整備も行政ならではの取組と言えます。

また、行政が有する権限や規制は、地域の環境を保全するために必要なものですが、制度を熟知、工夫し、適切に運用することで、地域の価値や生産性を高めるこ

とができます。

今後も、宇土三角線開通に向けたインフラ整備、市が有する財産の利活用も含めて、行政だからできることを進めていくことで、官民の連携を図り、三角の振興、発展に努めたいと思います。

○21番（中山弘幸君） 今回の事業は、これまで旧三角時代から様々な構想がありましたが、それらとは違い、実際にまちづくりに携わり、実績を上げておられる方が三角を何とかしようということでもありますので、大いに期待しているところであります。私は今回の質問にあたりまして、株式会社シークルーズの瀬崎社長に面会をお願いしましたが、私が想像をした以上にお忙しい方で、残念ながら調整がつかないということで、今回の面接はかないませんでした。それでも御本人が直接対応していただきまして、とても感銘を受けた次第であります。今後再度お願いし、是非一度お話を伺いたいと考えております。そして、私の地元議員としてできる限りの応援をしていきたいと考えております。このことにつきましては、今後も引き続き議論を続けていくこととし、次の質問に移ります。

5番の三角西港の活性化についてをお尋ねいたします。まず（1）観光客の推移についての報告を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 毎年1月から12月までの観光地点を訪れた観光入り込み客をカウントしました観光入り込み客統計調査によりますと、平成30年の24万1,000人から令和元年の25万5,000人へと上向きの傾向にありましたが、令和元年12月より流行し始めた新型コロナウイルスの影響は大きく、令和2年は前年を43%も下回る14万6,000人と大きく落ち込みました。

ただ、令和3年に入りますと、withコロナという社会風潮の変化とともに、ワクチン接種など国の政策の後押しもあり、観光客数は徐々に増加に転じ、令和4年においては28万8,000人と以前を上回る調査結果となっております。

○21番（中山弘幸君） 現在は、コロナ禍を上回る結果になっているという報告がありました。

続きまして、（2）の今の三角西港の現状認識について執行部の見解をお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在、三角町振興株式会社が指定管理者として、西港公園内の全ての施設を管理運営しています。その施設のうち旧三角海運倉庫と市物産館通称ムルドルハウスは、賃貸により令和5年度末まで民間事業者に出しをされています。

ただ、西港はトイレ休憩など観光目的ではなく訪れる方も多く、思うように売上げを伸ばすまでに至っていませんので、結果、短時間の開館や年末年始の長期休館

など、店舗運営にも大きく影響を与えているようです。

現在の課題はいくつが挙げられますが、その1つは駐車場不足です。ホテル跡地に大型車専用の駐車場は整備しておりますが、他の観光地と比較すると自家用車の駐車台数が足りていないのは否めません。

また、JRを利用して三角駅まで来られたお客様の多くは天草への移動が多く、徒歩圏外である三角西港にはなかなか足が向かないようであります。自然や景色は申し分ないのですが、グルメやショッピングスポットなど観光資源を支える付加的な要素がまだ欠けているように感じています。

世界文化遺産であるがゆえに、様々な規制により弊害も生じていることは事実ですが、今後も継続して、国県と連携を図り、世界文化遺産の強みを活かした観光振興による地域の活性化に努めていきたいと考えています。

○21番（中山弘幸君） 現在、県の施設を含む各施設が全く有効に活用されていないところに問題があると、私も感じております。特にレストラン、また資料館の有料の評判もよくありませんし、加えて物産館のムルドルハウスもいまいち評判がよくありません。そこで、今後の計画についてですが、これまでの質問で令和6年度から指定管理に向けて、西港全体を活性化できる事業所をプロポーザルによる公募を行うと答弁をいただいておりますが、行政としてどのようなイメージを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在の指定管理者である三角町振興株式会社は、3月末をもって閉鎖されることが決まっています。

令和5年度については、市が運営を担いますが、清掃や施設管理などの業務は、市観光物産協会に引き受けていただく予定です。

並行して、令和6年度からの指定管理者の選定に向け、先ほど申し上げました現状を改善できるよう、プロポーザル方式による公募を行い、優れた提案を期待しているところです。

現在、旧三角海運倉庫や通称ムルドルハウスについては、賃貸による貸出しであるため、現在入居されている事業者に対しては、運営や提供されているサービスなどについて関与することができません。そのため、三角西港を活性化するにあたっては、一体的に事業を実施できていない現状があります。

令和5年度の指定管理者の選定にあたっては、単なる管理運営ではない、豊かなロケーションを活かした目的地として選ばれる観光地づくりを目指した新たな提案を求めるものであります。

○21番（中山弘幸君） まずは1つ確認しますが、今回のプロポーザルは単なる提案だけではなくて、プレーヤーも募集すると、実際にやる人、そういうことですね。

○経済部長（浦田敬介君） 指定管理者が全てを統括しますので、個別に入るお店等は指定管理者が決定します。

○21番（中山弘幸君） 計画を出して、店の選定とかまでするということですね。単なる計画だけではなくて、いわゆるプレーヤーになり、プレーヤーをちゃんと探すということで理解をします。先ほど施設が有効に活用されていないという話をしましたけれども、やはりそれぞれの施設がばらばらではいけませんし、1つの方向性というかコンセプトは重要と思います。しかしながら、やはり全てを最初から全部やるというのは、なかなか不可能だと思いますので、短期・中期的な計画の下に、一步一步進んでいくことが私は大事だと思います。そこで、中には全部は無理だけれども、この施設はやりたいたいとかいうのもおられると思います。だからそういったことを網羅して、実行力のあるやはり業者選定とともに、丸投げにならないように、すばらしい提案をされることを期待しておりますけれども、それともう一つ選定にあたっての選定委員の選定、選定される選定委員のメンバーの選定、私はこれも大事だと思っておりますし、場合によっては該当なしということも考えられると思います。ですから、この選定にあたっては妥協することなく、慎重を期していただきたいというふうに思っておりますので、その点、もう少し踏み込んだ答弁をお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 議員おっしゃるとおり、その部分は確実に実施できるように検討していきたいと思います。

○21番（中山弘幸君） くれぐれもよろしくお願いしておきます。

次に、6番の石打ダムについて質問をいたします。まず（1）水の利用について。石打ダムは多目的ダムとして1992年にしゅん工し、当時は水道水として利用されてきましたが、異臭がするなどの声を踏まえて、現在は郡浦地区の水源のみで対応し、ダムの水は利用されておりません。しかし、今後未来永劫に郡浦水源の水が利用できるという確証がありません。しゅん工から約30年が過ぎまして、現在一部インフラに老朽化が目立っております。そこで、今後の水の利用についての見解をお尋ねいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） 石打ダムからの取水につきましては、平成4年に三角浄水場が運転を始めて、しばらくの間水道用水として一定量使用していたものの、水質が悪く浄水しても臭い等が取れないなどにより、現在は水道用水としては使用しておりません。

今後、水道用水としての使用見込みにつきましては、三角上水道全域を賄えるだけの水量を有する貴重な水資源でもあることから、引き続きダムの管理者であります県に対して、水質改善を要望していくとともに、活用方法等について研究してま

います。

○21番（中山弘幸君） 今後も水道用水としての利用に可能性を残していくということ
とで理解をいたしました。

次に、（2）送水管の管理についてお尋ねいたします。今後も水道水としての利用
の可能性があるということであれば、送水管などのインフラは適正に管理する必
要があると思いますが、その点の見解をお尋ねいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） 石打ダムからの用水の施設についてまずお答えいた
しますと、現在、水道用水としては使用しておりませんが、先ほど申しましたよう
に今後当然使用の可能性は踏まえているというところを踏まえまして、ほかの水道
施設と同様に適切な修繕または維持管理の方を行っていきたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 現在漏水しておりますけれども、その対応についての答弁を
お願いいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） ただいま議員の方から御質問がありました漏水の箇
所につきましてですけれども、浦地区におけます市道石打ダム線の片側に架かる、ダ
ム一号橋に平行して設置してある水管橋からの漏水のことだと思われます。この管
は、石打ダムから三角浄水場へ水を送る導水管でありまして、昨年6月頃から漏水
を把握しておりましたが、水管橋という特殊な構造、また現在は先ほど申しました
ように、ダムから取水した水を水道用水として利用していないという状況から、修
繕方法等を検討していたところでございます。漏水の原因につきましては、老朽化
によるもので、今後も適切に修繕管理の方を行ってまいります。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。とりあえず応急処置をしてあるのは私も確認
しております。ただ、今後のことを考慮すれば、漏水箇所だけではなく全体的な
メンテナンスも1つと考えるので、この点指摘をしておきます。

以上で、私の質問を終わりますけれども、今国会が行われておりますので、いろ
んな問題が議論されております。私、個人的には2点ほど関心を持っております。
1つは、子ども・子育て予算の倍増問題ですね。官房長官の不適切な発言もあった
ようですけれども、やはり基本的にいろんな給付も大事ですが、やはりいわゆる現
物支給、子どもを産んでもなるべく金が掛からない、そういった制度にすることが
重要と私は考えます。それと、防衛費の問題ですね、反撃能力の問題。これは存続
危機状態、それもかなり問題があるようですが、トマホーク400発の購入、約2,
000億円、これもどうなんだろうかという疑問を持っております。それに関連し
て昨日のロケット打ち上げ失敗、これは本当に残念に思いますし、国の限られた予
算の中で、今、日本に何が大切かということをやはり我々地方議員もこれは議論す
べき、大いに声を上げるべきと私は思っておりますので、今後ともこういった議論

を皆さん方としていきたいと私は思っております。

最後になりますけれども、本年をもって定年で退職をされる方9人をはじめ、早期退職の方、そのほかの退職の方含め29人の皆様、これまで宇城市及び宇城市民のために頑張ってこられましたことに心から感謝を申し上げます。皆様方の今後の充実したすばらしいものになることをお祈りし、次なるステージで御活躍されますことを御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆さんこんにちは。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。早速質問に入りたいと思います。今回は事前に通告しておりました大きな2つの点、1つ目が不知火図書館・美術館について、2つ目が学校給食についてということで、質問を進めていきたいと思います。

では早速1つ目の質問、まずは不知火図書館・美術館の現在の運営状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不知火美術館・図書館については、令和4年4月3日のリニューアルオープン以来、CCCカルチュア・コンビニエンス・クラブが指定管理者として運営をしています。本館においては年中無休で開館し、開館時間も従前は午前10時から午後6時までの開館時間だったのが、現在は午前9時から午後9時までの開館時間となり、従前に比べて約2倍の開館時間となりました。指定管理料につきましては、今年度は約1億5,700万円となっております。

○8番（原田祐作君） 今、開館時間等については御説明をいただきました。それでは再質問になります。美術館では、各種企画展の開催が行われているというふうに考えております。企画展にも様々な種類があると思います。例えば、具体的に挙げますと、UKI美展のように、地域の方が無償で作品を展示する、また入場も無料というような展示会もあれば、美術館が主催し、収蔵品や著名な画家さんたちの作品を展示し、入場料を取って開催するような企画展、そのような企画展の状況、収支が発生していればその辺も含めて御説明を願いたいのと、またこの不知火図書館・美術館の条例には定めはありませんが、この上位法として考えられる図書館法や博

物館法においては、専門の図書司書や学芸員を配置すると明確に規定があります。
この辺の専門的な職員の配置についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 美術館による企画展は、指定管理の仕様書の中に年3回の企画展を開催するように明記してあります。その仕様書に則り、指定管理者であるCCC株式会社が年3回の企画展を開催しています。

まず春の企画展で、4月3日から6月4日まで、KOSUGE（こすげ）1-16による「未完星」というイベント、夏の企画展では、8月13日から10月15日まで、中野裕介さんによるパラモデル「かなたをよむ：海と空の間のP」というイベント、冬の企画展で、12月15日から1月29日まで、コレクション展と合わせて飛び出すプロジェクト「表現は日常にこだまする」というイベントを開催しました。

これらの企画展は、入場料を取って開催しております。そのほかに貸館として宇城女性美術展や退職校長会文化展、宇城市民文化祭等の展示があっています。これについては、市民に貸出しをしていますので市民主催の展示会となり、入場料は無料となっております。

なお、企画展の収支については、春・夏・冬の3回の企画展を開催し、支出額として724万円、収入額として112万円となっております。

次に、指定管理前と後の人員の配置と学芸員と図書司書の配置状況についてお答えします。

指定管理前は文化課の職員、会計年度職員も合わせて、美術館に4人、図書館本館・分館に26人の職員配置がありました。また学芸員は2人、図書司書は17人おりました。指定管理後は、美術館に宇城市から1人、CCC株式会社から7人で合計8人、図書館本館・分館に32人のCCC株式会社の職員配置となっております。学芸員については2人、図書司書は11人となっております。

○8番（原田祐作君） 今お聞きしまして、人員は大幅に増員されていると、ただ専門の方に関しては若干減っているような御説明だったと思います。この配置については、基準についてまでは明確に指定していないので、これが適正かどうかというのは今後様々なところで検証ができるかなというふうに思います。

では、2番目の質問に移ります。利用状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不知火図書館の4月から1月まで10か月の来館者数は41万1,242人の来館で、月平均41,000人ほどです。昨年度は8月から改修工事で本館を休館していましたので、全体数としては比較できませんが、休館前は月3,000人強でしたので14倍ほどの来館者となっております。

美術館についても、4月から1月までの来館者は24,000人ほどの入館者が

あり、昨年度は休館している時期もあったために令和元年度の年間来館者の17,000人と比較しまして、約1.7倍の入館者となっています。

貸出本数も月10,000冊程度だったのが、今年度は22,000冊程度となり倍以上の伸びとなっています。図書館に来館された方の目的としては1位が本の貸出し、2位がスターバックスの利用、3位が本・雑誌の閲覧となっています。市内外の利用割合については、6割の方が市内在住者となっております。

○8番（原田祐作君） 以前と比較して多くの来館者があったということは、これはもう嬉しいことだと思いますし、大変な成果だというふうに思います。ただ、当初想定していた数字があると思うんですけども、その当初想定していた数字とのかい離はあったのか。あったのであればどのような検証がなされたのかという点と、また来館者数は1.4倍ほどに増えておりますが、本の貸出数は22,000冊ということで、大体2倍ぐらいと。ただ、来館の目的としては本の貸出しが1位ということなのですが、ちょっとこの辺の数字が合わないような気がしています。やはり大部分の方の目的は本の商業部分の利用目的が多いような気が、これは私の推測なのですが、その辺をどのように分析をされているのかという点を再質問でいたします。

○教育部長（豊住 章君） 当初は70万人を目指していましたが、実際は50万人程度の入館者を見越しています。しかし、昨年度までは年間5万人程度でしたので、コロナ禍の中では、十分な数だと認識しております。

また図書館と比較して美術館の伸び率が低いということですが、これは貸館としての機能もあるために、なかなかすぐに数の増加にはつながらないと考えています。しかしながら増加していることに対しては評価をしているところです。また市外からの来館は4割です。これには高校生の利用も多く、そのことも影響しているのだと思っております。

本施設については、地域のにぎわいの拠点を創造し、子どもから大人まで居心地のよい施設になっていると考えます。

○8番（原田祐作君） 確かに多くの方が静かなスペースで学習されていたり、またはその仕事であったり、様々な活動をされているのは見えますので、非常にいいスペースができているんだなというふうに思います。また、いろいろなイベントをされてその度に多くの方が来館されているというのは、ここも評価はできるかなというふうに思っています。ただ、当初70万人というところの目標があった中で、コロナがあったので今後増加していけばいいんですけど、この辺はちょっと今後また見守るところがあるのかなというふうには感じております。

では、3つ目の質問に移ります。あくまで今CCC株式会社が指定管理を受けているとはいえ、ここは公立の図書館・美術館であります。公立の図書館・美術館の

役割について、法で明文化されている部分もあるのですが、解釈とか運用については時代の変化に伴って変化するということもあるというふうに考えております。この辺を含め、この役割についてはどのように考えられているかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 公立図書館・美術館は、乳幼児から高齢者まで、住民全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であります。公立図書館は、公費によって維持される公の施設であり、住民は誰でも無料でこれを利用することができると言われていました。

平成24年に告示されました図書館の設置及び運営上の望ましい基準では、平成20年の図書館法改正により、新たに電磁的記録を収集・供用すること、家庭教育の向上に資すること、住民の学習成果活動機会を提供することなどが盛り込まれました。それを受け、館内におけるWi-Fi環境の整備やこども絵本のいへの開設、読み聞かせボランティアによるおはなし会などを実施しているところです。

また、変わらない図書館の役割として、図書貸出しや調べ物をサポートするレファレンスサービスについても、より一層の充実を図ってまいります。

○8番（原田祐作君） 先ほど市民の皆さんに、これを無償で提供するというような説明がありました。これは、公立図書館は図書館法の17条で、入館料等の対価は徴収してはならないという定めがありますし、また、博物館法でも同様に対価は徴収してはならないというふうに定めがあります。ただし、博物館、美術館に関しては、維持運営にやむを得ない場合を除くという規定はありますが、原則無償で利用させなければならないと定められている。これは、要するに自治体はこの公立の図書館や美術館の運営を通じて、地域の社会教育活動の充実に責任を持たなければならないと、このように法は定めているのではないかなというふうに、これは私の解釈ですけれども私は解釈をしております。今、図書館法という話がありましたけれども、図書館法の第3条では説明があったとおりに、「家庭教育の向上に資する」という文言も入っていますが、その前に「学校教育を援助し」という文言もあります。また、第4項、ほかの項では、ほかの図書館や学校付属の図書室と緊密な協力関係を保つことを定めたり、博物館法でも第3条では、資料に対し専門的な調査研究、また展示に関する技術的な研究を行わなければならない。またこれも、学校や公民館での教育に対する援助というふうに定めてあります。これは、宇城市の図書館条例や不知火美術館条例では、この部分は全く定めがないんですよね、抜けているんです。ほかの規定については法と大体合っているんですけど、このほかの施設との連携という分では、ちょっと抜けているのが気にはなりますが、再質問としては今答弁にありました、役割の1つとして地域文化の創造についてというようなことに触

られましたので、それでは郷土関連の資料の取扱い、以前との変化はあったのか。またこの運営については公立図書館、博物館の場合は、いずれも協議会を設置するというふうになっています。この辺についての運用はどのような状況になっているのかということをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 郷土関連の資料については、指定管理後まだ1年を経過していないために数量に変化はあっておりません。しかし、これまでスペースの問題で外に出ていなかった図書や資料についても、誰もが目にすることができる場所に出すことができるようになっております。図書館には図書館協議会の組織がありますので、そのような組織の御意見をいただきながら、様々な可能性を検討してまいりたいと思っております。

○8番（原田祐作君） やはり法でも学校現場やほかの公民館とか教育活動をする様々な教育施設と緊密に連携を取りながら、その意識向上に努めなければならないというような理念も法にはあると思いますので、専門職の方々は多少減っておりますが、その分人員は増えておりますので、しっかりとその辺はやっていただきたいなと思います。また、郷土の資料関係については、博物館法の第3条の1項では、博物館資料は豊富に収集し、保管し、展示することが規定になされております。午前中の豊田議員の一般質問にありましたけれども、積極的に地域の資料を集めて、これは法にも規定がありますので、そういった収集については今後も力を入れてやっていただきたいと考えます。

では、4番目の質問に移ります。民間委託の効果ということについて質問いたします。現在、まだ委託して期間が経っていないので、明確な効果は出ていないかもしれないのですが、現時点でどのような効果測定がなされたのか。まだなければ、どのようなことが必要かというのを考えられているかという点についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先ほど申しましたように、不知火美術館・図書館を4月からCCC株式会社に指定管理をお願いしています。このおかげで、本館においては年中無休で開館し、開館時間も従前は午前10時から午後6時までの開館時間だったのが、現在は午前9時から午後9時までの開館時間となりました。そのため学生や仕事帰りの人も多数利用できるようになり、閉館前まで多くの利用者がいます。また、土日には、地域の人々と共にマルシェやイベント等を開催することができ、市内外から多くの来館者があっております。これはひとえに様々なノウハウを持った指定管理者だからこそその発想だと考えております。

指定管理者制度移行においては、1つに、にぎわいの拠点、1つに、誰もが利用しやすく居心地よく滞在できること、1つに、新たな利用者を呼び込むことなどを

目指しています。

現状を見ますと、図書館奥の学習スペースでは学生・社会人の利用が増え、特に試験前には多くの学生で満席となっています。新聞閲覧エリアでは高齢者の姿も見られ、カフェスペースは幅広い年代に利用されております。

また、別館でありますこども絵本のいえでは、乳幼児を連れた御家族や芝生広場で走り回る子どもたちの姿を見ることができ、全体として宇城市が目指す図書館・美術館に向け、順調なスタートを切ることができたと考えています。

効果測定につきましては、昨年10月に来館者アンケートを行い、満足度を調査しました。スタッフの対応が82.6%、蔵書とサービスが74.5%、カフェが75.5%とおおむね高い評価をいただいております。逆に、こども絵本のいえや美術館の企画展は「利用したことがない」との回答もあり、今後の課題となっております。満足の理由としましては、「雰囲気がい」「居心地が良い」、「スタッフの対応が良い」、「スタバがある」、「清潔」というような意見がっております。

○8番（原田祐作君） 今御説明いただいた分については、まさに民間が入ったことによってにぎわいの拠点となったと、民間がやってよかったというような御説明をいただきました。ただ、公立の図書館・美術館というのは、やはり除外される要件もあるのですが、基本的に先ほどから言っているように、法が無償でサービスを提供する施設であると、このように定められております。自治体が運営する面では一般財源を使って運営するわけで、当然厳しい状況があると思うのですが、そこには法に定められた責任というのがあってやらなければならない側面がある。ただ、民間にあっては、自治体が運営する以上に、やはり利益が出ないと企業としてやっていけないわけで、自治体がやる以上に厳しい側面があるのではないかなということを理解しております。ただ、この施設には、やはり指定管理料ということで多額の税金が投入されて運営されているということには、これはもう事実であります。ですから、多くの方が来てにぎわっているんだと、これで良かったねという評価は、これはさすがにできないと、これは私はそう考えております。本来の役割からいくと、やはり地域の教育意識の醸成というか啓発といいますか、そういったのを資する役割がありますので、例えば本の貸出しが増えたことによって、児童生徒また住民の読書意識の増加、これが知識への関心の向上につながり、児童生徒の国語の能力が高くなったとか、そういった点。また、1つ気になるのが、利用する人は増えたんですけど4割が市外利用の方と、つまりこの方たちはあの運営については、税金という意味での対価は支払っていないわけで、そういった方にもサービスを提供している点も気にはなります。自治体が自前で運営した以上に、いずれにしても自

治体が運営したとき以上に民間がやったということで、大きな効果を期待するところでもあります。先ほどの学習意欲の向上というところが本質だとすれば、私は副産物的な話であると思うんですけれども、その交流人口が増えたことによって市内経済が活性しましたよとか、こんな効果も出てくると非常に納得できる1つの要因にはなるのですが、この辺についての今後の効果測定といいますか、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○教育部長（豊住 章君） 図書館委託の目的は、文化教養の向上とにぎわいの拠点であり、民間活力による市民サービスの向上を主眼としています。

観光目的等ではないため経済コストは考えますが、経済的效果を目的にはしておりません。

また学習意欲については、夏休み期間中等の児童生徒の利用状況を見てみると、かなりの数の利用があります。

効果の測定については、全体としての満足度を調査していますので、詳細についての測定については考えておりません。

○8番（原田祐作君） せっかくなのだから交流人口が増えたということに、先ほど私が申しあげました副産物的な話でも、そういった経済効果が地域にあれば、よりいいのではないかなというふうに思いますし、できれば今小中学校の現場では、子どもたちが本を読まなくなっていると。このことが、やはり初めて国語の問題を見たときに読解力の低下につながると、そしてまたその知識への関心度も低くなるというような課題もあるというふうに聞いています。そういったところの本の貸出しが増えたのであれば、そういったところに効果が出ていますよとか、できればその建物も市の財産ですね、そしてその大きな税金を投入して改修して、そしてまた委託費も払っているわけですから、単純ににぎわいが増えたということだけではなくて、本来の公立の図書館・美術館が果たす役割の部分についても、是非効果を測定していただいて、そこにも成果を出していただきたいなというふうに私は感じます。この捉え方は様々かもしれませんが、地域のにぎわいの拠点づくりと先ほど目的がありましたけど、では、にぎわいの拠点をつくってどうするのという話だと思うんです。にぎわいの拠点ができたから良かったね、人が集まったから良かったねと、ではなぜ良かったのですかと、もう一步踏み込む必要があるというふうに思うんですよね。これを教育部が考えたのか市長政策部が考えたのか分かりませんが、せっかくにぎわいが生まれたのなら、そこでもう一步踏み込んで学習意欲が高まったよとか、この環境が交流人口によって経済が活発になってとか、ほかにあると思うんですけどね。若しくはいろんなイベントで、キッチンカーとか様々な方たちがいらっしゃっているの、それを基にして起業しましたよとか、こういったことも

やっていいのではないかなと思います。何かここについては物足りなさを感じますので、今後この民間委託の効果という点ですね、これは税金を使っていますので、もっと検証というか見守っていきいたいなというふうには感じています。

では、5番目の質問に移ります。今後の在り方についてなのですが、具体的に目的外使用というところで使用料が発生しておりますけれども、公の場所で利益を上げる目的での営業が行われていると、この点についての考え方というか捉え方を質問いたします。

○教育部長（豊住 章君） 目的外使用については、カフェ部分と商業スペースを合わせて図書館・美術館全体の4%程度であります。カフェ等の設置は、住民サービス向上のため市が募集要項で求めたものでありまして、行政財産の目的外使用となります。使用料については、宇城市行政財産使用条例に則った額であり、現在目的外使用の許可を受け、使用しているほかの団体と同様の取扱いをしております。

○8番（原田祐作君） それでは改めてこの辺について聞きたいと思いますが、先ほど答弁の中で出ました宇城市行政財産使用条例に基づいて、この目的外使用で許可をしているというようなお話でした。確かにこの条例については、2条でその目的外使用について認めてあります。1項から5項まであります。この中で、私が見た範囲で判断するにあたって、どの項にあたってその許可が出ているのかなというのが分かりませんので、そこを再質問としてお聞きすると同時に、宇城市行政財産使用条例では、5条の3項でこの使用料とは別に、次に掲げる経費を加算して徴収することができるというふうに書いてありますね。次に掲げる経費というのは、光熱水費であったり、冷暖房に要する経費また清掃、火災保険料その他と書いてあるのですが、明確に場所は区切っているわけではないけども、専有面積が分かっていますので案分という形でも、この光熱水費や冷暖房に対する経費というのは計算ができるというふうに思います。これが徴収されているのか、おそらくされていないと思います、この点と、また8条では、権利譲渡の禁止という条項があります。これは使用者はその使用にかかる権利を他の者に譲渡し、または転貸してはならないというふうになっています。指定管理先はCCC株式会社ですね。カフェ部分は違う企業の方が入っているというふうに私が認識をしているのですが、間違っていたら訂正を含め、ここについてこの条例との整合はどのように考えられるのか。また、宇城市の文化ホール条例を見ますと、松橋の文化ホール等は利用者が営利若しくは宣伝等の目的で使用する場合、または入場料その他これに有する料金を徴収する場合の利用料は、徴収しない場合の利用料に比較し10割増しとするとあります。また、若干これ捉え方というか場合が違うのですが、宇城市不知火美術館条例についても美術館資料を閲覧する場合の手数料、これが収益を伴う目的の場合は、学術研究

を目的とする場合に対し10倍という規定があります。つまりこれらの条例を見ると、やはり公共の財産を営利目的、利益を上げる目的で使用する場合は、それを目的としない本来の使用目的の場合と比較して、多くの手数料や使用料を徴収するというのが、この宇城市の姿勢のように見えるんですね、この条例を読むとですね。ただ、おそらく今の目的外使用、この図書館・美術館についてはそういう対応はされていないと思うんですけども、ちょっといくつか質問が並列しているので混乱するかもしれませんけれども、その辺についてお答えを願いたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 宇城市行政財産使用条例の第2条第5項に該当をいたします。必要性としては、住民の憩いのスペースの創設ということを考えております。光熱水費等については、当然CCC株式会社が契約し、支払いをしております。市としては図書館・美術館運営で想定する光熱水費で指定管理料の試算をしており、それ以外に係る分はCCC株式会社が支払っております。

行政財産の目的外使用については、本来貸出しを目的としない土地建物について、例外的にその用途・目的を妨げない限度において使用を許可するものです。そのため、営利・非営利の区別はされておられません。

また、体育館や文化ホールは独自の条例に従って施行しており、こちらは、もともと市民の利用に供するために設置した施設で、市民の文化やスポーツの向上に資するという目的を達成するために、営利目的の利用については使用料を加算しているという扱いになっております。

○8番（原田祐作君） ちょっと最後の方が気になるのですが、体育館とかは市民の健康増進、ちょっと言葉は違いますがね、そういったのに使うのが目的だから、営利目的で使用するのは想定をしていないとか、本来と違うから料金を高く上げていますというお答えだったというふうに、今私は認識をしたのですが、この図書館・美術館とも全く同じではないかなと思うんですね。この図書館・美術館というのは、法で無償でサービスを提供しなさいよという施設なわけですよね。そしてそこには、公共のほかの施設と緊密に連携をしなさいというような規定があるわけですね。だったら、そこで利益を上げるというのは想定外なので、当然そのより高いとか、高いというわけではないですけど、もうちょっとその規定に合ったやり方というのがあるのかなというふうに、私はどうしてもそこを考えてしまうんですね。それと、これは法の解釈の問題で、先ほど第2条の第5項と言われました。おそらく私もここかなと思ったのですが、この5項というのは1から4に掲げる場合のほかは、市長が特に必要と認めると規定はしてありますので、これは市長が認められたのだからこれはしょうがないと思います。ただ、この解釈については様々意見はあると思うんですよ、ただ認められたのだからこれは仕方がないと。

では1点、最後の3回目の質問なのですが、これはひょっとしたら総務部長にお聞きしたらいいんですかね、条例の解釈なので。8条の部分、この使用者がその使用にかかる権利をほかの者に譲渡しという、この条文ですね、これは今回当てはまらないのかというところをお聞きしたいのですが、大丈夫ですか。お願いします。

○総務部長（天川竜治君） あくまでもCCC株式会社にお貸ししております。

○8番（原田祐作君） CCC株式会社にお貸ししているんですけども、実際そこを使って占有しているのは違う会社ではないかなと自分は認識をしているのですが、ここについてはもう質問の回数を超えますよね。はい、ではもうやめますけど、私の認識としてはそれはちょっと違うのではないかなと、解釈の違いになるのかもしれませんが、CCC株式会社が場所を借りて、違う会社に営業をさせているのではないかなというふうに私は捉えています。なので、この点についてはちょっと疑問が残りますので、もうちょっと私も調べてみたいというふうに思います。いずれにしても、期待する部分も大きいんですよ。公共の施設を民間が盛り上げて、その地域のにぎわいの拠点とするという点に期待はしているのですが、やはり法で定められた本来の目的というのがあると、そことのバランスをうまく取りながら、今後の発展につながっていけばいいなという思いがあるのですが、この辺総合的に教育長、どのような構想というか思いがあられるかお聞きしたいと思います。

○議長（溝見友一君） 4回目になるので本来なら。

○8番（原田祐作君） そうですか、では取り下げます。

○議長（溝見友一君） 何か教育長あれば、大丈夫ですか。

○教育長（平岡和徳君） 4回目になると思って・・・。

○8番（原田祐作君） すみません、では取り下げます。すみませんでした。ではそういった気持ちで見守るというふうにして、大きな1番目の質問は終わりたいと思います。

ではですね、大きな2つ目の質問に移ります。学校給食についてということなのですが、センター方式に移行するということが前提となって、今後、無償化が始まっていくわけなのですが、基本的なスタンスとして改めて申し上げますと、私は自校方式を望む立場ではいます。ただ、センター方式に移行ということで、どういったメリットがあるのかなと考えたときに、やはり食材とかいろんなものを一元で管理できるというところはセンター方式のメリットかなと思ったときに、今、地産地消ですね、こういったのがキーワードになって、給食でもこういったものを目指そうじゃないかと、その割合を引き上げてというような話が聞かれるのですが、センター方式の移行について、この状況が現在から将来に向かってどのような変化があるのか、現在の状況を含めお尋ねしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 豊かで安全・安心な学校給食の推進に向けて、第2次宇城市総合計画において、食材の総使用品目数に占める県産品目数の割合を成果指標として設定しております。令和6年度における目標値を60%としており、令和3年度の実績値としては54%でありました。

議員がおっしゃるとおり、令和6年度からは給食センターにて食材を一元管理することになるため、地産地消率の更なる向上に向けて、取組を進めたいと考えているところです。

○8番（原田祐作君） 60%の目標に対して54%ということで、若干足りないなと思うのですが、そこは非常に難しいところもあるというふうに理解はしています。やはり県にない食材はどうしても外から持ってこないといけないわけで、そういった場合を考えると致し方ないところもあるのですが、そういった地産地消の取組、ただ、今はより高い意識を持った方々、高いというかよりこだわりを持った考え方の方々もいらっしゃって、地産地消だけではなくて、地域の無農薬であったり有機野菜であったり、よりその子どもたちの食の安全を意識したような食材を使おうというような自治体もあると聞いております。そのような取組はあるのかというのと、また例えばパンなんかは、今小麦粉でつくったパンを週に1回提供してあると思うのですが、こういったのも例えば宇城市産の米を使った、米粉を使ったパンに切り替えるとか、そういったことにするとよりこの地産地消の割合も上がるし、ひょっとしたら今のその小麦と米の価格でいうと経費の削減になるかもしれない。だから、こういったのは民間企業の開発は難しいので、これを機に子どもたちの食の安全という観点から、そういった新しい商品開発、農業・漁業支援にもつながるのではないかなと思うのですが、そういった新しい取組、無農薬であったり有機であったり、またそういった米粉パンであったり、そういったものの新しい取組を、この宇城市が応援するというような施策というものもひとついいのではないかなと思うのですが、この辺についてはどのような見解があるかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校給食には、生涯にわたって健全な心と身体を培い、保護者及び子どもたちが食に関し、正しい理解と適切な判断力を養うことで、望ましい食習慣を身に付けることができる生きた教材として位置付けられています。

安心・安全な食材を提供することはもちろんのこと、地元食材を積極的に活用することで、地域の農林漁業や商工業の振興を図るとともに、郷土への関心を深め、地域への愛着心を醸成するための地産地消に対する取組も重要であります。

そのため、本市で現在提供している主食については、米が宇城市産100%、パンについても令和4年8月より国産小麦100%に移行し、なおかつ県産小麦が50%以上使用しており、県産食材の積極的な活用を行っているところであります。

御質問の宇城市産の米粉パンなどの新商品の開発については、現在のところ検討はしておりません。

○8番（原田祐作君） 私の具体的じゃない話にまで丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。そういった食の安全とか無農薬とか有機とか、より安全で安心な食というその商品開発に向けても、市がお手伝いしてもいいのではないかなという思いがあって、ちょっとお話の中に入れさせていただいたところですので、今後もよりこの地産地消の割合、また子どもたちの本当に安心・安全な給食が続くことを心から祈っているというか、見守っているというところであります。

それでは、2番目の問題にいきます。給食費の無償化についてお尋ねをいたします。無償化の時期については、先日、話がありまして、もともとはPTAの説明会、意見交換会の中では、9月に開始しますよといった話をそのまま私は覚えていたので、また元に戻ってよかったなと思っているのですが、では、そこで問題に私が思っているのは、無償化の対象ですね。どういった方が給食費の無償化の対象となるのか。おそらく宇城市に住んでいて、宇城市内の公立の小中学校に通う児童生徒については、おそらくこれは無償になるでしょう。では、そのほかの様々なパターンの方たちがいらっしゃると思うんですね。市内に住んでいて、市外の小中学校に通う方、また市外に住まわれていて市内の小中学校に通われる方、若しくは市内にお住まいで県立の学校に通われる方、様々あると思うのですが、その無償化の対象の範囲はどのようになっているのかというのを伺いたします。

○教育部長（豊住 章君） 無償化の対象につきましては、様々なパターンの児童生徒がいることから、どの範囲までを無料化の対象とするかについては、関係部署と協議を重ねているところでありまして、現段階では結論までには至っておりません。

なお、議員が御質問された通学者の内訳ですが、市内在住で宇城市立の小中学校への通学者は4,577人、市外在住で市立小中学校への通学者は11人、市内在住で市外小中学校への通学者は71人、県立支援学校への通学者は56人となっています。

学校給食費の無料化事業につきましては、子育て世代への支援、移住・定住促進に向けた重要施策の一環として位置付けておりますので、宇城市内に住所を置いていることを前提条件としつつも、様々な条件等についてしっかりと検討を重ね、対象者の範囲を決定していきたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 今御説明いただきましたけれど、非常に難しいですね、こういった支援をするのに範囲を決めるというのは難しいかなと思います。やはり市内にお住まいで、宇城市に税金を納めている方というのが1つ前提にはなるのかなと。ただ、宇城市に行けば給食費がタダになるよということで、どう判断するんでしょう。

う。なるべく多くの方に子育てしやすいというふうに実感をいただいて、なおかつ市長も、子育て支援だけではなくて定住・移住の切り札というような御説明をされているので、そういったふうに皆さんにより理解をいただけるような範囲の設定をしていただきたいと思います。ただ、特に今説明のありました支援学校へ通う方たちですね、私なりに調査をしたところ、この方たちには県との補助金のやり取りも若干あるというところで、難しいところはあるというところもどうもあるみたいですね。ですから、そういったハードルがあるにしても、やはりこのような方々というのは、ひょっとしたら小学校までは通常学校に通いながら、中学校に上がる段階で致し方なくこういった支援学校に行くという方たちもいらっしゃるかもしれないですね。望んでいくというわけではない方たちもいらっしゃるかもしれないので、是非ともこういった方たちは対象の範囲に入れていただきたいと思いますというのが、私の願いです。一般質問なので、要望というのはそぐわないと思うのですが、これは私の希望です。また、市外へ通う中学生に関しても、おそらく先生方から給食費をもらうにあたって1食当たりの単価というのが分かるはずなので、それぞれの市外の学校でかかる食費は違うけれども、宇城市だったらこれだけなんですよという目安はできると思うので、そういった金額でも補助が出ればいいというのが、私の期待です。対象になっていないということで、今御説明がありました。では、私は今対象になっていないということで了承をいたします。ただ、私も今中学校のPTA会長をしていて、自分のところの学校だけではなくて様々な会員さんたちと保護者さんたちと話すのですが、情報が交錯しているところがあるんですよ。いわば、今御説明いただいた対象についても、もう決まっているんだと言われる方もいれば、来年の9月からと言っていたじゃない、それどうなっているのとか、様々その情報がそれぞれの保護者さんで違うような気がしています。できれば、昨日、三角地区と小川地区の会長さんが要望を出して、無償化が前倒しになったという説明がありましたけど、無償化というのは不知火も豊野も松橋も全部含めての話なので、私は小川の中学校なんですけど、私が何か言ったから、もともと9月だったのが4月になったのかなというような感じを受けてしまったんですね。これは私の勝手な解釈なのでいいんですけど、そういったことを感じるおそれもあるかなと思いますので、できればこういった情報というのは、せめて保護者さんとか対象の方にはすっと下りるような通達というか、情報の伝え方をしていただきたいと思いますという希望があるのですが、この辺についてちょっと御尽力いただけないかなと、そういった方法はないのかなというところで、御質問したいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 先ほどもお答えいたしました、無償化の範囲ということにつきましては、現在、関係部署と協議を重ねているところでありまして、現段階

では決定しておりません。

制度設計が固まり次第、学校や保護者など関係者等に対し周知を行いたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 周知については、本当に皆さんにきちんと伝わるように、これまでもしていただいたと思うのですが、より伝わるようにやっていただけたらなと思います。またこれは教育部だけではなくて、総務部長、財政の方にも関わると思うので、お金のことなので、是非とも宇城市に住みたいなと皆さん感じるような対象範囲に広げていただきたいなということが、私の期待であるということを申し添えておきたいと思います。

最後になりましたが、今年度末をもちまして退職をされる市役所の職員の方、誠にお疲れ様でした。様々な大変なことがあられたんだらうなということを心から推察をいたします。今後もまだまだ今まで培われたキャリア等々活かす場面がいろいろな場面であると思いますけれども、この宇城市がより良い、住みやすい宇城市になるためにも、今後もまたお手伝いをいただきたいなと思っております。本当にお疲れ様でした。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後3時03分

第 6 号

3 月 9 日 (木)

令和５年第１回宇城市議会定例会（第６号）

令和５年３月９日（木）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１ 一般質問

日程第２ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２０人）

１番 坂 元 大 介 君	２番 四 海 公 貴 君
３番 村 上 真由子 君	４番 河 野 真 理 君
５番 吉 良 邦 夫 君	６番 田 中 美 君 君
７番 嘉古田 茂 己 君	８番 原 田 祐 作 君
９番 永 木 誠 君	１０番 山 森 悦 嗣 君
１１番 三 角 隆 史 君	１２番 坂 下 勳 君
１３番 高 橋 佳 大 君	１５番 溝 見 友 一 君
１７番 福 田 良 二 君	１８番 河 野 正 明 君
１９番 入 江 学 君	２０番 豊 田 紀代美 君
２１番 中 山 弘 幸 君	２２番 石 川 洋 一 君

４ 欠席議員（２人）

１４番 高 本 敬 義 君	１６番 園 田 幸 雄 君
---------------	---------------

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 窪 田 潤 子 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 天 川 竜 治 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 杉 浦 正 秀 君

經 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君
經 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１８番、河野正明君の発言を許します。

○１８番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の河野正明でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきますが、その前に修正をさせていただきます。まず今回は、大きくは２点について質問をさせていただきますが、１点目の安心で安全な子育て環境の整備についての小さい４番目でございますが、奨学金の代理返還への支援についてというところを、今回は省かせていただきます。御了承よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。大きな１点目の安心で安全な子育て環境の整備について質問をいたします。少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻であります。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えております。こうした現状を重く受け止め、公明党は「誰もが子どもを安心して生み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくり」を国家戦略と位置付けて、進めなければならないとの認識に立ち、昨年１１月に子育て応援トータルプランを発表いたしました。今年４月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだと思えます。

そこで、質問の小さい１番目、０歳児の見守り訪問事業の展開についてお伺いをいたします。このたび妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時に計１０万円相当を支給する財源が補正予算により確保されました。明石市では、市の研修を受けた配達員が毎月おむつや子育て用品を御自宅に届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝える０歳児の見守り訪問「おむつ定期便」を２０２０年１０月よりスタートをしています。そこで、本市においても０歳児の見守り訪問事業の展開について、具体的に何をどのように進めようとしておられるのかお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） まず、保健事業の現状について御説明いたします。

本市における０歳児の保健事業についてですが、出生届の提出時から、母子の身

体・精神面の健康状態や生活環境を把握し、必要な保健指導などの取組を実施しております。

まずは、2か月児訪問として、保健師が家庭訪問を行い、母子の健康状態の把握や育児指導などを実施することで、保護者の育児不安の軽減をしながら、必要に応じて相談機関やサービスにつなげる支援を行っております。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業として、生後4か月を迎える日までに、乳児がいる全ての家庭に母子保健推進員が訪問し、育児に関する悩みの相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児や保護者の心身の様子や養育環境の把握を行っております。

そのほかに保健師・管理栄養士による健康相談、心理相談員による育児相談、歯科衛生士による歯科相談を定期的実施するなど、相談支援体制を整えております。

さらには、3、4か月児健診や7か月児健診において、乳児の発育の確認、病気の早期発見を行うための健康診査、育児に必要な保健指導などを実施するとともに、保護者の相談に応じ、育児支援を行っている機関に情報提供を行い、サービスの利用促進につなげているところです。

次に、伴走型相談支援の体制整備についてですが、令和4年12月2日に成立した国の令和4年度補正予算において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業が創設されたことに伴い、本市においては、速やかに予算措置を行い、令和5年2月から事業を開始しております。

本市では、伴走型相談支援として、妊娠期から子育て期において、様々な母子保健事業や子育て支援サービスを実施するとともに、健康づくり推進課の保健師が面談を行うなど継続的な支援を行っております。

妊娠期や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるため、継続的な情報提供を行うことを通じて必要な支援につなげていきます。

また、令和5年度からは、こどもセンターの開設とともに、健康づくり推進課で担っていた子育て世代包括支援センターが移管されることで、健康づくり推進課とともに、両センターで全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境や支援体制を整備し、重層的な支援を行ってまいります。

○福祉部長（岩井 智君） 国の令和4年度補正予算において、令和4年12月2日に成立しました出産・子育て応援給付金事業の出産応援ギフト・子育て応援ギフトについてお答えします。

まず、出産応援ギフトは、妊娠届出をした妊婦に対し支給するもので、妊娠届出時の面談の後、支給申請を行っていただき審査の上、支給することとなります。

子育て応援ギフトは、出生した児童を養育し、出生後の2か月児訪問で保健師等による面談を受けた者に支給することとなっており、面談終了後申請手続きを行っていただくこととなっています。

この出産・子育て応援給付金事業は、子育て世帯への経済的支援としての側面が強く感じられますが、主たる目的としては、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援に経済的支援を紐づけることで、全ての妊娠届出者及び新生児がいる子育て世帯の育児負担感の解消につなげるものです。

国の基本的な方針では、出産応援ギフト、子育て応援ギフトともに子育てに係る商品・サービスを購入できる5万円相当のクーポンなどで、2つ合わせて10万円相当の支給となっておりますが、クーポン支給などの実施の準備が整うまでの期間においては、現金による給付も可能となっています。

両ギフトは、令和4年4月以降に出産された全ての方を支給対象としており、既に出産された方等については通知を発送し、申請手続きを行っていただくこととしております。

○18番（河野正明君）　まず最初、保健事業の現状ということで保健衛生部長から答弁をいただきました。本市における0歳児の保健事業については、出生届の提出時から、母子の身体・精神面の健康状態や生活環境を把握し、必要な保健指導などのおおまかな取組を実施しておられるということで理解をいたしました。

また事業としては、こんにちは赤ちゃん訪問事業、生後4か月を迎える日までに、乳児がおられる全ての家庭に母子保健推進員が訪問し、育児に関する悩みの相談であったり、また子育て支援に関する情報提供をするとともに、乳児や保護者の心身の様子や養育環境の把握を行っておられるということで理解をいたしました。いろんな保健師であったり、管理栄養士、また心理相談員による育児相談、歯科衛生士といった定期的に実施をされているというような相談支援体制もしっかりと整っていると理解をいたします。

令和5年度からは、こどもセンターの開設とともに、健康づくり推進課で担っていた子育て世代包括支援センターが移管されるということで、健康づくり推進課とともに、両センターで全ての妊婦そして子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境や支援体制を新たな気持ちで整備をし、手厚く支援を行っていくというような答弁でございました。どうぞ全体的にしっかりと事業を行っておられるということで、私も少しは安心をいたしました。今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2番目の福祉部長に答弁をいただきました、出産応援ギフトそれと子育て応援ギフトの10万円の部分の答弁、説明をいただきました。ちょっと私も皆さん方も、

分かりにくい部分があったかなということで、再質問をさせていただきます。これは10万円の予算ということで、出産応援ギフト、出産・妊娠した場合にそういった支援を受けられる、5万円分ですよね、まずは前半の部分で。そして後半の子育て応援ギフトは産まれてからの支援であります。最初5万円、その後5万円ということで、計の10万円ということですね。それと、これはギフトとなっておりますけれども、国の方針としてクーポン、これは自治体で現金にしたり、クーポンにしたり、自治体で決めることはできないのか、その点をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 先ほど答弁しましたけれども、国の基本的の方針は、子育てに係る商品・サービスを購入できるクーポン等で支給してくれということであります。といいますのも、これが例えば保護者の遊興費に使われたりするケースもございますので、きちんと子育てに子どもに主眼を置いた使用のされ方がなされるように、そういうことで国の方針としては、商品・サービスを購入できるクーポンに基本的な考えはそういうことでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、このクーポンの支給には準備が必要です。この準備が整うまでの間には、現金による支給も可能ということになっております。本市におきましては、まだ準備期間中ですので、現在、国の2次補正の給付については現金での支給ということになります。今後クーポンでの支給準備が整えば、県の広域的なシステム利用も熊本県が考えておりますので、それに参加するかも含めて、クーポンでの利用についても検討してまいりたいと考えております。

○18番（河野正明君） 今の説明で分かりました。まず国の方針としてはクーポンということで、市も大体クーポンでというような気持ちだと思います。準備が整う期間は現金でというような感じで、クーポンの使い道といいますか、いろいろ宇城市で使っていただければ幸いですけれども、クーポンであれば、子どもたちに必要なそういった品物を買うことができるということ、また現金においては、様々親の遊興費に使ったりとかそういった負の点もございます。その点、しっかり考慮されて、今後進めていっていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目の家事支援員、産後ドゥーラの確保について伺いをいたします。ここで、見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子どもと親の日常を守るために、家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんの自宅に伺い、家事からお子様のお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員、これを通称産後ドゥーラと言いますが、この育成や確保も必要であると思います。そこで、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創設なども有意義かと考えますが、御見解をお聞かせください。

○福祉部長（岩井 智君） 一般的に妊娠期から産後は、母親の心身の状態や生活環境が大きく変化するとともに、睡眠不足や自身の体の状況及び育児への不安、思うように家事ができないなどの戸惑いも大きくなる時期と言われております。そのような母親の不安定な気持ちに寄り添ったサポートは、育児負担の軽減に大変有効であると考えます。

本市は公共交通機関の利便性が高いことから、市外から転入される子育て世帯も多いため、近隣の親族からのサポートが簡単には得られないケースも多い現状であります。

このような状況の中、本市では、近親者からの援助が困難なことから、日常生活に支障がある子育て世帯に対して、家事及び育児の援助を行う宇城市産後ホームヘルパー派遣事業を実施し、子育て世帯の育児負担が軽減できるような支援を行っております。

河野議員御質問の産後ドゥーラは、産後の母親にとって大変心強いサポーター制度であると認識しております。しかしながら、熊本県内においてその資格を取得し、認定を受けておられるサポーターは数人程度であると伺っております。

市としましては、現在実施しております産後ホームヘルパー派遣事業の充実を図りながら、産後ドゥーラについても他の自治体の活用事例を注視していきたい、このように考えております。

○18番（河野正明君） 現状では、宇城市産後ホームヘルパー派遣事業を実施して、支援を行っておられるということで理解いたしました。産後ドゥーラについては、市としては大変心強いサポーター制度であると認識はしておられます。現状、熊本県内においてその資格を取得し、認定を受けておられるサポーターは数人程度であるという答弁でございました。本市としては、現在実施している宇城市産後ホームヘルパー派遣事業の充実を図りながら、産後ドゥーラについてもほかの自治体の活用事例を注視しながらいきたいという考えの答弁でございました。今は、本当に今の事業で十分成果が上がっていれば、それでいいんですけれども、今後やはりそういった産後ドゥーラを市としても、県内では数人程度であるけれども、市としても1人なりともそういった資格を持った方、そういった意欲のある方に資格を取るための支援、そしてまた創設も考えていただければと思います。今、しっかり事業が順調に進んでいるということならば、私は現状でいいかと思いますが、片隅にでもそういった産後ドゥーラのこともしっかりと考えていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。3番目です。子ども食堂の整備充実について、お伺いいたします。子ども食堂の運営のためには、スタッフやボランティアなどの人材、事業を展開するための場所、事業を継続するための運営資金、様々な食材、

そして地域や学校との連携のための人脈、保健衛生管理などの知識など、様々な運営資源の確保が必要であります。子ども食堂は月1回開催のところから、365日3食を提供しているところ、そしてまた数人を対象としているところから毎回数百人が集まるところまで、実に多様であると言われております。目的もおなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、そして豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと様々です。また児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、本市においても柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○福祉部長（岩井 智君） 子ども食堂は、地域住民や団体が主体となって無料あるいは少額で食事を提供する場所として、平成24年頃から全国的に広がりを見せている取組です。

子ども食堂の本来の趣旨は、貧困家庭への食事の提供のみならず、学習支援、居宅において一人で食事をする子どもや高齢者の孤食の解消や居場所づくりなど、その目的は多岐にわたっております。

熊本県内には、令和4年8月現在で133団体が子ども食堂を開設されており、本市内では、把握しているだけで6団体が存しています。

これらの団体は、開設者の創意工夫により様々な形で運営されていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大後は、多くの団体が活動の休止若しくは運営形態の変更などを余儀なくされ、フードパントリー方式による食材の配布や弁当の配布という形で支援活動を継続されている団体もございます。

本市では、このような活動を支援するため、子ども食堂及び学習支援に関する事業を実施している団体に対して、熊本県子どもの貧困対策推進事業を活用した補助金を交付しております。

市としましても、子ども食堂や学習支援、子どもの居場所づくりを運営されている地域団体の支援を継続的に行いつつ、団体同士の情報交換のネットワークづくりの支援に今後努めてまいりたいと思っております。

○18番（河野正明君） 熊本県内には、令和4年8月現在で133団体が子ども食堂を開設されているということでありました。宇城市内では、把握しているだけで6団体が存続しておられるということでもございました。

本市では、このような活動を支援するために、子ども食堂及び学習支援に関する事業を実施している団体に対して、熊本県子どもの貧困対策推進事業を活用した補助金を交付しておられるということでもございます。本市としても、子ども食堂や学習支援、子どもの居場所づくりを運営される地域団体の支援を行っていきつつ、団

体同士の情報の交換やネットワークづくりの支援に努めてまいるとの答弁でございました。本当に市としてもこういった子ども食堂を運営しておられる皆様方に対して補助金だったり、いろんな面で補助をしておられるということ、支援をしておられるということで理解をいたしました。今後も、いろんな世界情勢、国内情勢、いろんなことを考えるならば物価高騰であつたりですね、本当にますます今からまた増えてこられるのかなと思いますので、今までもそうでありましたが、今後もしっかりとそういった子ども食堂を運営されている方々との連携を取りながら、もっと支援できるところは支援していくというような方向で、どうか詰めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

大きい2番目の支え合い助け合う地域社会の構築について、質問をさせていただきます。高齢人口は2025年には3,677万人に達し、その後も高齢人口は増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎えると言われております。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加しております。電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組がますます重要になります。そこで、高齢者をはじめ、自立が難しい人々が安全に安心して暮らせる、支え合い、助け合う地域社会の構築について、以下質問をさせていただきます。

まず1番目に、日常の買い物などへの支援の推進についてということで、食品など日常の買い物に困っている高齢者などを支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや、地域を巡回する移動販売カーの運行を進めるべきと考えますが、御見解をお伺いします。また、スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備も有意義かと考えますが御見解を伺います。またさらに、自治体と介護施設、スーパーなどの商業施設が連携し、送迎に加え店内での買い物サポートにより、外出に困難を感じている高齢者が、安全に安心して外出ができるようになり、健康増進につながると思いますが、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 少子高齢化や核家族化などの社会的要因により、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で、食料品など日常の買い物に困っておられる方々の支援につきましては、有償ボランティアとマッチングさせて支援する安心生活サポート事業を、宇城市社会福祉協議会に業務委託をしております。

安心生活サポート事業では、支援サービスを利用する方と支援を行う協力者を募集・登録し、協力者への講習等を行った上で、利用する方と協力する方をマッチングさせ、ごみ出しや買い物、室内の清掃などの支援を行っています。

今後は事業の周知を図りながら、地域の互助力を高めていく事業展開を継続して行ってまいります。

また、同じく宇城市社会福祉協議会の委託事業である生活支援体制整備事業では、

地域全体で高齢者等の日常生活を支える地域資源の把握と整理に取り組んでおり、販売店舗や宅配サービス、移動販売車など買い物に関する資源をはじめ、多様な資源情報を集約したマップを作成し、支援対象者及び行政区長、民生委員・児童委員などの地域の協力者へ周知を行っております。

さらには、市の第3セクターである有限会社アグリパーク豊野では、移動販売に併せて、高齢者の見守りサービスを展開しています。その他の民間事業者の数社も、移動販売による買い物支援サービスの提供を実施されております。

地域資源情報については、より多くの方に情報が届くような方策として、ホームページで確認できる閲覧表の作成を小川工業高校の生徒に御協力いただいております。今後も地区の座談会やニーズ調査分析結果から、買い物支援等が必要な地区を洗い出し、情報の提供を行ってまいります。

河野議員から御提案いただきました、買い物が困難な高齢者等に対する外出の付添いから、買い物の支援までを一体的に行う支援については、双方の安全面に対する問題や商業施設においては買い物サポートにおける人的配置面など、多くの課題をクリアする必要があることから、国の支援策及びほかの自治体の動向を調査研究してまいります。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部からは、送迎用デマンド交通のことについてお答えいたします。

市のデマンド交通においては、現在、自宅から目的地までのいわゆるドア・ツー・ドア方式で乗合タクシーを運用しております。公共機関や医療機関、商業施設等への移動手段として活用されております。

導入エリアにつきましては、路線バスが廃止になった地区及びバス停などから500メートル以上離れた地区を交通空白地と位置付けており、一部地区において乗合タクシーを運用しているところでございます。

なお、今年度末をもって三角町の路線バス3路線が廃止されることに伴いまして、交通空白地になる地区につきましては、本年4月から乗合タクシーのエリアを東港4区、5区、赤岩区、黒崎区、金桁区に拡大し、試行運転を開始いたします。タクシー事業者の供給力に頼るところが大いにあるところでございますが、今後も利用地区エリア拡大に向けて、地域やタクシー事業者と協議を重ねてまいりたいと思います。

○18番（河野正明君） まず福祉部長の答弁に対してでございますが、今、食料品など日常の買い物に困っておられる方々の支援については、現在は、有償ボランティアとマッチングさせて支援をする安心生活サポート事業を、市の社会福祉協議会に業務を委託して実施しておられるということで理解いたしました。社会福祉協議会

の委託事業であります生活支援体制整備事業というのでは、地域全体で高齢者等の生活を支える地域資源の把握と整理に取り組んでおられるということ、その中で販売店舗や宅配サービス、移動販売車といった買い物に関する資源をはじめ、多様な資源情報をまとめたマップを作成して、対象者や区長さんであったり、民生委員など、地域に住んでおられる協力者へ周知をしておられるということで理解をいたしました。

また、移動販売についてですけれども、第3セクターでありますアグリパーク豊野では、移動販売に併せて、高齢者のサービス展開をしておられるということ、そしてまた地域資源情報については、より多くの方に情報が届くように、ホームページで確認できる閲覧表の作成を小川工業高校に依頼しておられるということでもありますね。そしてまた、買い物の支援については、両者の安全面に対する問題というのは、やはり事故とかいろんな補償問題がございますが、人的配置面など多くの課題をクリアする必要があるということから、国の支援策または他自治体の動向を調査研究していくということで、私も理解をいたしました。

次の送迎用デマンド交通の整備についてということで、まずもってこれは導入エリアについてですけれど、路線バスが廃止になった地区そしてまたバス停から500メートル以上離れた地区を交通空白地と位置付けておられるということで理解いたします。今は、一部で乗合タクシーを運用しておられるということで、今答弁にもありましたけれども、三角町の路線バスが3路線が廃止ということで、交通空白地になる地区については、本年4月から乗合タクシーのエリアを拡大して、試行運転を開始するというような答弁でございました。今回廃止された地区というのは、東港の4区と5区、赤岩区、黒崎区、金桁区ということでありますけれども、タクシー事業者の供給力が、今のところ大変厳しいという答弁でありましたけれども、その点に対して今後タクシー業者とも協議を重ねていくということでありましたけれども、そこで再質問でございましてけれども、三角町の乗合タクシーのエリアが拡大いたしますが、交通空白地はまだ広範囲にわたると思われまして。そこで、導入に対しての問題点、そして今後市としてどのように考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 今回三角町のエリアを拡大する地区につきましては、あくまでも今月まで運行します黒崎環状線が廃止になるために、その代替えとして循環していました地区を対象範囲として乗合タクシーを運行するものとなります。なお、路線バスの廃止に伴う乗合タクシーの対象地区については、利用者負担はありますが地元負担はございません。

そのほか、路線バスでカバーできず、駅やバス停から500メートル以上離れた

地区を交通空白地として位置付けており、市内では26地区ございます。

問題点としましては、この交通空白地について実際の運行経費に対する運行収入が3割に満たない場合、その差額を地区で支払う必要がございます。利用料金は大体200円から400円と実際の運行費用の1.5割から2割程度と安価に設定しています。ただ、常時1人しか乗車しない場合は、残りの差額を地元が負担する必要がございます。そのため、いかに相乗り率を高める必要がございますので、その点も地区の合意形成が必要になります。また、先ほど申しましたタクシー事業者の供給力に頼るという部分でございますが、三角地区の場合は今2社ございますが、1社がこの乗合タクシーの合意をいただいております、5台稼働しております。事業者がどこまで運行範囲をカバーできるかという点も課題でございますので、現在事業者ともエリア拡大範囲について協議を行っているところです。

今後、市としましても交通空白地の解消を図るために、エリアの拡大に向けて進めていく方針ではございますが、引き続きタクシー事業者や地元の意向について、調査研究していきたいと思っております。

○18番（河野正明君） 現在、宇城市においては交通空白地として位置付けられているところが、市内で26地区あるということでございます。問題点として、この交通空白地については実際の運行経費に対する運賃収入が問題点ですけど、3割に満たない場合は、その差額を地区、行政区で支払う必要があるということです。実際の運行費用の1.5割から2割程度と安価に設定をしてありますけれども、常時1人しか乗車しない場合は、残りの差額を地元が負担をするという必要が生じてまいるということで、なるべく満車で乗っていただくという、そういった協力も必要かと思えます。今答弁されましたけれども、またタクシー事業者は三角においては2社で、今回1社の5台が携わっておられるということ。5台のうち通常のお客さんも乗せなければいけないという感じになりますので、不安な点がございますよね。利用率がどれだけあるかによってですけども、そういった大きな問題があります。今後ですね、やはりエリアを拡大するにあたって、しっかりこの点はタクシー事業者等との協議もしながら、あるいは足りない場合はどうするのかというような支障を来す場合は、ちょっと私から考えるならば、ちょっと先々不安であるなというふうに思います。その点をしっかり今後詰めていっていただきたい。高齢者の方々も世間的にいろんな問題になっておりますが、高齢者の事故等も起きております。そういったことから、免許証の返納あたりも増えてまいります。特に中山間地域においては、交通弱者がものすごく多い地域でございますので、やはりスピード感をもって進めていくということを心がけてやっていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。2番目の移動式オンライン訪問診療所の普及に

についてお伺いいたします。医師不足の中山間地域や通院が困難な高齢者に対して、集会所や自宅付近へオンライン診療のための器具と看護師が乗った自動車が出向き、移動式オンライン訪問診療所の整備も必要かと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 高齢化の進行により、定期的な通院を必要としながら、医療機関への移動が困難で、受診できない方が増加傾向にあると認識しております。また、医療機関においては、医師不足や医師の高齢化等により、これまで行っていた訪問診療が負担となっている現状にあると伺っております。

現時点では、直接市に対して、移動式オンライン訪問診療所の導入を求める声は上がっておりませんが、今後の高齢化の進行状況によりましては、移動式オンライン訪問診療所の導入など、何らかの対策を講じる必要性が生じるものと認識しております。

宇城市におきましては、平成31年3月をもって閉院した不知火町にあります旧松合医院におきまして、地区からの要望を受けて済生会みすみ病院の医師等による巡回診療、オンライン診療が行われているところです。

今後につきましては、住民や医療機関のニーズを把握し、議員御提案の移動式オンライン訪問診療所につきまして、他市町村の事例等を踏まえながら研究してまいります。

○18番（河野正明君） 現時点では、直接市に対して、移動式オンライン訪問診療所の導入を求める声は上がっておりませんということでありました。私は医療不足もありましょう、中山間地域、通院困難な地域、高齢者はますます今から増えてくると思うんですけども、今、共助的に近所の方々が買い物であったり、また病院等へ乗せていくとかそういったことをなされているところもありますけれども、先ほども申しましたとおり、やはり免許返納であったりとか、本当に買い物弱者であったりとか、そういったことが社会問題となっておりますよね。そういった中で、まずもって先ほど部長が申されましたが、高齢化の進行状況によっては、移動式オンライン訪問診療所の導入など、何らかの対策を講じる必要性が生じるものと認識はしておられると。今後私としては、しっかり真剣に考えていかなければいけないことではないかなと思いますよ。認識の違いかなと私は思いますよ。もう少し危機感を持ってやはり捉えてほしかったなと私は思います。市長に対しての答弁はございませんけれども、やはり今後高齢化を見据えた施策というのは、やはり大変重要になってくると思います。どこの自治体も一緒だとは思いますが、特に中山間地域におけるこの移動式オンライン訪問診療というのは、大変重要になってくると私は思います。そういった点で、しっかり今後考えていただいて、導入にこれは医

師会とのいろんな協議も必要になってくると思います。協力してくれるようにですね、今済生会みすみ病院がこういった感じでやっておられますけれども、それでは今足りないところがございます。だから宇城市管内との病院等とも連携を取ってもらって、今後そういった方向にいきますように、どうか御努力していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、時間ありませんので次の質問に入ります。3番目の認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現についてということで、質問をさせていただきます。認知症高齢者は、2025年には約700万人に増加すると推計されております。認知症の対策は、医療、介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められます。家族や友人・知人の認知症の当事者の適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要であります。そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーター養成、認知症に関する相談体制の整備など、総合的な対策が必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市における認知症施策についてお答えします。

本市では、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症施策を推進しております。主なものとして、宇城市地域包括支援センターに委託をしております認知症地域支援・ケア向上事業におきましては、認知症地域支援推進員を配置し、この推進員を中心に、1つ、認知症の人に対して効果的な支援が行われるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援を行っております。2つ目に、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行っております。3つ目に、地域において生きがいを持ちながら生活できるよう、社会参加活動のための体制整備などの取組を行っております。

また、宇城市地域包括支援センターの電話相談は24時間体制で行っており、年々増加傾向にある認知症に関する相談に対し、助言や訪問を行い、医療・介護につなぐなど、その人に応じた適切な支援を行っています。

また、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを養成する講座を平成21年度から開催しております。地域婦人会、老人クラブ、行政区、企業など延べ約9,200人の方に受講いただいております。

受講された企業においては、高齢者見守りネットワーク協力企業として現在161事業所に登録をいただいております。

小中学校においても、人格形成の重要な時期にある児童生徒を対象に、学校の御

協力を得ながら養成講座を開催するなど、幅広い世代に対し、認知症を身近に感じ、やさしく見守り支える体制づくりの構築を推進しているところでございます。

そのほか、医療機関との連携においては、精神科病院等の御協力により、宇城市認知症を考える会の運営や、その会員が主体となり市民向けの認知症啓発イベント、宇城市認知症市民フォーラムの開催など、ほかの市町村にはない宇城市独自の事業を展開しています。

認知症等により行方不明となるおそれのある方の対策としては、事前に御家族等から申請された情報を登録し、関係機関でその情報を共有することにより、行方不明時の早期発見・保護につなげる宇城市認知症高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業を行っており、熊本県下では初となる宇城地域の２市１町と宇城警察署の圏域単位で、情報共有の協定を締結し、認知症高齢者等の行方不明事案、保護事案、その他応急の救護を要すると認められる事案の情報共有を行っております。

また、宇城市認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業に登録されている方を対象として、他人にけがを負わせたり、他人の財物を破損し法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、市が保険契約者となり保険料を負担し、最大１億円を補償上限とする認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を県内で唯一で行っております。この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、平成３１年第１回市議会定例会一般質問において、入江議員からの御提案であり、事業化したものでございます。

今後も、地区や福祉サロン等での認知症予防教室の拡大を目指し、認知症と診断される前の段階からリスク者の把握や地域支え合いの関係構築に努めてまいります。加えて、認知症本人の意見を聞く本人ミーティングなどの開催により、当事者の視点に立ち、産学官民、地域のあらゆる人が関わりをもつ共生のまちづくりの推進に努めてまいります。

- １８番（河野正明君） 大変、丁寧に長い答弁をしていただきました。長く答弁していただいたということは、大変重要な事業を行っていらっしゃるというふうに私も認識をいたしました。その中で、本当に認知症サポーターの養成講座であったり、平成２１年度から開催をされて、婦人会、老人会、行政区、企業など延べ約９，２００人の皆さんに受講をいただいたという実績もありますし、またそのほか医療部門との連携においては、精神科病院等の御協力によって、認知症施策に意見を行い、協力する宇城市認知症を考える会や、その会員が主体となって市民向けの認知症啓発イベント、宇城市認知症市民フォーラムを開催されるなど、ほかの市町村にはない事業を展開されているということで理解いたしました。また、最後になりますが、宇城市認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業に登録された方を対象に、上限最大１億円を補償すると、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を県内唯一で宇城市は

行っているということで、認知症の方、また御家族の方に大変このような事業を通して、少しでも負担が軽くなるよう、今後ともしっかりと進めていただければと思います。

時間ありません、あとの質問は1つ残りましたが、大変申し訳なく思いますが、もう時間ありませんので、ここで終わらせていただきます。

最後になりますけれども、今年度退職をされます職員の皆様方に対し、これまで宇城市の発展または市民の皆様方に対し、大変御尽力をいただき努めていただきましたことに対しまして、心より敬意と本当にお疲れ様と申し上げたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、入江学君の発言を許します。

○19番（入江 学君） お許しをいただきました19番、新志会、入江です。これまでの質疑の中で重複するところもあろうかと思いますが、しばらくの間、お付き合いをいただきたいと思います。執行部におかれましては、真摯で明確な御答弁をお願いしておきます。

さて、宇城市が誕生して御承知のとおり18年が過ぎました。合併5町の人口は御存じのとおり64,000有余人であり、県南の3番目の都市としてスタートをしたわけであります。新しいまちづくりが始まりましたが、市の5大プロジェクトも完成をし、今、久具長崎線が少し残っているだけのそんなまちづくりが完成したような気がいたします。どの事業に対しても大きな夢を持ち、熱い思いで事業を進め、推進した政策であります。その上、人口構想は人口70,000人の思い、その思いだけがまだかなわず、かなうどころか昨日の答弁でもありましたように、2040年には46,100人台に減少するとのことであります。人口問題研究所の資料の中に記載されておりますが、縮む日本、同時に縮む宇城市、そのような中で今般まちづくりの基本的な都市計画、宇城市のマスタープランが改定されております。そのマスタープランの改定の中身が以前とどう変わっているのか、また併せてコンパクトシティのまちづくりが問われておりますが、併せて伺いをいたします。残余につきましては、改めて申し上げますけれども、お手元に配布してありますマ

マスタープランの計画と人口問題研究所の記載は机上の配布のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 都市計画マスタープランの改定、あるべき未来創造の展望についてお答えします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針です。この基本的な方針をより簡単に表すと、都市として発展していくための課題に対応した、市のあるべき姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画です。

現行の都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定され、おおむね10年が経過する中で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会情勢や市の環境、市民の意識は大きく変化し、新たなまちづくりの課題が発生しています。こうした課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、令和2年度から3か年をかけまして当該計画の改定を行っており、令和5年3月に策定予定です。

平成21年の計画では、不知火町・松橋町・小川町の都市計画区域内を対象として策定されておりましたが、今回の改定では、市全域を対象として、5地域の地域別構想を定め、それぞれの課題や特色を活かした将来像や基本方針を定め、各地域のあるべき姿を目指すよう計画しております。

地域別の構想については、5地域の市民の方々に参加していただき「宇城市のみらいのまちづくりを考える市民ワークショップ」と題し、3回開催しております。その中で、地域の魅力や課題、地域が目指していきたい方向性について話し合い、その地域のキャッチフレーズとなるキーワード等の意見交換を行いました。そのキーワードにより、各地域の基本方針及び将来像を設定しています。

当該計画は、おおむね20年後のまちづくりを見据えた計画ですが、社会情勢や地域の実情の変化等に適宜対応しながら、計画に掲げた方針や施策を着実に実現する必要があります。都市計画基礎調査の内容を検証し、本市の総合計画や県が策定します、宇土・宇城広域都市計画区域マスタープラン等の上位計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応するため、おおむね10年ごとに計画の見直しを実施いたします。公表後は、地域の実情や変化等を把握しながら、各地域がこの基本方針及び将来像の実現に向けて、それぞれの特色を活かし、市民と行政、関係機関等と連携して、当該計画の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、コンパクトシティのグランドデザインについてお答えいたします。

先ほど答弁しました都市計画マスタープランの改定と同時に、立地適正化計画の策定も同時に行っております。当該計画は、都市計画マスタープランの詳細版で、多くの地方都市では、急激な人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、郊外開

発による市街地の拡大が進行してまいりましたが、今後は急速な人口減少が見込まれている状況にあります。こうした中、市街地における居住の低密度化が進行し、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス提供が将来的に困難になるおそれがあります。また、人口減少による財政規模が縮小する中、急速に進展する社会資本の老朽化への対応や、近年の水災害の頻発・激甚化等に応じた防災・減災を主流にした安全・安心な都市（まち）づくりが強く求められております。

当該計画は、対象区域を都市計画区域内に絞り、さらに用途地域内にまちの骨格構造として、ＪＲ松橋駅周辺に都市中枢ゾーン、市役所周辺に行政サービスゾーンを設定し、高次都市機能を集約し、市の魅力向上、生活利便性の維持・向上を図ります。加えて、その周辺に生活機能集約ゾーンを設定し、用途地域全体の生活利便の確保を図ります。この３つのゾーンには、都市機能誘導区域を設定し、福祉や商業、医療、金融、教育等の都市機能の集積により、市民の生活利便性を持続するために必要な拠点を形成し、これらの各種サービスの提供を図る区域としております。また、人口減少が進行する中でも、用途地域内に居住を誘導し、人口密度を維持することによって、持続的に生活サービスやコミュニティが確保され、既存のストックやインフラを有効に活用してくための居住誘導区域を設定いたします。

今後、この誘導区域を活用した様々な施策を展開することにより、誘導区域内の居住性を高めることで、人口減少下においても持続し続けられる、定住や交流人口の促進、中心市街地の魅力や生活利便性の向上につながるコンパクトな市街地の形成を進めていきます。

また、都市計画区域内の魅力や利便性の向上を周辺地域に波及させるため、中心部とその周辺地域の連携強化を図り、宇城市全域の生活利便の確保及び向上につなげていくことも目的としております。

○１９番（入江 学君） 改定前は３町中心の計画であったけれども、今回は全市を対象に地域別構想を定めて、地域の特性を活かしたまちづくり、その計画だということを理解できました。コンパクトシティにつきましては、私は平成１９年１２月第４回の定例会で提案をしておりますが、この事業に対しては長所短所ありますし、成功されている自治体、そうでない自治体もありますので、それぞれの箇所をよく検証をしながら事業を進めていただきたいと思います。

次に、地方創生、次の一手として旧町の特色ある特性を活かした空き家・空き地の利活用についてお伺いをいたします。それぞれに様々な課題や問題があると思いますが、均衡ある発展、その方策をお聞かせいただきたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） それでは、旧町の均衡ある発展についてお答えいたします。

都市計画マスタープランの改定において、本市は、不知火海に面した変化に富む海岸線、緑豊かな山々、農地など多種多様な自然環境を基盤に、歴史・文化・風土を育んでいたことを基に作成しております。

また、九州を南北に横断する国道3号や天草地方に向かう国道266号、宮崎方面へ向かう国道218号等の交通の要衝として地理的状况に恵まれており、豊かな自然環境と都市的機能のバランスが取れた暮らしやすいまちでございます。

一方で、市街地中心部における空洞化や土地利用の混在、市街地縁辺部や幹線道路沿道における都市化の進行等の都市構造に関わる課題が発生しております。

第2次総合計画では、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を将来都市像として掲げており、人口減少により引き起こされる雇用の減少や行政サービスの低下に対し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むこととしております。

これらを踏まえ、当該計画では市の基本理念として、「海・山・まちが織りなす多様な暮らしぶりを選択できるまち・宇城」を設定し、さらに、市の地形や土地利用、自然環境と生業の関係から、市における暮らしぶりを「海辺暮らし」、「街暮らし」、「田園暮らし」、「里山暮らし」の大きく4つに分類しています。これらの暮らしぶりの魅力を高め、それぞれの関係を構築することで、まちづくりの基本理念の実現を目指しております。

また、基本理念実現のため、「暮らしやすい」、「暮らし続ける」、「暮らしたくなる」、「暮らし合う」の4つの基本方針を設定し、そのまちづくりを進めております。4つの暮らしぶりと4つの基本方針を基に、各地域の現状や市民アンケート等により様々な課題や特色が抽出されたものを活用し、旧5町で地域別構想として、将来像や基本方針を定めておりますので、基本理念と地域別構想の実現のために、行政と市民、関係機関と連携し、各地域がそれぞれの特色を活かした発展ができるように取り組んでまいります。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部から、地域性に応じた空き家・空き地の活用について答弁いたします。

まず、空き家についてでございますが、宇城市の人口において、令和3年から転入者が転出者を上回る転入超過、いわゆる社会増に転じております。死亡数が出生数を上回る自然減にあるため、人口自体は減少基調にございますが、社会増が増えたことで、人口の減少幅がやや鈍化しております。

こうした状況を受けて、宇城市の空き家・空き地バンクに登録されている空き家の成約件数が飛躍的に伸びております。令和3年度の空き家の成約件数が12件でございましたが、令和5年2月末現在で32件の成約、現在手続き中の物件も含め

ますと、令和4年度は昨年の3倍を超える成約件数となる見込みでございます。

空き家の利活用が進んでおりますが、地域ごとにそれぞれ特色のあるものとなっております。

三角町は、海そばでの生活や滞在を志向する方による空き家の成約が進み、移住目的に加え、空き家を改修した宿泊施設がにぎわいを見せているほか、2か所居住の拠点として、別荘的な利用が見受けられます。

不知火町は、不知火美術館・図書館のオープン以降、多くの方が訪れるなど、活気を見せており、また、合併以降も人口増加が続く松橋町と合わせて、若い世代の定住が進むと考えられます。

実際、松橋町では、空き家をモダンなデザイン性の高い空き家に改修し、賃貸するサブリースをする事業者もあり、そこに若い世帯が入居しております。

小川町は、商店街では移住してきた若者たちが空き家を改修して、個性のある住まいとし、さらにはまちづくり団体を立ち上げ、蚤の市を開催するなど、新たなにぎわいを見せております。

豊野町では、農業や家庭菜園をしたい方が農地付きの空き家を希望されるということで、熊本市への近さ、都市部近郊でありながら、落ち着いた環境が求められております。

こうした観光や定住、まちづくり、落ち着いた環境での暮らしといった各地域の移住・定住の傾向、空き家の利活用の状況を踏まえながら、さらに地域の発展を促すよう努めてまいります。

次に、空き地についてでございますが、定住者向けの新築家屋を建築するための住宅用地として、また、工場等の事業所用地としての利活用が考えられます。

住宅用地としての空き地は、空き家バンクに掲載しておりますが、数千平米以上の大きな土地については、企業誘致に活用するため、別に整理しております。

特に幹線道路沿いや高速インターチェンジ付近など、企業誘致に適したまとまった大きさの土地については、企業からの相談に合わせて紹介しております。

さらに、今年度から用地取得補助金を創設し、企業による工場、物流施設用地の取得を支援しております。

今後も、宇城市の地理的優位性、各地域の特性に応じた空き家・空き地の利活用を進めてまいります。

○19番（入江 学君） 熊日新聞、今日もお見えであります。飛松支局長への取材の折りに三角町は別荘、子育て世代は松橋町と、旧町の地域特性を活かした空き家とともに、空き地の利活用に大いに期待をいたしております。

次に、歳出改革についてお伺いをいたします。まず初めに、財政民主主義とは、

皆さん御承知のとおり、国や地方の財政政策（予算）には、強権性があり、国民生活に大きく影響を与えるものであります。予算の議会議決は重要となり、議会はもとより主権者である納税者、市民への説明責任を要するものであります。行政からの情報の発信は、分かりやすい説明が求められるところではありますが、広報ウキカラ昨年12月号で、令和3年度決算の記載を見ましたが、収入・支出の決算額や基金、市債の状況など、基本的な情報のみの掲載であり、宇城市は黒字ですとありました。昨今の感染症対策や経済対策の事業に対して、国からの交付金、普通交付税の追加交付金などがあつたにもかかわらず、その財源を基に、市はどのような事業に活用したのか、改めて説明を求めるものであります。簡潔にお願いをし、このような交付税や交付金が、全国の自治体に配分されていますが、国や会計検査院、経済情報誌などでは、地方は、国からの交付金を十分活用せず、基金に積み立てている。また、自治体の基金保有額は近年増加しているなどの話を耳にいたします。そこで、交付金の活用状況と、コロナ禍で計画した事業やイベントが中止または縮小されたために、予定した予算を減額したものもあると思います。市の財政にどう影響しているのか、併せてお伺いをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 予算や決算などの財政状況については、地方自治法及び条例に基づき、5月・11月の年2回公表しており、議員御指摘のとおり、広報12月号においても、決算状況や市債、基金の状況についてお知らせをしております。広報紙では、様々な情報を多く発信する都合もあり、基本的な情報の記載になる点を御理解いただきたいところでございます。

また、市のホームページにおいては、予算や決算、全国統一で作成する財政状況資料集なども掲載しており、今後、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

それでは、コロナ禍における感染症対策や経済対策に関連する主要な収入と活用事業について、お答えいたします。

収入においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金が主なものとなります。また、令和3年度は、普通交付税に臨時経済対策費の費目が設けられ、1億4,000万円の追加交付がありました。

それぞれの交付金などは、年度途中の補正予算で対応するため、年度をまたいだ決算となりますので、収入の予算年度で説明いたします。

まず、令和2年度予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の収入決算額は26億8,000万円です。決算の内訳は、令和2年度決算額が26億5,000万円、令和3年度決算額が3,000万円となります。

財源内訳は、国庫支出金が14億7,000万円、県支出金が2,000万円、地

方債が2,000万円、諸収入が10億8,000万円、一般財源が9,000万円です。

主な事業は、コロナに負けない100%プレミアム付商品券事業（第1弾・第2弾）、事業持続化対策特別支援金、子育て応援商品券事業、学びの保障対策補完事業、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別融資利子補給補助金となります。

続いて、令和3年度予算の臨時交付金関連事業については、令和3年度に一部決算を終えた事業と、令和4年度に予算を繰り越して実施する事業がありますので、予算と決算が混在します。

令和3年度歳入予算の臨時交付金関連事業の予算額は12億9,000万円です。このうち令和3年度決算額は4億3,000万円で、令和4年度へ繰り越した予算額は8億5,000万円になります。

2か年の決算と予算を合算した財源内訳は、国庫支出金が4億5,000万円、諸収入が5億8,000万円、一般財源が2億5,000万円となっております。この一般財源には、先ほど述べました普通交付税の追加交付額1億4,000万円を全額活用しております。

主な事業は、新型コロナウイルス感染症経済対策プレミアム付商品券事業、中小企業者等一次支援金給付事業となります。

令和4年度に繰り越した予算の決算につきましては、本年9月の決算認定において、令和4年度の現年度予算で対応する物価高騰対策商品券事業等と併せて、御審議をお願いすることとなります。

次に、国から収入した交付金等の活用についてお答えいたします。

本市では、国の感染症対策等の交付金について、その交付目的に沿って全額を関連事業に充当し、広く住民サービスの向上に効果的に活用しているところでございます。

また、感染症対策等を理由に事業を中止または縮小した事業費予算については、12月または2月の補正予算で減額対応しております。一方で、新たに生じた感染症対策や経済対策関連の事業費予算においては、一般財源の投入も必要となります。

本市の基金保有については、国県補助金や有利な起債を最大限有効活用し、併せて経費削減に努めるなど様々な行財政改革の取組により、基金保有額の一定程度の保持に努めているところでございます。

○19番（入江 学君） 市のホームページで市の決算書なんか見られる方は、そう多くはおられないと思います。やはり熊日賞をいただいた広報紙が多いことだろうということを申し添えておきます。

次に、小中学校について伺いをいたします。合併後建設した学校の現在までの児童生徒数の推移、また１７校の蔵書冊数が図書基準を満たしているのか。それに令和４年度、令和５年度の児童生徒一人当たりの予算で、多い学校と少ない学校の格差はどうか。また、廃棄基準蔵書の管理等を併せて伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 平成１７年１月の宇城市の誕生から現在までの市内小中学校施設の建て替えについては、平成２０年の三角小学校及び不知火中学校の建て替えをはじめとし、平成２３年には小野部田小学校及び海東小学校を、平成２５年には豊野小学校、令和３年には不知火小学校を建て替えており、今後については、現在実施中の小川中学校から松橋中学校へと建て替えていく予定となっております。

入江議員御質問の合併後に建て替え事業が完了した学校施設の児童生徒数の推移についてですが、地域特性はあるものの、全体的な児童生徒数については減少傾向となっております。

令和４年５月時点での詳細な内訳を小学校施設から御報告しますと、三角小学校においては、平成１９年度の建設当時３３０人から１７８人と約４６％の減少となっております。続いて、不知火小学校においては、令和２年度建設当時３６５人から３６９人と約１％の増加、小野部田小学校においては、平成２２年度建設当時８８人から１０２人と約１５％の増加となっており、海東小学校においては、平成２２年度建設当時１１４人から５９人と約４８％の減少、豊野小学校においては、平成２４年度建設当時２５０人から１６５人の約３４％減少となっております。

次に、中学校施設を御報告します。不知火中学校においては、平成１９年度建設当時２８０人から１９４人と約３１％の減少、豊野中学校においては、平成２４年度建設１０１人から９６人への５％減少となっております。さらには、現在事業実施中の小川中学校においては、１５年前の平成１９年度からの推移では４１７人から３６１人へと約１３％減少、松橋中学校においては、８４４人から７９９人と８％減少している状況となっております。

次は、学校図書館の蔵書冊数について報告します。令和３年度の本市全小中学校の学校図書館蔵書冊数の合計は１７１，８２３冊で、１校当たり蔵書冊数の多い学校は、小学校が１１，８７８冊、中学校が２４，８３９冊、少ない学校においては、小学校が５，６５２冊、中学校が８，０９１冊となっております。文部科学省の設定する図書基準を達成している学校は１７校中１４校でありまして、小学校が１０校、中学校が４校となります。

次に、小中学校の図書購入予算についてです。図書予算の積算は、定額の２０万円と小中学校それぞれの単価に児童生徒数を乗じた額を合わせた額となります。

令和４年度の全１７校の図書購入予算を合わせると７２８万円で、一人当たりの

予算の多い学校は、小学校が4,321円、中学校は3,062円、予算の少ない学校は、小学校が1,177円、中学校は1,253円となります。

令和5年度の予算については、児童生徒数の減少により91,000円減の718万9,000円ですが、児童生徒一人当たりの予算は、前年度より少し高くなっている状況です。

最後に廃棄されていない蔵書等についてです。破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書や記述内容・掲載資料等が古くなった図書、また新しい学説や理論が採用されていない利用価値の失われた図書等については、今後、学校司書等と連携し、随時、廃棄や更新を行ってまいります。加えて、本年度各学校に導入しました図書管理システムを活用し、蔵書の貸出し・返却等の業務効率化等を図ってまいります。

今後も、児童生徒が利用しやすく親しみやすい学校図書館の整備に努めてまいります。

○19番（入江 学君） 少子化が進み、小野部田小学校のみ14人の増加がありましたが、松合小学校の閉校等、空き教室も出ているような状況が見られます。今後の学校建設の参考にしていただきたいと思います。また、図書購入費は小学校で多い学校と少ない学校では3,144円、中学校では1,809円の格差が生じており、市内の教育の機会均衡に反するものではないかと思われます。その点、どのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

また、世界情勢の中にロシアがソビエト連邦、ドイツが西ドイツ、東ドイツが記載されている書物もあったやにお聞きしております。いかがでしょうか。調べる学習に図書格差が影となり、教育の情報化が進むが、紙の図書は学びに不可欠な情報源であり、デジタルだけでは読む力や情報活用能力を支える基盤は整わないと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 図書購入の予算につきましては、学校の児童生徒数により多少の格差は生じておりますが、学校ごとに工夫をされ、予算の範囲内で対応していただいております。我々市長部局としては、予算配分の立場で、現在、学習支援員等の増員や学校給食費の無料化など大きな予算を配分し、学校教育の更なる充実を図っているところです。

宇城市の未来を担う子どもたちのためにも、今後も、適切な教育環境の整備に努めてまいります。

○19番（入江 学君） 調べる学習に図書格差が影となり、教育の情報化が進むが、紙の図書はやはり大切なんです。そんなことで給食費も無料化をいたしましたので、是非市の将来を担っていただく子どもさんのためにも、是正をしていただければと

思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（溝見友一君） 4回目になりますけれども。

○19番（入江 学君） では、次に移りますが、申し訳ありません。

新年度の予算編成の基本方針についてお伺いをいたします。日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつありますけれども、国際的な物価高騰や円安の影響等により経済環境は厳しさが増しております。経済財政運営と改革の基本方針に基づき、国の予算編成の動向も踏まえ、本市の将来持続可能な市政運営に向けて、どのような基本方針、スタンスの下、新年度予算を編成されておられるのかを改めてお伺いをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 予算編成の基本方針について、先の当初予算の詳細説明と重複するところもありますが、改めて説明いたします。

当初予算の編成にあたっては、国の方針と同様に、本市においても国の第2次補正の関連予算を12月補正に続き、今回も補正予算を計上し、令和5年度予算と一体として対応していくところでございます。

まず、本市の財政状況は、市税等の一般財源が歳入の3割程度と乏しく、人件費や扶助費などの義務的経費が歳出の約5割を占め、経常収支比率が高い水準にあることから、財政の硬直化が懸念されておりますが、合併効果や行財政改革の取組により、基金が増資できたこともあり、財政の健全度を示す健全化判断比率は健全段階に位置しております。

また、熊本地震からの復旧・復興をはじめ、老朽化施設の改修や建て替え等に伴い、市債残高は増加傾向にありますが、有利な起債を最大限に活用しているため、財政指標の悪化に大きく影響するものではなく、必要な投資を適切な時期に行うことを前提に、事業の優先順位等を厳しく選択を行うことで、必要不可欠な公共サービスを維持・推進している状況であります。

このような中、令和5年度の予算編成の基本方針といたしましては、第1に、宇城市総合計画及び重点政策事業の着実な推進を掲げております。具体的には、第2次宇城市総合計画の後期基本計画に掲げる、5つのまちづくり基本目標に基づき、重点政策事業や市民ニーズを的確に把握した上で、何をすべきかを職員一丸となって考え、デジタルの力や多様な地域資源を最大限に活用し、効率的・効果的な事務事業を計画することとしております。

第2に、行財政構造の抜本的な見直しを掲げています。限られた財源・人員の中で、効率的で持続可能な行財政運営を図るためには、歳入に応じた歳出への転換、まさに歳出改革が喫緊の課題であり、歳入・歳出両面において抜本的な見直しを行うこととしております。今後、子ども医療扶助の拡充をはじめ、少子高齢化の進行

に伴う社会保障関係経費の増嵩、老朽化した公共施設の改修や建て替え、道路等のインフラ整備などの大型事業に、今後も多くの事業予算が必要となることが見込まれるため、引き続き、持続可能な市政運営に向けて、安定した財政基盤の維持に努めてまいります。

○19番（入江 学君） 予算編成の基本方針について、事務事業を重点的に見直し、新年度予算を組み立てておられることは理解できますが、年々増え続ける社会保障経費や、今後も続く大型建設事業等の財政出動、また広域連合の負担を考えれば、将来の安定した財政規模が危惧されるため、歳出改革が重要と考える中、持続可能な市政運営に向けて、本市の具体的な改革の取組についてお尋ねをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 令和5年度予算においては、歳入歳出それぞれの視点で、具体的な要求基準を設定し、予算を編成しております。

まず、歳出面では、事務事業消化型から政策課題解決型への体質改革を促し、事業目的を明らかにした上で、経営感覚を持ち、真に必要な事業への予算の重点化を図ることとしております。

また、業務の整理合理化・施策水準の見直しなど、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、成果、効果を検証し、見直しなどに努めるところでございます。

一方、歳入面では、財源確保に向けた取組を積極的に推進することとし、具体的には、将来の税源かん養につながる企業誘致や産業振興への取組、適正課税の推進、未利用資産等の新たな有効活用、未収金対策等の推進を図ることとしております。

また、国県の補助事業については、法令や制度等の情報収集にアンテナを高くし、効果的に財源活用ができるよう計画的に進めるとともに、ふるさと納税などの創意工夫による収入確保に、積極的に取り組むところでございます。

今後も、限られた財源を最大限有効活用することを前提に、単に慣習・慣例による予算要求とせず、事務事業の分析・評価、優先度を見極めながら、部局間の横断的な調整を図った予算編成に努めてまいります。

○19番（入江 学君） 地方の歳入が伸び悩み、落ち込む中、地方債の発行や公共工事の歳出の増加は福祉分野をはじめとした市民サービス等の見直しの対象となり、財政健全化が課題となり、賢い支出が一層求められることを申し添えたいと思います。

最後に、インフラ老朽化のトリアージについてお伺いをいたします。皆さん御存じのとおり、2021年12月、山梨県の自動車道でトンネルの天井板を支えるアンカーボルトの脱落で、自動車3台が押し潰され、9の方が亡くなっておられる事故を踏まえて、1960年以降の高度経済成長を背景にできている老朽化対策を急ぎ、安全と長寿命化、加えて事業や歳出の計画性、当市の橋りょうや隠れ借金と

も言われている当局の下水道管、上下水道管、その計画性を問いたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） まず、土木部より橋りょうに関するものをお答えいたします。

先ほど議員が質問の中で話されたとおり、平成24年に山梨県で発生しましたトンネル天井板の落下事故を受け、国等において、道路老朽化に対する緊急点検が実施されました。

点検結果を受け、平成25年に道路法が改正となり点検基準の法定化がされ、全国にある橋りょう約70万橋、トンネル約1万本について、平成26年度から5年に1回、近接目視による点検を実施することになりました。

市では、市道に架かる橋りょう約1,100橋を平成26年度から平成30年度までを1巡目、平成31年度から令和5年度までを2巡目として、点検を継続実施中でございます。

点検結果には、ⅠからⅣの判定がありますが、若い番号ほど健全であるとされております。

判定基準がⅢを超える橋りょうにつきましては、早期に措置を講ずべき状態であることとされております。そのため、修繕及び補修工事等で対応をしているところでございます。

宇城市の判定状況は、1巡目で判定Ⅲを超えた橋りょうが72橋ありましたが、このうち42橋については既に改善、改修を行い、22橋は現在補修に着手しており、未着手の1巡目の残りの8橋については、令和5年度に橋りょうの補修に着手する予定でございます。

道路や橋りょうなどの社会インフラは、日常生活や経済活動を支える基盤であり、その適正な維持管理に持続的に取り組んでいく必要があります。

限りある資源で、どのように健全な状態で適正な量の社会インフラを将来市民に引き継いでいけるのか、持続的・計画的に着手できるよう優先順位を定め、市内の道路、橋りょうの維持管理に努めてまいります。

○上下水道局長（木見田洋一君） 続いて、上下水道施設の状況についてお答えいたします。

まず、上水道施設につきまして、本市の水道事業の管路は導水管、送水管、配水管合わせて約530キロメートルに及びまして、そのほか、井戸等の水源、浄水場、配水池、加圧ポンプ所等の施設も保有しております。

これらの施設は、旧町時代に建設され合併により引き継いだものが大部分でありまして、耐用年数を経過するものも多く存在しております。

このうち、管路施設につきましては、布設から40年以上経過した管も多く、老

朽化による漏水が増加している状況です。こうした漏水を防ぐために、必要性また緊急性を有する箇所から、随時新しい管への布設替工事を行っているところです。

今年度は、松橋町の基幹管路に古く脆弱な石綿管が使用されていることから、この布設替え事業に着手し、令和8年度までの取替えを予定しているところです。

次に、下水道施設につきましても、管渠延長275キロメートルのほか、処理場、マンホールポンプ場等の施設を保有しております。

昭和50年代以降に建設されているため、水道施設に比べますと若干新しい施設が多いですが、松橋不知火公共下水道の区域におきまして、初期に建設された施設は40年を経過しており、管渠の老朽化による不明水の侵入も増加しております。

上水道及び下水道は、市民生活に欠かすことのできない社会インフラであり、将来にわたって安定的にサービスを提供していかなければなりません。このため、老朽施設の更新は避けては通れず、急務であると考えております。

本市では、現在、水道事業においては、施設更新計画であるアセットマネジメント計画策定に向けた精査と、水道施設台帳の整備等を行っており、下水道事業においても、ストックマネジメント計画を策定し、処理場及び管渠の更新事業に取りかかっております。

しかしながら、現有する全施設をそのまま更新するとなりますと、莫大な費用が必要となりますことから、重要度や緊急度等による更新施設のしゅん別が必要であり、施設の統廃合や人口規模に応じた施設規模への見直し等も必要になってくるものと考えられます。

施設の更新にあたりましては、財政収支を十分に考慮した上で、将来的な安定経営を念頭に置いた更新計画策定に努めてまいります。

○19番（入江 学君） よく理解をすることができました。

最後に、うちの2か所あるトンネルはいかがでしょうか。

○土木部長（梅本正直君） トンネルの状況についてお答えいたします。

本市には、三角町の市道底江・大口線に市が直接管理するトンネルが1本、小川町には、市道小川・泉線の市境界にある八代市に管理を委託しているトンネルが1本あります。

三角町にあります手場ずい道、これは明治36年築造とかなりの年数が経過していることから、令和2年度に大規模拡幅改修工事を実施しております。

また、いずれのトンネルについても、法に基づき定期点検を行い、必要な維持管理に努めております。

○19番（入江 学君） いずれにしても、歳出改革や事業の計画性は問われるわけがありますので、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

ちょうど時間が来ました、12時を過ぎましたのでこれで終わりたいと思いますが、3月をもって退職される皆様方には、長い間大変お世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、入江学君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、高橋佳大君の発言を許します。

○13番（高橋佳大君） こんにちは。会派彩里、13番、高橋佳大です。最終日最後の質問です。お疲れとは思いますが、今しばらくお付き合いください。通告していた案件を議長のお許しがありましたので、大きく4つの質問をさせていただきます。

現在、今までにない厳しい農業の情勢が続いております。それで、まず1番目に、農業の現状についてを質問させていただきます。県内の基幹的農業従事者は、2020年で51,800人で、20年前に比べて4割減少し、6割が65歳以上の高齢者です。経営面をはじめ、農業をめぐる状況の厳しさから、専業農家が子どもに跡を継がせなくなり、意欲的な若者も規模拡大しようにも資材の高騰、製品に価格転嫁する難しさが壁になっているのが現実です。そこで、本市の農業従事者とその後継者の現在までの推移及び今後の予想、売上高の推移を伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 農業の経営体の数は、平成17年の2,744件から15年間で約900件減少し、令和2年では1,860件まで落ち込んでいます。50歳未満の若年層の経営主数も、平成17年の580人から令和2年の194人と、15年で約3分の1に減少し、50歳未満の従業者数も平成17年の1,306人から令和2年には688人と半減しています。後継者数は年平均10人ほどとなっています。

今後の担い手不足と著しい高齢化を推測させる数値として顕著に現れています。

また、農業の販売額については、耕種、畜産、加工の総合計額が平成30年185億円、令和元年223億円、令和2年227億円と微増ではありますが上昇しています。

このうち、耕種類の主なものの販売額は、米が平成30年20億円、令和元年19億円、令和2年19億円。同様に野菜類は90億円、86億円、86億円。同じく果樹は47億円、46億円、51億円となっています。

品目別は収穫量の数値ではありますが、議長のお許しを得て議員の皆様にお配りしております。宇城市農産物収穫量にまとめております。

収穫量が最も多いのはトマト類で、令和元年が10,850トン、令和2年12,474トン、令和3年9,147トンとなっています。令和3年の減収はウイルス感染によるものですので、本年産には影響はございません。

○13番（高橋佳大君） この問題は、昨日の豊田議員と重複する部分があります。でも私は私なりに質問をしたいと思います。経営体数は平成17年の2,744件が、令和2年では1,860件に落ち込み、50歳未満の経営主数も、平成17年の580人から令和2年には3分の1に減少し、従業者数も平成17年の1,306人から令和2年には688人と半減しているのが分かります。数字からだけ見ますと、あと20年か30年したら、ほとんどの方が農業を廃業される兆候にあります。農業の販売額は多少微増の傾向ではありますが、売上高はその年回りで気候の変動もありますので、一概には語れません。農家が減り続ける現状に問題はどこにあるのか。要は売上高を上げて生産コストがかかりすぎては、仕事として選択肢ができるのでしょうか。収益性がなければ職業として疑問を感じます。ハードルは高いと思いますが、コストを価格に適正に転嫁できる価格形成や農家形成の仕組みづくりが必要だと思います。昔から、価格形成は農家側からではなく、市場側からの順に決まっております。外国では、コストに連動して価格が上昇する仕組みが構築されております。資材が高騰し生産物は従来どおりです。先が不透明な農業の課題を農政局や行政の方々には本気で取り組んでほしいと思います。また、農業従事者もその自助努力も必要だとは確かに思います。この問題は、昨日の豊田議員の質問と重複しますが、農業の発展には農業関係の各種団体との連携は欠かすことができないと思いますが、向上にはその働きが機能しなければ何の意味もありません。

そこで、②の稼げる農業を目指すにはどうしたらいいか、収益を出すための農業政策を市はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） はじめに、価格転嫁の実情を申し上げます。

総務省がまとめた直近の消費者物価指数では、食料品は前年比で4.2%上昇し、光熱・水道の14.9%などに続く上昇率でありましたが、値上がりした品目を見ますと、小麦粉など輸入原料が多い加工品が中心で、国内生産の多い野菜や米はそれぞれ6.7%、4.5%のマイナスとなっています。

日本農業新聞によりますと、JAが肥料費や動力光熱費など増加するコストを卸売会社へ提示しても、反映できるのは一部であるそうです。これは、冷え込む消費を意識してスーパーなどが値上げに慎重となる現状は深刻であり、生産コストの増加に見合った適正価格の実現は容易ではないとのことでありました。

高橋議員御指摘の収益を出すための農業政策は、就農への関心が深まることにもつながる大変大きな課題として受け止めています。

高品質によるブランド化、販売ルートの新規開拓、付加価値をつける、収穫量を増やすなど、これまでも数多く検討されてきた課題であります。分類すると「売上げを増やす」か「費用を減らす」かのどちらかになってまいります。

本市ではこれから、「売上げを増やす」では、農地の集積・集約で作業効率を向上することによる作付面積の拡大、さらに裏作で小麦、大豆、ブロッコリーなどの土地利用型作物の導入、繁忙期の労働力を補う作業受託や農業ヘルパーなどの労力支援体制の確立、また、「費用を減らす」では、生産設備や高性能農業機械の共同利用の促進から手がけていくよう考えています。

これから先、税制、融資、補助金などの優遇措置は、大規模な経営体や運営基盤が整った任意組合、法人へより傾斜していくものと予想されますので、まずは生産基盤の整備から、農業者の皆様との議論を重ねていきたいと考えています。

○13番（高橋佳大君） 私も50年、現場の人間です。稼げる農業、数年前までには余り耳にしなかった言葉ですけれども、現在の農業情勢を見ると、大変厳しい中、今後はもっともっと厳しい課題だと認識しております。答弁で、スーパーなどで冷え込む消費を意識して値上げに慎重になり、コストの増加に見合った適正価格の実現は容易ではないとあります。十分に承知はしております。でも今までなかった解決策、無理難題の壁に向かって諦めずに新しい活路を見出して、消費者の方々の理解を得ながら進んでいければと思います。また、市の課題を分類されております。売上げを増やすか、費用を減らすかとあります。前者は、規模拡大して農地を集積し、農地の複合利用、後者は、高額な農業機械の共同利用の促進など、これらのことを鑑みますと、これからは御指摘のとおり、任意組合または法人化の整備が喫緊の重要な課題になってくると思います。

そこで、次の質問に入ります。大きな2番目の国営基盤整備についてです。国営緊急農地再編整備事業が採択され3年が経過しますが、現在の進捗状況について伺いたいします。

○経済部長（浦田敬介君） 令和2年度に採択された国営緊急農地再編整備事業は、区画整理と排水機場を併せて整備する事業であります。令和16年度の完了を予定しています。

区画整理は、総面積777ヘクタールにも及ぶほ場の現況10アールから30アールの区画を、作業効率向上と暗きょ排水を備えた汎用化できる水田を目指し、50アールから1ヘクタールの区画に拡大させ、併せて、道路、水路及び用水パイプラインの整備を行います。

事業区域の19行政区を8工区に分け、既に排水機場の整備を終えている南豊崎工区、浅川工区の区画整理を本年度10月から先行して着手し、令和7年度の完成を予定しています。

その他の工区も同様に、事業詳細説明と集積のため所有権を新しく置き換えるいわゆる換地を行い、次に予定しています亀松工区及び出村・宇土割工区は、令和6年産の水稻の収穫が済み次第、工事に着手する計画です。

また、排水機場の整備は、五丁川河口と豊崎地区にそれぞれ1か所新設を予定しており、実施設計が済み次第、早ければ令和5年度内の着工になる予定です。

○13番（高橋佳大君） 整備については、当事者の方々は詳しいと思いますが、部外者の私たちはそれなりに状況を知る必要があると思い質問いたしました。区画整理は総面積777ヘクタールで、現況10アールから30アールの区画に汎用化できる水田を50アールから1ヘクタールに拡大して、水路などのパイプラインの整備をするとあります。工区、工事については大体分かりました。排水機場の整備が五丁川河口と豊崎地区にそれぞれ1か所とありますが、ここが1つのポイントです。今まで湛水以外が多かった地域に大雨にも負けない大型排水機場の整備を是非よろしくお願いいたしますして、2番目の水問題について質問いたします。

現在、休眠している松橋町第4水源地、通称、豊川浄水場について、不足しがちな施設園芸用水として活用はできないものかお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 施設園芸で使用する農業用水は、雑菌が少なく、水質・水温が安定している地下水が適しているため、それを求める要望は本営事業区域に限らず強くあります。

これは、旧干拓地の地域は、海岸線から近いことから、地下水への海水の侵入が疑われ、事実塩水化の傾向が見えていることによるものです。加えて、粘土質の土壌と地下水がかん養しにくい地形から、一旦塩水化してしまうと、水質の改善が期待できない状況になると受け止められているからです。

高橋議員御指摘の休眠状態の松橋町第4水源地は、平成30年度に九州農政局が国営事業採択へ向けての調査において、実際に水をくみ上げ、農業用水として活用できないか水質調査を行っております。

県の水質基準案では、電気伝導度ECは、0.4ミリジーメンス毎センチメートル以下、塩化物イオンCLは、200ミリグラムパーリットル以下が推奨されています。ただ、第4水源地では、ECが、0.4に対して1.09、CLが、200に対して336と濃度が高く、海水侵入の疑念は拭えないとし、農業用水への転用は適さないと判断されています。

○13番（高橋佳大君） いろいろと詳しいデータまで調査御報告ありがとうございます。

す。休眠状態の松橋町第4水源地は、平成30年度に九州農政局が国営事業採択へ向けての調査し、調査の結果、電気伝導度ECは及び塩化物イオンの濃度が高く、用水に利用できる基準値を大きく上回っており、転用には適さないとあります。

そこで再質問ですが、現状では水質の塩水濃度が高く、農業用水としては適さないとのことですが、大切な水源を除塩等の設備をされて、園芸用水に有効活用はできないものかをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 当該水源地の活用については、塩水濃度が高いことから、除塩に係る技術や費用など課題が多く、実現するには厳しい状況であります。

先般の永木議員への答弁と重複しますが、現在、本事業区域内の農業用水確保策として、国県などの関係機関と現状や課題を整理し、水質改善や地下水の除塩などの対応方針について協議を行っています。

○13番（高橋佳大君） この水問題は、当初からの懸案事項でした。さく井を掘ってもECの値が高く、施設園芸には適さない。いまだに解決していない重要課題だと理解します。答弁で、塩水濃度が高く、除塩に係る技術や費用面での課題があるとありますけれども、技術面では今は海水を真水に変えて、飲料水として利用されているところもあると聞きます。費用面も高性能な機材の導入ではなく、作物に適用できる範囲の水質でいいのですから、そんなに高額な経費が掛かるとは思いません。現在、大雨の多い気候でございます。周辺のECさく井では、ECの値は下がっていると聞いております。地下水かん養で水質も変わるおそれがありますから、引き続き関係機関と連携されて、除塩等の改善に検討をよろしくお願いいたしますして、水問題の最善の努力していただきたいと思います。

次の質問に入ります。3番目の完成後の農地利活用による稼げる農業へのビジョンです。国営事業は、将来の農業ビジョンを掲げて事業を行っていると思いますが、どの程度の稼げる農業を目指しておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 国営事業では、区画整理と排水機場の整備による排水対策を一体的に行うため、大区画化だけでなく、水田の汎用化が実現できます。

まず、米の生産は、大区画化や用排水路の整備により、作業の効率化や維持管理等のコスト低減が期待でき、さらに集落営農組織を立ち上げることで、大型機械の共同利用などを進め、生産コスト低減を図り、稲作農業の体質強化を目指しています。

また、排水対策により、これまで水はけが悪いほ場での作付けが困難であった大豆、小麦などの土地利用型作物や良好な水はけや通気性が欠かせないキャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜の栽培も可能となります。

排水対策による汎用化は、単に露地野菜の導入ということではなく、これまで9

8%にとどまっていた土地利用률을 150%前後までに引き上げることにともながり、さらに施設園芸の湛水被害も軽減できることから、収益の改善に寄与するものと期待しています。

○13番（高橋佳大君） 稼げる農業、難しい宿題でございます。ほ場を整備することによって区画の整理、大区画化や水田に大事な用水、排水機場の整備により、排水対策との一体化ができて、今までに湛水被害が出ていた水田の大部分が軽減できるとのこと。また水はけの悪かった水田も暗きょ排水の設置で、大豆・小麦などの土地利用型作物の導入、ブロッコリーやキャベツ、露地栽培の一年を通じて栽培が可能になり、土地利用률을 98%から 150%に引き上げることが可能です。集落営農組織などを立ち上げて、大型機械の導入など共同利用して生産コストの低減を図り、効率化で収益が上がる、この点がやはり稼ぐ農業につながるのかと思います。400億円とも500億円とも言われる事業でございます。予算の都合でどうなるか分かりませんが、宇城市の国営基盤整備事業、現在のカロリーベース、現在は38%の自給率を政府は目標として、2030年度には自給率45%を掲げられております。ちなみにウクライナの穀物自給率は440%でございます。隣の方々が欲しがらるわけです。国営事業を通じて少しでも食の安定供給、食を守る自給率の向上につなげて、これから若い世代の方々が稼げる農業経営のモデル地区となりますことを注目される事業であることを期待して次の質問に入ります。

大きな3番目の小川小学校についてです。小川小学校のプールは、学童保育所の隣にあります。私も3年前まで子どもの学童保育に送迎していて、プールを見るたびに、このプールでまともな水泳の授業ができるのか、大丈夫なのか、いつも不安でした。プールサイドの床面はめくれ、草木は生い茂り、見張り台は錆だらけの状態です。コロナ禍で3年間は夏休みのプールの開放など見送られておりましたが、今後は少し緩和される見通しです。こういうことを問題提起するのも、ほかの人はされません。私たち議員の務めでございます。子どもたちの安心・安全のために、昭和41年に完成した老朽化が著しいプールの改修が必要だと思いますが、いかなものでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 小川小学校のプール付属棟については、昭和41年6月に完成しており、築後57年を経過しております。

その後、昭和59年、平成10年及び平成19年に部分的な施設改修を行っているものの、高橋議員御指摘のとおり、老朽化が進行している状況にあります。

学校施設同様にプール施設の改修計画についても、令和2年3月に策定した宇城市学校施設等長寿命化計画により維持管理コストの縮減や、予算の平準化及び環境負荷の低減を目指し、長寿命化改修を基本として、各校の施設改修の計画を策定し

ています。

その中で、プール施設の整備方針については、経過年数、利用状況、健全度を総合的に判断して改修順位を設定しており、当該施設の改修順位は最上位に位置付けられている状況です。

しかしながら、学校プールの在り方については、令和3年第3回定例会においても、近隣学校プールの共同利用や公営または民間プールの活用における効果や課題について、今後改修を要する対象学校との議論の必要性を御報告しております。

小川小学校におきましても、老朽化が進むプール施設の整備方針については、本市の財政状況をはじめ、少子化の影響による児童生徒数の減少や効率的なプール授業の実施を踏まえ、対象学校や総合教育会議等を通じて議論を進めていきたいと考えております。

○13番（高橋佳大君） プールの施設の改修計画は、令和2年3月に策定した宇城市学校施設等長寿命化計画により長寿命化改修を基本として計画を策定しているとのこと、健全度を総合的に判断されて改修の順位を設定するとあります。その中で、小川小学校のプールは最上位の順位に位置付けられているとあります。しかし、学校プールの在り方としてのプールの共同利用や公営・民間プールとの活用性も視野に入れて、対象学校との議論も必要だと言っておられます。確かに財政状況や少子化の影響で、授業数の減少などを考えると理解できないこともないのですが、そこで、私の再質問です。児童数159人の児童を近隣施設の共同利用や公営・民営施設の活用においては、移動時間をはじめ、災害共済への適用などいくつかのリスクを考えた場合、果たしてそれで良い結果が出るのか疑問に思います。それと、プールの西側の道沿いに面して、ネットフェンスが張られております。老朽化と、背丈が1メートルぐらいですぐに上に登れます。そういうフェンスで囲ってありますけれども、安全面などを考えてはいかがなものでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 御指摘のとおり、改修方針のそれぞれにメリット及びデメリットが想定されます。

例えば、共同利用においては、施設管理に係る経費削減が図れる一方で、各校の実施曜日の調整事務の増をはじめ、移動手段や移動時間の確保、プール清掃や水質管理などの維持管理負担の偏りが想定されます。

また、公営及び民営施設の活用については、施設管理費に係る経費削減はもちろんのこと、専門インストラクターの指導による泳力向上及び教員の授業負担が軽減される一方で、実施曜日の調整事務をはじめ、移動手段や移動時間の確保、当該施設の利用規制などが想定されます。いずれにしても、他自治体の動向や教育現場からの意見等を踏まえ、総合的に検証しながら方針決定をしていきたいと考えて

おります。

なお、既存フェンスについては、老朽化をはじめ、設置高さについても御不安を与えている状況については承知しております。

施設利用者への危害のおそれがある場合には、部分修繕により早急に対応し、今後の小川小学校プールの整備方針についての協議を進めながら、今後の対応を検討していきたいと考えています。

- 13番（高橋佳大君） 今の答弁で、改修方法の方針にはメリット・デメリットがあり、メリットは、共同公営・民営の利用で経費の削減、デメリットでは、実施曜日の調整、事務の増、また災害共済の適用除外などが想定されるとありますが、私は、教育には少しぐらいの経費は必要だと思っております。水泳は大事な授業でございます。水難から身を守る技術を覚え、たかが水泳ではなく、されど水泳です。大切な授業時間でございます。

3回目の質問ではありますけれども、教育のまちづくりを目指される市長の御見解をお聞かせください。

- 市長（守田憲史君） 御質問の小川小学校プールの老朽化については承知しておりますが、学校プールを新たに建設するとなると、年間の稼働率に対し多額の費用が必要になります。

そのため、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、本市の財政状況や児童生徒数の減少などを考慮した、効果的で効率的なプールの利活用を今後検討していきたいと考えています。

- 13番（高橋佳大君） 早急には無理だと思いますけれども、やはり前向きな姿勢でこの問題に解決策を見つけてもらいたいと思います。市長、よろしくお願いします。また答弁で、既存のフェンスについても、施設利用者への危害のおそれがある場合とありますけれども、あってからでは遅いと思います。小野部田小学校も道沿いに面したところにプールがありますけれども、金網のフェンスとその上に有刺鉄線まであって高さも3メートルぐらいあります。安心・安全のためネットフェンスの検討をよろしくお願いいたします。

それでは、大きな4番目の質問に入らせていただきます。ハラスメントについてです。2002年、民間会社の代表を務める女性によってつくられた和製英語で、この言葉ができたことによって、泣き寝入りをしていた方々に光が与えられたと聞いております。主に、職場や師弟関係の労働現場で起きているのが一般的です。地位や人間関係などで、優位性を背景に精神的または身体的な苦痛を与える結果として、働く人たちの権利を侵害し悪化させる行為です。この前、大手の会社がセクハラについて、一度隠蔽されたら罰則もあると新聞に載っていました。

そこで、本市の社会基盤の前提的な中核である本市のハラスメントに対して、市の認識と防止対策の取組をお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本市におきましては、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、職員の能率の発揮及び職員が個人としての人権を相互に尊重し、快適に働ける職場環境づくりを目的とし、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びモラル・ハラスメントの防止、排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関し必要な、宇城市ハラスメントの防止等に関する規程を平成18年5月1日に定めております。

その規程の第6条には、苦情相談への対応としハラスメント相談員を置くとなっておりますので、年度当初に各所属よりハラスメント相談員の選出を行い、選出後は職員の業務掲示板におきまして、ハラスメント相談員名簿の公表、また、令和3年1月に策定しました、職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領を周知しております。併せて、ハラスメント等で困っている職員は、ハラスメント相談員または総務課の担当係へ相談していただくことを周知しております。

なお、ハラスメントに起因する問題について調査等を行う必要があると認めたときは、ハラスメント調査委員会を設置いたします。

今後も全ての職員が、互いの人格を尊重し合い、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを促進してまいります。

○13番（高橋佳大君） 答弁で、快適に働ける職場環境づくりを目的として、数々のハラスメント防止、排除など起因する問題が生じた場合に対し、宇城市ハラスメントの防止等に関する規程を平成18年5月1日に定められたとあります。合併当初からこの問題に理解を示されていることがよく分かります。方法としては、各所属からハラスメントの相談員を選出され、相談員の名簿の公表、また、困っている職員には、総務課などに相談することが周知されていて、問題が生じた場合、認めた場合は、ハラスメント調査委員会の設置で対策をされていることが分かります。

ここで、また再質問ですが、よければ具体的な取組状況がありましたら、お聞かせください。

○総務部長（天川竜治君） 職員は、ハラスメントをしてはならない。そのためには、ハラスメントに関する正しい認識を持ち、日頃から他の職員とのコミュニケーションを大切にし、他の職員への指導や助言にあたっても自身の言動に十分に注意しております。

また、職員を監督する地位にある職員は、ハラスメントの原因や背景となる要因を解消し、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラ

メント等の防止及び排除に努めておりますとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しております。

なお、職員からのハラスメント等に関する申出及び相談に対応するため、ハラスメント相談員を対象とした研修を実施しております。内容は、講話及び具体的な事例を基とした演習を行っております。令和5年度におきましても、ハラスメント相談員を対象とした研修を計画しております。

○13番（高橋佳大君） 誰もがハラスメントをしてはならない、正しい認識を持ち、コミュニケーションを大切にして指導や助言にあたっても、自身の言動に十分留意し、相手から疑惑を持たれるようなことをしないような配慮が肝心なところかもしれません。これは、職員からだけではありません。我々議員にもしかり、威圧的な言動は慎まなければなりません。忘れかかった頃に研修会などをされて、快適に働ける職場環境づくりに励んでもらいたいと思います。

最後になりましたけれども、今回定年退職をされる9人の方々、また執行部の5人の方々には、大変長い間行政職お疲れ様でございました。御苦勞様でした。特に議会事務局長の小川さん、次長の窪田さんには、長きにわたり私たちのお世話をしただきありがとうございます。また、退職されてもどこかでお会いすることがあると思いますけれども、そのときはまたひとつよろしく願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日10日金曜日から来週13日月曜日までは、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、10日から13日までは休会することに決定しました。

なお、11日及び12日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時43分

第 7 号

3 月 1 4 日 (火)

令和５年第１回宇城市議会定例会（第７号）

令和５年３月１４日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第１ | 議案第３１号 | 令和５年度宇城市一般会計予算 |
| 日程第２ | 議案第３２号 | 令和５年度宇城市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第３ | 議案第３３号 | 令和５年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第４ | 議案第３４号 | 令和５年度宇城市介護保険特別会計予算 |
| 日程第５ | 議案第３５号 | 令和５年度宇城市奨学金特別会計予算 |
| 日程第６ | 議案第３６号 | 令和５年度宇城市水道事業会計予算 |
| 日程第７ | 議案第３７号 | 令和５年度宇城市下水道事業会計予算 |
| 日程第８ | 議案第３９号 | 令和４年度宇城市一般会計補正予算（第９号） |
| 日程第９ | 発議第１号 | 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 発議第２号 | 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について |
| 日程第１１ | | 各委員会の閉会中の継続調査の申出について |

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２１人）

- | | |
|------------|-----------|
| １番 坂元大介君 | ２番 四海公貴君 |
| ３番 村上真由子君 | ４番 河野真理君 |
| ５番 吉良邦夫君 | ６番 田中美君君 |
| ７番 嘉古田茂己君 | ８番 原田祐作君 |
| ９番 永木誠君 | １０番 山森悦嗣君 |
| １１番 三角隆史君 | １２番 坂下勲君 |
| １３番 高橋佳大君 | １５番 溝見友一君 |
| １６番 園田幸雄君 | １７番 福田良二君 |
| １８番 河野正明君 | １９番 入江学君 |
| ２０番 豊田紀代美君 | ２１番 中山弘幸君 |
| ２２番 石川洋一君 | |

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市民部長	黒崎達也君	福祉部長	岩井智君
保健衛生部長	杉浦正秀君	経済部長	浦田敬介君
土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
総務部次長	舩井貴男君	市長政策部次長	福田真治君
市民部次長	星津章博君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	井住寿宏君	経済部次長	中川裕二君
土木部次長	平木恵一君	教育部次長	植野修君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
市民病院事務長	坂本優子君	上下水道局長	木見田洋一君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	坂井孝治君
農業委員会事務局長	岩竹泰治君		

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第 1 議案第 31 号 令和 5 年度宇城市一般会計予算

日程第 2 議案第 32 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 33 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 34 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 35 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 6 議案第 36 号 令和 5 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 7 議案第 37 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 8 議案第 39 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 31 号令和 5 年度宇城市一般会計予算から、日程第 8、議案第 39 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）までを一括議題とします。

去る 2 月 28 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件であります。委員会を 3 月 1 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 31 号令和 5 年度宇城市一般会計予算について、委員から「合併特例債が終わりを迎えて限度額に到達したとの説明を受け、交付税の見通しや借入金の残高、返済額などを知りたいと思うが、現在、中長期財政計画はあるのか」との質疑に対し、執行部から「中長期財政計画は一定の情報を基に作成しているが、今年度は事業計画が大きく様変わりしたことから、公表に至っておらず、令和 5 年度中には示したい」との答弁がありました。これに対し、委員から「これだけ大きな事業が急激に増えているならば、財政計画は当然あってしかるべき。我々も内容を把握する必要がある。はっきり分かるような計画を示していただきたい」との意見

がありました。

また、一般管理費の地域活性化起業人負担金について、委員から「総務省の地域活性化事業により東京、大阪、名古屋から民間のデジタル人材を一定期間受け入れ、情報政策課でDXの業務に当たってもらうとの説明があったが、将来的には人材を庁内で育成するという目標があると思うがどうか」との質疑に対し、執行部から「新たなIT関係の専門職を募集したが採用には至らなかった。またそれだけでなく、理系に長けた新人職員を育てていくことも必要と考えている」との答弁がありました。

次に、企画費の松橋駅西周辺開発整備基本構想等策定業務委託料について、委員から「当該事業に関しては地域の関心も高く、松橋駅はさらに活用しなければ市の将来に大きな禍根を残すと思う。高額な委託料が予算計上されているが、事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「プロポーザルで設計業者を選定し、地元住民に聞き取りを行いながら、排水の状態や防災上の問題など情報を入手し、具体的な図面をつくってもらう。それによって、農業振興地域の除外や用途区域、都市計画、排水計画などが具体化していく。市は、それを基にまちづくりを行う」との答弁がありました。これに対し、委員から「この開発は十分な過疎対策にもつながる事業ではないかと思う。水問題などの解決すべき課題も多いが、優秀な業者の中から慎重に委託業者を選定し、内容を精査して、まずはすばらしい絵を描いてもらい、一つずつ実現することになると思う。行政の仕事に加えて民間の力も取り入れ、しっかりやっていただきたい」との意見がありました。

同じく委託料で、eスポーツ拠点施設関連の予算について、委員から「eスポーツの利用状況はどうか。また、また支所とeスポーツゾーンの間に仕切りがないが、騒音などの問題はないのか」との質疑に対し、「利用状況は2月末現在で延べ1,217人の利用があっている。騒音の問題については、支所が開いている平日には、大声を出さないスマホの相談会等を実施し、支所が開いていない休日に、スポーツイベントを組むなどの運用をすることで対応している」との答弁がありました。さらに、委員から「ふるさと納税型クラウドファンディングの寄附金を充当するとの説明を受けたが、進捗状況はどうか。また、土日に子どもと利用したが、どの機材もいっぱいになっている。今後増設の予定はあるか」との質疑に対し、執行部から「寄附金額は現在1,023万円ほどになる。当初の目標額は500万円であったが、既に200%を超える寄附が集まっている。機材の増設については、現在6台設置しているパソコンを4台追加、4台設置しているドローンをさらに4台増設する予定である」との答弁がありました。

次に、グラウンド費のふれあいスポーツセンター観覧席設置工事費について、委

員から「120人分の観覧席ができると説明を受けたが、どのようなものか」との質疑に対し、執行部から「現在は、南側の市道沿いの歩道から観覧されているが、危険性があったのでそれを回避するため安全な場所に観覧席を設けるもの。北側をコンクリートでかさ上げし、そこにベンチを設置する」との答弁がありました。また、委員から「このグラウンドは、開発当時は調整池の役割を果たす施設であったと記憶しているが、面積が減るのであれば貯留機能に影響はないのか」との質疑に対し、執行部から「観覧席を設置する場所は、調整池の役割を果たすグラウンド部分の外側であり、それぞれ切り離して考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「外であれば問題ないと思うが、調整池として指定されているかの確認は必要。観覧席はもともと必要であったものが今回できるわけで、サッカーを見に来る方、地域の方からは喜ばれると思う。しっかり管理していただきたい」との意見がありました。

最後に、議案第35号令和5年度宇城市奨学金特別会計予算について、委員から「貸付残高は約5,800万円、基金残高は約1億2,000万円との説明を受けたが、それだけ申込みが少ないと捉えてよいのか」との質疑に対し、執行部から「令和2年度まで少なかったが、令和3年度に入学支度金制度を新設後、応募件数は令和3年度に6件、令和4年度は8件に上がってきた。今後は、一般貸付も支度金の申込みも増加すると見込んでいる」との答弁がありました。それに対し、委員から「現在、基金の活用されていない部分が大きいのであれば、給付型の追加等も検討すべき」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を3月2日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第31号一般会計予算のうち、商工費の物産展実行委員会補助金につ

いて、委員から「フラワーフェスタと食とモノの祭典に代わる宇城市観光物産フェアに対しての補助金の算定はどのようにしたのか」との質疑に対し、執行部から「前年度の食とモノの祭典の補助金と同じ金額を計上しており、フラワーフェスタに計上していた額は入ってない。今後の展開は、補助金だけではなく協賛企業を募り、共に展開できればと思っている。また、実績評価により、予算要求を検討していく」との答弁がありました。これに対し、委員から「新しくステップアップをする事業であれば、しっかり予算を確保し、成功させてもらいたい」との意見がありました。

同じく、地域商社機能強化推進事業委託料について、委員から「前年度までは国の交付金で行っていた事業を、令和５年度は市単独事業として継続する理由は何か」との質疑に対し、執行部から「令和４年度までは、国の２分の１の補助で年間１２０万円程度の事業費で行っていた。事業内容は、県外のイベント会場等に出向いて、宇城市の物産、特産品のＰＲや、バイヤーを呼んで生産地の現地視察を行い、買い付けもあっている。現在、東京の大手デパート等で特産品を扱っており、また海外へも太秋柿、シャインマスカットなどを輸出している。このようなＰＲ活動を継続的に行うことでリピートにつなげていき、それがふるさと納税にも結び付く有効的な事業だと判断した」との答弁がありました。これに対し、委員から「もっと成果が出れば、大きな予算を確保し、大々的に行ってもらいたい」との意見がありました。

次に、農業費の農地中間管理事業補助金について、委員から「三角町大口地区の基盤整備完了後の農地活用の計画はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「区画整理後、柑橘類を植え付ける予定である。県の補助事業に沿って事業を進める予定だったが、不採択となり、予算確保が厳しくなったことから他の方法を検討中である」との答弁がありました。また、委員から「県が整備したものを、今後、生産を上げるような環境整備をどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部から「作付けは、営農計画において令和６年３月に柑橘類を定植予定である。作物については、ほぼ１００％決まっている。また、不採択となった補助事業については、他の事業で対応できないか県と協議を重ねている状況である」との答弁がありました。

次に、土木費の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金について、委員から「市民へ危険区域の周知はどのように行われているのか。また、申請は災害後に行うのか」との質疑に対し、執行部から「急傾斜地危険区域指定は県が行い、対象家屋の方には通知及び周知を行っている。なお、区域指定を見直すごとに新たに指定された方には通知及び周知している。また、申請については、区域指定内であれば災害発生

によらずいつでも申請できる」との答弁がありました。

次に、議案第36号水道事業会計予算について、委員から「今後、水道料金統一の見通しはあるのか」との質疑に対し、執行部から「現状は認可区域ごと水道料金にばらつきがある。料金統一については課題の1つであり、今後は、施設更新計画の中で財源計画をすり合わせた上で検討していく予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「市民に新たな負担が出ないような事業計画と予算立てをしてもらいたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件であります。委員会を3月1日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第31号一般会計予算のうち、諸証明手数料などを含む総務手数料について、委員から「歳入が前年比で1割ほど減額されているが、この減額の原因は何か」との質疑に対し、執行部から「マイナンバーカードの所有者が増えたことで、窓口ではなくコンビニ店などでの交付が増えたことが要因」との答弁がありました。また、委員から「コンビニ店での交付が増加したのであれば、窓口業務委託料も今後減少する可能性があるのか」との質疑に対し、執行部から「入札において決定しているが、今後も継続して窓口業務を依頼しており、金額は3年間同額である。多少人件費が高騰しているの見直しの必要性を考えているが、今後、証明書発行業務が減少すれば、その業務に代わる他の業務を検討して、委託できるものがあれば変更契約して内容を見直していきたい」との答弁がありました。

続いて、社会保障・税番号制度対策費について、委員から「現在、マイナンバーカードの申請をされていないのは主にどのような方々がおられるか。例えば、介護サービスを受けている高齢者の方が多いとなれば、本人に直接働き掛けるほかに、事業所やケアマネージャーなどに協力を求めた方が効果的にできるのではないか」

との質疑に対し、執行部から「高齢者の申請率は低いですが、同様に若い世代も低い。しかしながら、今後マイナンバーカードの必要性などを説得していく対象は、高齢者の方に焦点を当てていきたいと考えている。今までは新型コロナで施設や企業への訪問が困難だったが、今後コロナの分類が改められると、施設や企業への訪問が可能となるので、積極的に推進していきたいと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「マイナンバーカードの交付率を上げるためには、是非市民部だけではなく、様々な部署で横断的に協力して励んでもらいたい」との意見がありました。

続いて、出産応援交付金・子育て応援交付金について、委員から「クーポン券による支給を予定しているとのことだが、クーポン券とは具体的にどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「クーポン券の使用条件や配布の方法等についての詳細はまだ決定していない。国が例示しているものは、おむつの購入費や育児サービスに対して使用可能なものがあるので、これらを参考にしながら子育ての支援や負担軽減に直接つながる方法を考えている。また、熊本県が広域的に利用できる制度設計を行う予定で、その詳細が判明以降は、県のシステムを利用するかどうかの方向性を含めて検討したい」との答弁がありました。

続いて、地域おこし協力隊活動補助金について、委員から「地域おこし協力隊3人分の補助金が計上してあるが、活動予定の内容はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「地域の福祉分野における担い手不足を補うことから、行政とは異なる視点で本市の福祉課題を発見し、将来の起業及び定住につなげていただくような構想を考えている。具体的には地域のコミュニティに参加していただいて、地域福祉に関するニーズ、またはどのような困りごとがあるのか発掘してもらうことを期待している」との答弁がありました。これに対し、委員から「地域おこし協力隊活動は、総務省の10分の10の国負担事業である。これまで福祉関係で地域おこし協力隊の設置はなかったが、定住していただきたいという思いは非常に強いことから、この新規事業は良い試みだと注目している。協力隊の方々を執行部でしっかりとサポートしていただきたい」との意見がありました。

続いて、公的病院等運営助成補助金について、委員から「どの病院にどの程度支出しているか、また算定の根拠は何か」との質疑に対して、執行部から「助成対象は社会医療法人及び社会福祉法人で、市内の対象は宇城総合病院及び済生会みすみ病院である。算定方法としては交付税と同様の方法で算定、支出している。また、病床数に応じて単価が決まっているが、全ての病床が対象となるわけではなく、救急病床として宇城総合病院が12床、済生会みすみ病院は24床が対象となっている。金額としては、宇城総合病院がおよそ5,326万円、済生会みすみ病院がお

よそ5,522万円である」との答弁がありました。

次に、議案第32号国民健康保険特別会計について、委員から「出産育児一時金補助金について、現行の42万円のところを令和5年度から50万円になることは非常に良いことだと思うが、現在の出生率はどのようになっているのか」との質疑に対し、執行部から「市全体の出生数は、令和元年度は380人、令和2年度は353人、令和3年度は373人、令和4年1月から12月は364人である」との答弁がありました。また、委員から「50万円に増額したからといって、急激に出生数が増えることはないかもしれないが、今後の出生数の上昇に寄与するものだと感じている。この事業とは別に、所管部署で可能な少子化対策として今挙げられるものはあるか」との質疑に対し、執行部から「長期スパンで見ると新型コロナ以外にも、例えばリーマンショック時の翌年に出生数がかなり減少しているように、大きな事案が発生した翌年は出生数が下がる傾向にある。本市では過去550人程度の出生数があったが、現在本市において出生数を上げるための具体的な方策はない状況。国の方でも所得の緩和策など議論検討されているので、国の今後の動向を見据えながら本市としても対応していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第39号令和4年度一般会計補正予算について、委員から「宇城広域連合新クリーンセンターのしゅん工予定はいつ頃になるのか」との質疑に対し、執行部から「現在、建屋が5割程度、設備関係は8割程度完成している。工期は令和6年3月までであるが、令和5年9月までに完成させて、試運転を令和5年12月頃に予定している。令和6年4月から稼働を目指している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 民生常任委員会に質問です。議案第32号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算についてなのですが、議案第16号で保険料の一部を改正する条例の改正がありました、これは否決というふうになっております。この影響について委員長報告の中で触れられていなかったのですが、その内容について聞きたいのですが、確認の意味で、この議案第16号の否決の影響というのは、この令和5年の当初予算には全く影響がないというふうに理解しているのかどうかというのが質問です。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） ただいまの原田議員の質問にお答えをいたしたい
と思います。原田議員、民生常任委員会に傍聴においでいただきました。最初から
最後まで委員会について傍聴しておいでだったので、内容についてはしっかりと把
握していただいていると思います。

○8番（原田祐作君） 分かりました。

○議長（溝見友一君） ほかに質疑はありませんか。

○21番（中山弘幸君） 今ほど原田議員からも質疑がありましたけれども、お尋ねで
すが、この国保の予算について条例改正は否決されたのですが、この予算そのもの
は保険料が上がるという前提の予算であったのかどうか、それとも現行のままの予
算であったのか、そういった議論があったのか。それと委員長にお尋ねですが、委
員長はこれをどのような理解でその議事を進められたのかお尋ねいたします。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 今、中山議員の質問にお答えしたいと思います。
委員会の中では、今、中山議員がおっしゃったことについての議論はありませんで
した。

○議長（溝見友一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

これから、議案第31号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、
討論なしと認めます。

これから、議案第31号令和5年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、
押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議
案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対
の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第32号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、
討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決しま
す。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案
可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボ
タンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３３号令和５年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３４号令和５年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３５号令和５年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３６号令和５年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３７号令和５年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３９号令和４年度宇城市一般会計補正予算（第９号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 9 発議第 1 号 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 9、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、発議第 1 号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 10 発議第 2 号 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 10、発議第 2 号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定についてを議題とします。

これから、発議第 2 号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 11 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第 11、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第 110 条の規定によって、お手元に配布しております所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 1 回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 10 時 37 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第 5 号	令和 4 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 9 号	宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 1 号	財産の取得について（学校給食センター食器及び食器かご等購入）	可 決
議案第 2 2 号	財産の取得について（学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入）	可 決

議案第 3 0 号	熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可 決
請願第 2 号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書	不 採 択

宇城市議第 6 5 4 号
令和 5 年 3 月 2 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議第 6 2 6 号
令和 5 年 2 月 2 1 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第 6 号	令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 7 号	令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 8 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 9 号	宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 2 4 号	権利の放棄について（市営住宅家賃等の債権）	可 決
議案第 2 5 号	権利の放棄について（水道料金の債権）	可 決
議案第 2 7 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）	可 決
議案第 2 8 号	市道の路線の廃止について	可 決

議案第 29 号	市道の路線の認定について	可 決
----------	--------------	-----

宇城市議第 6 5 4 号
令和 5 年 3 月 2 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第 2 号	令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 3 号	令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 4 号	令和 4 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 号	令和 4 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 3 号	宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 4 号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 1 6 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	否 決
議案第 1 7 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	財産の無償譲渡について（宇城市立豊野保育園の建物等）	可 決
議案第 2 3 号	権利の放棄について（平成 2 6 年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権）	可 決
議案第 2 6 号	権利の放棄について（病院事業の債権）	可 決
議案第 3 8 号	国民健康保険宇城市民病院使用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第 6 5 4 号
令和 5 年 3 月 2 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 2 号	令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）	原案可決

令和5年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

議 員 名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂 元 大 介	四 海 公 貴	村 上 真 由 子	河 野 真 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勳	高 橋 佳 大	高 本 敬 義	溝 見 友 一	園 田 幸 雄	福 田 良 二	河 野 正 明	入 江 学	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
議案第1号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第2号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第3号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第4号 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第5号 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第6号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第7号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第8号 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第9号 宇城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	●	○	原案可決	17	2
議案第10号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第11号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第12号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第13号 宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第14号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第15号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第16号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	欠		●	●	●	●	●	●	●	否決	0	20
議案第17号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	棄	○	○	○	○	○	原案可決	19	0

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勳	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
議案第18号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第19号 宇城市農産物処理加工センター条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第20号 財産の無償譲渡について(宇城市立豊野保育園の建物等)	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	●	○	可決	16	4
議案第21号 財産の取得について(学校給食センター食器及び食器かご等購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	棄	○	可決	19	0
議案第22号 財産の取得について(学校給食センター食器用・食缶用コンテナ購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	棄	○	可決	19	0
議案第23号 権利の放棄について(平成26年度臨時福祉給付金の返還に伴う債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第24号 権利の放棄について(市営住宅家賃等の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第25号 権利の放棄について(水道料金の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第26号 権利の放棄について(病院事業の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第27号 指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふると交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第28号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第29号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第30号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第31号 令和5年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	棄	○	原案可決	19	0
議案第32号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	棄	○	原案可決	18	0
議案第33号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第34号 令和5年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第35号 令和5年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0

[illegible]